

令和7年度
包括外部監査の結果報告書

農業行政に関する財務事務執行及び事業管理について

佐賀県包括外部監査人
公認会計士 田村祥三

目次

第1	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	事件を選定した理由	1
4.	監査要点及び主な監査手続き	3
5.	監査の実施期間	4
6.	監査従事者の資格及び氏名	4
7.	利害関係	4
8.	用語の説明等	4
9.	略語の説明等	5
10.	その他	5
第2	監査対象の概要	6
1.	佐賀県農業の概要	6
2.	営農類型別の農業経営モデル	8
3.	さが園芸 888 運動	16
4.	佐賀県「食」と「農」の振興計画 2023	22
5.	水田農業の改革方針	28
6.	肉用牛経営の状況	37
第3	監査の結果及び意見(総括)	39
1.	全般的な監査意見等	39
2.	個別の監査結果及び監査意見の項目	52
第4	振興計画 2023 等の監査意見	56
1.	「振興計画 2023」、「園芸 888 運動」	56
2.	営農類型別の農業経営モデル	65
第5	個別の監査結果及び監査意見	66
	【農政企画課】	66
1.	試験研究企画調整費	66
2.	試験研究人材育成事業	71
3.	電源立地地域対策交付金(直接充当)事業	76
	【生産者支援課】	78
4.	有害鳥獣対策事業	78
5.	農業近代化資金利子補給事業	84
	【農業経営課】	88
6.	農業委員会等活動促進費	88

7. 農業経営基盤強化促進対策事業.....	96
8. 地域計画策定推進緊急対策事業.....	106
9. 園芸 888 農業担い手 S プラス推進事業 (2023 推進費)	113
10. 基金への積立金 (令和 6 年度国補正農業構造改革支援基金)	116
【園芸農産課】	118
11. 米・麦・大豆競争力強化対策推進事業.....	118
12. 県産麦・大豆生産性向上事業.....	127
13. 園芸集団産地育成事業.....	129
14. 園芸 888 総合対策事業 (投資)	132
15. 園芸 888 総合対策事業 (投資) (令和 5 年度国補正)	146
【畜産課】	150
16. 肥育素牛生産拡大支援事業.....	150
17. 畜産基盤整備事業.....	154
18. 乳用牛改良促進対策事業.....	159
19. 肉用牛改良資源施設運営費.....	165
20. 佐賀牛等輸出促進対策事業.....	169
【農山村課】	176
21. さが農村のよさ発掘・醸成事業.....	176
22. 多面的機能支払交付金事業.....	180
23. 県営かんがい排水事業.....	187
24. 中山間地域等直接支払交付金事業.....	189
25. 中山間地域農業ルネッサンス推進事業.....	194
【農地整備課】	199
26. 土地改良施設維持管理適正化事業.....	199
27. 基幹農業水利施設ストックマネジメント事業.....	203
28. 地域農業水利施設ストックマネジメント事業.....	206
29. 基盤整備促進事業.....	210
30. 経営体育成基盤整備事業 (県営)	212
31. 大規模水田スマート農業実証事業 (投資)	215
32. 県営中山間地域農業農村総合整備事業.....	218
33. 県営農地中間管理機構関連農地整備事業.....	220
34. 県営法人経営農地整備事業.....	229
35. 団体営農道整備事業 (保全対策型)	231
36. 団体営集落基盤整備事業.....	233
37. 農地等再編加速化事業 (最適土地利用総合対策)	235
【農山村課、農地整備課の両課が関与する事業】	237

38. 国営土地改良事業負担金.....	237
39. 基幹水利施設管理事業.....	240
40. 水利施設管理強化事業.....	245
41. 水利施設維持管理省力化対策費.....	249

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

農業行政に関する財務事務執行及び事業管理について

3. 事件を選定した理由

【佐賀平野は国内有数の穀倉地帯】

有明海に面する佐賀県の南部エリアは、広大な佐賀平野を形成している。また、温暖な気候と肥沃な土壌など、県内は自然環境にも恵まれている。その様な中で、佐賀県は国内有数の穀倉地帯となっており、全国と比較して就業者数に占める農業従事者数の割合も高く、県の農業行政の重要性は高いと考えられる。

【振興計画 2023、園芸 888 運動の進捗状況】

県は、「佐賀県「食」と「農」の振興計画 2023」（令和 5 年 8 月）を策定し、計画の目指す姿を以下の通り示している。

○収益性の高い品目への転換や新品種・新技術の導入、経営の規模拡大等により経営力を「磨く」、○若い人たちが農業に魅力を感じるような所得水準を「稼ぐ」経営体を数多く創出、○稼ぐ経営体を見て新たな担い手が確保されていくことで産地や農村が活性化し、本県農業が「未来へつながる」、という好循環の拡大に向け、農業者をはじめ、県民や市町・農業団体と一体となって本県農業・農村の振興に取り組み、「磨き、稼ぎ、未来へつながるさが農業・農村」の実現を目指す。

また、佐賀県は、令和元年度から「さが園芸 888 運動」を展開している。「さが園芸 888 運動」を展開する背景については、「振興計画 2023」において以下の通り示されている。

本県の農業は、整備された圃場や共同乾燥調製施設などをフル活用した米・麦・大豆を中心とした生産性の高い水田農業が展開され、我が国の食料自給率に大きく貢献してきました。

しかしながら、昨今、米の需要減少や、米価下落、担い手の高齢化・減少、労働力不足等により、農業産出額はここ 20 年～30 年の間に大きく減少しています。

こうした情勢においても農業所得の向上や、産地を発展させていくためには、これまで築き上げてきた水田農業を大切にしつつ、地域の特性を活かした収益性の高い園芸農業の振興に軸足を移し、稼ぐ農業経営体を増やしていくことが肝要です。

このため、県では、農業団体や市町等と一体となって、農業所得向上と園芸産地の拡大・発展を目的として、令和元年度から「さが園芸 888 運動」を展開しています。

従って、本監査において、佐賀県農業行政の中核部分である「振興計画 2023」、「園芸 888 運動」の進捗状況を確認し、現状と課題を踏まえて今後の事業展開に向けて適切に改善がなされているかを検証することは重要と考えた。

【就農者の高齢化・減少への対応】

他産業の就業者と比較して、就農者の高齢化は著しい状況となっている。今後は更なる就農者の減少が見込まれる中で、農作物産出量、食料自給率を維持するためには、農業の生産性向上・大規模化が不可欠となる。そこで、佐賀県の生産性向上・大規模化に向けた施策の推進状況を検証することが必要と考えた。

【令和の米不足で再認識された米安定供給の重要性】

近年発生した米不足、米価格高騰により、国の米政策（米の安定供給、食料安全保障等）が世論の注目を集めた。現代の主食は米・パン・麺類とされているが、食料安全保障の観点から、更なる米離れを回避して主食の国内自給率の改善を図るためには、生産性向上・大規模化を図りながら、国内の水田農業を守り、発展させていくことが必要と考えられる。

上記の通り佐賀県では「さが園芸 888 運動」が推進されているが、現在でも県内の耕地面積の 83%は水田である。また、水田における収穫量の全国順位では、二条大麦は1位、小麦は3位、大豆は3位となっており、二毛作により米・麦・大豆を組み合わせた水田農業の重要性は依然として高い。佐賀県内の水田農業に関する施策の検証は重要と考えられる。

【佐賀県農業の大いなる可能性への期待】

佐賀県には、先ず、水田農業に関して、最高ランク特Aを15年連続獲得している「さがびより」など日本中に誇れる農産物がある。また、畜産における佐賀牛ブランドは国内のみならず海外で更に市場を獲得できる大いなる可能性も秘めていると思われる。更に、県が推進する園芸についても、たまねぎ等は国内有数の産地となっている。

今後は、水田農業の改革が進み、佐賀牛は更なるブランド価値向上・輸出拡大がなされ、また、園芸 888 億円が早期に達成され、生産性の高い強固な佐賀県農業が確立されることにより、県内農家の所得拡大、更には県内経済への好循環がもたらされることを大いに期待したい。

上記理由により、「農業行政に関する財務事務執行及び事業管理について」を監査テーマとして選定した。

4. 監査要点及び主な監査手続き

(1) 監査要点

① 事業の合规性

- ✓ 事業の財務事務執行及び事業管理が関係法令、条例、諸規則・規程等に準拠して実施されているか。

② 事業の有効性、効率性、経済性

- ✓ 事業の財務事務執行及び事業管理が有効性、効率性、経済性の観点から、合理的かつ適切に実施されているか。
- ✓ 有効性については、園芸 888 運動の目標値、振興計画 2023 の成果指標、各事業単位の数値目標が達成されているか。また、その結果として事業目的達成に必要な事業効果が得られているか。
- ✓ 事業の現状と課題を踏まえて、今後の事業展開に向けて適切な改善が図られているか。

③ 事業の公平性

- ✓ 事業が客観的に公平に実施されているか。

(2) 主な監査手続き

① 全般的事項

1. 資料閲覧

- ✓ 関連法令、条例、諸規則・規程
- ✓ 園芸 888 運動の取組の成果、振興計画 2023、営農類型別の農業経営モデル
- ✓ 佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、佐賀県水田収益力ビジョン、佐賀県農地中間管理事業の推進に関する基本方針等。

2. 主要部署に対する事業概要に関する事前ヒアリング

- ✓ 概要資料(定期監査調書、事業概要説明等)に基づき、事前ヒアリング実施。
- ✓ 対象部署は農政企画課、農業経営課、園芸農産課、農山村課、農地整備課。

② 補助金・負担金・交付金

1. 資料閲覧

- ✓ 事業説明資料(歳出予算細事項見積書・細事項概要、主要予算説明書等)
- ✓ 事業実績評価資料、令和7年度の改善内容
- ✓ 交付要綱
- ✓ 応募者一覧(応募者、交付先選定理由)、交付先一覧(交付先別補助額)
- ✓ 交付申請書(事業計画書、収支予算書)、実績報告書

2. 所轄部署担当者への質問、その他必要と認める監査手続き

③ 委託料・工事請負費

1. 資料閲覧

- ✓ 事業説明資料（歳出予算細事項見積書・細事項概要、主要予算説明書等）
- ✓ 事業実績評価資料、令和7年度の改善内容
- ✓ 仕様書、契約書、予定価格調書、積算資料
- ✓ 実績報告書、業務完了報告書
- ✓ 契約先選定書類、随意契約理由書、お願い委託の理由書

2. 所轄部署担当者への質問、その他必要と認める監査手続き

④ 監査対象の個別事業

過去2年度内の包括外部監査の監査対象個別事業は、令和7年度の包括外部監査では監査対象から除外している。

5. 監査の実施期間

令和7年7月1日から令和8年3月6日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人 公認会計士 田村 祥三
 包括外部監査人補助者 公認会計士 古賀 竜介

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 用語の説明等

監査結果	一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違反はしていないものの社会通念上適当ではないと考えられる事項を記載している。
監査意見	地方自治法第252条の38第2項に規定する「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」のことで、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして、専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

9. 略語の説明等

「振興計画 2023」	佐賀県「食」と「農」の振興計画 2023
「営農類型別の農業経営モデル」 「農業経営モデル」	「佐賀県『食』と『農』の振興計画 2023」推進に 向けた営農類型別の農業経営モデル

10. その他

本文中における表示単位未満は、原則として四捨五入処理している。

第2 監査対象の概要

1. 佐賀県農業の概要

(1) 佐賀県の地理的特徴、産業構造的特徴等

<p><地理的特徴></p> <ul style="list-style-type: none">・佐賀県は九州の北西部に位置し、総土地面積が約 2,400 km²で、10 市 10 町で構成されている。県北東部の脊振（せふり）山地は、北の玄界灘と南の有明海に向かって分水嶺をなし、有明海に面する南部は広大な佐賀平野を形成、我が国有数の穀倉地帯となっている。・年間平均気温は 16℃前後、年間降水量は山間部で約 2,500 mm、平野部や北部の玄界灘付近で 1,800 mm程度である。
<p><産業構造的特徴></p> <ul style="list-style-type: none">・佐賀県の産業構造をみると、農業や水産業に代表される第 1 次産業のウェイトが全国に比べ高い。製造業では陶磁器が伝統産業として有名だが、最近では半導体や自動車関連産業の集積が進んでいる。・県内総生産（名目）は、令和 2 年度で 3 兆 459 億円となっており、これを産業別にみると、第 1 次産業が 720 億円（構成比 2.4%）、第 2 次産業が 9,395 億円（構成比 30.8%）、第 3 次産業が 2 兆 293 億円（構成比 66.6%）となっている。
<p><県内農業の特徴></p> <ul style="list-style-type: none">・佐賀県の農業は、温暖な気候と肥沃な土壌など、恵まれた自然条件を活かしながら、米・麦・大豆を中心に、いちご、たまねぎ、アスパラガスなどの野菜、みかん、なしなどの果樹、肉用牛などの畜産等を取り入れた多様な生産を展開している。

※上記は「佐賀県の農林水産業の概要」（令和 6 年版、農林水産省）に基づいている。

(2) 佐賀県農業の基礎的指標

<ul style="list-style-type: none">・耕地面積は 4 万 9,900ha で全国 29 位。うち田が 4 万 1,600ha、畑が 8,340ha。・農業経営体数は 1 万 4,330 経営体で全国 37 位。うち法人経営体が 349 経営体で 37 位。・認定農業者数は 3,588 経営体で全国 24 位。うち法人数が 293 法人で 36 位。

<耕地面積>

区 分	佐 賀 県	全 国	全国順位
耕地面積	49,900 ha	4,297,000 ha	29
田	41,600 ha	2,335,000 ha	21
畑	8,340 ha	1,962,000 ha	34
普通畑	4,080 ha	1,120,000 ha	38
樹園地	4,210 ha	253,500 ha	18
牧草地	51 ha	589,000 ha	40
参考) 総土地面積	244,067 ha	37,797,539 ha	42

出典:「令和5年耕地面積(7月15日現在)」、「令和6年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)」(国土交通省国土地理院)

・耕地面積は4万9,900ha(令和5年)で、県の総面積の20%を占め、うち8割を占める田においては、二毛作(夏期に米・大豆、冬期に麦類・たまねぎ)が盛んで、耕地利用率(田畑計)は134%(令和4年)と37年連続で全国1位である。

<荒廃農地面積>

区 分	佐 賀 県	全 国	全国順位
荒廃農地面積	7,473 ha	253,217 ha	15

出典:「令和4年度の荒廃農地面積(令和5年3月31日現在)」

<担い手への農地の集積状況>

区 分	佐 賀 県	全 国	全国順位
担い手への集積面積	35,194 ha	2,573,672 ha	18
集積率	70.1 %	59.5 %	3

出典:「農地中間管理機構の実績等に関する資料(令和4年度版)」

<農業経営体、農家数及び集落営農数>

区 分	佐 賀 県	全 国	全国順位
農業経営体数	14,330 経営体	1,075,705 経営体	37
法人経営体	349 経営体	30,707 経営体	37
総農家数	18,645 戸	1,747,079 戸	42
販売農家	13,293 戸	1,027,892 戸	38
参考) 世帯総数	312,680 世帯	55,830,154 世帯	43
集落営農数	505 集落営農	14,204 集落営農	12

出典:「2020年農林業センサス(令和2年2月1日現在)」、「令和2年国勢調査」(総務省統計局)、「令和5年集落営農実態調査結果(令和5年2月1日現在)」

<基幹的農業従事者数及び認定農業者数>

区 分	佐 賀 県	全 国	全国順位
基幹的農業従事者数	19,015 人	1,363,038 人	32
男	11,167 人	822,144 人	33
女	7,848 人	540,894 人	32
65歳以上	12,106 人	948,621 人	37
基幹的農業従事者数に対する65歳以上割合	63.7 %	69.6 %	-
認定農業者数	3,588 経営体	219,846 経営体	24
法人数	293 法人	28,720 法人	36
参考) 総人口数	811,442 人	126,146,099 人	41

出典:「2020年農林業センサス(令和2年2月1日現在)」、「認定農業者の認定状況(令和5年3月末現在)」、「令和2年国勢調査」(総務省統計局)

※上記は「佐賀県の農林水産業の概要」(令和6年版、農林水産省)に基づいている。

2. 営農類型別の農業経営モデル

本監査の実施に当たっては、まずは、佐賀県内の営農類型別（野菜作、果樹作、畑作、水田作、肉用牛経営等）の標準的な農業経営モデルを確認して、その経営形態（家内労働者数、雇用者数、1人当り労働時間など）及び収益構造（所得水準、採算性、交付金有無など）を理解することが重要と考えられる。

佐賀県は「園芸 888 運動」を推進している。水田農業（米・麦・大豆）よりも、園芸農業の方が高収益とされており、農家所得の確保・向上が見込める園芸農業の振興を図ろうとするものである。

一方、水田では、国の「食料安全保障」や「生産調整」の政策の中で、需要に応じた米生産、米から大豆等への転作がなされている。そして、生産調整の中で大豆等へ転作を行う農家に対しては、国庫により経営所得安定対策（ゲタ対策（麦・大豆等）、ナラシ対策の交付金）の補填がなされている。そのため、水田農家は、これまでの米価低迷もあり農業産出額ベースの収入（売上高）は相対的に低い、農家の総収入ベースでは交付金収入が加算されることになる。

この様に営農類型毎に、食料安全保障の観点による品目保護の必要性（米・麦・大豆）、農家の収益構造などが異なっており、その結果、国の農政（生産調整、交付金要否など）、自治体の農政（園芸 888 運動など）も異なってくる。

その様な観点から、以下では、佐賀県農林水産部が策定した【「佐賀県「食」と「農」の振興計画 2023」推進に向けた営農類型別の農業経営モデル】の概要を示すこととする。

(1) 「営農類型別の農業経営モデル」策定の基本的な考え方

佐賀県農林水産部は、令和 5 年 8 月に「振興計画 2023」を公表した。そして、令和 6 年 3 月には「営農類型別の農業経営モデル」を公表している。

「営農類型別の農業経営モデル」策定に当たっての基本的な考え方は、以下の通りである。

<基本的な考え方>

○ 計画の目標実現に向けて、農業指導者等が経営改善に取り組む農家や新規就農希望者に対し、具体的なイメージを持って指導等が行えるよう、「営農類型別の農業経営モデル」を示す。

○ その内容としては

1. 経営改善に取り組む農家や新規就農希望者が、地域の担い手として農業で自立していけるような認定農業者クラスの「標準モデル」

2. 努力次第で十分到達可能な、県内の篤農家クラスの経営を参考にした「発展モデル」

3. 本県農業発展のために将来必要と考えられる、全国トップクラスと同等の先駆的な「佐賀さいこうモデル」

を品目毎に提示する。

○ この経営モデルは、状況の変化に応じて、随時、更新をしていくものとする。

(2) 農業経営モデルの前提条件

農業経営モデルの前提条件は、以下の通り示されている。

①所得目標

○標準モデル 1経営体当たり 550万円程度

○発展モデル 1経営体当たり 1,000万円程度

○佐賀さいこうモデル 1経営体当たり 4,000万円程度

②労働時間

○年間1人当たり 2,000時間以内

③経営形態

○標準モデル 家族経営（2名+雇用）、集落営農法人

○発展モデル 家族経営（2名+雇用）、集落営農法人

○佐賀さいこうモデル 法人経営（2名+雇用）

④単収

過去5か年の平均単収を基に目標単収を設定。なお、「発展モデル」は県の共進会や共励会での上位レベル、「佐賀さいこうモデル」は先進技術等を組み合わせた可能性を踏まえたレベルとして設定

⑤農産物価格

J Aの出荷データ等から試算

⑥借地代

10a 当たり 12,000円

⑦雇用労賃

○常雇用 年間1人当たり 400万円

○臨時雇用 1時間当たり 1,000円

⑧米麦大豆・飼料作物に係る所得

国の経営所得安定対策における交付金を加えて算定（R 2～4 平均単価）

(3) 営農類型別の農業経営モデル一覧

営農類型別の主な農業経営モデルの概要は、下表の通りである。

なお、下表では記載を省略している各モデルの品目別経営面積、経営技術ポイント（パッケージセンター活用、統合環境制御技術導入、団地化等）、主要装備（ハウス種別、トラクタ種別等）については、「農業経営モデル」全体版を参照頂きたい。

また、下表の「農作物紹介」は、「さが版 就農ガイド」（一般社団法人佐賀県農業公社（県内就農支援の総合窓口）、令和7年10月更新）の「佐賀の農作物紹介」に基づいている。

① 野菜作

主な農業経営モデル									
経営モデル	区分	粗収益 千円	交付金 千円	経営費 千円	所得 千円	家族 経営	常 雇用	臨時雇 用時間	主従事者 労働時間
施設いちご	標準	20,680	—	14,759	5,920	2名	—	3,350	2,000
	発展	34,033	—	22,928	11,105	2名	1名	1,740	2,000
施設きゅうり	標準	18,211	—	12,777	5,434	2名	—	118	2,000
	発展	57,452	—	45,050	12,402	2名	2名	50	2,000
施設アスパラガス	標準	13,986	—	8,525	5,461	2名	—	—	1,800
	発展	38,850	—	28,804	10,046	2名	1名	1,300	2,000

農作物紹介									
<p>※施設野菜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちご、きゅうり、アスパラガスなど様々な品目の施設野菜が県内各地で生産されている。生産者の高齢化により生産面積は減少しているが、トレーニングファームを整備し、新規就農者の育成に努めている。新品種や、統合環境制御技術の普及により、単位あたりの収量や販売額が向上している農家が増えている。 ・いちご：全国9位の作付。県育成品種「いちごさん」が平成30年にデビュー。深い紅色や形の美しさ、すっきりやさしい甘さが特徴。土耕栽培と近年は高設栽培での栽培が増えている。収量は全国トップクラスで、各地域で出荷調整作業を行うパッケージセンターが整備されている。 									
監査人コメント									
<ul style="list-style-type: none"> ・園芸 888 運動（令和元年度 584 億円→令和 10 年度 888 億円）を推進しているが、令和 6 年度の園芸（施設野菜、露地野菜（たまねぎ等）、果樹（露地みかん等）、花き、茶など）の産出額は、625 億円と伸び悩んでいる。 ・振興計画 2023 の成果指標「いちご 10a 当たり収量（kg）」は、令和 6 年度は計画の基準年度比 85%であり、猛暑等の影響で落ち込んでいる。 									

② 果樹作

主な農業経営モデル									
経営モデル	区分	粗収益 千円	交付金 千円	経営費 千円	所得 千円	家族 経営	常 雇用	臨時雇 用時間	主従事者 労働時間
露地みかん＋ 露地中晩柑	標準	13,525	－	8,569	4,956	2名	－	463	2,000
	発展	39,200	－	29,584	9,616	2名	1名	4,052	2,000
ハウスみかん	標準	22,500	－	16,577	5,923	2名	－	－	1,600
	発展	55,000	－	43,754	11,246	2名	－	3,700	2,000
なし＋もも	標準	15,375	－	9,408	5,967	2名	－	－	1,800
	発展	35,875	－	24,522	11,353	2名	1名	－	2,000

農作物紹介									
<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域を中心に露地みかん、中晩生かんきつ、なし、ぶどう等地域特性に応じた産地が形成され、ハウスみかんは全国一の産地として君臨。果実価格は堅調に推移し、県育成の中晩生かんきつ「にじゅうまる」や「シャインマスカット」など高単価で取引されている品種が作付増加している。みかんの根域制限栽培やなしのジョイント栽培などの新技術が普及拡大。 ・露地みかん：天山山麓や多良岳山麓を中心に栽培。9月中旬から収穫が始まり、極早生ミカン、早生ミカン、普通温州へとリレー販売を行い、貯蔵ミカンは3月下旬まで出荷。園地を白いシートで覆うマルチ栽培は、甘味と酸味とのバランスが絶妙な「さが美人」を生み出す。 									

監査人コメント									
<ul style="list-style-type: none"> ・振興計画 2023 の成果指標（基準年度は令和4年度）の令和6年度時点の達成率は、「平坦地等への果樹の導入面積（累計）(ha)」は8%、「みかん根域制限栽培の導入面積（累計）(ha)」は2%であり、低調な状況である。レギュラー果実の価格水準が過去のブランド果実の価格水準に達している中で、農家が既存園での生産継続を選択する傾向があること等が要因とされている。 ・「ナシ新品種開発プロジェクト」により、20年以内の品種登録を目指して、気候変動に対応して早期出荷が可能な品種開発がなされている。 									

③ 花き作

主な農業経営モデル									
経営モデル	区分	粗収益 千円	交付金 千円	経営費 千円	所得 千円	家族 経営	常 雇用	臨時雇 用時間	主従事者 労働時間
キク	標準	24,500	—	18,729	5,771	2名	—	2,250	2,000
	発展	58,800	—	48,225	10,575	2名	2名	1,800	2,000
トルコギキョウ	標準	13,280	—	7,742	5,538	2名	—	—	1,300
	発展	36,520	—	25,903	10,617	2名	1名	—	2,000

農作物紹介

- バラ、キク、ユリ、トルコギキョウ等の切り花を中心に、シクラメン等の鉢もの、花壇用苗ものなど、多彩な品目が県内各地で栽培されている。

監査人コメント

- 振興計画 2023 の成果指標「主要花き 1 戸当たりの施設栽培面積 (a)」の令和 6 年度時点の達成率は、76%と良好な推移となっている。

④ 畑作

主な農業経営モデル									
経営モデル	区分	粗収益 千円	交付金 千円	経営費 千円	所得 千円	家族 経営	常 雇用	臨時雇 用時間	主従事者 労働時間
茶	標準	18,430	—	11,203	7,227	2名	—	520	2,000

農作物紹介

- 中山間地域における重要な品目。「うれしの茶」は、製法の違いで蒸し製玉緑茶と釜炒り茶がある。全国茶品評会で日本一を獲得するなど、品質は折り紙付き。紅茶等の新商品や輸出へのチャレンジなど注目。

監査人コメント

- 振興計画 2023 の成果指標「一番茶販売単価の全国比 (%)」は、令和 4 年度 113.1%、令和 6 年度 113.3%、中間目標 (令和 8 年度) 115%である。ここ数年は、ほぼ横ばいの推移に留まっている。
- 嬉野茶の「ティーツーリズム」等は、県外で広く知られる様になっている。

⑤ 水田作

主な農業経営モデル									
経営モデル	区分	粗収益 千円	交付金 千円	経営費 千円	所得 千円	家族 経営	常 雇用	臨時雇 用時間	主従事者 労働時間
米・大豆＋ 露地野菜 (たまねぎ)	標準	12,982	680	8,412	5,250	2名	—	—	1,100
	発展	23,529	1,069	14,881	9,717	2名	—	—	1,600
米・大豆＋ 露地野菜(レタス)	標準	18,134	936	13,675	5,394	2名	—	650	2,000
米・麦・大豆＋ 露地野菜(レタス)	発展	35,694	5,004	32,296	8,401	2名	1名	190	2,000
米・麦・大豆＋ 露地野菜(ブロッ コリー)	標準	13,445	5,985	14,206	5,224	2名	—	—	1,600
米・麦・大豆＋ 露地野菜(ブロッ コリー＋レタス＋ キャベツ)	発展	50,383	3,084	46,677	6,790	2名	2名	1,148	2,000
米・麦・大豆＋ 農作業受託	標準	10,574	5,978	11,113	5,440	2名	—	—	1,000
	発展	17,904	10,398	18,274	10,029	2名	—	—	1,700
農作物紹介									
<p>※米・麦・大豆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い整備率を誇る共同乾燥調製施設や基盤整備が進んだ水田を活用し、米、麦、大豆等を組み合わせた生産性の高い水田農業が営まれている。また、農業機械・施設の共同利用等が進み、耕地利用率は全国一を継続。 ・米：佐賀県育成品種「さがびより」は最高ランクの「特A」に15年連続、「夢しづく」は2年連続で「特A」評価を受けています。令和7年度は、いもち病やウンカなどの病害虫に強く、多収である「ひなたまる」が新たに仲間入り。また、佐賀は全国でも有数のもち米産地です。 <p>※露地野菜（主に二毛作の裏作）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たまねぎ・れんこんは白石町を中心に、県南部で全国有数の産地を形成。露地野菜全般において加工・業務用野菜（カット野菜や冷凍野菜）への需要は高まっており、契約取引で大規模経営に取り組む生産者が増えている。 ・たまねぎ：国内第2位の生産量を誇る全国有数のたまねぎ産地。「さが春一番たまねぎ」の名前で知られる極早生品種「貴錦」などを3月上旬に出荷。その後、品種をリレーし、9月まで長期間にわたり出荷。定植や収穫まで機械化が進むことで、規模拡大が可能である。 									
監査人コメント									
<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営モデルによっては、所得に占める交付金の割合が大きい。 ・佐賀県では、従来、その気候特性や水利施設整備推進により二毛作（米・麦・大豆等） 									

が盛んであるが、平成 18 年に国の品目横断的経営所得安定対策（ゲタ対策（麦・大豆等）、ナラシ対策の交付金制度）が制定された際に、交付対象者が一定の要件を満たす担い手に限定されたために、それまでの小規模農家は相対的に要件が緩やかな集落営農組織への移行を図った。

- ・集落営農組織は、現在においても補助金・交付金の受け皿としての側面が強く、組織力（永続性、協業による生産性向上等）が弱い状況である。協業化、法人化、農地集約化等による生産効率化が重要課題となっている。
- ・また、県内では早期に水利施設整備等が行われたために、現在では、老朽化施設の更新等の必要性が高まっており、土地改良区の財政的基盤の改善等も課題となっている。
- ・上表の労働時間等が示している通り、水田農業は相対的に労働時間・農作業負担が軽減されている。就農者が高齢化する中で、「令和の米不足」により米価高騰も生じて、園芸から米への回帰等が生じている部分がある。
- ・露地野菜に関しては、園芸 888 運動（令和 6 年度実績 625 億円）の直近の方針の中では、「たまねぎの取組や新たな露地野菜の作付拡大などで産出額 100 億円UPを目指します」とされている。ブロッコリーなどの葉茎菜類、焼酎原材料サツマイモ等の新たな露地野菜の産地づくりの促進を図る方針である。

⑥ 肉用牛経営

主な農業経営モデル

経営モデル	区分	粗収益 千円	交付金 千円	経営費 千円	所得 千円	家族 経営	常 雇用	臨時雇 用時間	主従事者 労働時間
繁殖牛経営	標準	18,600	—	13,043	5,557	2名	—	—	700
	発展	30,000	—	19,360	10,640	2名	—	—	1,100
肥育牛経営	標準	162,000	—	156,456	5,544	2名	—	339	2,000
	発展	318,000	—	307,451	10,549	2名	1名	—	2,000

農作物紹介

- ・全国区となった「佐賀牛」をはじめ、酪農（牛乳：さが生まれ）、養豚（肥前さくらポーク）、養鶏（骨太有明鶏）、採卵鶏といった畜産業が、徹底した衛生管理と優れた肥育管理技術でブランド化。稼ぐ農業経営体創出のため経営規模の拡大や生産コストの低減など生産性向上を推進。
- ・肥育牛：JA グループ佐賀管内の肥育農家、農場で飼育された「黒毛和種」の中から厳選された「佐賀牛」。環境に配慮し、エサ配合や給与方法など熟練した肥育技術が高い品質の礎。肥育農家には後継者も多い。

監査人コメント

- ・近年では、国内の牛肉消費量が落ち込んでいる。黒毛和種の牛枝肉価格、子牛価格が下落し、肥育農家、繁殖牛農家の経営が悪化している。牛肉消費量減少の要因は、物価高

騰による消費者の節約意識の高まり、高齢化・健康志向による霜降り離れ等と言われており、重大な経営環境の変化が生じている。

- ・ 振興計画 2023 の成果指標「肥育素牛の県内自給率」の実績も低下傾向となっている。
- ・ 一方、佐賀牛輸出拡大に向けて、KAKEHASHI が令和 5 年 6 月に本格稼働を開始した。各地域への輸出施設認定を順次取得して、令和 6 年 7 月から米国、令和 6 年 9 月からタイ、令和 7 年 6 月から台湾、令和 7 年 9 月からシンガポールに向けた輸出をそれぞれ開始している。
- ・ 振興計画 2023 の成果指標「牛肉の輸出量」は、令和 6 年度は 94.8 トンまで増加し、中間目標（令和 8 年度）74 トン、終期目標（令和 14 年度）86 トンを既に達成しているが、今後は、黒毛和牛の国内需要の中長期的な低迷リスクも考慮して、海外における市場開拓、ブランド力向上に更に注力し、輸出量目標値の大幅な引上げ等の検討も必要と考える。

3. さが園芸 888 運動

(1) 「さが園芸 888 運動」

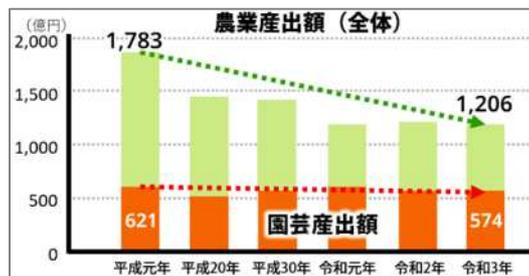
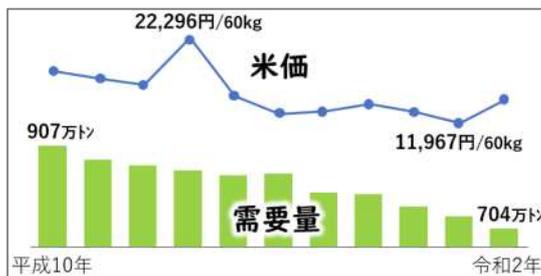
佐賀県は、令和元年度から「さが園芸 888 運動」を展開しており、佐賀県が運営する「さが園芸 888 運動」のWEBサイトには、以下の通り記載されている。

<p>さが園芸 888 運動とは</p>																								
<p>佐賀県農業の持続的な発展を図るため、農家所得の確保・向上が見込める園芸農業の振興に生産者をはじめ、県、市町や JA が一体となって取り組み、令和 10 年の園芸農業産出額 888 億円へ伸ばすことを目標とした「さが園芸 888 運動」を展開しています。</p>																								
<p>なぜ園芸振興に力を入れるのか？</p>																								
<p>農家の高齢化や減少</p> <p>県内の基幹的農業従事者の推移を見てみると、20 年前の平成 12 年に約 3 万 7 千人だったのが、令和 2 年には約 1 万 9 千人と半数近くまで減少しています。</p> <p>また、65 歳以上の割合はこの 20 年間で 44% から 64% と 20 ポイント増えており、本県農業の一番の課題である農家の高齢化と減少が急速に進んでいることが分かります。</p> <p>ある園芸品目のとある生産部会の年齢別人数を例にとって見てみますと、平均年齢が 66 歳で、このままではあと 20 年ほどで半分近くの農家が高齢を理由に離農され、今のピークの 50 代、60 代は大幅に減少することが予想されます。</p> <p>今、ここで対策を講じておかないと将来の担い手が大きく減少し、産地が小さくなってしまうことになります。</p>																								
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="244 1429 770 1697"> <table border="1"> <caption>農家の高齢化と減少の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>65歳未満 (人)</th> <th>65歳以上 (人)</th> <th>65歳以上割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12</td> <td>約 20,000</td> <td>約 17,000</td> <td>43.9%</td> </tr> <tr> <td>平成17</td> <td>約 15,000</td> <td>約 18,000</td> <td>54.5%</td> </tr> <tr> <td>平成22</td> <td>約 13,000</td> <td>約 15,000</td> <td>53.8%</td> </tr> <tr> <td>平成27</td> <td>約 10,000</td> <td>約 14,000</td> <td>58.3%</td> </tr> <tr> <td>令和2</td> <td>約 7,000</td> <td>約 12,000</td> <td>63.7%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="791 1429 1342 1697"> <p>平均年齢 66歳</p> </div> </div>	年	65歳未満 (人)	65歳以上 (人)	65歳以上割合 (%)	平成12	約 20,000	約 17,000	43.9%	平成17	約 15,000	約 18,000	54.5%	平成22	約 13,000	約 15,000	53.8%	平成27	約 10,000	約 14,000	58.3%	令和2	約 7,000	約 12,000	63.7%
年	65歳未満 (人)	65歳以上 (人)	65歳以上割合 (%)																					
平成12	約 20,000	約 17,000	43.9%																					
平成17	約 15,000	約 18,000	54.5%																					
平成22	約 13,000	約 15,000	53.8%																					
平成27	約 10,000	約 14,000	58.3%																					
令和2	約 7,000	約 12,000	63.7%																					
<p>コメの価格と園芸産出額</p> <p>本県農業は、平坦地域では米・麦・大豆と野菜や花きを組み合わせた複合経営による生産性の高い水田農業が展開され、中山間地域ではみかんや肥育牛など地域の特性を活かした農畜産物が生産されてきました。</p> <p>しかし、近年、米の需要量が年々減少し、それに伴いコメの価格も低下しています。</p>																								

農業産出額にもその影響が表れ、平成元年に 1,783 億円だった本県の農業産出額は、令和 3 年には 1,206 億円にまで落ち込んでいます。

その中で、園芸産出額は横ばい傾向を維持しています。

園芸農業には今後も成長の可能性があると考えられることから、農業所得の向上や産地の回復・発展させるためには、収益性の高い園芸農業を中心に振興を図っていく必要があります。



さが園芸 888 運動で目指すもの

目指す姿 (稼ぐ農業の確立)

- ・園芸作物を生産・販売し、稼ぐ農業を実践している農業者 (経営体) が増えている。
- ・また、それを目指し新たな担い手が確保されるような好循環が生まれている。

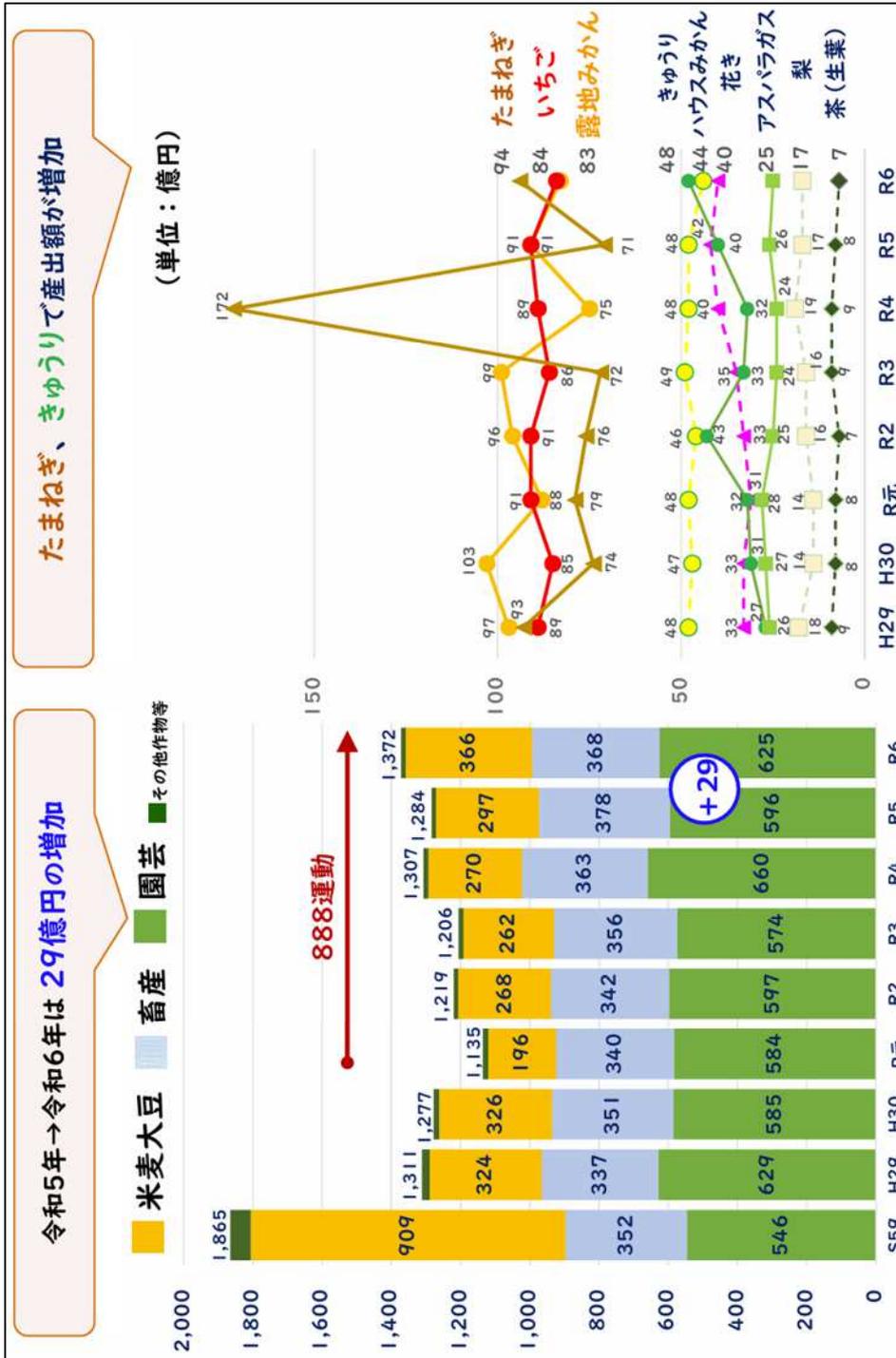


県では、園芸農業を振興するため、農業団体や市町と一体となって、このさが園芸 888 運動では、収益性の高い園芸作物を生産・販売し、稼ぐ農業を実践し、それによって農家の所得が向上し、そうした姿を見て新たな担い手が就農し、さらに稼ぐ農業の実践につなげていくという「好循環」を生み出すことが重要です。

こうした「好循環」を県内各地で生み出し、産地の回復・拡大を図り、佐賀農業を未来へつないでいきたいと考えます。

(2) 佐賀県の農業産出額の推移

下表は「佐賀県の農業産出額の推移」(佐賀県・農林水産部)である。園芸 888 運動では、令和 10 年度までに園芸産出額 888 億円(令和元年比+52%)を目指しているが、実績は、令和元年度 584 億円、令和 2 年度 597 億円、令和 3 年度 574 億円、令和 4 年度 660 億円、令和 5 年度 596 億円、令和 6 年度 625 億円(令和元年比+7%)と推移しており、888 億円の達成が厳しい状況になっている。



(3) 「さが園芸 888 運動」の取組の成果（さが園芸 888 運動推進本部）

新規就農：生産部会等におけるトレーナー性の導入が拡大

トレーナーを位置付けている部会又は組織数

【さが園芸888運動前】
平成30年度：2組織
(全部会の1%)

▶

【現在】令和5年度
19組織、69名
(全部会の13%)

▶

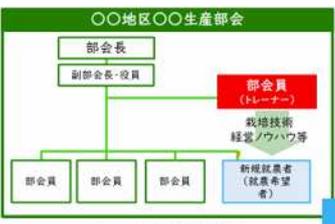
【目標】令和8年度
全部会等の90%以上
(TF・ミニTF含む)

■トレーナー制の取組状況（令和5年度）

地区	トレーナー制を設けている組織数			品目
	トレーナー数 (人)	研修を行った トレーナー		
佐城	2	3	1	アスパラ、施設なす
三神	3	16	13	アスパラ、いちご
東松浦	7	34	8	アスパラ、いちご きゅうり、こねぎ なす、トマト
西松浦	3	9	6	アスパラ、いちご、 きゅうり
杵島	1	3	3	いちご
藤津	3	4	3	いちご、トマト、他
合計	19 (+2)	69 (+18)	34 (+12)	()内は前年からの増



トレーナー(左)による栽培指導の様子



トレーナー制の仕組み

4

新規就農：トレーナー制とトレーニングファームを融合したミニトレーニングファームの取組開始



唐津市：いちご (R5.10月研修開始)

唐津市：アスパラガス (R6.4月研修開始)

神埼市：いちご (R6.4月研修開始)

唐津市：にじゅうまる (R7.4月研修開始)

佐賀市：アスパラガス (R6.1月研修開始)

唐津市：きゅうり (R7.4月研修開始)

太良町：いちご (R7.5月研修開始)

6

新規就農：トレーニングファームでの研修を修了し、これまで、65名が県内で就農
(R7.6.30時点)

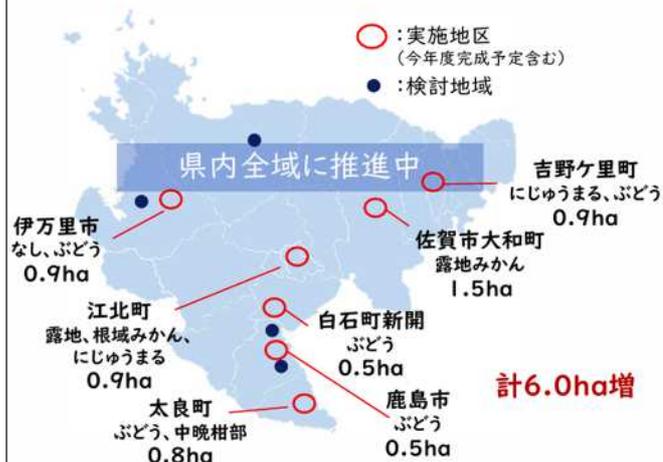
園芸団地：新規就農者や規模拡大志向農家の受け皿となる園芸団地の整備が拡大



樹園地整備：水田等平坦地で果樹園地を整備

- ・基盤整備による作業性の高い園地の造成
- ・みかん根域制限栽培団地の整備

作業がしやすい、高品質な果実生産が可能
担い手の規模拡大や新たな担い手の確保



いちご：稼ぐいちご生産の実現に向けて、いちご産地活性化プロジェクトを展開

たまねぎ：高齢化の進行や収穫作業の人手不足に対応するためのたまねぎの機械化一貫体系が拡大中

露地野菜：新たな露地野菜の産地づくりの促進

ブロッコリーほか(葉茎菜類)

新たな露地野菜品目へのチャレンジ・普及

- 県内各地のモデル地区等を対象とした、新たな露地野菜品目の栽培実証
- モデル地区での栽培定着を起点に、周辺地域への普及



モデル地区での取組内容 (R4~R6)

- ✓ 取組品目を各JAで設定
- ✓ 取組3年目に各地区1ha以上の作付を目標
- ✓ JA技術指導員と県普及指導員等が連携し、栽培実証の指導
- ✓ 移植機や育苗ハウス資材等の導入支援

県内合計約14haの作付面積拡大!

【モデル地区等のR6年度作付面積】

JAさが	JAからつ	JA伊万里
ブロッコリー	根深ねぎ、 葉ニンニク等	たかな
820a	525a	100a

焼酎原料用サツマイモ

背景

- 焼酎メーカーが南九州産サツマイモだけでなく、北部九州産まで取扱いを拡大
- 機械化利用による省力化が可能
- 安定した単価での契約取引



産地化に向けた取組 (R5~R7)

- 導入に向けた試験栽培の実施
- **自家育苗の推進**による、安定した苗の確保及びコストの節減
- 収穫機等の**機械導入による省力化**

焼酎原料用サツマイモの作付が拡大中!

- 栽培状況 (R7年度)
佐城地区: 6戸、475a
三神地区: 3戸、920a
東松浦地区: 29戸、920a



焼酎原料用サツマイモの作付面積(県全体)

たまねぎの取組や新たな露地野菜の作付拡大などで**産出額100億円UP**を目指します!

花き・茶：各種取組で生産体制を強化

労働力確保：労働力確保に向けたマッチングアプリや外国人材の活用が拡大

多様な人材：園芸品目を中心に農福連携の取組が拡大

企業・法人参入：担い手の参入を支援

4. 佐賀県「食」と「農」の振興計画 2023

「佐賀県「食」と「農」の振興計画 2023」（令和5年8月）の概要は、以下の通りである。

(1) 計画の目指す姿

- 農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の減少、高齢化や雇用労働力不足の進行、生産資材価格の高騰など大きく変化しており、こうした中であっても、本県の農業が将来にわたり発展していくためには、収益性の高い品目の導入や生産拡大、経営力に優れた担い手の確保・育成により着実に産地の活性化を推進していくことが重要。
 - また、SDGsや環境保全に資する未利用資源の活用など、持続可能な農業・農村の実現に向けた取組も重要。
 - こうしたことから、本計画では、
 - 収益性の高い品目への転換や新品種・新技術の導入、経営の規模拡大等により経営力を「磨く」
 - 若い人たちが農業に魅力を感じるような所得水準を「稼ぐ」経営体を数多く創出
 - 稼ぐ経営体を見て新たな担い手が確保されていくことで産地や農村が活性化し、本県農業が「未来へつながる」
- という好循環の拡大に向け、農業者の皆様をはじめ、県民の皆様や市町・農業団体と一体となって本県農業・農村の振興に取り組み、「磨き、稼ぎ、未来へつながるさが農業・農村」の実現を目指す。

(2) 施策の展開方向

施策の展開方向	推進項目
I 磨き、稼ぎ、つながる農業の確立【農業の振興】	
1 稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ	(1)佐賀の強みを活かした収益性の高い農産物づくり (2)スマート農業の推進や新品種、新技術の開発・普及 (3)農村地域の資源を活かした経営の多角化・起業の促進 (4)県産農産物のブランド力の向上と販路の拡大 (5)持続可能で安全、安心な農産物づくり (6)多様な雇用人材の確保 (7)地域の営農ビジョンを実現する基盤整備の推進
2 次世代の担い手の確保・育成	(1)意欲のある新規就農者の確保 (2)経営力のある担い手の育成や女性農業者の活躍推進 (3)企業・法人の農業参入の推進 (4)優良農地の確保・集約
II 活力ある農村の実現【農村の振興】	
活力ある農村の実現	(1)食や農業・農村に対する理解促進とイメージアップ (2)中山間地域農業対策の推進 (3)有害鳥獣被害対策の推進 (4)快適で安全・安心な農村づくり

(3) 成果指標一覧：基準（2022年）、中間目標（2026年）、目標（2032年）

I 磨き、稼ぎ、つながる農業の確立

1 稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ

★：重点項目の成果指標

項目	単位	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
いちごの10a当たり収量	kg	4,466	4,620	5,000
露地野菜(注)の作付面積	ha	3,178※1	3,848	4,411
みかん根域制限栽培の導入面積(累計)	ha	12	62	95
主要花き(注)1戸当たりの施設栽培面積	a	30.1	33	37
一番茶販売単価の全国比	%	113.1	115	120
肥育素牛の県内自給率★	%	29.3	32.3	34.5
水田の耕地利用率	%	145.9※1	140以上	140以上
農村ビジネスの新たな取組件数	件/年	25	25	25
東京都中央卸売市場におけるいちご主要産地の平均単価との対比	%	95※2	99	100
牛肉の輸出量★	ト	66※2	74	86
良質堆肥の流通量★	千ト	21	60	100
人手が足りている農家の割合★	%	55※3	65	70
農地・農業水利施設の効率的な活用に取り組む地区数(累計)	地区	19	56	83

※1:基準年は2021年 ※2:基準値は2019～2022年度の平均 ※3:基準年は2020年

19

2 次世代の担い手の確保・育成

★：重点項目の成果指標

項目	単位	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
新規就農者数★	人/年	183	190	190
経営の協業化(プール計算等)に取り組む集落営農組織・法人数(累計)★	組織	20	28	40
集約した農地に新規に参入する企業等の件数(累計)	件	—	30	100
農地の集積・集約化に取り組む地区数(累計)	地区	10	56	128

II 活力ある農村の実現

活力ある農村の実現

項目	単位	基準 (2022)	中間目標 (2026)	目標 (2032)
さが食・農・むらサポーター登録数(累計)	件	3,600	4,000	4,600
中山間地域農業の活性化に取り組む「チャレンジ中山間」の地区数(累計)★	地区	—	60	72
有害鳥獣による農作物被害額	億円	2.0	1.2	0.8
多面的機能支払制度により適正に保全管理を行う取組割合(農振農用地に対する取組面積率)	%	67	67	67

(4) 施策の重点項目

<p>1. <u>次世代の農業を担う新規就農者の確保</u></p> <p>【展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 様々な手法による就農希望者の掘り起こしや地域と一体となった研修体制の整備、研修後の就農先の確保支援などにより、着実に新規就農者を確保していく。 <p>【主な具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 就農希望者の掘り起こし（PR コンテンツ制作、SNS 等を活用した情報発信、就農相談特設 HP の開設 等）・ 就農希望者の研修体制の整備（ミニトレーニングファーム（トレーナー制）の整備）・ 就農先の確保支援（園芸団地整備、中古・遊休ハウスとのマッチング支援） <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 新規就農者数（人/年）
<p>2. <u>担い手への農地集積・集約</u></p> <p>【展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 優良農地のゾーニングや農地中間管理事業を活用したまとまった農地の確保などにより、担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、生産性向上のため農地の大区画化に向けた取組を推進する。また、優良園地や畑地を集積・集約し農業水利施設の維持管理の効率化を推進する。 <p>【主な具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域計画づくりを通じた多様な担い手への農地集積・集約・ 農地中間管理事業の積極的な活用・ 農地の受け皿となる集落営農組織の法人化・ 農地集約に伴う農業水利施設の再編整備・ 生産性向上に向けた畦畔除去等の基盤整備 <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農地の集積・集約に取り組む地区数（累計）（地区）
<p>3. <u>園芸団地の整備・拡大</u></p> <p>【展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 産地の拡大・発展に向けて、地域内外からの新規就農者の受け皿だけでなく、一括発注による施設整備費の低減などのメリットがある園芸団地の県内各地への整備を推進する。 <p>【主な具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農地の確保（一定規模のまとまった農地の確保、果樹の新規就農者向け事前園地整備）・ 入植者の確保（トレーニングファーム（TF）と連携した新規就農者の受入体制づくり、

<p>規模拡大志向農家の入植促進 等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 園芸団地の整備・運営に対する支援（基盤や施設・設備の整備への支援、入植者への技術指導） <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園芸団地の整備数（累計）（地区）
<p>4. <u>たまねぎの生産拡大</u></p> <p>【展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の主要品目であるたまねぎの生産拡大に向けて、需要に応じた高品質なたまねぎの安定生産、集荷の省力化体制の整備や大規模農家育成、労働力補完の仕組みづくりを目指す。 <p>【主な具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高品質たまねぎの生産（市場の需要に応じた作型分散、高貯蔵性品種の選定 等） 病害対策等による収量増加（べと病や貯蔵腐敗等の病害対策、排水対策・土づくり） 作付面積の拡大（増産運動、省力化による大規模農家育成、労働力補完 等） <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> たまねぎの作付面積（ha）
<p>5. <u>果樹園地の新規拡大</u></p> <p>【展開方向】</p> <p>果樹産地の拡大に向けて、地域での話し合いによる園地の流動化を進めることで、果樹団地の園地を確保するとともに、水田等の平坦なほ場での果樹園地の新たな整備を推進する。</p> <p>【主な具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園地や新たな担い手の確保（園地継承、果樹版トレーニングファーム、のれん分け、企業・法人参入等の推進） 平坦なほ場での果樹園地の整備（水田の畑地化、園地の集積・集約と基盤整備、労働力補完、作業受託組織づくり） <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平坦地等への果樹の導入面積（累計）（ha）
<p>6. <u>「佐賀牛」の生産基盤の強化と輸出の拡大</u></p> <p>【展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 肥育素牛の県内自給率を向上することで、「佐賀牛」の生産基盤を強化するとともに、輸出に対応した佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」の稼働を契機として、「佐賀生まれ、佐賀育ちの佐賀牛」の一層の輸出拡大を目指す。 <p>【主な具体的取組】</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 「佐賀牛」の生産基盤の強化（繁殖肥育一貫経営、キャトルステーション、ブリーディングステーション） ・ 「佐賀牛」の輸出拡大（輸出認定取得、EU 市場などの新規開拓） <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肥育素牛の県内自給率（％） ・ 牛肉の輸出量（トン）
<p>7. <u>水田農業を担う生産組織の強化</u></p> <p>【展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水田農業を担う生産組織について、個人主体から構成員の協業による営農体制への転換を推進する。また、協業経営の基礎となる、農地の集積・集約や作付の団地化、機械等の共同利用、さらに集落等の多様な人材を活かした組織運営や経営の多角化により、持続的で安定的な経営への転換を推進する。 <p>【主な具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人化や協業経営方式への転換などの推進（将来ビジョン、生産体制・経理方式のステップアップ、作付け団地化 等） ・ 園芸品目の導入や6次産業化、雇用者の確保など持続性のある経営発展の推進（余剰労力の活用、経営の複合化・多角化 等） <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の協業化（プール計算等）に取り組む集落営農組織・法人数（累計）（組織）
<p>8. <u>多様な雇用人材の確保に向けた体制の強化</u></p> <p>【展開方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業分野における人手不足の解消のため、農業労働力確保に関する支援体制の強化や、地域の潜在労働力の発掘、農福連携など新たな雇用人材の活用に取り組み、多様な農業労働力確保の仕組みづくりを推進する。 <p>【主な具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業労働力確保支援体制の強化（「佐賀県農業労働力相談窓口」のマッチング機能拡充、地域における支援体制整備） ・ 農福連携の取組拡充（農福連携コーディネーター、モデル事例創出 等） ・ 地域や産地に応じた労働力確保の仕組みづくり（労働力需給に関する実態調査、外国人材の活用、スマホアプリ活用 等） <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人手が足りている農家の割合（％）
<p>9. <u>良質な堆肥の利活用の推進</u></p>

【展開方向】

- ・ 化学肥料の価格高騰により農業経営が圧迫される中、家畜排せつ物由来の堆肥を活用した資源循環型の営農体系への転換を進めるため、良質な堆肥の生産拡大と耕種農家での利活用を推進し、県内での良質堆肥の利用の拡大を目指す。

【主な具体的取組】

- ・ 耕種農家のニーズに即した良質な堆肥の生産（ペレット化、堆肥コンクール 等）
- ・ 堆肥利活用の推進（散布機械の導入、栽培マニュアル作成 等）
- ・ 堆肥の広域流通の推進（堆肥散布組織育成、ストックヤード整備）

【成果指標】

- ・ 良質堆肥の流通量（千トン）

10. 中山間地域農業の発展に向けた取組の強化**【展開方向】**

- ・ 中山間地域の集落や産地が主体的に行う「農業所得の向上」「農業・農地の維持」「地域の活性化」に向けた取組を支援し、未来につなぐ、農業による元気な中山間地域づくりを目指す。

【主な具体的取組】

- ・ 中山間地域の特色を生かした農業の展開による「所得向上」（中山間地域で稼げる農業の推進、中山間地域ならではの多様な農業経営）
- ・ 県民の生活を守る中山間地域の「農地」を維持する体制づくり（農地のゾーニング、農作業受託組織、中山間地域等直接支払制度の利用推進 等）
- ・ 中山間地域を支える多様な人財による「地域の活性化」（関係人口の創出、グリーンツーリズム 等）

【成果指標】

- ・ 中山間地域農業の活性化に取り組む「チャレンジ中山間」の地区数（累計）（地区）

11. 「プロジェクトIF」の推進 ～災害に強い農業・農村づくり～**【展開方向】**

- ・ 老朽化等により排水機能が低下したクリークやため池などの整備や、農業水利施設の治水的な活用を推進し、災害に強い農業・農村づくりを目指す。また、浸水想定エリアにおける農業用機械の避難場所の確保や保険加入を推進する。

【主な具体的取組】

- ・ 「内水を貯める」取組（クリークやダムでの事前放流、ため池の低水管理、田んぼダム）
- ・ 「人命等を守る」取組（農業用機械の避難、保険加入推進）

【成果指標】

- ・ 洪水貯留可能容量（千 m^3 ）（累計）

5. 水田農業の改革方針

(1) 水田収益力ビジョン

県、JA 等が構成員となる佐賀県農業再生協議会は、国が示す米の「適正生産量」に基づき、県段階における米の「生産のめやす」を設定し、最終的には、米に大豆、露地野菜等の転換作物の生産を組み合わせた水田農業の振興方針「水田収益力強化ビジョン」を毎年公表している。「生産のめやす」は、市町の農業再生協議議会等を経て各農業者へ提示されている。

「令和7年度佐賀県水田収益力向上ビジョン」（令和7年9月8日）には、下表の通り、令和8年度までの「作物ごとの作付予定面積等」が示されている。作付予定面積のポイントは、「さが園芸888運動」の達成に向けて水田においても高収益作物（たまねぎ等）の作付面積を増やすこと、そして、水田における米転作の基幹作物と位置付けられる大豆の作付面積も増やすことである。

佐賀県では「さが園芸888運動」により水田の畑地化等が推進されているが、現在でも県内の耕地面積の83%は水田である。また、水田における収穫量の全国順位では、二条大麦は1位、小麦は3位、大豆は3位となっており、二毛作により米・麦・大豆を組み合わせた水田農業の重要性は依然として高い。

作物ごとの作付予定面積等

単位：ha

作物等	令和6年度 作付面積等	令和7年度 作付予定面積等	令和8年度 作付目標面積等
主食用米	22,000	22,181	22,300
飼料用米	709	578	670
米粉用米	16	7	16
新市場開拓用米	10	18	10
WCS用米	2,280	2,136	2,200
加工用米	376	361	250
麦	22,040	21,846	22,000
うち二毛作	20,933	21,604	20,500
大豆	7,189	6,741	7,400
うち二毛作	734	1	1,000
飼料作物	776	735	740
うち二毛作	419	442	490
高収益作物	2,554	2,971	3,439
玉ねぎ	2,130	2,328	2,402
キャベツ	234	334	352
その他	190	309	685
畑地化	86	49	50
計	58,036	57,623	59,075

佐賀県の水田農業（佐賀県水田収益力強化ビジョン）については、事業 No11 を参照。

(2) 集落営農の推進

佐賀県担い手育成総合支援協議会（一般社団法人佐賀県農業会議が運営する協議会）は、「集落営農の推進方針」（令和7年4月23日）を以下の通り策定している。

1 集落営農の経緯及び現状

平成18年度に創設された国の品目横断的経営安定対策の事業要件を満たすため、県内の平坦地域を中心に法人化要件を有した集落営農の組織化が急速に進み（平成19年度までに473任意組織設立）、これまでに約1/3（159組織）の任意組織が法人組織へと移行した。しかしながら、平成27年度における経営所得安定対策の法人化要件の緩和（市町判断）や令和5年度の消費税インボイス制度の開始等の影響を受け、法人化の様子見している任意組織が多い状況であり、ここ近年は法人化に向けた動きが停滞している。

集落営農の運営体制の現状としては、任意組織はもとより、法人に移行した組織においても依然として、交付金・補助金の受け皿としての性格が強く、経営の内容も個人経営に依存した個々の営農形態の集合体（枝番方式）に留まっており、機械や農地の集約化による効率化や次世代の受け入れ等の組織的なメリットを活かした経営を展開できていない。また、ほとんどの組織が将来について十分に話し合いができておらず、集落の将来を見据えた課題解決が進展しないまま、構成員の高齢化及び離農が進行している状況。このままの体制では、離農者が一層増加していく一方であり、組織の存続のみならず、今後の集落の機能・農地の維持が困難となることが危惧される。

2 集落営農の展開方向

(1) 法人化と併せた協業管理方式への段階的な転換の推進

本県は、集落営農任意組織の法人化が一定数進んだものの枝番管理方式の経営を行う集落営農組織が多くを占めている。しかし、農業者が減少していく中、このまま個々が主体の経営を継続しても、合理的・効率的な営農とならず組織の雇用の受け入れ体制等も整わないことから、離農構成員の農地引き受けや人材確保の対応が一層厳しくなる。そこで、農業機械・農地の集約化や作業の共同化の図られた協業管理方式への移行を段階的に推進していく。

【協業方式への転換（例）】

- ・従来どおり枝番方式は維持しながら離農者農地を法人直営（協業）により生産・管理していくなど、離農者農地から協業方式を開始
- ・機械の集約化が進んでいる大豆や露地野菜から生産・経営の協業化を開始するなど品目毎で段階的に協業方式への転換 等

(2) 経営発展に向けた人材確保・高収益作物導入を推進

集落営農組織が持続していくためには、雇用等による人材確保が重要な課題であり、そ

の実現に向け、法人直営農地での園芸作物の導入等を進めるなどして、通年作業や給与の確保を図っていくとともに、法人の雇用受け入れ環境の体制整備を推進していく。

3 推進体制

(1) 県段階

県担い手育成総合支援協議会（以下、「県担い手協」という。）が核となり、4の取組内容に取り組み、2に掲げる法人化と併せた協業管理方式への段階的な転換及び経営発展に向けた人材確保・高収益作物導入を効果的に進めていく。

(2) 地域段階

地域担い手育成協議会（地域再生協議会）や指導者連絡協議会等を母体するなど、各農業振興センターやJA、市町等の関係機関と連携を図りながら、組織発展や再編等の在り方を検討し、課題に応じた支援の働きかけを行う。

4 取組内容

(1) 集落・地域での集落営農の在り方の検討の促進

・【県担い手協】：今後の集落営農の検討パターンの作成・提示を行う。

①協業化（＋雇用）

②ハイブリッド型（＋雇用） ※②を県担い手協で重点的に推進

③組織内の主要な構成員に農地集積・集約

④組織外の担い手に農地集積・集約

・【現地機関】：地域計画に係る協議の場（年1回以上）等も活用しながら、集落営農の課題の把握と将来の在り方について検討する。

(2) 協業管理方式への段階的な転換支援

ア 協業管理方式への転換の啓発

・【県担い手協及び現地機関】：研修会等を活用し、ハイブリッド型（枝番＋協業）を周知する。

イ 協業管理方式への転換に向けた支援

・【県担い手協】：現地機関と連携しながら協業方式（ハイブリッド型を含む）への段階的転換を行う重点支援対象者の掘り起こし・選定を行う。

・【現地機関】：県単事業（プール経理が一要件の農業機械導入補助）や県再生協事業（ビジョン実践支援）等の活用推進により協業へのステップアップを後押しする。

(3) 人材確保に向けた体制づくり支援

ア 雇用受け入れ体制の環境整備

・【県担い手協】：常時雇用者を雇用している集落営農法人の事例調査を行い、雇用受け入れの際に必要な事項の整理・情報提供を行う。また、雇用希望法人の情報収集や情報提供を行う。

・【現地機関】：雇用を検討する法人に対し、さが農業経営・就農支援センターの登録専門家の派遣支援を活用するなどして、推進対象組織の雇用受け入れに向けた合意形成や就業規則作成、求人手法等の支援を行う。

イ 雇用確保及び高収益作物の導入の促進・啓発

・【県担い手協及び現地機関】：県段階及び地域段階の研修会等を通じて高収益作物導入や雇用に係る情報発信を行い、機運醸成を図る。

(4) 法人化支援

【県担い手協及び現地機関】：法人化の支援が必要な組織に対し、法人の形態やビジョン策定、設立手続き等の法人設立に向けた支援を行う。また、必要に応じて専門家の派遣支援により経営理念、経営計画の作成、資金計画づくり等についてサポートを行う。

(3) 集落営農組織の運営体制（作業面、経理面）

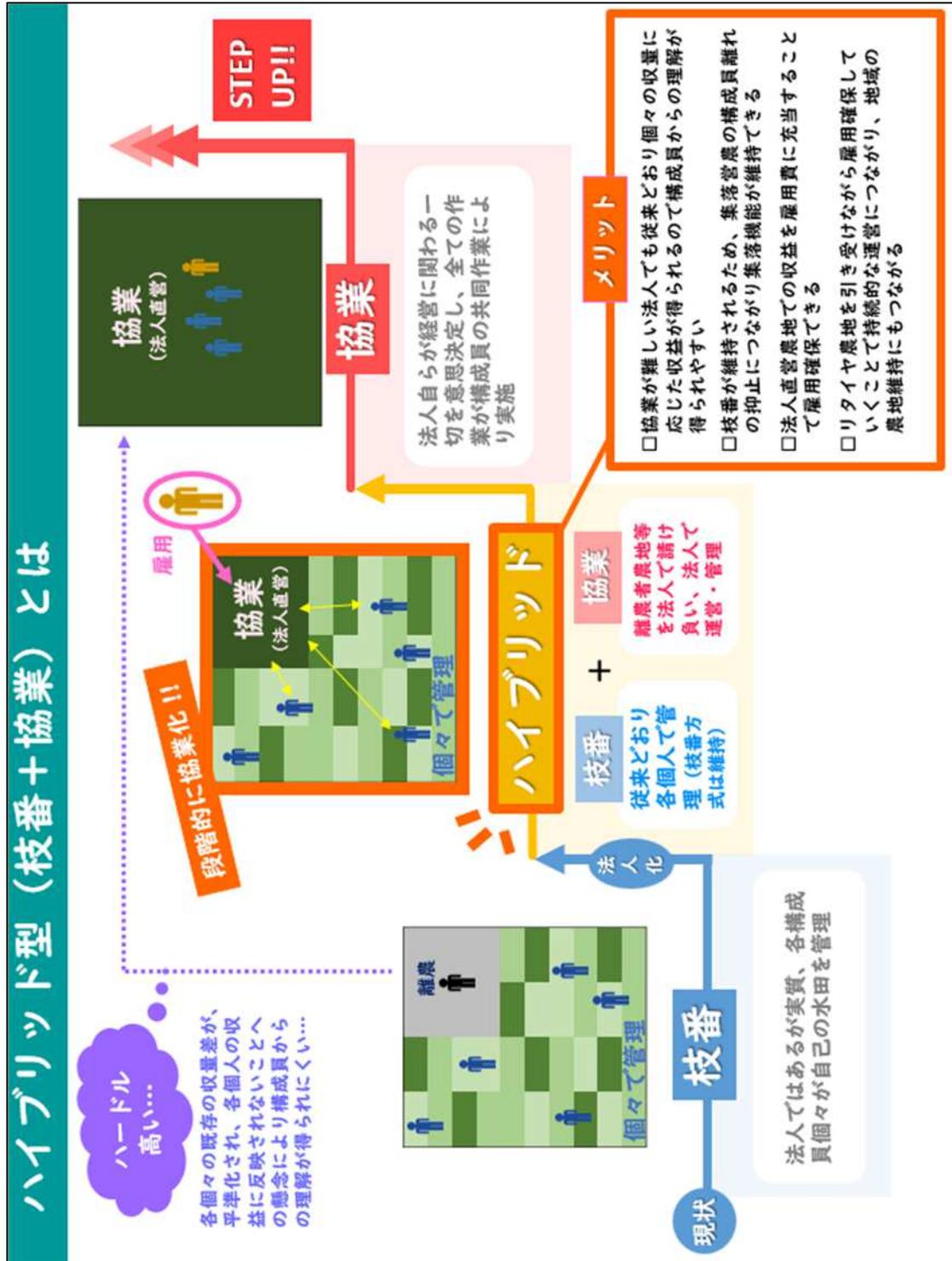
集落営農組織の運営体制（作業面、経理面）には、大きく分けて枝番管理方式、協業管理方式、ハイブリッド方式の3形態がある。3形態の特徴は、下表の通りである。

枝番方式、協業化方式、ハイブリッド方式（枝番＋協業）

区分	特徴	
枝番方式	作業面	構成員（個人）が主に自らの機械を利用（又は、組織の機械を借りる）等して、持ち分の農地を栽培管理
	経理面	収益は各構成員（個人）の収量・品質等の出来高等に応じて配分
協業方式	作業面	集落の農地全体を一つの農場とみなし、構成員の役割分担の下、共同作業で栽培管理
	経理面	収益は、構成員（個人）毎の出来高は反映せず、構成員の従事時間に応じて均等配分
ハイブリッド方式 枝番＋協業	作業面	構成員（個人）で栽培管理できる農地は従来通り個人で維持しながら、離農者農地を法人で請け負い、法人直営で運営・管理する（協業）
	経理面	構成員（個人）で栽培管理する農地は出来高に応じて配分、法人直営（協業）で栽培管理する農地については従事時間に応じて配分

最も望ましい形態は協業方式であるが、県は、これまでの経過状況を踏まえて、協業方式への移行を段階的に推進することとしており、まずはハイブリッド方式の推進に注力する

方針である。ハイブリッド方式のメリット等は、下表の通りである。



(4) 地域計画の充実・実現

令和6年度末までに全市町343地区において地域計画が策定されたものの、10年後の目標地図が現況地図とほぼ同じ状況となっている地区がほとんどであるため、今後の見直しが必要となっている。そのため、県は、令和7年6月25日付で、『「地域計画」の充実・実現に係る佐賀県取組方針』を下記の通り策定している。

1 目的

佐賀県では、令和7年3月末までに、農業者等の話合いの結果を踏まえ、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを示した「10年後の地域農業の設計図」である「地域計画」が全市町343地区で策定された。

地域計画の策定はゴールではなく、地域農業の未来を考え、それを実現していくためのスタートであり、計画策定後も話合いを継続し、これらの地域計画の充実・実現に向けて実行していくことが重要である。

このため、地域計画の充実・実現に向けた取組方針を定め、関係機関が連携し、令和7年度から3年間を重点期間とし、地域計画のブラッシュアップ、農地の集約化、地域内外から農地の受け手の幅広い確保等の取組を積極的に進めていくものとする。

2 推進体制

地域計画の充実・実現に向けた県と関係機関との連携による推進体制を県段階及び市町段階に整備する。

(1) 県段階

農業会議、農業公社、JA、土改連、県農業経営課にて会議（以下、5者会議）を定期開催し、地域計画の見直し状況・取組内容などを共有するとともに、実行にかかる支援策などを検討する。各関係機関の主な役割は次のとおりとし、それぞれの組織力を活かし、継続的かつ積極的に支援する。

- 農業会議：農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局等を対象とした農地の最適化に関する助言や地域計画とプラスワン運動の連携支援。
- 農業公社：地域計画の達成に資するよう農地中間管理事業による農地の権利設定等の実施。市町・農業委員会と連携し、広域での担い手と農地のマッチングを支援するとともに、担い手への農地の集約化や園地の集積の支援。
- JA：集落営農組織の体制強化に向けた話合いの支援。地域営農ビジョンと連動した地域計画の実行支援。
- 土改連：基盤整備による農地の集約化等の推進及び関係機関への情報提供。水土里ビジョンと連動した地域計画の実行支援。
- 県農業経営課：各市町の地域計画の充実・実現に向けた進捗の把握・分析、農地集約実践地区の実行支援、県域での意見交換や勉強会等の開催、5者会議の企画・運

営。

(2) 市町段階

市町、農業委員会、農業公社、J A、土地改良区、振興センター等の関係機関において、地域計画の充実・実現に向けた協議を行う。各関係機関の主な役割は次のとおりとし、各関係機関の担当者は、市町の要請に基づき、協議の場に参画し、それぞれの専門性を活かして地域計画の実行が順調に進むよう積極的に支援する。

また、振興センターは、農林事務所（農村環境課）等と適宜連携し、地域計画を策定した管内全地区に担当者を設定し、農業経営課へ報告する。

- 市町：地域計画を策定した地区の継続した協議の場の開催、推進体制の整備、地域計画の管理
- 農業委員会：耕作者や地権者等の農業上の利用意向の把握、目標地区の変更素案作成、地域計画と連携したプラスワン運動の実施
- 農業公社：農地相談員による他地域の担い手等の情報提供
- J A：組合員の経営意向の把握、組合員へ協議の場への参加等の働き掛け
- 土地改良区：水利に関する調整、土地改良施設の保全
- 振興センター：管内市町の地域計画の進捗管理・助言、関連補助事業の活用に係る助言

3 具体的な取組内容

(1) 地域計画のブラッシュアップ・実行

策定された地域計画の中には、現況地区にほぼ近い目標地区となっている計画、将来の受け手が位置付けられていない計画等、将来の農地利用状況が明らかになっていないものも見受けられる。そのため、市町段階の関係機関は、耕作者及び地権者等の更なる意向把握を進め、年1回以上の地域の話合いをベースに、地域計画のブラッシュアップを進め、将来の農地利用の姿を明らかにする。また、地域計画を基に、農地の集約化・基盤整備・地域外からの担い手確保等の実行支援をしていく。

(2) 農地集約実践地区の選定・実行

農家の減少・高齢化等が進展する中、地域農業を将来にわたって守っていくには、規模拡大や生産効率の向上を希望する担い手の確保・育成と並行した農地の集約化は不可欠である。

そのため、県農業経営課は、市町及び農業委員会等の関係機関とともに、耕作者や地権者等の意向を踏まえた上で、県内3つ以上の農地の集約を実践する地区を選定し、強力に農地の集約化を進めていく。ただし、地域の状況の変化に応じて、農地集約実践地区の見

直しを行うことを可能とする。

その他の地区においても、市町段階の関係機関は、農地集約実践地区の取組を参考にしながら、協議の場に参画し、耕作者、地権者の理解や農地の利用条件等さまざまな課題等を勘案して、地域の状況に合わせた農地の集約化を進め、まとまった農地の形（団地化）に近づくよう努めるものとする。加えて、中山間地域においては、農地の集約化とともに、ゾーニングを進める。

（3）地域内外から農地の受け手の幅広い確保

ア 地域内の担い手の確保・育成

県農業経営課をはじめとした関係機関は、親元就農や定年退職後の就農等による担い手の確保、地域内の後継者育成を支援する。また、地域が主体となって取り組むトレーニングファーム等を通して、新規就農者の確保・育成を支援する。

イ 集落営農組織・法人の体制強化

機械や農地の集約化による効率化や担い手不足等の課題がある中、構成員の高齢化や離農が進行しており、組織存続のみならず、今後の集落機能・農地の維持が危惧されている。JAや市町、県農業経営課をはじめとした関係機関は、集落営農組織の法人化と併せ、協業管理方式への段階的な転換を支援するとともに、経営発展に向けた人材確保・高収益作物導入や組織内の主要な構成員への農地集積・集約を推進する。

ウ 地域外からの担い手確保（企業・法人の参入の推進）

県の企業・法人参入推進チーム（県農業経営課・農地整備課等）は、県内で農業参入・規模拡大を希望する企業・法人の探索や呼び込みを行う。市町段階の関係機関は、規模縮小の意向がある農地や将来の受け手が位置付けられていない農地など将来の担い手不在農地を洗い出すとともに、受け手が見つからない農地について、地域外からの企業・法人の受入を協議の場において提案する。企業・法人参入推進チームと市町段階の関係機関は、地域から受入の意向があれば、受け入れる候補地を選定し、企業・法人と農地のマッチング調整し、参入した企業・法人が地域に定着・拡大できるよう支援する。

（4）広域での意見交換会や勉強会等の実施

県農業経営課は、課題解決に向けた支援や広域での意見交換会や優良事例を紹介する勉強会等を実施することで、各関係機関担当者の知識向上と県域での連携を図り、地域計画の実行を加速化させる。

※機関名について、以下のとおり省略して表記している。

一般社団法人佐賀県農業会議　：農業会議

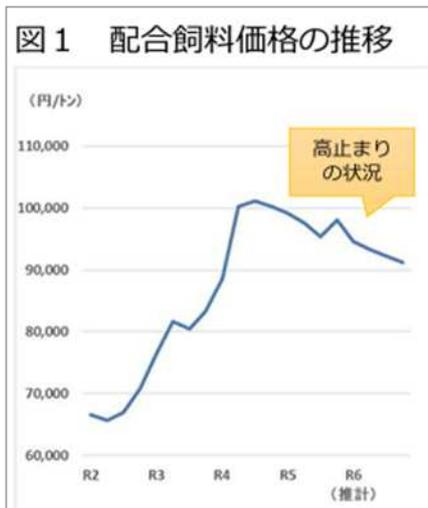
公益社団法人佐賀県農業公社 : 農業公社
J Aグループ佐賀 : J A
佐賀県土地改良事業団体連合会 : 土改連
佐賀県地域農業振興センター : 振興センター

6. 肉用牛経営の状況

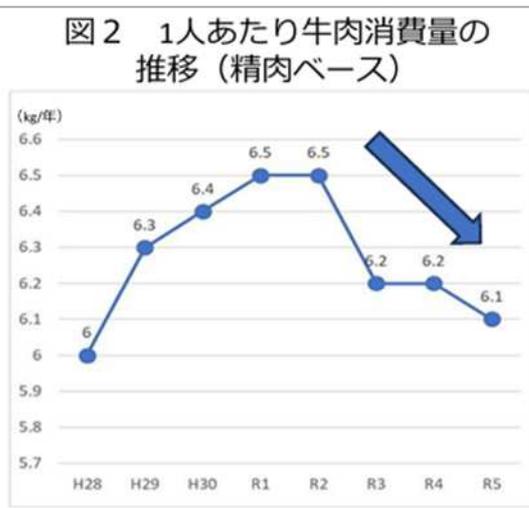
近年では、国内の牛肉消費量が落ち込んでいる。黒毛和種の牛枝肉価格、子牛価格が下落し、肥育農家、繁殖牛農家の経営が悪化している。牛肉消費量減少の要因は、物価高騰による消費者の節約意識の高まり、高齢化・健康志向による霜降り離れ等と言われており、重大な経営環境の変化が生じていると考えられる。（※下記は、県予算資料に基づいている。）

(1) 繁殖牛経営における物価高騰の影響

- 繁殖牛経営の生産費については、飼料価格の高止まり（図1）や資材費の高騰などにより上昇している。
- 繁殖牛経営における収入は子牛販売となるが、子牛価格については、物価高の影響による消費者の節約意識の高まりで牛肉の1人あたり消費量が近年減少（図2）→牛肉への需要が低下し黒毛和種の牛枝肉価格が低迷（図3）→肥育農家の経営状況が悪化→子牛は肥育農家の購入が多いため経営悪化により子牛価格は急落（図4）となっている。
- 繁殖牛経営の収益性は、生産費の上昇及び収入の低下により悪化している（図5）。



資料：配合飼料価格安定基金協会「飼料月報」
※令和6年度第2四半期以降は推計



資料：農林水産省「食料需給表」

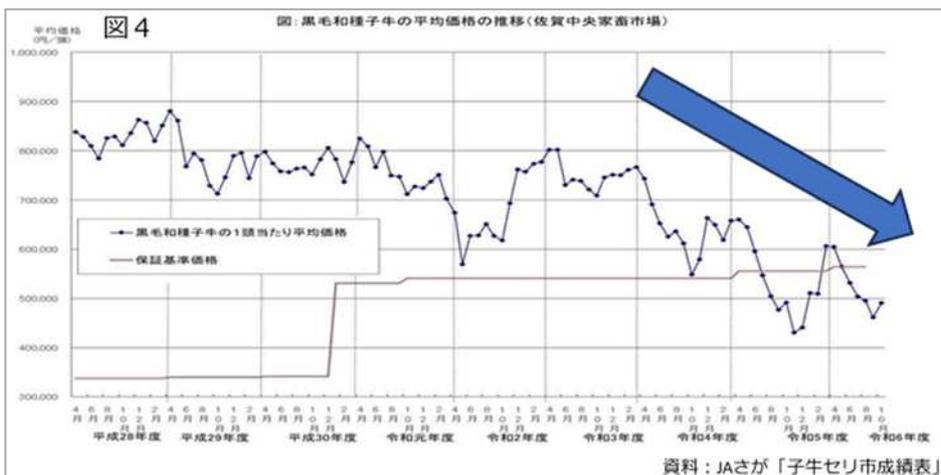
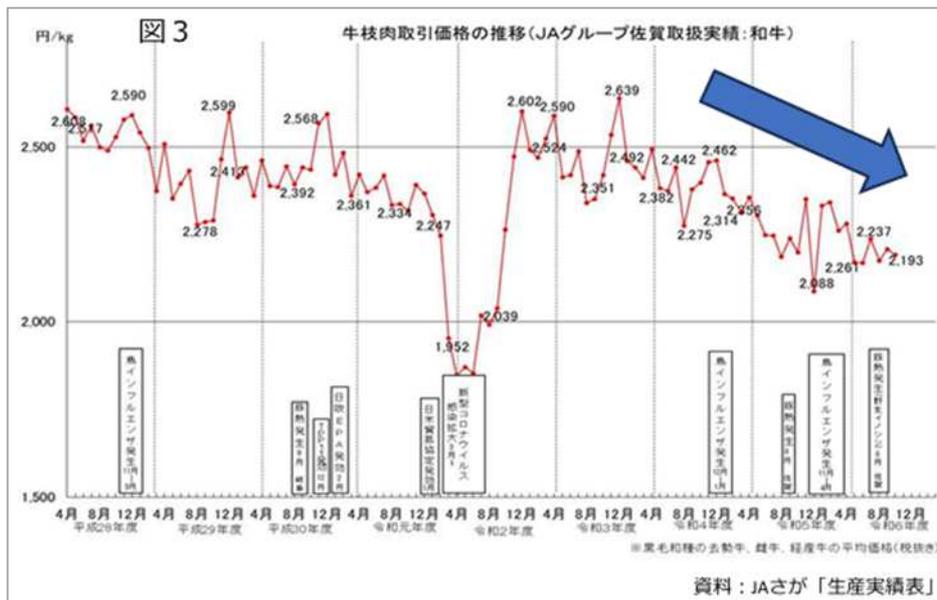
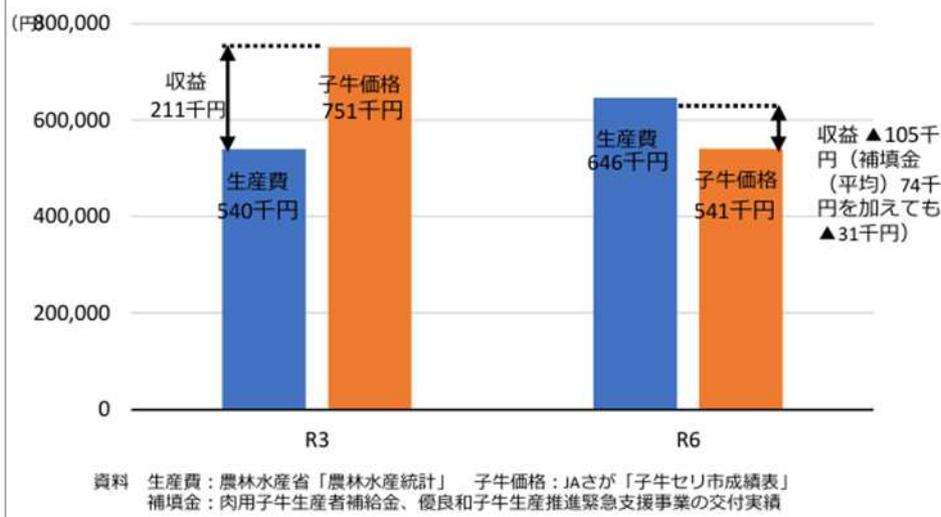


図5 子牛生産費と子牛価格による収益差



第3 監査の結果及び意見(総括)

1. 全般的な監査意見等

以下では、全般的な監査意見に加えて、主要個別事業の監査意見のうち有効性・効率性・経済性に関連する監査意見を中心に要約して記載している。各監査意見の詳細は、該当する個別事業を参照されたい。

【佐賀県「食」と「農」の振興計画 2023、園芸 888 運動等】

(1) 佐賀県農業の大いなる可能性への期待について（振興計画 2023 等の監査意見④）

佐賀県には、先ず、水田農業に関して、最高ランク特Aを15年連続獲得している「さがびより」など日本中に誇れる農産物がある。また、畜産における佐賀牛ブランドは国内のみならず海外で更に市場を獲得できる大いなる可能性も秘めていると思われる。更に、県が推進する園芸についても、たまねぎ等は国内有数の産地となっている。

足元では、振興計画 2023 の進捗が遅れている成果指標が散見され、園芸については令和 10 年度における 888 億円の達成が厳しい状況となっているが、今後は、水田農業の改革が進み、佐賀牛は更なるブランド価値向上・輸出拡大がなされ、また、園芸農業は各成果指標の未達成要因に関する対応策が早期かつ着実に実施されることが望まれる。

そして、生産性の高い強固な佐賀県農業が確立されることにより、県内農家の所得拡大、更には県内経済への好循環がもたらされることを大いに期待したい。

(2) 進捗が遅れている成果指標の要因分析について（振興計画 2023 等の監査意見①）

県では、振興計画 2023 の進捗状況に関する管理資料が作成されており、各成果指標の年次進捗率、進捗が遅れている成果指標の要因分析と対応状況などが記載されている。

進捗が遅れている要因としては、高齢化、物価高騰、気候変動（猛暑等）が主な要因として記載されている成果指標が多い。このうち、高齢化については、就農者が高齢化することは過去における年齢分布で分かっていたものであり、高齢化が要因で進捗が遅れているとの要因分析は、理解し難い部分がある。なお、仮に、離農時期や規模縮小時期に関して県が想定した年齢層よりも早期であったことなどは、未達成要因になり得るものと考えられるが、その場合は、今後の離農年齢等のシミュレーション分析に十分に活かす必要がある。

また、園芸農家に関しては、米価格が上昇した中で、高齢就農者を中心に、園芸より

も農作業負担が比較的軽減される水田農業（米・麦・大豆等）に回帰している状況がある様である。当該状況は、長年にわたって米価が低迷していた状況を踏まえれば、園芸の未達成要因になり得るものであり、その影響が大きい場合には、要因分析に追記されるべき内容と考えられる。

また、みかん根域制限栽培の導入面積や平坦地等への果樹の導入面積の未達成要因は、計画策定当初からある程度は想定できた事象もあったと考えられる。

<想定内・外の各事象の計画への織り込み>

振興計画策定に当たっては、既存農家の高齢化による離農年齢時期や規模縮小時期、上記のみかん根域制限栽培等の要因など、当初からある程度は想定できる事象は、振興計画の前提条件として一定数を織り込む必要があり、当該事象を未達成の要因として説明することは適切ではないと考える。

一方、今後の米価推移等の様に想定が難しい項目がある場合は、複数のシナリオを想定して、どの様なシナリオを前提に成果指標等を設定したのか、その根拠を整理しておく必要があると考える。

【農政企画課】

- (3) 中長期的な気候変動を想定した研究開発方針の必要性について（事業 No 1 の監査意見②）

<将来予測>

2025 年の現在において、主要国がパリ協定から離脱したり、紛争と分断が世界に広がり国際情勢が極めて不安定な中で、気候変動対策の強化に向けて日本も含めた世界が政治を超えて結束できなければ、残念ながら IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第 5 次評価報告書の「4℃上昇シナリオ」も現実味を帯びて来るものと思われる。

<山形県の事例>

山形県は、令和 7 年 9 月に「地球温暖化に対応した農林水産研究開発ビジョン」（第 3 版（最終案））を公表している。第 3 版（最終案）では、研究開発を「短期」、「中・長期」の 2 つの視点、「適応策」、「緩和策」の 2 つの方策で推進する旨の改訂がなされている。また、果樹育種等の研究開発は長期間を要することから、50 年後の気候変化を想定して実施するものとされている。

<栃木県の事例>

栃木県は、令和 6 年 6 月に「栃木県農作物生産における気候変動適応ガイド」（第 1 版）を公表している。同県は、「…気温の上昇は今後も長期間続くと予想されています。そこで、本県農業の持続的発展に向け、主要な農作物 8 品目について、現時点で生じている気候変動の影響と必要な対策を示すとともに、20 年後を見越したリスクへの対策を示すガイドを作成しましたので、御活用下さい。」としている。

＜中長期的な気候変動を想定した研究開発方針の必要性＞

佐賀県は、令和7年8月に、「佐賀県農林水産業の気候変動適応技術集」を公表したが、現時点で既に生じている気候変動への対応としての短期的視点の適応策が中心となっている。現状の気候変動に対応するだけでも極めて大変であることは承知しているが、今後は、「2℃上昇シナリオ」～「4℃上昇シナリオ」を想定した中長期的な研究開発方針も策定・推進して頂きたいものとする。気候変動による農林水産業へのリスクを低減させることにより、県内農業の持続的成長、安定的生産・供給を担保する必要があると考える。

(4) 博士号取得者割合の目標値25%の早期達成について（事業No2の監査意見①）

＜博士号取得割合＞

農林水産系研究員の博士号取得割合は、令和4年度6.2%、令和6年度9.1%であるが、県は最終的には25%を目指している。各研究課題は3～4人で取り組むことが多いため、各チームに博士号取得者を配置できる様に25%を目標としている。

＜目標値25%の早期達成に向けて＞

近年では温暖化、猛暑等により農業・漁業において既に深刻な被害が発生しており、気候変動適応に関する試験研究は急務の課題となっている。また、就農者の高齢化は著しく、今後は短期間で就農者が減少することが予想されており、農家の大規模化・生産性向上、農作業のスマート化（AIを活用した環境制御システム活用等）、自動化を前提とした試験研究も更に重要となる。

農業分野では基本的には各都道府県単位で研究開発が実施されるため、県内で高度な知見を有する指導的な研究員を育成し、有力な新品種、気候変動適応技術等を開発することは、県内の農業産出額、農家所得等に大きな影響を与えることになる。また、競争的資金（国庫）を獲得できれば、県財政にも大きな貢献を期待できる。

気候変動適応に関する試験研究の緊急性、就農者減少に伴うスマート化・自動化を前提とした試験研究の緊急性、そして県内農業や漁業全体への影響度合等も考慮した上で、目標値の早期実現を目指して、研究員への追加的な支援等により本事業を積極的に推進して頂きたいものとする。

【農業経営課】

(5) 集落営農組織の協業化推進について（事業No7の監査意見③）

＜法人組織においても枝番管理方式が多い現状＞

集落営農組織の運営体制（作業面、経理面）には、大きく分けて枝番管理方式、協業管理方式、ハイブリッド方式の3形態がある。

枝番管理方式とは、作業面では、構成員である個人が主に自己の機械を利用し、自己の持ち分農地を栽培管理する方式である。また、会計面では、収益は各構成員の収量・品質等の出来高等に応じて配分する方式である。一方、協業管理方式とは、作業面では、集落全体を一つの農場とみなして役割分担の下に共同作業で栽培管理し、会計面では、収益は構成員の従事時間等に応じて配分する方式である。

県内の集落営農組織の運営体制は、非法人組織はもとより、法人化した組織においても依然として枝番管理方式が多くを占めている。当該状況は、正に、法人組織も含めて集落営農組織が交付金・補助金の受け皿としての側面が強いことを示している。

そのため、県としては、「農業者が減少する中、このまま個人が主体の経営を継続しても、合理的・効率的な営農とならず、離農構成員の農地引き受けが難しく、雇用者の受入体制等も整わない」として問題視している。

<協業管理方式への段階的な移行（ハイブリッド方式等の推進）>

振興計画 2023 で掲げる「協業化（プール計算等）」は協業管理方式を指しているが、これまで法人化や協業化が想定した程には進まなかった状況を踏まえて、県は、協業管理方式への移行について、ハイブリッド方式推進等を経て段階的に推進していくことを令和 7 年度になってから示している。また、佐賀県担い手育成総合支援協議会も「集落営農の推進方針」（令和 7 年 4 月 23 日）において、ハイブリッド方式を当該協議会にて重点的に推進することを表明している。

高齢化により就農者が減少する中で地域農業が持続できる様に、法人化と併せて、枝番管理方式からハイブリッド方式への移行、更に協業管理方式への移行が進み、県内の集落営農組織が合理的・効率的な組織へと早期に改革がなされることが望まれる。

(6) 集落営農組織の法人化推進について（事業 No 7 の監査意見②）

<佐賀県の集落営農に占める法人割合は極めて低い>

佐賀県は以前から法人の割合が相対的に低かったが、近年において全国的に法人化が進んでいる中で、佐賀県では令和 3 年以降は法人化が全く進まず、令和 3 年から令和 6 年までは 88 法人に留まっている。その結果、法人割合は、過去 7 年間に於いて全国では 35.5%から 41.9%まで 6.4 ポイント上昇したが、佐賀県では 14.7%から 17.7%までの 3.0 ポイントの上昇に留まっており、全国平均との差異が更に拡大している。

<集落営農の法人化推進の重要性>

県は、法人組織の協業化も含めた指標に変更して、組織運営の合理化・効率化を図ることにしている。これは、県内では法人化した組織においても依然として枝番管理方式が多くを占めている実態からすると、短期的な視点では、既存の法人組織を主体として協業化を推進することは合理的な変更とも言える。

しかし、集落営農の耕地面積割合が極めて高く、更に集落営農の非法人割合も極めて

高い佐賀県としては、やはり法人化推進により組織の永続化を図り、そのうえで効率性を高めることも重点施策として推進する必要があると考える。非法人組織の状況下では、法的・制度的担保力（財産所有権・利用権（農地・機械等）、後継者育成・確保、構成員及び従業員の社会保障加入、税制優遇、資金調達・積立（準備金による内部留保）など）の制限があるため、当然のことながら永続性や効率性の追求には限界がある。

法人化が進まなかったために、まずは、既存の法人組織を主体として協業化を推進することは理解できるものであるが、改めて成果指標として「新たに設立される集落営農法人数（累計）」を設定するなどして、法人化の推進に積極的に注力する必要があると考える。

(7) 地域計画及び目標地図の早期充実（ブラッシュアップ）・実現について（事業 No 8 の監査意見①）

＜県内の地域計画の策定状況＞

法定の策定期限であった令和 6 年度末までに、県内全市町 343 地区において地域計画が策定された。しかし、「10 年後の目標地図が現況地図とほぼ同じ状況となっている地区がほとんどであるため、今後の見直しが必要」となっている。

そのため、今後の事業展開としては、令和 7 年度からの 3 年間を重点期間として、「令和 7 年 6 月に定めた『地域計画』の充実・実現に係る佐賀県取組方針」に基づき、耕作者及び地権者等の更なる意向把握による地域計画のブラッシュアップ、関係機関と連携した農地集約実践地区の選定・実行、地域内外から農地の受け手の幅広い確保等に取り組んでいく」ともとされている。

＜佐賀県における早期充実（ブラッシュアップ）・実現の重要性＞

今後更に高齢化が進む中で、集落営農組織の組織力弱体化・解散が懸念され、集落営農の耕地面積縮減が更に進むことも見込まれる。従って、集落営農の耕地面積割合及び非法人割合が極めて高い佐賀県では、地域計画の早期充実・実現の重要性が他県と比べてより高いと考える。

県は、「『地域計画』の充実・実現に係る佐賀県取組方針」に定めた具体的な取組内容（計画ブラッシュアップ、農地集約実践地区の選定・実行、地域内外からの農地の受け手の幅広い確保、広域での意見交換会や勉強会の実施）に注力し、地域農業の持続可能性を高める計画に値する地域計画となる様に早期ブラッシュアップを推進する必要があると考える。

【園芸農産課】

(8) 佐賀県の水田農業(佐賀県水田収益力強化ビジョン)について(事業No11の監査意見①)

佐賀県では「さが園芸 888 運動」が推進されているが、現在でも県内の耕地面積の83%は水田である。また、水田における収穫量の全国順位では、二条大麦は1位、小麦は3位、大豆は3位となっており、二毛作により米・麦・大豆を組み合わせた水田農業の重要性は依然として高い。

<国の米政策>

国の前政権は、令和7年8月に一度は米増産方針を示したが、令和7年10月に発足した新政権は増産方針を撤回し、従来の「需要に応じた生産」の推進へと軌道修正を図った。

前政権が示した米増産方針は、食料安全保障という国の農政の最重要テーマの中で、輸出も視野に入れながら、主食である米の価格高騰を回避しつつ、国内に安定供給できる様にするとの考えに基づく方針であった。

一方、新政権の「需要に応じた生産」では、気候変動が進む中での想定外の供給量減少、米価格高止まり等による消費者の米離れなどのリスクが内在しているとも考えられる。更なる米離れが生じれば、米農家の減少にも繋がり、主食を国内で調達できないという安全保障上の重大な問題が懸念される。実際に、価格高騰を受けて、家庭では麺類への移行が進んでいるとも言われており、また、外食産業等を中心に海外からの米輸入(民間輸入)が急激に増加しているとのデータもある。

なお、前政権の米増産方針に関しては、単に増産のみを進めた場合は、想定以上の米価下落により短期間で米農家の離農が生じる恐れもあるので、食料安全保障の観点からは、増産は状況に応じたセーフティネット導入と併せて実施することが必要と考えられる。

<水田農業における大規模化・生産性向上の必要性>

日本でも物価、賃金が上昇していく中で、米価格も今回の米不足が生じる以前の水準よりも高い水準になるとは考えられるが、今後、生産者と消費者のそれぞれが求める米価格水準が折り合っていく過程においても、大規模化・生産性向上による生産コストの低減が求められてくるものと思われる。

現代の主食は米・パン・麺類とされているが、食料安全保障の観点から、更なる米離れを回避して主食の国内自給率の改善を図るためには、大規模化・生産性向上を図りながら、国内の水田農業を守り、発展させていくことが必要と考えられる。

<佐賀県における水田農業の課題等>

その様な中で、佐賀県の水田農業における課題は、前述の(5)、(6)、(7)の通り、集落営農組織(法人、非法人組織)の組織力強化、協業化促進(枝番方式からハイブリッド方式、協業方式への移行)、非法人組織の法人化、農地集約などである。

就農者の高齢化状況は著しく、地域の水田農業を維持するための世代交代に向けて

残された時間は限られている。県は、短期間で着実に事業効果を得られるように事業を推進する必要があると考える。

- (9) 定額設定項目（補助上限額等）の定期的な見直し等の必要性について（事業 No14 の監査意見④）

<園芸団地整備対策の補助上限額を上げた経緯>

さが園芸 888 整備支援事業（県単事業）は、収量・品質の向上や低コスト化、規模拡大などに必要な施設・機械化等に対する助成事業である。原則的には補助率 50%、補助上限額 30 百万円であるが、園芸団地整備対策は補助率 65%、補助上限額 39 百万円と設定されている。

園芸団地整備対策は、以前から補助率を引上げて推進していたが、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間の取組実績は 1 件のみに留まっていた。しかし、令和 6 年度より補助上限額を従来の 30 百万円から 39 百万円に引き上げた中で、各地域の園芸団地構想策定が進んだことにより、取組件数は令和 6 年度 9 件、令和 7 年度 14 件と急激に増加している。

補助率に加えて補助上限額も引き上げたのは、近年の資材費等高騰により実行補助率が低くなったことで、園芸団地における施設整備にかかる要望の取り下げなどが発生していたことから、実行補助率の是正を図り、園芸団地整備対策における支援を強化したものである。

<定額設定項目（補助上限額等）の定期的な見直し等の必要性>

本事業では上記の通り補助上限額が引き上げられたこと等により、取組件数が急激に増加したが、近年では物価上昇への対応が各種制度で求められている。例えば、国の令和 8 年度税制改正の大綱では、物価高への対応の観点から、物価上昇（消費者物価指数）に連動して所得税の基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するとされた。

デフレ経済から脱却して、今後は賃金と物価の好循環を目指す中で、断続的な物価上昇が定着することも考えられる。本事業において令和 6 年度以降は急激に取組み件数が増加したことからも分かるように、事業推進を図り効果を発揮するためには、補助上限額のような定額設定項目は、定期的な見直しを行うこと又は物価連動設定にすることが必要と考える。また、そのためには各種の物価関連指標等を集計できる体制を整える必要がある。

- (10) 経営環境変動（気候変動、物価高騰等）を見据えた施策推進について（事業 No14 の監査意見⑤）

<経営環境変動（気候変動、物価高騰等）を見据えた施策推進について>

気候変動や物価高騰の進行により、農業を取り巻く経営環境は急激かつ構造的に変化しており、非常に厳しい状況になっている。気候変動については、国際的に必ずしも対策強化の方向で足並みが揃っていない現状もあり、今後、農業経営に与える影響は一層深刻化する恐れがある。また、物価高騰については、国は賃金と物価の好循環を目指しており、人手不足もある中で今後も賃金上昇に裏付けされて農産物等の食料品価格が断続的に上昇する可能性もある。また、国内要因に加えて円安が更に進行すれば、輸入物価に影響を受けやすい資材等の仕入価格の上昇、それによる販売価格の更なる上昇となる可能性もある。

気候変動、農産物販売価格の上昇、資材等仕入価格の高騰は、既存の農業施策の申請動向、効果に重大な影響を与えている。既存施策推進の前提条件とは異なる環境にシフトしているため、期待される効果にも変化が生じ、その結果として申請が伸びないという状況にある。

気候変動はある程度は想定内の事象ではあったが、長年においてデフレ経済であった国内での急激な物価高騰は、多くの人達の想定の域を超えているものと考えられる。従って、農業の経営環境を中長期的に高い精度で見据えることは難しいこととは考えられるが、一方で、環境変化が急激である程、農業経営者はより適時、適切な施策の見直しを求めていると思われる。

環境変化が繰返し生じている状況では、特に後手に回らない施策推進が求められ、そのためには、中長期的な経営環境を見据えた施策推進、そして、既存施策の前提条件が変化した場合における機動的な施策見直しが強く求められる。

気候変動については、別途の事業において監査意見（中長期的な視点での研究開発等の必要性）を記載しているため、そちらを参照頂きたいが、農産物販売価格の上昇や資材等仕入価格の高騰については、足元の価格動向実績のみで施策の必要性を検討するのではなく、これも中長期的な動向を見据えた施策が必要と考える。そのためには、県庁内の他部署との連携も必要と考えられるが、外部の専門的知見（大手シンクタンク等の分析情報）も積極的に活用しながら、施策を検討することが必要と考える。また、物価動向、それに対する就農者動向に関する複数のシナリオを想定することなども必要と考えられる。

施策見直しについては、まずは、その前提として農家の足元の動向や意向を早期に収集・集約できる体制が求められる。そして、プレ就農ハウス整備や園芸団地整備対策、更には果樹園地改植支援事業の様に低調な申請額が続いている場合には、個別事情に係らず対象事業を必ずピックアップして、改廃の要否を検証する仕組みを制度として整備する必要があると考える。こうした検証を行わずに低調な申請額に留まる施策を漫然と継続することは、施策効果の検証責任を果たしているとは言い難く、また財政資源の有効活用の観点からも問題があり、改善が求められる。

(11) 成果目標達成率 80%未満の産地パワーアップ計画について（事業 No15 の監査意見①）

九州農政局管内における産地パワーアップ計画（収益性対策）の成果目標の達成状況は、下表の通りである（九州農政局 HP より）。

産地生産基盤パワーアップ事業評価（収益性向上対策） 九州農政局管内

評価年度	令和元年度					令和2年度					令和3年度				
目標年度	平成30年度					令和元年度					令和2年度				
県名	事業実施地区	評価対象地区	成果目標の平均達成率	80%未満地区	80%未満割合	事業実施地区	評価対象地区	成果目標の平均達成率	80%未満地区	80%未満割合	事業実施地区	評価対象地区	成果目標の平均達成率	80%未満地区	80%未満割合
佐賀県	9	9	69.0%	5	55.6%	29	11	80.0%	3	27.3%	46	6	97.0%	0	0.0%
福岡県	9	3	46.0%	3	100.0%	24	3	96.0%	0	0.0%	23	11	88.0%	2	18.2%
長崎県	31	16	55.0%	10	62.5%	56	9	73.0%	3	33.3%	56	18	51.0%	11	61.1%
熊本県	28	17	109.0%	6	35.3%	52	11	64.0%	4	36.4%	62	25	85.0%	7	28.0%
大分県	26	20	429.0%	6	30.0%	31	7	77.0%	2	28.6%	36	6	59.0%	5	83.3%
宮崎県	45	25	146.0%	11	44.0%	73	11	63.0%	6	54.5%	69	27	55.0%	14	51.9%
鹿児島県	22	12	81.0%	5	41.7%	60	17	66.0%	6	35.3%	55	18	59.0%	8	44.4%
合計又は加重平均	170	102	163.7%	46	45.1%	325	69	70.8%	24	34.8%	347	111	67.5%	47	42.3%

評価年度	令和4年度					令和5年度					令和6年度				
目標年度	令和3年度					令和4年度					令和5年度				
県名	事業実施地区	評価対象地区	成果目標の平均達成率	80%未満地区	80%未満割合	事業実施地区	評価対象地区	成果目標の平均達成率	80%未満地区	80%未満割合	事業実施地区	評価対象地区	成果目標の平均達成率	80%未満地区	80%未満割合
佐賀県	51	7	72.2%	3	42.9%	19	7	56.7%	4	57.1%	13	11	48.5%	7	63.6%
福岡県	19	3	65.2%	1	33.3%	17	6	23.4%	6	100.0%	16	7	59.5%	3	42.9%
長崎県	70	15	22.9%	12	80.0%	41	14	63.9%	6	42.9%	30	11	65.4%	4	36.4%
熊本県	50	12	78.0%	3	25.0%	46	17	62.0%	7	41.2%	43	15	55.0%	7	46.7%
大分県	12	9	70.5%	5	55.6%	25	3	57.2%	3	100.0%	25	10	69.5%	4	40.0%
宮崎県	49	18	26.5%	15	83.3%	35	8	41.7%	5	62.5%	29	16	47.9%	9	56.3%
鹿児島県	44	16	56.3%	8	50.0%	33	14	66.8%	5	35.7%	31	10	84.2%	2	20.0%
合計又は加重平均	295	80	49.9%	47	58.8%	216	69	56.9%	36	52.2%	187	80	60.0%	36	45.0%

佐賀県では、成果目標の平均達成率、達成率 80%未満割合が令和4年度以降は年々悪化している。達成率 80%未満の産地パワーアップ計画を有する協議会に対しては、「未達成となった要因が解消し、目標達成するまで、同一の産地、かつ同一の品目での次期産地パワーアップ計画の策定は認めない」ともとされている。そのため、佐賀県の事業実施地区数も令和4年度 51 地区から令和6年度では 13 地区まで減少しており、管内全体の事業実施地区数が 347 地区とピークになった令和3年度以降の減少率は、佐賀県が最も大きい。

成果目標の平均達成率が低下していることに関しては、県下で園芸 888 運動を展開する中で、同一協議会の同一品目において継続的に収益力強化に向けた取組みを実施しているため、成果目標が連続的に高くなり、他県産地と比較して目標達成のハードル

が高くなっている等の県回答であった。なお、佐賀県は、園芸 888 運動（令和 6 年度実績 625 億円）の直近の方針の中で、「たまねぎの取組や新たな露地野菜の作付拡大などで産出額 100 億円UPを目指します」としている。ブロッコリー、根深ネギ、たかな、葉ニンニクなどの葉茎菜類、焼酎原材料サツマイモ等の新たな露地野菜の産地づくりの促進を図る方針である。

何れにしても、佐賀県において園芸 888 億円などの計画達成に向けて、既存の地区・品目における更なる収益力向上はもとより、より多くの地区・品目において気候変動対策も含む新たな取組が推進され、実績として成果目標が一定水準以上（80%以上）で達成されることにより、国庫財源である本事業が有効に活用されることが望まれる。

【畜産課】

(12) 繁殖牛農家等の経営環境の安定化に向けた佐賀牛輸出拡大について（事業 No16 の監査意見②他）

近年では、国内の牛肉消費量が落ち込んでいる。黒毛和種の牛枝肉価格、子牛価格が下落し、肥育農家、繁殖牛農家の経営が悪化している。牛肉消費量減少の要因は、物価高騰による消費者の節約意識の高まり、高齢化・健康志向による霜降り離れ等と言われており、重大な経営環境の変化が生じている。

振興計画 2023 の成果指標「肥育素牛の県内自給率」の実績も低下傾向となっている。

一方、佐賀牛輸出拡大に向けて、KAKEHASHI が令和 5 年 6 月に本格稼働を開始した。各地域への輸出施設認定を順次取得して、令和 6 年 7 月から米国、令和 6 年 9 月からタイ、令和 7 年 6 月から台湾、令和 7 年 9 月からシンガポールに向けた輸出をそれぞれ開始している。

振興計画 2023 の成果指標「牛肉の輸出量」は、令和 6 年度は 94.8 トンまで増加し、中間目標（令和 8 年度）74 トン、終期目標（令和 14 年度）86 トンを既に達成しているが、今後は、黒毛和牛の国内需要の中長期的な低迷リスクも考慮して、海外における市場開拓、ブランド力向上に更に注力し、輸出量目標値の大幅な引上げ等の検討も必要と考える。

(13) 血斑発生率の改善（事業 No20 の監査意見①及び②）

KAKEHASHI においては、対米輸出要綱に基づきと畜処理を懸垂方式で行っているため、血斑が増加している。なお、輸出認定取得以前は、日本国内向けは横臥方式により処理されていたが、認定取得後は、日本国内向けも懸垂方式で処理されるため、国内向けも同様に血斑が増加している。

横臥方式から懸垂方式への変更に伴い血斑が増加すると、牛枝肉の取引価格は下落

することになる。本事業の枝肉品質影響緩和対策費は、農家所得への影響緩和及び出荷頭数確保を図るために、出荷した牛の枝肉に血斑が発生した畜産農家に対して KAKEHASHI が損失額の 40%を補填するに際して、その補填費を県が KAKEHASHI に補助するものである。令和 6 年度実績額は、事業費 63 百万円（枝肉価格下落額相当）、補助金 25 百万円（補填率 40%）であり、残りの 60%相当は畜産農家の損失（畜産農家が JA との事故共済制度に加入していれば保険の対象）となっている。

令和 6 年度では血斑発生率 2.96%、枝肉価格下落額は 924 円/kgであったが、令和 7 年 4 月～11 月（8 ヶ月）では血斑発生率 3.50%、枝肉価格下落額は 950 円/kgとなり、悪化している。この様な状況を受けて、KAKEHASHI では令和 7 年 11 月に外部専門家を招聘して、と畜作業の改善に向けた指導を受けている。

血斑発生率の現状の改善目標は 2.5%とされている。KAKEHASHI は、佐賀牛の輸出拡大に向けて令和 5 年 6 月に本格稼働を開始した施設であり、まだ本格稼働開始後間もないため、試行錯誤しながら改善を重ねている状況と考えられるが、定期的な外部専門家の招聘や「牛肉の血斑を低減する技術マニュアル」等を参考にして、まずは早期に目標である 2.5%が達成されることが望まれる。

また、当該マニュアルのデータでは、国内の対米輸出処理施設の黒毛和種に関する令和 6 年度の血斑発生率は、16 施設平均として 2.88%と示されているが、分布状況を見ると 1%以下が 5 施設、1%～2%が 4 施設、2%～4%が 4 施設（KAKEHASHI を含む）、4%以上が 3 施設となっており、施設間の差異が大きい。当該マニュアルにおいても、「依然、処理場間に大きな違いがみとめられ」、「と畜処理の具体的方法…に違いがあり、そのことが血斑発生率を大きく変化させていることをうかがわせる。」と記載されている。

16 施設中 5 施設が 1%以下の水準となっているが、仮に KAKEHASHI が令和 6 年度の 2.96%から 1%まで低下できれば、事業費は約 66%減少することになる。現状の目標である 2.5%を早期に達成した後は、更なる改善が図られることが望まれる。

【農山村課】

(14) 農業水利施設更新等に関する成果指標について（事業 No22 の監査意見①）

<全国よりも施設老朽化が進んでいる状況>

多面的機能支払交付金（国 2/4、県 1/4、市町 1/4）には、農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（長寿命化）の 3 区分があるが、県の「多面的機能支払に関する検討会」資料には、「佐賀県は全国に先駆けて圃場整備などの生産基盤の整備を行ったことにより、施設老朽化が進んでいる」ため、資源向上支払（長寿命化）の取組面積が全国平均よりも大きいことが示されている。

また、振興計画 2023 では、現状の問題点として、農業水利施設が更新時期をむかえ

る一方で、就農者の高齢化・減少が進み、その結果、農業水利施設等を管理する土地改良区の経営等も弱体化しており、施設維持管理に対する負担感が増加していることが認識されている。

その様な中で、将来（就農者減少、農地集約等）を見据えた農業水利施設の効率的な再編整備や土地改良区の運営体制強化が重要課題となっている。高齢化に伴う就農者減少に歩調を合わせて、国庫等を活用した農地のゾーニング、集約化等の基盤整備が推進されて行くことになると思われるが、そこには更に運営体制を強化した土地改良区等による農業水利施設の更新・維持が必要となる訳である。

<資源向上支払（長寿命化）の取組面積（割合）>

振興計画 2023 では、「快適で安全・安心な農村づくり」に関する成果指標として、農地維持支払の取組面積割合が設定されているが、他自治体よりも施設老朽化が進み、施設更新の必要性が高まっている状況を考慮すれば、資源向上支払（長寿命化）の取組面積（割合）も成果指標に設定する必要があるものと考えられる。

振興計画の次回見直し時には、土地改良区の施設更新計画等に基づき、成果指標として資源向上支払（長寿命化）の取組面積（割合）も設定して、更新の遅れを防止し、効率的かつ計画的な施設更新が実施される様に事業推進が図られることが望まれる。

(15) 佐賀県田んぼダム推進事業の終期設定理由について（事業 No22 の監査意見④）

国の多面的機能支払制度では、資源向上支払（共同）の加算単価の一つとして、「水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援」を行っている。一方、県単事業である佐賀県田んぼダム推進事業では、「令和元年及び令和3年の豪雨等により浸水被害を受けた住宅や公共施設等の上流部で、田んぼダムに取り組む」ことを対象として、補助金が支給されている。

両事業の相違点の一つは、補助金の終期設定の有無である。多面的機能支払制度では終期設定はないが、佐賀県田んぼダム推進事業では終期設定がある。佐賀県田んぼダム推進事業の事業期間は、事業開始当初の実施要領では令和4年度から令和6年度までとされ、また、一部改正された令和7年3月の実施要領では令和7年度から令和9年度までとされており、現状では3年毎に見直しされている。

田んぼダム事業の終期設定の可否を検討すると、今後は更に地球温暖化が進行し集中豪雨の強度、発生頻度が増加する可能性が高く、基本的には田んぼダム推進事業は重点事業として長期的に実施されることが望ましいと考えられる。長期事業として実施されれば、被災地域の住民等の安心にも繋がる。

現状の実施要領では事業期間は3年間とされているが、短期事業とする理由を実施要領などに明示する必要があると考える。短期事業とされているのは、上流部、下流部を含めた地域全体の治水対策等の進捗状況に応じて事業内容を見直す趣旨であろうと

は思われるが、そうであれば実施要領などにその趣旨を明示して、地域住民の安心に繋げて頂きたい。

【農地整備課】

(16) 水田スマート農業の導入に必要な基盤整備の指針の早期策定について（事業 No31 の監査意見①）

大規模水田スマート農業実証事業の目的は、大区画化スマート農業などのニーズに対応するため、営農や水管理に要する時間や、大型機械導入と有明粘土との適合性など各種営農や土質力学的データを取得し、大区画ほ場整備に向けた技術的な知見を得ることとされている。事業の今後の展開は、本実証事業で得られた知見等を基に、スマート農業の導入に必要な基盤整備をまとめた指針を作成し、スマート農業に対応した基盤整備の普及拡大を推進すること、とされている。

しかし、本来は、農地集約化、企業・法人の農業参入推進、集落営農の組織力強化（協業管理方式推進）などの重要施策の推進に先行して、本実証事業や基盤整備指針の策定が必要であったのではないかと思われる。

標準的なほ場（0.3～0.6ha）と大区画ほ場（1.0ha以上）における農作業時間の比較検討結果、スマート農業に対応した基盤整備の指針等を備えたうえで、各地域の就農者に対して大区画化スマート農業の効果をアピールすると共に、基盤整備の方向性をその指針で示す必要があったものとする。それにより集約化、協業管理方式移行等の事業は、効果的に推進できると考えられる。

そのような観点から、早期に実証結果を取り纏めて、基盤整備指針を策定することが必要と考える。なお、県によれば、令和8年度末までにスマート農業基盤整備指針の策定を完了させる予定とのことであった。

(17) 水田における「大区画化等加速化支援事業」の活用推進について（事業 No33 の監査意見②）

県によれば、県内水田の区画整理率は85.9%（令和6年度）と既に高水準にあるため、水田における今後の基盤整備の課題は、農地集約の推進と併せた農地大区画化の推進とのことであった。そのためには、畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化事業が重要となり、「大区画化等加速化支援事業」の活用が有効である。「大区画化等加速化支援事業」は、令和7年12月に新たに開始された国庫による定額助成事業である。

県内の水田農業の改革、発展に向けて、協業化推進事業、農地集約化実践事業、大規模水田スマート農業が推進される中で、「大区画化等加速化支援事業」が積極的に活用されることを期待したい。

2. 個別の監査結果及び監査意見の項目

(1) 振興計画 2023、園芸 888 運動、農業経営モデル

振興計画2023、園芸888運動	
意見	① 進捗が遅れている成果指標の要因分析
意見	② 進捗が遅れている成果指標の課題認識の共有
意見	③ 園芸888運動の目標達成状況の測定
意見	④ 佐賀県農業の大いなる可能性への期待
営農類型別の農業経営モデル	
意見	① 営農類型別の農業経営モデル等の周知

(2) 個別事業

農政企画課	
1 試験研究企画調整費	
結果	① 佐賀県試験研究基本計画の見直し
意見	② 中長期的な気候変動を想定した研究開発方針の必要性
2 試験研究人材育成事業	
意見	① 博士号取得者割合の目標値25%の早期達成
意見	② 競争的資金の獲得
3 電源立地地域対策交付金(直接充当)事業	
生産者支援課	
4 有害鳥獣対策事業	
結果	① 実施計画の承認および内示の日付
意見	② 有害鳥類駆除実績報告書の記載
5 農業近代化資金利子補給事業	
意見	① 佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱
意見	② 補助金の算定方法の統一
農業経営課	
6 農業委員会等活動促進費	
結果	① 「佐賀県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則」
意見	② 農地集積率における農地面積の重複計上
意見	③ 佐賀県農地中間管理事業の推進に関する基本方針
意見	④ 佐賀県農業委員会ネットワーク機構事業の負担金
意見	⑤ 農業委員会による最適化活動の推進等

農業経営課	
7	農業経営基盤強化促進対策事業
	結果 ① さが農業経営・就農支援センターの運営費 意見 ② 集落営農組織の法人化推進 意見 ③ 集落営農組織の協業化推進 意見 ④ 法人化が進まない要因の分析結果 意見 ⑤ 集落営農の組織力強化支援事業の予算・決算額 意見 ⑥ 農業経営・就農支援センター事務局設置・運營業務の成果目標達成率
8	地域計画策定推進緊急対策事業
	意見 ① 地域計画及び目標地区の早期充実（ブラッシュアップ）・実現 意見 ② 農地集約実践事業（集約マップ）の推進 意見 ③ 農地集約化の成果指標
9	園芸888農業担い手Sプラス推進事業
	意見 ① 営農類型別の成果目標設定の必要性
10 基金への積立金(令和6年度国補正農業構造改革支援基金)	
園芸農産課	
11	米・麦・大豆競争力強化対策推進事業
	意見 ① 佐賀県の水田農業（佐賀県水田収益力強化ビジョン） 意見 ② 経営所得安定等対策推進事業費補助金の配分基準 意見 ③ 「稼ぐ!!佐賀の大豆増収プロジェクト」 意見 ④ 稲わら・麦わらの適正処理
12	県産麦・大豆生産性向上事業
13	園芸集団産地育成事業
	意見 ① 中長期的な気候変動を想定した果樹の研究開発
14	園芸888総合対策事業(投資)
	結果 ① 随意契約における見積合わせ手続き 意見 ② 補助事業者が提出した単一随意契約の理由書 意見 ③ プレ就農ハウスの整備 意見 ④ 定額設定項目（補助上限額等）の定期的な見直し等の必要性 意見 ⑤ 経営環境変動（気候変動、物価高騰等）を見据えた施策推進 意見 ⑥ 県単事業におけるポイント制等の採用 意見 ⑦ ステルスマーケティング規制に対応した広報委託契約書・仕様書
15	園芸888総合対策事業(投資)(令和5年度国補正)
	意見 ① 成果目標達成率80%未満の産地パワーアップ計画

畜産課	
16 肥育素牛生産拡大支援事業	<p>意見 ① 事業目標（肥育素牛の県内自給率）の達成状況</p> <p>意見 ② 繁殖牛農家等の経営環境の安定化に向けた佐賀牛輸出拡大</p>
17 畜産基盤整備事業	<p>意見 ① 事業目標の達成状況</p> <p>意見 ② 補助対象経費の定義</p> <p>意見 ③ 財産管理台帳の提出</p>
18 乳用牛改良促進対策事業	<p>結果 ① 誓約書の入手</p> <p>結果 ② 固定資産台帳の入手</p> <p>意見 ③ 事業の目標と効果</p> <p>意見 ④ 高能力な乳用牛の外部導入</p>
19 肉用牛改良資源施設運営費	<p>意見 ① 人件費の請求</p> <p>意見 ② 契約書における委託料の消費税記載</p>
20 佐賀牛等輸出促進対策事業	<p>意見 ① 輸出分に対する枝肉品質影響緩和対策費</p> <p>意見 ② 血斑発生率の改善</p> <p>意見 ③ 枝肉品質影響緩和対策費の実績報告書</p> <p>意見 ④ 佐賀牛等輸出促進対策事業（補助金）の目標設定</p> <p>意見 ⑤ 変更申請による人件費の補助</p>
農山村課	
21 さが農村のよさ発掘・醸成事業	<p>意見 ① 「ふるさと水と土指導員」の育成</p> <p>意見 ② 1者応募による企画コンペ</p>
22 多面的機能支払交付金事業	<p>意見 ① 農業水利施設更新等に関する成果指標</p> <p>意見 ② 「多面的機能支払に関する検討会」の議事録公表</p> <p>意見 ③ さが園芸推進地域支援事業の要否</p> <p>意見 ④ 佐賀県田んぼダム推進事業の終期設定理由</p> <p>意見 ⑤ 地域活動のカルテ化</p>
23 県営かんがい排水事業	
24 中山間地域等直接支払交付金事業	<p>意見 ① 次期での要改善事項</p> <p>意見 ② 小規模協定のネットワーク化推進</p>
25 中山間地域農業ルネッサンス推進事業	<p>意見 ① ドローン及びラジコン機の実証事業の推進</p>

農地整備課	
26	土地改良施設維持管理適正化事業
	意見 ① 実績報告書の提出期限の規定
	意見 ② 実績報告書の拠出金実績書
27	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業
	意見 ① 工事打合せ簿の回答
28	地域農業水利施設ストックマネジメント事業
	意見 ① 実績報告書における文言
29	基盤整備促進事業
30	経営体育成基盤整備事業(県営)
31	大規模水田スマート農業実証事業(投資)
	意見 ① 水田スマート農業の導入に必要な基盤整備の指針の早期策定
32	県営中山間地域農業農村総合整備事業
33	県営農地中間管理機構関連農地整備事業
	意見 ① 農地中間管理機構関連農地整備事業の活用推進
	意見 ② 水田における「大区画化等加速化支援事業」の活用推進
34	県営法人経営農地整備事業
35	団体営農道整備事業(保全対策型)
36	団体営集落基盤整備事業
37	農地等再編加速化事業(最適土地利用総合対策)
農山村課、農地整備課の両課が関与する事業	
38	国営土地改良事業負担金
39	基幹水利施設管理事業
	意見 ① 変更申請書の理由 [農地整備課]
	意見 ② 変更申請書の予算議決日 [農山村課]
40	水利施設管理強化事業
	意見 ① 収支予算書と収支精算書の記載 [農山村課]
41	水利施設維持管理省力化対策費
	意見 ① 速やかな繰越承認 [農山村課]

以上、(1) 及び (2) について、監査結果 7 件、監査意見 71 件

第4 振興計画 2023 等の監査意見

以下では、「振興計画 2023」、「園芸 888 運動」、「営農類型別の農業経営モデル」に関する監査意見を記載する。

1. 「振興計画 2023」、「園芸 888 運動」

(1) 「振興計画 2023」、「園芸 888 運動」の概要

「第 2 監査対象の概要」を参照。

(2) 「振興計画 2023」の進捗状況

「振興計画 2023」の成果指標の達成状況（基準年は令和 4 年度、直近実績は令和 6 年度、中間目標年は令和 8 年度）は、下表の通りである。なお、一般項目の成果指標と重点項目の成果指標が重なる場合は、重点項目の区分（次頁）に記載している。

※ 1 : 達成率は、(実績値－基準値)÷(中間目標値－基準値)で算出
 ※ 2 : No7、No8、No21の達成率は、(実績値)÷(目標値)で算出（基準値を4年間維持、既定値確保の指標のため）

No	重点項目 No	成果指標	基準	実績	実績	中間目標	最終目標	中間目標達成状況			
			R 4	R 5	R 6	R 8	R14	達成率	前進	維持	後退
I - 1 稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ											
1		いちごの 10a 当たり収量 (kg)	4,466	3,933	3,812	4,620	5,000	-425%			○
2		露地野菜の作付面積 (ha)	3,178	3,103	3,205	3,848	4,411	4%		○	
3		みかん根域制限栽培の導入面積 (累計) (ha)	12.9	13.4	14.0	62	95	2%		○	
4		主要花き 1 戸当たりの施設栽培面積 (a)	30.1	28.7	32.3	33	37	76%	○		
5		一番茶販売単価の全国比 (%)	113.1	114	113.3	115	120	11%		○	
7		水田の耕地利用率 (%)	145.9	146	145.4	140	140	104%	○		
8		農村ビジネスの新たな取組件数 (件/年)	25	25	25	25	25	100%	○		
9		東京都中央卸売市場におけるいちご主要産地の平均単価との対比 (%)	95	94.1	96.5	99	100	38%		○	
13		農地・農業水利施設の効率的な活用に取り組む地区数 (累計) (地区)	19	28	35	56	83	43%		○	

No	重点 項目 No	成果指標	基準	実績	実績	中間 目標	最終 目標	中間目標達成状況			
			R 4	R 5	R 6	R 8	R 14	達成率	前進	維持	後退
I - 2 次世代の担い手の確保・育成											
16		集約した農地に新規に参入する企業等の件数（累計）（件）	0	1	5	30	100	17%		○	
17		農地の集積・集約化に取り組む地区数（累計）（地区）	10	22	41	56	128	67%	○		
II 活力ある農村の実現											
18		さが食・農・むらサポーター登録数（累計）（件）	3,600	5,612	6,779	4,000	4,600	795%	○		
20		有害鳥獣による農作物被害額（億円）	2	1.9	2.3	1.2	0.8	-38%			○
21		多面的機能支払制度により適正に保全管理を行う取組割合（%）	67	67	67	67	67	100%	○		
◎重点項目											
14	1	新規就農者数（人/年）	183	162	162	190	190	-300%			○
	2	農地の集積・集約化に取り組む地区数（累計）（地区）	10	22	41	56	128	67%	○		
	3	園芸団地の整備数（累計）（地区）	4	11	34	21	27	176%	○		
	4	たまねぎの作付面積（ha）	2,010	2,130	2,020	2,520	2,750	2%		○	
	5	平坦地等への果樹の導入面積（累計）（ha）	15	18	20	80	122	8%		○	
6	6	肥育素牛の県内自給率（%）	29.3	28.5	27.1	32.3	34.5	-73%			○
10	7	牛肉の輸出量（t）	66	84.9	94.8	74.0	86.0	360%	○		
15	8	経営の協業化（プール計算等）に取り組む集落営農組織・法人数（累計）（組織）	20	25	26	28	40	75%	○		
11	9	良質堆肥の流通量（千t）	21	36	40	60	100	49%		○	
12	10	人手が足りている農家の割合（%）	55	—	57	65	70	20%		○	
19	11	中山間地域農業の活性化に取り組む「チャレンジ中山間」の地区数（累計）（地区）	0	37	54	60	72	90%	○		
	12	洪水貯留可能容量（千m ³ ）（累計）	21,404	22,596	24,287	25,400	25,900	72%	○		
									11	10	4
									46%	42%	17%

進捗が遅れている成果指標に関する要因分析と対応状況は、以下の通りである。

No	成果指標	基準	実績	中間目標	達成率	進捗が遅れている成果指標 (1) 要因分析 及び (2) 対応状況
		R 4	R 6	R 8		
I - 1 稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ						
1	いちごの10a 当たり収量 (kg)	4,466	3,812	4,620	-425%	(1) 要因 ・令和6年産では、育苗期となる夏場の猛暑により苗の花芽形成が遅れ、定植後も高温乾燥により生育及び出荷が全体的に遅れた。その後も2月の低温の影響により生育が停滞するなど気象条件にも恵まれず、収量はシーズンを通じて回復できなかったため。 (2) 対応 ・気化熱により苗の温度を下げる効果がある紙ポットによる育苗や、冷蔵庫などで苗を強制的に冷却する株冷処理技術の推進により、早期の花芽分化を誘導するとともに、12月以降の低温期に樹勢を維持する温湿度管理を推進・徹底することにより、「いちごさん」の収量向上を図る。
2	露地野菜の 作付面積 (ha)	3,178	3,205	3,848	4%	(1) 要因 ・令和6年産では、機械化が進んだことでたまねぎやばれいしよの作付面積が増加した一方、収穫や防除作業等の労働力不足や、高齢化による規模縮小により、キャベツなどの作付面積が減少したことから、全体では微増となった。 (2) 対応 ・露地野菜の新規作付や面積拡大、自家育苗に対する支援事業を引き続き実施するとともに、労働力補完の仕組みづくり、加工・業務用野菜の契約栽培の拡大などを進め、作付面積の拡大を図る。
3	みかん根域 制限栽培の 導入面積 (累計) (ha)	12.9	14.0	62	2%	(1) 要因 ・近年、みかん価格が上昇し、レギュラー果実の価格が過去のブランド果実の価格水準に達してきている中で、経費と手間をかけて根域制限栽培に取り組む農家が減少している。また、生産意欲があっても、水田等平坦部において水稲と水の使用時期が異なることから整備が困難な場合もある。なお、根域制限栽培で生産されるのは主に早生品種であり、水管理や収穫期が集中することから、1戸あたりの管理可能な面積が限られ、大規模な面積で導入されにくいことも、進捗を遅らせる要因となっている。 (2) 対応 ・平坦地でのみかん作付けを推進するため、根域制限栽培における①省力化効果および②温暖化対策において重要なかん水管理（土壌や樹体の水分コントロール）が可能であることについて周知徹底を図ることで、同技術の普及拡大を図る。また、果樹試と連携しながら早生品種以外の導入推進に取り組んでいく。なお、品質向上と省力化に効果があり、導入コストが安価な新たな技術(S.マルチ栽培)が拡大しているため、ほ場の立地条件と経営に合った技術の選択を呼び掛けていく。
5	一番茶販売 単価の全国 比 (%)	113.1	113.3	115	11%	(1) 要因 ・全国の価格が低下傾向にある中、県内では優良品種への改植推進と被覆栽培により、高品質茶の生産に取り組んだが、4月下旬からの連日の降雨による品質低下が販売にも影響を及ぼし、一番茶販売単価の大幅な上昇には至らなかったため。 (2) 対応 ・全国茶品評会での躍進が続いている中、「うれしの茶」のブランド価値をさらに高めるため、「うれしの茶」の取扱店のPRやSNS等による情報発信などの取組を充実していく。

No	成果指標	基準	実績	中間 目標	達成 率	進捗が遅れている成果指標 (1) 要因分析 及び (2) 対応状況
		R 4	R 6	R 8		
I - 1 稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ						
9	東京都中央卸売市場におけるいちご主要産地の平均単価との対比 (%)	95	96.5	99	38%	(1) 要因 ・農業団体等と連携して販売促進や情報発信に取り組んできた結果、「いちごさん」の市場単価は向上しているが、高単価で取引される年内から年明けにかけての出荷量が想定を下回ったため、主要産地と比較して平均単価が伸び悩んだため。 (2) 対応 ・各種技術対策により年内の生育促進を図るとともに、大都市圏における積極的なPR活動を展開することにより、更なる単価の向上を図る。
13	農地・農業水利施設の効率的な活用に取り組む地区数 (累計) (地区)	19	35	56	43%	(1) 要因 ・基盤整備や水利施設の更新事業等により、地域営農ビジョンに基づく農地・農業水利施設の効率的な活用に取り組む地区は徐々に増加してきているが、施設を管理する地域において、ビジョン策定や事業化に向けた調整等に時間を要するため。 (2) 対応 ・地域営農ビジョンの策定、施設の整備構想、及び管理体制の強化に向けた地域の話合いに、県が積極的に係わり継続的な支援を行うことで取組地区の増加を図る。
I - 2 次世代の担い手の確保・育成						
16	集約した農地に新規に参入する企業等の件数 (累計) (件)	0	5	30	17%	(1) 要因 ・農地見学会「Open Farmland」などを開催したことにより、企業の掘り起こしはできたが、補助事業の申請、農地の契約など参入に至るまで時間を要するため。 (2) 対応 ・令和7年度は他県での企業誘致の実績があるコンサルタントの協力を得て、農地見学会の取組を拡充し、企業の掘り起こし・マッチングを効率的に進めていく。 ・また、市町など関係機関と連携し、企業等の参入スピードに対応していく。
II 活力ある農村の実現						
20	有害鳥獣による農作物被害額 (億円)	2	2.3	1.2	-38%	(1) 要因 ・有害鳥獣による農作物被害はイノシシによる割合が最も大きく、今回の被害額増加もイノシシの被害額増加によるものである。令和6年度はイノシシの捕獲頭数が増加したにも関わらず被害額も増加しており、全体生息数の増加、農作物を食害する個体をうまく捕獲できていないこと等が要因と推測される。 (2) 対応 ・令和7年度からイノシシ捕獲データの収集、市町Webサイト上での公表を開始しており、今後これらのデータを分析して捕獲地点のマッピングや生息数の変化等を市町、捕獲従事者等にフィードバックすることにより、被害の大きい農作物圃場周辺での加害個体の捕獲強化につなげる。 ・また、侵入防止対策として、経年劣化により侵入防止の役割を果たさなくなっているワイヤーメッシュや電気柵の定期的な点検、修理の実践を市町と協議しながら進めるとともに、新設する際の適正な図面、仕様書に基づいた設置を指導する。

重点項目 No	成果指標	基準	実績	中間目標	達成率	進捗が遅れている成果指標 (1) 要因分析 及び (2) 対応状況
		R 4	R 6	R 8		
◎重点項目						
1	新規就農者数 (人/年)	183	162	190	-300%	<p>(1) 要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他産業との人材獲得競争の激化に加え、資材や燃料の価格高騰やイニシャルコストの増大など農家経営環境の悪化が影響したと推測される。 <p>(2) 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市圏などで開催される就農フェアや移住促進イベント、WEBサイトを活用し、本県農業の魅力や充実した就農支援策等をPRし、就農希望者の呼び込みを強化する。 ・親世代へのアンケートによる後継者候補者（農家出身者）情報の集積や県域の就農フェアなど、農家出身者に焦点を当てた取組を通じ、就農者の確保に努める。 ・トレーニングファームやミニトレーニングファームによる研修体制の構築、園芸団地整備や中古園芸ハウス継承の仕組みづくりなどによる初期投資の負担軽減、新品種・新技術の導入や経営の大規模化・多角化等による「稼ぐ」農業の実現できるような環境づくりに努めていく。
4	たまねぎの作付面積 (ha)	2,010	2,020	2,520	2%	<p>(1) 要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年産では、機械化一貫体系の推進により規模拡大が進んだものの、高齢化に伴う生産者数の減少による影響が大きかったため。 <p>(2) 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫機械や防除用ドローン等の導入支援、大型鉄製コンテナに対応した広域集出荷貯蔵施設の整備により機械化一貫体系を推進し、作業の省力化による規模拡大を図る。 ・規模拡大志向農家の育成や栽培啓発セミナーの開催、土地利用型トレーニングファームの仕組みづくりによる担い手の確保・育成に取り組むとともに、外国人材等の活用による労働力補完の取組拡大を図る。
5	平坦地等への果樹の導入面積 (累計) (ha)	15	20	80	8%	<p>(1) 要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な基盤整備を伴う園芸団地の整備については、集落内の合意の難しさや、不在地主との交渉ができないことで、進捗が遅れている。 <p>(2) 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規者の就農地確保についての事例紹介を交えて園芸団地整備を推進していくとともに、まとまりのある地域で協議が進むよう、集落や中山間の組織などに対して働きかけていく。
6	肥育素牛の県内自給率 (%)	29.3	27.1	32.3	-73%	<p>(1) 要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子牛価格の急激な下落や配合飼料価格の高止まりにより、繁殖農家の規模拡大意欲が低下しており、肥育素牛生産頭数が減少したため。(R5:6,413頭、R6:6,120頭) <p>(2) 対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営環境の急激な悪化に対し、繁殖農家への支援（子牛一頭当たり1.5万円）や飼料代への支援（1,250円/トン）を行った。また、優良雌牛の導入や繁殖牛舎整備の支援等による繁殖農家の規模拡大、繁殖肥育一貫経営の取組推進、「佐賀牛いろはファーム」への繁殖母牛の導入支援などにより肥育素牛の生産拡大を進める。さらに、規模拡大を検討している繁殖農家に対して「さが畜産GO×2プロジェクト」において規模拡大するに当たっての経営計画の作成や活用事業の提示などの個別支援を新たに開始する。

重点項目 No	成果指標	基準	実績	中間 目標	達成 率	進捗が遅れている成果指標 (1) 要因分析 及び (2) 対応状況
		R 4	R 6	R 8		
◎重点項目						
9	良質堆肥の 流通量(千 t)	21	40	60	49%	(1) 要因 ・目標の50%以上の達成には至っていないものの、過去3年の特殊肥料生産業届の届出状況や補助事業の活用実績等から推定して、県内の堆肥流通量は着実に増加していると考えられる。 (2) 対応 ・堆肥の生産業者である畜産農家と、利用者である耕種農家とのマッチングを推進し、良質堆肥の流通量増加を引き続き支援する。
10	人手が足り ている農家 の割合 (%)	55	57	65	20%	(1) 要因 ・高齢化による家族労働力の減少や、他産業との人材獲得競争により雇用が必要数確保できていないことが影響したため。 (2) 対応 ・地域内での雇用人材の掘り起こしや個々の農業者での雇用の確保が課題となっている中、多様な人材を確保するため、マッチングアプリの活用推進や繁忙期の異なる産地間における雇用人材の県内リレー体制の構築を推進していく。

(3) 監査の意見

監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 進捗が遅れている成果指標の要因分析について（監査意見）

<要因の分類>

上記の「(2)「振興計画 2023」の進捗状況」に記載の通り、県では、振興計画 2023 の進捗状況に関する管理資料が作成されており、各成果指標の年次進捗率、進捗が遅れている成果指標の要因分析と対応状況などが記載されている。

進捗が遅れている要因としては、下表の通り、高齢化、物価高騰、気候変動（猛暑等）が主な要因として記載されている成果指標が多い。

主な要因	進捗が遅れている成果指標
高齢化	露地野菜の作付面積、たまねぎの作付面積、人手が足りている農家の割合
物価高騰	みかん根域制限栽培の導入面積、新規就農者数、肥育素牛の県内自給率
気候変動	いちごの収量

<要因としての高齢化>

このうち、高齢化については、就農者が高齢化することは過去における年齢分布で分かっていたものであり、高齢化が要因で進捗が遅れているとの要因分析は、理解し難い部分がある。なお、仮に、離農時期や規模縮小時期に関して県が想定した年齢層よりも早期であったことや、新規就農者の目標が大幅に未達であったために世代交代が進まなかったことなどは、未達成要因になり得るものと考えられるが、その場合は、

今後の離農年齢等のシミュレーション分析に十分に活かす必要がある。

また、園芸農家に関しては、米価格が上昇した中で、高齢就農者を中心に、園芸よりも農作業負担が比較的軽減される水田農業（米・麦・大豆等）に回帰している状況がある様である。当該状況は、長年にわたって米価が低迷していた状況を踏まえれば、園芸の未達成要因になり得るものであり、その影響が大きい場合には、要因分析に追記されるべき内容と考えられる。

<想定できたであろう他の要因>

また、下記の要因は、計画策定当初からある程度は想定できた事象と考えられる。そのため、対応に記載されている内容等は、本来は計画策定当初から準備しておく施策であったものと考えられる。

<ul style="list-style-type: none">・成果指標：みかん根域制限栽培の導入面積・要因：生産意欲があっても、水田等平坦部において、水稻と水の使用時期が異なることから整備が困難な場合もある。なお、根域制限栽培で生産されるのは主に早生品種であり、水管理や収穫期が集中することから、1戸あたりの管理可能な面積が限られ、大規模な面積で導入されにくいことも、進捗を遅らせる要因となっている。・対応：果樹試と連携しながら早生品種以外の導入推進に取り組んでいく。
<ul style="list-style-type: none">・成果指標：平坦地等への果樹の導入面積・要因：大規模な基盤整備を伴う園芸団地の整備については、集落内の合意の難しさや、不在地主との交渉ができないことで、進捗が遅れている。・対応：まとまりのある地域で協議が進むよう、集落や中山間の組織などに対して働きかけていく。

<想定内・外の各事象の計画への織り込み>

振興計画策定に当たっては、既存農家の高齢化による離農年齢時期や規模縮小時期、又は、上記のみかん根域制限栽培等の要因など、当初からある程度は想定できる事象は、振興計画の前提条件として一定数を織り込む必要があり、当該事象を未達成の要因として説明することは適切ではないと考える。

一方、今後の米価推移等の様に想定が難しい項目がある場合は、複数のシナリオを想定して、どの様なシナリオを前提に成果指標等を設定したのか、その根拠を整理しておく必要があると考える。

何れにしても、未達成の成果指標に対する諸対応策が早期かつ着実に実施されることにより、振興計画 2023 の中間年度（令和 8 年度）、最終年度（令 14 年度）の成果指標や園芸 888 億円が達成されることが望まれる。

② 進捗が遅れている各成果指標に関する課題認識の共有について（監査意見）

上記の「(2)「振興計画 2023」の進捗状況」に記載の通り、県では、振興計画 2023 や振興計画 2019 の「取組状況」（進捗状況）に関する管理資料が作成されており、各成果指標の年次進捗率・中間年度進捗率、進捗が遅れている成果指標の要因分析と対応状況などが記載されている。

「取組状況」（進捗状況）は、佐賀県農政審議会に提出されて審議された後に、県HPにおいて、農政審議会の会議録と共に公表されている。なお、「佐賀県農政審議会条例」によれば、「農政推進に関する重要な事項について、調査審議させるため、佐賀県農政審議会を設置する」とされており、農政審議会は、学識経験者、農林業団体代表者、市町長、市町議会議長、県議会議員、生産者等の委員 25 人以内で組織されている。具体的な調査審議事項は、農業振興地域の整備、農業団地の育成対策、農業構造改善事業、農業協同組合の育成対策、その他重要事項とされている。

公表されている農政審議会の会議録を確認したが、会議録上の委員ご意見の約半数は、新規就農者、後継者、親元就農、人出不足などの就農者等確保に関するご意見であった。

農政審議会の議題は、【「佐賀県「食」と「農」の振興計画 2023」の取組状況について】であることからすると、本来は、振興計画の進捗が遅れている各成果指標のそれぞれについて、幅広いご意見を委員にご提示頂く様な審議形態も必要ではないだろうか。

進捗が遅れている各成果指標に関する意見交換等を通じて、重要課題が十分に共有されたうえで、県内農業関係者と一体となって事業推進が図られることが望まれる。

また、「振興計画 2023」は、佐賀県 HP の「佐賀県「食」と「農」の振興計画」（分類から探すのセクション）に掲載されているが、一方の「取組状況」（進捗状況）は、同 HP の農政企画課（部署から探すのセクション）の佐賀県農政審議会の記事内のみ掲載されている。本来、計画と進捗（実績）はセットで掲載されて、多くの県内農業関係者及び県民にその進捗状況が認識されるべきものであるため、「取組状況」（進捗状況）は、「佐賀県「食」と「農」の振興計画」のセクションにも掲載されるべきものとする。

③ 園芸 888 運動の目標達成状況の測定について（監査意見）

振興計画 2023 の成果目標については、「有害鳥獣による農作物被害額（億円）」を除き金額目標はなく、重量（kg、トン）、割合（%）、地区数、取組件数となっている。一方、園芸 888 運動の目標値である「888 億円」は金額目標（園芸の農業産出額）である。

近年は農産物価格が上昇しており、当然のことながら、当該運動が開始された令和

元年と現在、そして運動期間末の令和10年の農産物価格は異なる水準となっている。

888億円という目標値は、県内農業関係者や県民に施策の方向性を分かり易くスローガンの的に示すために、敢えて金額目標として設定されたものと考えられるが、デフレ経済からインフレ経済に移行する中においては、園芸888運動に限らず、金額目標を設定する場合は、特に計画期間が長期にわたるほど、年次比較又は目標達成率等の検証を行う際には、物価変動を考慮した補正計算がなされる必要がある。

④ 佐賀県農業の大いなる可能性への期待について（監査意見）

佐賀県には、先ず、水田農業に関して、最高ランク特Aを15年連続獲得している「さがびより」など日本中に誇れる農産物がある。また、畜産における佐賀牛ブランドは国内のみならず海外で更に市場を獲得できる大いなる可能性も秘めていると思われる。更に、県が推進する園芸についても、たまねぎ等は国内有数の産地となっている。

足元では、振興計画2023の進捗が遅れている成果指標が散見され、園芸については令和10年度における888億円の達成が厳しい状況となっているが、今後は、水田農業の改革が進み、佐賀牛は更なるブランド価値向上・輸出拡大がなされ、また、園芸農業は各成果指標の未達成要因に関する対応策が早期かつ着実に実施されることが望まれる。

そして、生産性の高い強固な佐賀県農業が確立されることにより、県内農家の所得拡大、更には県内経済への好循環がもたらされることを大いに期待したい。

2. 営農類型別の農業経営モデル

(1) 概要

「第2 監査対象の概要」を参照。

(2) 監査の意見

監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 営農類型別の農業経営モデル等の周知について（監査意見）

営農類型別の農業経営モデルの策定目的は、「農業指導者等が経営改善に取り組む農家や新規就農希望者に対し、具体的なイメージを持って指導等が行えるよう、「営農類型別の農業経営モデル」を示す。」とされている。

一方、公益社団法人佐賀県農業公社が策定・公表している「さが版 就農ガイド」は、県内での新規就農推進を目的に作成されたガイドブックであるが、「ステップ3 経営目標を立てる」のセクションには、「農作物別試算の事例」（土地利用型作物、施設野菜、露地野菜、果樹、畜産等）が掲載されている。事例では、10a（1頭）当たりの収益・経営費・農業所得・労働時間（佐賀県農業技術防除センター調べ等）が示されている。更に、「ステップ5 資本の準備」には、農地の確保、施設の整備（ハウス設置費の目安、ハウス種類等）、農業機械の取得（標準取得費等）、就農のための支援策（就農準備資金、青年等就農資金等）が掲載されている。

この様に、両資料には、それぞれの前提条件の基に試算された営農類型別の収支モデルが掲載されている。このうち、農業経営モデルの方は、農業指導者等が指導等を行う際の参考資料として位置付けられているが、両資料の調整・統合等を行ったうえで、県内の就農ガイド又は推奨農業経営モデル等として、県、県農業公社のWEBサイトに加えて、関係機関（県内農業協同組合、県出資団体等）及びさが園芸888運動のWEBサイト等にも掲載できれば理想的と考えられる。検討頂きたい。

第5 個別の監査結果及び監査意見

【農政企画課】

1. 試験研究企画調整費

(1) 事業の概要

事業目的	<p>試験研究を効率的に推進するために外部評価及び連絡調整を行う。</p> <p>中長期的な視点での将来を見据えた試験研究の推進やスマート農業を推進する。</p>
事業内容等	<p>【試験研究企画調整費 決算額 8,749 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究評価会議に係る外部評価員の経費（旅費、報償費等） ・ 試験研究の調整に係る経費（旅費、使用料等） ・ スマート農業推進に係る経費（旅費等） ・ 中長期的な視点での将来を見据えた試験研究（準備段階・開発段階）の推進に係る経費（旅費、需用費等） <p>② 開始年度：平成 18 年度</p>
担当部局	農林水産部 農政企画課
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果：県内産業の振興に貢献する試験研究を効率的・効果的に実施することが可能となる。また、中長期的な視点での将来を見据えた準備段階・開発段階の試験研究に取り組むことで、現場ニーズだけにとらわれず、佐賀県農業の将来のあるべき姿に対応している（採択数 R 4 年 6 件、R 5 年 5 件、R 6 年 7 件）。 ・ 数値目標の達成状況：該当なし。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題：限られた人員・予算の中で、県民の多様なニーズに応えるため、「佐賀県試験研究機関における外部評価制度」等に基づき、適切な試験研究を行っていく必要がある。また、将来を見据えて、中長期的な視点による試験研究にも取り組んでいく必要がある。 ・ 今後の事業展開：引き続き、「佐賀県試験研究機関における外部評価制度」等に基づき、効率的・効果的な試験研究を行う。また、将来を見据えた試験研究については、深刻化する気候変動適応に関する試験研究に重点的に取り組む。
事業費推移	単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	8,470	9,527	9,553
決算額	7,743	8,472	8,749

事業費財源	単位：千円		
国庫	県	その他	合計
—	8,749	—	8,749

事業費内訳	単位：千円	
費目	主な内容	決算額
報償費	評価員への謝金	155
費用弁償	評価員の出張旅費	177
職員旅費	先進地視察・打合せ等	928
需用費	試験研究に係る消耗品費等	4,271
役務費	試験研究に係る役務費	389
委託料	試験研究に係る委託料（戦略的研究の一部）	1,604
使用料及び賃借料	会場使用料	0
備品購入費	試験研究に係る備品購入費	238
負担金	試験研究に係る負担金	987
	合計	8,749

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、以下の指摘事項が検出された。また以下の事項について意見を述べることとする。

① 佐賀県試験研究基本計画の見直しについて（監査結果）

「佐賀県試験研究基本計画～試験研究の重点と施策～」(平成18年3月策定)には、以下の通り記載されている。

- ・近年の技術革新、国際化や高度情報化の進展、少子・高齢化の進行、環境問題への適切な対応、消費者ニーズの多様化など、試験研究を取り巻く環境は急速に変化しています。
- ・本県の試験研究機関の取り組むべき重点推進方向を明らかにし、本県産業の振興

や県民生活の向上に寄与する研究成果を着実に創出するための基本計画を策定します。

- ・ 県行財政改革緊急プログラムの推進や地方独立行政法人法の制定など試験研究を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

佐賀県試験研究基本計画は平成 18 年に策定されているが、現在の試験研究課題は、気候変動適応、農家の大規模化・生産性向上、農作業のスマート化・自動化など大きく変化している。当初の計画では、「試験研究を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います」としているが、現在に至るまで見直しされていない。

また、「佐賀県農林水産関係試験研究機関における研究課題評価指針」（平成 18 年 5 月策定、令和 6 年 10 月最終改訂）の「第 8 報告及び公表」には、以下の通り規定されている。

1 事前報告等

(1) 研究機関は、評価会議の開催に当たり、事前に評価対象課題の一覧表を農政企画課へ提出するものとする。

(2) 提出を受けた農政企画課は、事前評価及び中間評価に係る研究課題について、佐賀県試験研究基本計画との整合性及び施策推進への貢献度の観点から意見を述べるものとする。

研究課題評価指針では、研究課題の評価会議の開催に当り、事前に「佐賀県試験研究基本計画との整合性及び施策推進への貢献度の観点から意見を述べるものとする。」としているが、佐賀県試験研究基本計画自体が現在の「試験研究の重点と施策」に対応しておらず問題である。

「佐賀県試験研究基本計画」を早急に見直しする必要があると考える。

なお、県によれば、深刻化する気候変動やスマート農林水産業といった変化に着実に対応し、佐賀県の農林水産業が持続的に発展していくことを目指し、令和 7 年度から今後の試験研究機関のあり方に関する議論を開始しており、「佐賀県試験研究基本計画」のあり方についても検討する予定とのことであった。

② 中長期的な気候変動を想定した研究開発方針の必要性について（監査意見）

<気候変動の状況>

地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代に突入したとの意見もある様に、近年は気温の上昇傾向が続いている。特に夏の気温が年々高くなり、最高気温 35 度以上となる猛暑日が増えている。更に夏だけでなく秋も高温が続き、冬も気温が上昇する傾向にある。

気温が上がると大気中の水蒸気量が増え、激しい雨が短時間に降ることが近年は多くなっている。これにより、洪水や浸水の被害が増える一方で、雨の日数が減ることによる干ばつのリスクも高まっている。つまり、日本の気候は「暑くて雨が極端に降る」方向に変化しており、農業にとっては非常に厳しい環境になっている。

そのような状況において、気候変動対策については、世界の主要国のパリ協定離脱など、国際的に必ずしも対策強化の方向で足並みが揃っていない現状もあり、今後、農業に与える影響は一層深刻化する恐れがある。

<将来予測>

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書では、二つのシナリオに基づき、20世紀末と比較した21世紀末の予測が記載されている。シナリオの一つは、パリ協定の2℃目標が達成された世界に相当する「2℃上昇シナリオ」、もう一つは、追加的な緩和策を取らなかった世界に相当する「4℃上昇シナリオ」である。

「佐賀県の気候変動」（佐賀地方気象台・福岡管区気象台、令和7年3月）によれば、佐賀県では、20世紀末と比べて、「2℃上昇シナリオ」で約1.3℃上昇、「4℃上昇シナリオ」で約4.1℃上昇とされている。また、大雨の増加に関しては、1時間降水量50mm以上の年間発生回数は、佐賀県では、20世紀末と比べて、「2℃上昇シナリオ」で約1.6倍、「4℃上昇シナリオ」で約2.8倍に増加とされている。

2025年の現在において、前述の通り、主要国がパリ協定から離脱したり、紛争と分断が世界に広がり国際情勢が極めて不安定な中で、気候変動対策の強化に向けて日本も含めた世界が政治を超えて結束できなければ、残念ながら「4℃上昇シナリオ」も現実味を帯びて来るものと思われる。

<山形県の事例>

山形県は、令和7年9月に「地球温暖化に対応した農林水産研究開発ビジョン」（第3版（最終案））を公表している。同県は、平成22年3月に第1版を策定しており、温暖化対策への取組みが極めて早い。第3版（最終案）では、研究開発を「短期」、「中・長期」の2つの視点、「適応策」、「緩和策」の2つの方策で推進する旨の改訂がなされている。また、果樹育種等の研究開発は長期間を要することから、50年後の気候変化を想定して実施するものとされている。なお、上記の視点及び方策は、具体的には以下の通りである。

- ・短期的視点：現に影響が発生している分野もあり、温暖化に対応した研究開発は、速やかに（5年以内に）取り組むべき視点。
- ・中長期的視点：今後の技術開発や温暖化の更なる進行に伴って必要となる視点（6年目以降）。
- ・適応策：温暖化のマイナス影響の軽減や回避、気候変動のプラス影響を活用（これまで栽培できなかった暖地型作物の栽培等）する策。
- ・緩和策：温暖化の原因である温室効果ガスの削減や二酸化炭素の吸収量・貯留量を

増やす策。

<栃木県の事例>

栃木県は、令和6年6月に「栃木県農作物生産における気候変動適応ガイド」（第1版）を公表している。同県は、「…気温の上昇は今後も長期間続くと予想されています。そこで、本県農業の持続的発展に向け、主要な農作物8品目について、現時点で生じている気候変動の影響と必要な対策を示すとともに、20年後を見越したリスクへの対策を示すガイドを作成しましたので、御活用下さい。」としており、本ガイド内では、中長期的視点で、「現在実施されている適応策（5年後の営農を見据えて取り組める事項）」、「20年後を見据えて準備しておく事項」が取り纏められている。

<佐賀県農林水産業の気候変動適応技術集>

佐賀県は、令和7年8月に、「佐賀県農林水産業の気候変動適応技術集」を公表した。県は公表に際して、「生産現場の気候変動リスクを可能な限り回避・軽減することを目的に、「佐賀県農林水産業の気候変動適応技術集」を作成しましたので、お知らせします。本技術集には、これまでの研究や現場での取組を通じて蓄積したノウハウとして、高温条件下においても品質の低下が起きにくい技術、品種・品目の開発に関する情報などを整理しています。各産地での気候変動への適応を進める際に参考としてご活用ください。」としている。

内容的には、主要品目毎に、【気候変動への対応策】として、「既往技術を活用した栽培管理の改善」、「新品種・新技術の開発、実証」、「試験研究による技術開発、現地実証」が記載され、更には【県による支援事業】が取り纏められている。

<中長期的な気候変動を想定した研究開発方針の必要性>

佐賀県は、上記の技術集を作成・公表しているが、現時点で既に生じている気候変動への対応としての短期的視点の適応策が中心となっている。現状の気候変動に対応するだけでも極めて大変であることは承知しているが、今後は、「2℃上昇シナリオ」～「4℃上昇シナリオ」を想定した中長期的な研究開発方針も策定・推進して頂きたいものとする。気候変動による農林水産業へのリスクを低減させることにより、県内農業の持続的成長、安定的生産・供給を担保する必要があると考える。

2. 試験研究人材育成事業

(1) 事業の概要

事業目的	<p>施策方針 2023 及び佐賀県「食」と「農」の振興計画 2023 の目標実現に貢献するため、研究員等に対して高度な専門知識の習得及び研究開発能力の向上を促進する。</p>																										
事業内容等	<p>【試験研究人材育成事業（補助金、その他） 決算額 3,012 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の博士号取得に要する経費（入学金及び授業料）への助成金。 ・ 農林水産省主催の研修や、農研機構等への長期研修に要する経費（旅費、負担金）。 ・ 学会活動や論文投稿に要する経費。 <p>② 開始年度：平成 18 年度～</p>																										
担当部局	農林水産部 農政企画課																										
事業効果等	<p>・ 事業効果：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 15%;">令和 4 年度</th> <th style="width: 15%;">令和 5 年度</th> <th style="width: 10%;">令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>博士号取得促進事業</td> <td style="text-align: center;">※1 2 名</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">※2 2 名</td> </tr> <tr> <td>研究員派遣研修事業（長期研修）</td> <td style="text-align: center;">3 名</td> <td style="text-align: center;">2 名</td> <td style="text-align: center;">3 名</td> </tr> <tr> <td>研究員派遣研修事業（短期研修）</td> <td style="text-align: center;">7 名</td> <td style="text-align: center;">7 名</td> <td style="text-align: center;">7 名</td> </tr> <tr> <td>学会活動等支援事業（論文投稿）</td> <td style="text-align: center;">7 名</td> <td style="text-align: center;">6 名</td> <td style="text-align: center;">4 名</td> </tr> <tr> <td>学会活動等支援事業（学会参加）</td> <td style="text-align: center;">17 名</td> <td style="text-align: center;">19 名</td> <td style="text-align: center;">14 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：うち 1 名は R4、残り 1 名は R5 に学位取得、※2：入学</p> <p>・ 数値目標の達成状況：該当なし。</p>				令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	博士号取得促進事業	※1 2 名	—	※2 2 名	研究員派遣研修事業（長期研修）	3 名	2 名	3 名	研究員派遣研修事業（短期研修）	7 名	7 名	7 名	学会活動等支援事業（論文投稿）	7 名	6 名	4 名	学会活動等支援事業（学会参加）	17 名	19 名	14 名
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																								
博士号取得促進事業	※1 2 名	—	※2 2 名																								
研究員派遣研修事業（長期研修）	3 名	2 名	3 名																								
研究員派遣研修事業（短期研修）	7 名	7 名	7 名																								
学会活動等支援事業（論文投稿）	7 名	6 名	4 名																								
学会活動等支援事業（学会参加）	17 名	19 名	14 名																								
課題等	<p>・ 現状と課題：「佐賀県試験研究人材育成制度」に基づき、適切な執行を行っているところであり、今後も継続した事業の取組を進めていくことが必要である。</p> <p>・ 今後の事業展開：引き続き、「佐賀県試験研究人材育成制度」に基づき、適切な執行を行うとともに、事業の取組推進を図る。</p>																										
事業費推移	単位：千円																										
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																								
最終予算額	2,590	2,916	3,608																								
決算額	2,392	2,491	3,012																								

事業費財源		単位：千円	
国庫	県	その他	合計
—	3,012	—	3,012

事業費内訳		単位：千円	
費目	主な内容	決算額	
職員旅費	研修旅費、学会活動に係る旅費	2,066	
需用費	ガソリン代	16	
使用料及び賃借料	カーリース代	136	
補助金	入学金・授業料助成金、学会参加費	794	
合計			3,012

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 博士号取得者割合の目標値 25%の早期達成について（監査意見）

<試験研究人材育成事業の目的>

試験研究機関の研究員は、先端技術の試験研究への取組みなど知識・技術力等の更なる能力向上が求められており、研究機関に一定程度の割合で研究開発の核となる高度な知見を有する指導的な研究員が必要な状況となっている。また、厳しい財政状況の中、高度な研究や次世代の核となるような技術開発に取り組むうえで国の競争的資金の獲得は効果的であり、今後積極的に競争的資金等への応募を行うに当たり採択を勝ち取ることでできる研究の企画・立案を行う人材が必要となる。

試験研究人材育成事業は、各機関に研究開発の核となる研究員として「博士号取得者」を一定の割合で配置できるように、研究員の自発的な博士号取得を支援する事業である。

<博士号取得割合>

農林水産系研究員の博士号取得割合は、令和4年度6.2%、令和6年度9.1%であるが、県は最終的には25%を目指している。各研究課題は3～4人で取り組むことが多いため、各チームに博士号取得者を配置できる様に25%を目標としている。

<目標値25%の早期達成に向けて>

県は、「将来を見据えた試験研究については、深刻化する気候変動適応に関する試験

研究に重点的に取り組む」としているが、近年では温暖化、猛暑等により農業・漁業において既に深刻な被害が発生しており、気候変動適応に関する試験研究は急務の課題となっている。また、就農者の高齢化は著しく、今後は短期間で就農者が減少することが予想されており、農家の大規模化・生産性向上、農作業のスマート化（AI を活用した環境制御システム活用等）、自動化を前提とした試験研究も更に重要となる。

本事業は平成 18 年度より開始されているが、現在の目標達成率は 36%（=9.1%÷25%）に留まっている。研究員としての日常業務と博士号取得に向けた勉学の両立は、非常に困難であると考えられる。このような状況の中で、研究員の自発的な博士号取得を促し、早期に目標値である 25%を達成するためには、何らかの追加的な支援（補助率引上げ、修学資金の条件付き給付等）や博士号取得後の手当設定などの検討も必要ではないだろうか。

農業分野では基本的には各都道府県単位で研究開発が実施されるため、県内で高度な知見を有する指導的な研究員を育成し、有力な新品種、気候変動適応技術等を開発することは、県内の農業産出額、農家所得等に大きな影響を与えることになる。また、上記の通り、競争的資金（国庫）を獲得できれば、県財政にも大きな貢献を期待できる。

気候変動適応に関する試験研究の緊急性、就農者減少に伴うスマート化・自動化を前提とした試験研究の緊急性、そして県内農業や漁業全体への影響度合等も考慮した上で、目標値の早期実現を目指して、研究員への追加的な支援等により本事業を積極的に推進して頂きたいものとする。

また、他自治体の農林水産系研究員の博士号取得者割合、支援制度は不明であったが、他自治体の取得者割合や支援制度等も調査して、本事業の参考にされたい。

② 競争的資金の獲得について（監査意見）

県は、厳しい財政状況の中、高度な研究や次世代の核となるような技術開発に取り組むうえで国等の競争的資金の獲得は効果的として、競争的資金の獲得を目指している。

過去 5 年間における競争的資金の採択実績件数（採択年度別）は、下表の通りである。

機関名	R2	R3	R4	R5	R6	計
上場営農センター	-	-	1	-	-	1
農業試験研究センター	1	1	4	2	2	10
果樹試験場	1	-	-	-	-	1
茶業試験場	-	-	1	-	-	1
畜産試験場	1	-	-	2	1	4
玄海水産振興センター	1	-	-	-	-	1
有明水産振興センター	1	-	1	-	-	2
林業試験場	-	-	-	1	1	2

機関名	R2	R3	R4	R5	R6	計
計	5	1	7	5	4	22

また、採択された事業名及び研究課題名は、下表の通りである。

年度	機関	所管	事業名（上段）、研究課題名（下段）	期間
R2	農試	農水省	農林水産研究推進事業	R2～R6
			センシング技術を駆使した畑作物品種の早期普及と効率的生産システムの確立	
	果試	農水省	農林水産研究推進事業委託プロジェクト研究（現場ニーズプロジェクト）	R2～R6
			果樹等の幼木期における安定生産技術の開発（小課題名）急性枯死症状の発生要因の解明と対策技術の開発	
	畜試	農水省	日本中央競馬会畜産振興事業（JRA 事業）	R2～R4
			飼養技術の最適化と消費者評価による国産豚肉の競争力強化事業	
玄海	水産庁	ICT を利用した次世代スマート沿岸漁業技術開発事業（H29～R1 採択からの継続採択）	R2～R6	
		漁海況情報提供システムの開発（同上）		
有明	一財）海苔増殖振興会	海苔養殖の発展に資する長期的・基礎的な研究に関する研究助成	R2～R3	
		美味しい海苔作りに向けた養殖ノリのポルフィランに関する研究		
R3	農試	農水省	国際競争力強化技術開発プロジェクト「安全安心な農業用ドローン及び利用技術の開発」コンソーシアム	R3～R5
			九州北部米麦二毛作地域におけるドローンセンシングを駆使した土地利用型作物の診断技術の開発	
R4	上場	農水省	スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト カンキツ輸出に向けた高糖度果実安定生産技術と鮮度保持技術の確立	R4～R6
	農試	農水省	イチゴの開花日予測モデルおよび栽培改善技術の開発	R4～R6
		農水省	両正条疎植栽培と病害虫抵抗性品種を組み合わせた安定水稻有機栽培体系の確立	R4～R6
		農水省	北部九州地域における鶏ふんや菜種油粕等を利用した小麦の減化学肥料栽培技術の開発・実証	R4～R6
		農水省	省力的な IPM を実現する水稻病害虫予報技術の開発	R4～R6
	茶試	農水省	茶のスマート有機栽培技術体系の開発と現地実証試験	R4～R6
有明	文科省	ノリ養殖の突発的な採苗日の変更に対応するため、赤色光による種の放出抑制技術の開発	R4～R6	

年度	機関	所管	事業名（上段）、研究課題名（下段）	期間
R5	農試	農水省	殺線虫剤が不要となる打破系センチュウに抵抗性を示すナス・トマト用台木品種の開発	R5～R7
		農水省	農業副産物を活用した高機能バイオ炭の製造・施用体系の確立	R5～R7
	畜試	農水省	和牛ゲノムデータベース駆動型未診断疾患解明事業	R5～R7
		農水省	豚呼吸器病早期発見のための AI 耳標センサ実用化研究事業（R7のみ参画）	R5～R7
	林試	農水省	日本全国の林地の林業採算性マトリクス評価技術の開発	R5～R9
R6	農試	農水省	施設園芸分野における農機 OpenAPI を普及するための機器間連携の実証	R6
	農試	農水省	AI 農業社会実装プロジェクト	R6
	畜試	農水省	飼料用昆虫の機能性評価および利用促進事業	R6～R8
	林試	農水省	放射光-X線回析法による年輪内材質形質の評価技法の確立と複数のスギ系統における年輪内材質形質の選抜手法の検討	R6

採択された事業名をみると、センシング技術、スマート沿岸漁業技術、ドローンセンシング、AI 耳標センサ、AI 農業と言った監査意見①でも述べたスマート農業、自動化に関連する事業が多い。また、農機 OpenAPI の様に農業 DX に関連する事業もある。国内の就農者等の高齢化が著しく、短期間で就農者等が減少することが予想される中で、国も生産性向上、スマート化、自動化に係る試験研究を重視している状況が伺える。

採択年度別の実績件数は、令和4年度に7件まで増えたものの、以降は令和5年度5件、令和6年度4件であり減少傾向となっている。農業と漁業は、何れも気候変動、高齢化と極めて厳しい環境に置かれている。今後は、研究員の博士号取得者の増員を図りながら、より多くの競争的資金を獲得して、県内の農林水産業に重要な影響を与えることができる技術開発に取り組んで頂きたいものとする。

3. 電源立地地域対策交付金（直接充当）事業

(1) 事業の概要

事業目的	
	施策方針 2023 及び佐賀県「食」と「農」の振興計画 2023 の目標実現に貢献するため、試験研究機関の試験研究業務に必要な施設設備の整備を行う。
事業内容等	
	<p>【試験研究施設設備整備費（電源交付金）（工事請負費） 決算額 129,144 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>電源立地地域対策交付金を活用し、佐賀県の農林水産業の発展に寄与する先進的な試験研究や技術開発等のための施設設備の整備や備品の導入を行う。</p> <p><工事請負費 36,993 千円></p> <p>ア：果樹試験場 ナシの品種開発のための圃場整備（一次選抜圃場） 31,735 千円 イ：果樹試験場 ナシの品種開発のためのハウスの整備 5,258 千円</p> <p><備品購入 92,151 千円></p> <p>ウ：上場営農センター タマネギの収穫から出荷調整までの機械一式 20,334 千円 エ：農業試験研究センター ICP 発光分析装置 17,380 千円 オ：農業試験研究センター 原種等貯蔵施設の除湿器 19,250 千円 カ：茶業試験場 乗用型スマート摘採機・デジタル貫入硬度計・送風定温器 9,848 千円 キ：畜産試験場 精液低温処理装置・擬牝台・倒立顕微鏡 13,649 千円 ク：その他計 11,692 千円</p> <p>② 契約期間（工事請負）</p> <p>ア：令和 6 年 9 月 6 日～令和 7 年 1 月 20 日 イ：令和 6 年 8 月 30 日～令和 7 年 1 月 20 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数（工事請負）</p> <p>ア：条件付一般競争入札、1 者 イ：条件付一般競争入札、1 者</p> <p>④ 開始年度：令和 2 年度</p>
担当部局	農林水産部 農政企画課
事業効果等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果：将来にわたる農林水産業の発展のため、先行投資的な試験研究や新技術開発等に必要な機器等の整備を行うことができた。 ・数値目標の達成状況： 成果目標：各試験研究機関の先進的な試験研究活動

成果指標：各試験研究機関における令和7年度の試験研究課題数。
 令和7年度の成果が集計可能となる次年度の令和8年度に評価を実施するため、未評価。
 ～各試験研究機関の目標値～
 佐賀県上場営農センター10件、佐賀県農業試験研究センター45件、佐賀県果樹試験場16件、佐賀県茶業試験場9件、佐賀県畜産試験場12件

課題等			
	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題：将来にわたる農林水産業の発展のため、先行投資的な試験研究や新技術開発等に必要な機器等の整備を行う必要がある。 ・今後の事業展開：引き続き、将来にわたる農林水産業の発展のため、先行投資的な試験研究や新技術開発等に必要な機器等の整備を行う。 		
事業費推移	単位：千円		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	87,182	163,921	129,146
決算額	86,832	163,897	129,144
事業費財源	単位：千円		
	国庫	県	その他
	129,144	—	—
			合計 129,144
事業費内訳	単位：千円		
	費目	主な内容	決算額
	工事請負費		36,993
	備品購入費		92,151
		合計	129,144

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

【生産者支援課】

4. 有害鳥獣対策事業

(1) 事業の概要

事業目的

イノシシなどの有害鳥獣による農作物等への被害低減を図るため、現地指導に当たる人材の育成やイノシシ等被害対策重点集落の設置、広域駆除対策協議会等が実施する総合的な被害防止対策に対する助成等を行う。

事業内容等

【有害鳥獣対策推進事業（補助金、他） 決算額 236,600 千円】

① 事業内容、補助対象経費

有害鳥獣対策の基本となる「棲み分け対策」「侵入防止対策」「捕獲対策」の3つの対策の内、広域駆除対策協議会等が実施するイノシシ等の捕獲に係る経費の助成に加え、被害対策現場で指導する県職員等の捕獲技術向上のための研修やイノシシ等被害対策重点集落の設置、カモ被害対策に係る取組等をソフト的な面から支援する。

・鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）

(ア) イノシシ等の有害捕獲に係る捕獲活動経費への補助

(イ) 有害鳥獣捕獲委託への補助

・イノシシ等被害防止対策補助金（県単）

(ア) イノシシ・アライグマ捕獲報償金交付への補助

・県推進活動（県単）

(ア) 鳥獣担当新任者向け基礎研修（座学、実技）

(イ) イノシシ等被害対策重点集落の設置

(ウ) イノシシ広域捕獲事業

(エ) カモによる農作物被害対策事業

(オ) アライグマ対策研修

(カ) 捕獲技術を中心としたイノシシ被害対策習得研修

② 開始年度：平成 14 年度～

【有害鳥獣対策整備事業（補助金） 決算額 68,247 千円】

① 事業内容、補助対象経費

有害鳥獣対策の基本となる「棲み分け対策」「侵入防止対策」「捕獲対策」の3つの対策の内、農地への有害鳥獣の侵入を防止する金網柵や電気柵の設置、広域駆除対策協議会等が実施するイノシシ等の捕獲に係る経費の内、箱わな等の導入等をハ-

ト的な面から支援する。

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）

（ア）箱わな等の捕獲機材の整備、侵入防止柵設置への補助

- ・イノシシ等被害防止対策補助金（県単）

（ア）電気柵の整備（離島に限りワイヤーメッシュ柵の整備）への補助

② 開始年度：平成 14 年度～

担当部局	農林水産部 生産者支援課
事業効果等	<p>・事業効果：中山間地域等における農作物への鳥獣被害は、被害にあった生産者や地域に大きな影響を及ぼしていることから、市町、JA、猟友会など関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで「棲み分け対策」「侵入防止対策」「捕獲対策」を総合的に推進することができた。</p> <p>・数値目標の達成状況：イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害額を、令和 14 年度までに 8 千万円以下に減らすことを目標とし、上記の内容に取り組んだ結果、有害鳥獣による農作物被害額はここ 30 年でピークだった平成 14 年度の約 7 億円から年々減少し、平成 30 年度には 1 億 4 千万円まで減少したが、近年はイノシシやカモによる被害が増えるなどして、下げ止まりから増加に転じ、令和 6 年度の被害額は 2 億 3 千万円となっている。</p>
課題等	<p>・現状と課題：有害鳥獣対策の 3 つの対策の内、「捕獲対策」については、捕獲従事者の不足等により直接農作物に被害を与えている個体の捕獲に至っていない地域も多いのではないかと、という声や、「棲み分け対策」や「侵入防止対策」については、</p> <p>① 耕作放棄地や藪が増えており、イノシシが潜んでいる場所の特定が難しくなっている</p> <p>② 被害を受けた農地において、侵入防止柵が未設置の農地が存在したり、柵の破損に気付かないまま放置されたりしている</p> <p>などの状況が、市町との意見交換等で関係者から聞かれており、被害対策現場では、3 つの対策がバランスよく実施できていないことが、被害額増加の要因となっているものと推察される。</p> <p>・今後の事業展開：鳥獣の被害対策については、特効薬のようなものはなく、棲み分けや侵入防止、捕獲や追い払いなどの 3 つの対策をハード、ソフトの両面から総合的に支援する必要があるため、費用対効果も考慮して効果的な実施となるよう、市町などの関係機関・団体と連携し、現場の実情に即した対策を講じ農作物被害の減少につなげる。</p>
事業費推移	単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	353,940	332,653	368,291
決算額	342,825	285,477	304,847

事業費財源	単位：千円		
国庫	県	その他	合計
233,878	70,969	-	304,847

事業費内訳	単位：千円	
費目	主な内容	決算額
補助金	鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）、イノシシ等被害防止対策補助金（県単）	284,841
委託料	イノシシ広域捕獲事業、捕獲技術研修の委託等	17,533
需用費その他	イノシシ等被害対策重点集落、カモによる農作物被害対策事業での実証に係る資材購入等	1,077
職員旅費	県外先進事例調査等	584
その他	アライグマ対策研修での会場使用料等	812
	合計	304,847

(2) 補助金交付先一覧（単位：円）

補助金交付先	国庫	県	合計
佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金（県単事業：ハード事業及びソフト事業）			
佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会	0	10,539,500	10,539,500
唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会	0	16,644,000	16,644,000
鳥栖三養基有害鳥獣駆除対策協議会	0	3,736,000	3,736,000
多久小城地区有害鳥獣広域駆除対策協議会	0	6,548,500	6,548,500
伊万里有田地区有害鳥獣対策協議会	0	11,792,000	11,792,000
武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会	0	5,791,500	5,791,500
杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会	0	1,114,500	1,114,500
白石地区有害鳥獣等駆除対策協議会	0	597,000	597,000
鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会	0	10,036,000	10,036,000
鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫事業等：ハード事業及びソフト事業）			
武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会	12,476,157	0	12,476,157

補助金交付先	国庫	県	合計
多久小城地区有害鳥獣広域駆除対策協議会	20,398,506	0	20,398,506
唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会	41,771,516	465,970	42,237,486
鳥栖三養基有害鳥獣駆除対策協議会	10,331,045	0	10,331,045
伊万里有田地区有害鳥獣対策協議会	32,855,645	0	32,855,645
吉野ヶ里町鳥獣害対策協議会	147,550	0	147,550
神崎市鳥獣被害防止対策協議会	2,353,965	0	2,353,965
佐賀市鳥獣害対策協議会	3,105,460	0	3,105,460
杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会	2,908,100	0	2,908,100
白石地区有害鳥獣等駆除対策協議会	1,624,784	0	1,624,784
鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会	13,503,173	0	13,503,173
太良町	4,276,430	1,710,572	5,987,002
佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会	14,057,000	0	14,057,000
佐賀市	2,810,000	0	2,810,000
多久市	222,500	0	222,500
小城市	536,250	0	536,250
有田町	2,040,610	0	2,040,610
唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会 (R5 補正)	2,815,347	0	2,815,347
伊万里有田地区有害鳥獣対策協議会 (R5 補正)	13,065,028	0	13,065,028
武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会 (R6 補正)	900,000	0	900,000
佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会 (R6 補正)	11,473,000	0	11,473,000
鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会 (R6 補正)	11,000,000	0	11,000,000
唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会 (R6 補正)	11,193,000	0	11,193,000
合計	215,865,066	68,975,542	284,840,608

(3) 農作物被害金額の推移

農作物被害金額の推移（単位：百万円）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
イノシシ	92	97	134	137	127	115	149
カラス	15	11	11	11	11	13	14
カモ	14	16	36	38	24	32	20
中型哺乳類	13	13	16	13	18	20	25
その他獣類	5	9	8	5	10	6	5
その他鳥類	4	7	7	4	4	3	13
合計	144	151	211	208	194	189	227

主な捕獲頭数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
イノシシ	22,441	20,798	28,705	25,495	29,842	22,101	28,084
カモ（羽）	3,971	4,178	4,210	5,070	4,028	3,532	3,338
サル	76	51	76	56	60	26	13

(4) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。また以下の事項について意見を述べることとする。

① 実施計画の承認および内示の日付について（監査結果）

鳥獣被害防止総合対策交付金は、佐賀県内の鳥獣被害対策協議会などへ交付される交付金である。

監査対象である令和6年度においては、令和6年4月1日に佐賀県より各協議会等へ「令和6年度佐賀県鳥獣被害防止総合対策交付金の内報について」通知が行われ、通知で実施計画承認申請書を5月10日までに提出することが依頼された。その通知を受けて、5月10日の日付で各協議会等より佐賀県へ「令和6年度鳥獣被害防止総合対策交付金の実施計画の承認申請について」が提出された。

佐賀県は実施計画を審査・検討したうえで承認し、「令和6年度佐賀県鳥獣被害防止総合対策交付金実施計画の承認および内示」を各協議会等へ通知し、令和6年7月31日にまでに交付申請書を提出するように依頼した。

しかしながら、A市鳥獣被害対策協議会からは令和6年5月10日に実施計画が提出されたにも関わらず、実施計画の承認および内示が令和6年4月1日に行われていた。この承認および内示を行うために、「令和6年度佐賀県鳥獣被害防止総合対策交付金における各協議会の実施計画の承認及び内示について（伺）」が決裁されているが、発議は令和6年4月1日、決裁も同日であった。

実施計画の提出日前に実施計画の承認および内示が行われることは適切ではない。

なお、実施計画は、①鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象となる事業内容（推進事業、整備事業、緊急捕獲活動）の事業費、②被害防止計画及び緊急捕獲計画の作成状況、③事業実施体制等、④事業の内容及び計画などから構成され、さらに事業の内容及び計画として緊急捕獲活動の具体的な計画や、整備事業の計画と整備される防止柵ごとの投資効率などが添付されたものである。

県としては、実施計画の承認および内示については、実施計画の日付後の適切な日付で決裁を受けた後、承認および内示を行うように改められたい。

② 有害鳥類駆除実績報告書の記載について（監査意見）

令和6年度佐賀県鳥獣被害防止総合対策交付金推進事業のうち、有害鳥類駆除事業の事業実施主体は佐賀市であり、佐賀市が猟友会へ捕獲委託を行っている。事業費は5,808千円、うち国庫は2,810千円である。

各有害鳥類駆除活動体である猟友会からは、実績報告として「有害鳥類駆除実績」の明細が添付されている。

「有害鳥類駆除実績」は各隊員の出動日、隊員氏名、活動時間、使用段数、捕獲数、捕獲又は威嚇場所、処理方法を記載することになっている。

そこで「有害鳥類駆除実績」を閲覧したところ、出動日、隊員氏名、活動時間に記載があるものの、「捕獲数の実績」欄や「捕獲実績又は威嚇場所」欄に記載がなく、どのような活動を行ったのかが不明なものが散見された。有害鳥類の捕獲数の実績がない場合であっても、〇〇地区巡回や追い払いとの記載がある隊もあるので、どのような活動を行ったのか記載するように事業実施主体に依頼することが望ましい。

そのほか、「捕獲数の実績」欄に記載があるものの、「捕獲又は威嚇場所」欄に記載がないもの、捕獲した鳥類の「処理方法」欄に記載がないものも散見された。捕獲場所や処理方法も重要な情報なので、漏れなく記載するように事業実施主体に依頼することが望ましい。

5. 農業近代化資金利子補給事業

(1) 事業の概要

事業目的	融資機関から農業近代化資金を調達する際に発生する金利の利子補給を行うことで、農業の担い手に対して金利負担の軽減を図り、担い手が必要な資本装備の高度化及び農業経営の近代化を支援する。			
事業内容等	<p>【農業近代化資金利子補給事業（補助金決算額 128,394 千円）】</p> <p>① 事業内容</p> <p>資本装備の高度化を図るための施設及び機械等を購入するため、融資機関から農業近代化資金の融資を受け利子補給承認を受けた農業者等の融資残額に対し年2回融資機関あて利子補給を行う。</p> <p>貸付限度額：個人 1,800 万円、共同 15 億円</p> <p>利子補給率：個人 1.25%～1.3%、共同 0.4%～0.87%</p> <p>補助金交付先一覧 （単位：円）</p>			
	交付先	対象事業名	事業費	交付決定額
佐賀県信用農業協同組合連合会		令和6年上期 農業近代化資金利子補給金の交付決定及び額の確定	19,041,410	19,041,410
		農業近代化資金利子補給（既往分）	19,325,542	19,325,542
		農業近代化資金利子補給（新規分）	42,294	42,294
佐賀県農業協同組合		令和6年上期 農業近代化資金利子補給（既往分）	14,754,046	14,754,046
		令和6年上期 農業近代化資金利子補給（新規分）	13,984	13,984
		令和6年下期 農業近代化資金利子補給金の交付及び額の確定（既往分）	13,735,776	13,735,776
		令和6年下期 農業近代化資金利子補給金の交付及び額の確定（新規分）	913,825	913,825
唐津農業協同組合		令和6年上期 農業近代化資金利子補給金の交付決定及び額の確定	13,239,417	13,239,417
		令和6年上期 農業近代化資金利子補給金の交付及び額の確定（既往分）	11,563,987	11,563,987
		令和6年上期 農業近代化資金利子補給金の交付及び額の確定（新規分）	1,614,773	1,614,773
伊万里市農業協同組合		令和6年上期 農業近代化資金利子補給金の交付決定及び額の確定	17,330,941	17,330,941
		令和6年下期 農業近代化資金利子補給金の交付及び額の確定（既往分）	16,224,534	16,224,534
		令和6年下期 農業近代化資金利子補給金の交付及び額の確定（新規分）	201,484	201,484
(株) 佐賀銀行		令和6年上期 農業近代化資金利子補給金の交付決定及び額の確定	195,830	195,830
		令和6年下期 農業近代化資金利子補給金の交付決定及び額の確定	195,662	195,662
合計			128,393,505	128,393,505

② 根拠法令：農業近代化資金融通法				
③ 開始年度：昭和 36 年度				
担当部局	農林水産部 生産者支援課			
事業効果等	<p>・事業効果：農業近代化資金の利子補給を通じて、農業者等の農業経営に係る投資意欲を高め、当該資金の借入希望者が作成した経営改善計画書の達成に繋げていくことで、農業の担い手の経営効率化を進める</p>			
課題等	<p>・現状と課題：農産物価格の低迷や、燃油・配合飼料等の価格高騰などで農業所得が伸び悩んでおり、また、国内の人口減少に伴い、国内市場は縮小していることから、農業の経営環境は厳しい状況にある。そのため、担い手の経営力を強化するしくみが必要である。金融面においては、借入金の利子補給制度を設けることで、農業者の金利負担の軽減を図り、設備投資を誘引し、農業経営の効率化を進める必要がある。</p>			
事業費推移	単位：千円			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
最終予算額	130, 804	136, 698	132, 789	
決算額	129, 361	132, 239	128, 394	
事業費財源	単位：千円			
	国庫	県	その他	合計
	—	128, 394	—	128, 394
事業費内訳	単位：千円			
費目	主な内容		決算額	
補助金	融資残額に対する利子補給		128, 394	
	合計		128, 394	

(2) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、以下の事項について意見を述べることとする。

① 佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱について（監査意見）

農業近代化資金利子補給事業は、利子補給を承認した農業近代化資金の融資残高に対する利子補給を行う事業である。

令和 6 年度の農業近代化資金利子補給金であれば、平成 20 年度から令和 6 年度までに利子補給を承認した農業近代化資金の融資残高に対して利子補給が行われている。

利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間における農業近代化資金につき、佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱第 2 条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を 365 で除して得た額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とされている。

例えば、令和 6 年度下期であれば、令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までを対象期間とし、その期間の融資平均残高に対し、利子補給率の割合で計算した金額の合計額を令和 7 年 1 月に交付申請書として県に提出し、県はその申請書に基づいて補給金の決定及び確定を行っている。

一般的な補助金は、①補助対象事業前に補助金交付を希望する者が申請書を県に提出、②県は申請書を審査して補助金の交付決定を補助対象者に通知、③補助対象者は交付決定後に事業を開始、④補助対象事業を完了した後で実績報告書を県に提出、⑤県は実績報告書を審査したうえで補助金の確定を補助対象者に通知、という流れとなっている。

しかし、佐賀県の農業近代化資金利子補給事業では、申請書に申請前半年分の実績を記載するため、補助金交付の決定と補助金交付金額の確定を同時に行って、補助金申請者に対して利子補給を行っている。

そこで、佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱を閲覧したところ、利子補給金の決定については、第 4 条（利子補給金の交付申請）の第 3 項に「当該申請に係る利子補給金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60 日とする。」と記載があるのみで、申請書を実績報告として取り扱う旨、決定と確定を同時に行う旨の記載がなかった。

他県の農業近代化資金利子補給金交付要綱の事例を見ると「利子補給金の額の確定については、交付決定をもつて確定したものとみなす。」と規定する事例や「利子補給金交付申請書(実績報告書)は、別記様式第 5 号のとおりとする。」と申請と実績を兼ねる旨を規定している事例があった。

佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱第 1 条では、佐賀県補助金等交付規則に定めるところによる旨が規定されているが、佐賀県農業近代化資金利子補給金は佐賀県補助金等交付規則が想定している一般的な補助金の交付手続と異なる手続を採用しているので、申請書を実績報告として取り扱う旨や決定と確定を同時に行う旨を佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱に規定することが望ましい。

② 補助金の算定方法の統一について（監査意見）

利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき、佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365で除して得た額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とされている。

よって、県では「総和を365で除して得た額」を融資平均残高とし、その融資平均残高に利子補給率を乗じて利子補給金を算定している。

しかし、JA等の交付申請者は、総和に利子補給率を乗じて365で除した金額を利子補給金としている。

総和についても、県では年度・号数・利子補給率ごとに算定しているのに対し、交付申請者は顧客の案件ごとに算定している。JA等は顧客の案件ごとに債権残高や利子を管理しているため、利子補給金についても顧客の案件ごとに算定しているとのことであった。

結果として、小数点以下が顧客ごとに切り捨てられ、それを合計した金額で申請が行われるため、県が算定する利子補給金の金額と申請金額が異なっている。

差額は多額ではなかったが、県は佐賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱に記載された方法で別途算定し、その金額と申請金額を比較し、申請金額が県の算定方法による金額よりも下回るときに申請額で交付決定している。

交付申請のたびに交付要綱に記載された方法で利子補給金を別途算定し、申請金額が交付要綱によって算定された金額よりも下回ることを確認する書類を作成するのでは、人件費などの行政コストがかかることを考慮すると、非効率的である。

県としては、交付申請のたびに交付要綱に記載された方法で利子補給金を別途算定し、申請金額が交付要綱によって算定された金額よりも下回ることを確認する手続を省略できる様に、交付申請者であるJA等と、利子補給金の算定方法の統一について協議することを検討されたい。

ヒアリングを行ったところ、JA等は全国共通システムを使って顧客ごとに、かつ日割りで平均融資残高や利子補給金を算定しているとのことであり、県がその顧客データをもとに県の算定方法に置き換えて算定表を作成するよりも、JA等のデータをもとにJA等で算定された利子補給額について、その妥当性を県でチェックするように改めたほうが効率的である。

県としては、交付要綱における県の算定方法をJA等の算定方法に合わせる事が出来ないか検討されたい。

【農業経営課】

6. 農業委員会等活動促進費

(1) 事業の概要

事業目的

- ・担い手への農地の集積・集約化の推進
- ・遊休農地の発生防止や再生利用の推進

事業内容等

【農業委員会等活動促進費 決算額 152,563 千円】

① 事業内容

農地等の利用の最適化に取り組む市町農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構の業務運営等に要する経費に対し助成する。

② 開始年度：昭和 26 年度

本事業は、以下 4 つの交付金・負担金と県付帯事務で構成されている。

【農業委員会交付金（補助金） 決算額 59,494 千円】

- ・農業委員会等に関する法律の第 6 条第 1 項に規定する事項に関する事務に要する経費の財源に充てるための経費。
- ・第 6 条第 1 項に規定する事項に関する事務とは、農地法、特定農山村法、農振法などの法律に基づく必須の業務に関する事務。
- ・補助対象は、市町農業委員会の農業委員手当及び農地利用最適化推進委員手当、職員設置費、農地調査・農地基本台帳整備費など。

【農地利用最適化交付金（補助金） 決算額 47,743 千円】

- ・農業委員、農地利用最適化推進委員が農地利用の最適化（農業委員会法第 6 条 2 項業務）のための活動経費として交付。
- ・補助対象は、市町農業委員会の委員報酬、通信運搬費等。

【県農業委員会ネットワーク機構負担金（補助金） 決算額 27,186 千円】

- ・県農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及びネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資する組織。
- ・補助対象は、農地法により県農業委員会ネットワーク機構が行うとされた業務に要する経費（役職員手当、職員給与費、旅費・事務等経費）。

【機構集積支援事業費交付金（補助金） 決算額 18,064 千円】

- ・各市町農業委員会等が農地法等に基づく事務を適正に実施するために必要な経費、及び、農地の有効利用を図るための支援等に要する経費。
- ・補助対象者は、市町農業委員会及び県農業委員会ネットワーク機構。
- ・市町農業委員会の対象業務：農地所有者への意向確認、農地の権利関係の調査、農地の利用関係の調整、農地の利用状況調査等。
- ・県農業委員会ネットワーク機構の対象業務：広域的な農地利用調整活動への支援（各市町農業委員会に対する助言・協力、農業者等に対する農地等に関する情報提供、各市町農業委員会等の研修、農地法等に基づく業務を処理するための会議）

【県付帯事務費（その他） 決算額 77 千円】

- ・農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構の活動促進に向けた取組に要した経費

担当部局	農林水産部 農業経営課
------	-------------

事業効果等	<p>① 事業効果：担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進が推進された。</p> <p>② 数値目標の達成状況：-</p>
-------	--

課題等	<p>① 現状と課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地の集積があまり進んでいない地域について、更なる集積・集約化を進める必要がある。 ・遊休農地の発生を未然に防止し、周辺農地の障害となっている農地については解消を目指す。 ・耕作者不在の農地について、新たな担い手の参入を促し、遊休農地化を未然に防止し、農地利用の最適化を図る。 <p>② 今後の事業展開：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の農業委員会及び佐賀県農業委員会ネットワーク機構の活動を促進し、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を図る。
-----	---

事業費推移	単位：千円
-------	-------

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	191,574	168,965	153,196
決算額	182,897	166,185	152,563

事業費財源		単位：千円	
国庫	県	その他	合計
135,937	16,627	—	152,563

事業費内訳		単位：千円	
費目	主な内容	決算額	
補助金	農業委員会及び県農業委員会ネットワーク機構への助成	152,487	
その他	旅費、需要費、使用料	77	
合計		152,563	

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、以下の指摘事項が検出された。また以下の事項について意見を述べることとする。

① 「佐賀県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則」について（監査結果）

「佐賀県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則」では、農業委員会交付金（財源は国庫、決算額 59,494 千円）の県内市町への配分基準を以下の通り規定している。

佐賀県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則
 農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 2 条第 3 項の規定による市町村への交付金の交付の基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該予算総額の 3 割は、均等に各市町に配分する。
- (2) 当該予算総額の 2 割 5 分は、各市町の農業者の数に応じて各市町に配分する。
- (3) 当該予算総額の 2 割 5 分は、各市町の農地面積に応じて各市町に配分する。
- (4) 当該予算総額の 2 割は、各市町の区域内における農地等についての農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条第 1 項本文に掲げる権利の設定又は移転の状況及び当該区域内における農地の転用(農地を農地以外のものにするをいう。)の状況、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる利用権の設定等の状況その他の農業委員会の運営に関する特別の事情に応じて各市町に配分する。

一方、各都道府県が市町への配分基準を定めるに際して準じるべき基準(国が定める「農業委員会等に関する法律施行令」第 1 条第 2 項)及び他都道府県の規則を確認したところ、佐賀県の規則の下線部分に該当する規定はなかった。

また、上記規則の「(4) 当該予算総額の2割」の配分基準は、国が各地域の農政局を通じて各都道府県に詳細な配分基準を通知しており、佐賀県も含めて各都道府県は当該通知を参考にして配分を行っている。

上記の通り、佐賀県は、「(4) 当該予算総額の2割」について、国からの詳細な配分基準の通知を参考に配分しており、佐賀県独自の基準による配分は行っていないため、下線部分は削除すべきものと考えられる。従って、「佐賀県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則」の改正が必要と考える。

② 農地集積率における農地面積の重複計上について（監査意見）

令和4年2月の会計検査院の調査において、平成30年度に佐賀県から武雄市に交付した農地利用最適化交付金（財源は国庫）に関して指摘を受けた。具体的には、武雄市の平成30年度の担い手への農地集積率算定において、同一農地が集落営農面積と個人担い手営農面積の双方に重複計上されていたために、集積率が過大に算定されていたことについて指摘を受けたものである。集積率は、当初は91.0%であったが、再検証後は80.2%であった。その結果、集積率を要件とする交付金2,940千円の過大受給となっていた。

重複計上の要因は、或る個人担い手の所有農地の一部において集落営農組織（当該個人担い手も構成員）が営農を行っている状況において、本来は、集落営農面積のみに計上すべきところ、個人営農面積にも計上していたためである。農地所有者等を管理する農地台帳（農業委員会所有のデータ）と集落営農組織の水田耕作状況を管理する水田台帳（農業協同組合所有のデータ）を照合して、本来は重複面積を控除すべきところ、本事案では控除がなされていなかった。

会計検査院からの指摘を受けて、県は「再発防止のため、農地利用最適化交付金事業に係る実績報告書等の提出された資料について十分に確認を行うとともに、管内の市町及び農業委員会に対する指導を厳正に行い、補助事業の適正な執行に努めてまいります。」と会計検査員に回答（令和4年7月）している。

会計検査院の調査は3年程前であり、以降は、県から各市町及び農業委員会に対して適切な指導等が行われているものとは考えられるが、集積率等のデータは、監査意見③にも記載する「佐賀県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」など、県の農業政策にも重要な影響を及ぼすものであり、今後も引き続き厳正な指導等に努めて頂きたいものとする。

また、各市町、農業委員会における農地台帳と水田台帳の照合作業は、もし目視等の照合もなされているのであれば、相当の作業時間を要し、照合漏れ等もあり得るものと推測される。各市町及び農業委員会において、もしその様な状況があれば、効率的かつ正確な照合が可能となる方法を検討する必要があると考える。例えば、各台帳システム

からエクセルヘデータをダウンロードした上で自動照合の計算式等を活用する方法などである。

農地集積率算定のマニュアル等を作成している市町もあると思われるが、効率的かつ正確な照合が可能となる様な市町向けのマニュアル例等を県として作成できれば理想的である。検討頂きたいものとする。

③ 佐賀県農地中間管理事業の推進に関する基本方針について（監査意見）

「佐賀県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（平成 26 年 3 月策定、令和 5 年 6 月最終改正、以下「基本方針」という）では、「効率的かつ安定的な農業経営を営むものが利用する農用地の面積」に関する目標として、担い手への農地集積率の目標が定められている。具体的には、現在（平成 30 年、基本方針の初回改正時点）の実績値 71% に対して、おおむね 5 年後（令和 5 年度）80%、概ね 10 年後（令和 10 年度）80% の目標値が定められている。

県全体の集積率、そして監査意見②で記載した武雄市の集積率は、下表の通りである。

		H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
佐賀県	基本方針	71%	-	-	-	-	80%	-
	実績値	71.3%	71.5%	70.9%	71.0%	70.1%	70.9%	71.4%
武雄市	修正前	91.0%	89.5%	-	-	-	-	-
	修正後	80.2%	-	74.1%	75.1%	71.7%	73.6%	73.8%

※武雄市の H30 年度は 12 月末の集積率、その他は年度末（3 月末）の集積率

武雄市の修正後水準が佐賀県全体の実績値に反映されたは令和 2 年度（70.9%）以降である。佐賀県の令和元年度（71.5%）以前は再集計がなされていないため、令和 5 年に改正された基本方針の現在値（平成 30 年）71% も修正前の水準となっている。

修正による佐賀県全体の集積率への影響は、上表からすると 0.5% 程度と推計され、軽微とは言えるが、本来は、基本方針におけるベースとなる現在値（平成 30 年）71% は修正後の集積率とすることが望ましかったと考える。基本方針の次回改正時には留意頂きたい。

④ 佐賀県農業委員会ネットワーク機構事業の負担金について（監査意見）

佐賀県農業委員会ネットワーク機構事業（以下「機構事業」という。）は、一般社団法人佐賀県農業会議（以下「農業会議」という。）が運営を担っている。農業会議は、機構事業の他に、機構集積支援事業、農業者年金業務指導等事業、さが農業経営・就農支援センター事務局等を担っており、主要事業別の決算収支の概要は以下の通りである。

一般社団法人農業会議 令和6年度 決算書

単位：千円

	ネット ワーク機構 負担金事業	機構集積 支援事業	農業者年金 業務指導等 事業	さが農業経 営・就農支 援センター 事務局	その他 事業	法人会計	合計
経常収益	31,530	9,458	8,485	3,517	6,274	9,114	68,378
国庫補助金	10,636	9,458	-	-	-	-	20,094
県補助金	20,894	-	-	-	-	-	20,894
受取会費	-	-	-	-	-	8,796	8,796
その他	-	-	8,485	3,517	6,274	318	18,594
事業費	31,530	9,458	8,485	3,517	6,274	-	59,264
給与手当	25,755	3,105	3,156	-	2,170	-	34,185
福利厚生費	4,641	547	548	-	379	-	6,116
その他	1,134	5,806	4,781	3,517	3,725	-	18,963
管理費	-	-	-	-	-	8,614	8,614
給与手当等	-	-	-	-	-	1,466	1,466
福利厚生費	-	-	-	-	-	437	437
その他	-	-	-	-	-	6,711	6,711
当期経常増減額	-	-	-	-	-	501	501

機構事業に関しては、国庫の支援が年々縮小傾向にあり、県負担額は令和6年度では20,894千円となっている。

県は、過去10年以上継続して負担している負担金を今後も継続する必要性として、「佐賀県農業委員会ネットワーク機構は、法律上は独立した法人でありながら、財政的自立の基礎を与えられていない。また、平成28年の農地法改正等により、農業委員会、佐賀県農業委員会ネットワーク機構に課せられた使命は大きくなっている。このような中、国庫による支援（負担金）は年々縮小傾向にあり、また、関係団体の統合等により団体拠出金も減少しており、拠出金だけでは運営が成り立たない状況であることから引き続き県として補助を継続する必要がある。」としている。

県費に関する機構事業の実績報告書は、国が定める様式をそのまま使用しており、実績報告書には、会議及び調査・打合せの開催日数24回、出席人員の総日数209日、業務処理件数49件、担当職員（負担金を給与等に充当した職員）の業務総日数1,510日（国庫負担日数774日、県費負担日数736日）が記載されているが、機構事業の適正業務日数、適正人員数か否かは測定できなかった。

一方、他自治体の農業会議の中には、機構事業には国庫負担金、国庫負担金に相当する人件費のみを計上し、その他の人件費は、県からの運営費補助金と伴に法人会計に計上している自治体（山形県、岐阜県）もあった。

佐賀県についても、上記の通り、「関係団体の統合等により団体拠出金も減少しており、拠出金だけでは運営が成り立たない状況である」と県も認識しており、機構事業ではなく、法人会計にて会費等の団体拠出金により充当されるべき人件費が機構事業に割当されている恐れもある。

県費負担による機構事業に関しては、まずは、機構事業の適正業務日数、適正人員数

が確認できる様に、業務内容をより具体化した実施計画書、実績報告書を国の様式とは別途定める必要があると考える。そのうえで、機構事業の適正業務日数、適正人員数を超える人件費があれば、団体運営費補助金の必要性との観点で議論がなされるべきものとする。

なお、事業 No 7 の監査結果に記載している通り、「さが農業経営・就農支援センター」（県から農業会議への委託業務）の事務局・相談窓口のスタッフ設置に要する人件費相当額が、機構事業の県補助金に含めて支給されていた。そのため、上記決算書の「ネットワーク機構負担金事業」の県補助金と給与手当には、本来は「さが農業経営・就農支援センター」の収益・事業費となるべきものが含まれており、この点も機構事業の適正人員数（適正人件費）の測定を歪めており、留意が必要である。

⑤ 農業委員会による最適化活動の推進等について（監査意見）

農林水産省は、令和 4 年 2 月に各都道府県に対して「農業委員会による最適化活動の推進等について」を通知した。当該通知では、「農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は、最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要がある。このため、農業委員会は、次のとおり、令和 4 年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第 37 条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。」とされている。

農地利用最適化交付金（財源は国庫）については、国の農地利用最適化交付金事業実施要綱等において、最適化活動の目標区分、目標設定項目、国庫予算の配分割合等が下表の通り定められた。そして、下表のうち「推進委員等の実績に応じた交付金」は、成果実績払いと活動実績払いごとに、「評価点合計に基づく月額単価 × 推進委員等の活動月数」として推進委員等 1 人毎に算定され、その合計額が予算の範囲内で県を通じて各市町農業委員会に交付される。

国庫予算配分割合%	交付金	目標区分	目標設定項目	評価点実績		
				各市町レンジ	県平均	
70	21	推進委員等の実績に応じた交付金	成果目標	農地の集積（集積率）	0～5	2.1
				遊休農地の解消（解消面積）	0～5	2.1
				新規参入の促進（面積）	0～5	1.5
	49		活動目標	各推進委員等の最適化活動日数	—	—
				活動強化月間（回数）	0～1	0.4
				新規参入相談会への参加（回数）	0～1	0.4
推進委員等の実績に応じた交付金 評価点合計				0～19	7	
30	農業委員会の実績に応じた交付金	成果目標	農地の集積（集積率）	推進委員等の成果目標と同じ		
			遊休農地の解消（解消面積）			
			新規参入の促進（面積）			

評価点は、農地利用最適化交付金事業実施要綱において、目標達成状況に応じて基本評価点（1点（達成率90%未満）、3点（同90%以上、110%未満）、5点（同110%以上）と加算評価点が定められているが、上表では佐賀県内各市町の令和5年度の評価点実績（各市町における推進委員等の平均値）のレンジと県平均値を示している（令和5年度実績に基づいて令和6年度交付金が支給される）。

上表の通り、「推進委員等の実績に応じた交付金」の評価点合計は、県内20市町の平均7点に対して、各市町別点数のレンジは0点（活動月数ゼロ）から19点までとなりレンジ幅がかなり広いが、0点～4点のレンジには7市町も含まれている。

農業委員会における最適化活動の確実な実施に向けて、県は各市町と連携して、また、各目標設定項目の改善に繋がる各種事業推進等により、目標達成率及び評価点を上昇させることが望まれる。

7. 農業経営基盤強化促進対策事業

(1) 事業の概要

事業目的	
	将来にわたって本県農業を支える経営力のある担い手を育成するために、担い手の経営発展を支援。
事業内容等	
	<p>【事業概要】</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、農業経営基盤強化促進法等に基づき、関係機関が一体となって認定農業者や集落営農組織等の担い手の経営改善や法人化等について支援を行うとともに、さが農業経営・就農支援センターが行う個別経営支援の取組等に対し支援する。</p> <p>【佐賀県担い手育成総合支援協議会事業（補助金） 決算額 975 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 佐賀県担い手育成総合支援協議会は、担い手の経営改善支援や農地の確保・有効利用の推進に取り組むとともに、担い手の育成・確保に向けた県及び地域段階の取組に対して支援を強化し、望ましい農業構造の確立等に資することを目的とする。・ 佐賀県担い手育成総合支援協議会の事務局は、一般社団法人佐賀県農業会議。・ 本事業は、集落営農組織や認定農業者等の担い手の法人化等の支援を行う佐賀県担い手育成総合支援協議会の活動費を補助するものである。 <p>② 開始年度：平成 24 年度</p> <p>【集落営農活性化プロジェクト促進事業（補助金） 決算額 132 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや、ビジョンの実現に向けた人材の確保、収益力の向上に向けた取組、効率的な生産体制の確立などに要する経営費への補助。</p> <p>② 開始年度：令和 4 年度</p> <p>【農業経営・就農サポート推進事業（委託料） 決算額 3,517 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>さが農業経営・就農支援センターの事務局設置・運営に関する業務を委託</p> <p>② 契約期間：令和 6 年 5 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数：お願い委託（佐賀県農業会議）</p>

【佐賀県農業委員会交付金等事業（県農業委員会ネットワーク機構負担金）のうち、さが農業経営・就農支援センター事務局スタッフ設置費（補助金） 決算額 4,344 千円】

① 事業内容

農業会議における「さが農業経営・就農支援センター」における事務局・経営相談窓口に関わるスタッフ設置に要する人件費を支援

② 開始年度：令和4年度

担当部局	農林水産部農業経営課
------	------------

事業効果等	
-------	--

【佐賀県担い手育成総合支援協議会事業】及び【集落営農活性化プロジェクト促進事業】

① 事業効果：集落営農組織における法人化はここ近年進んでいないものの、組織で雇用労働力を確保し、法人経営の一部を直営（協業）により生産・管理していく一部協業化に取り組む経営体がでてきた。

② 数値目標の達成状況：2032年度までに経営の協業化に取り組む集落営農組織・法人が40組織となることを目標としているが、令和6年度実績では26組織となっている。

【農業経営・就農サポート推進事業】及び【さが農業経営・就農支援センター事務局スタッフ設置費】

① 事業効果：

- ・さが農業経営・就農支援センターを設置し、就農や経営に関する相談対応、農業経営の改善に向けた経営課題に応じた専門家派遣等の取組みを行うことで、販売額1億円を達成できるような企業型経営体が増加した。
- ・就農相談件数が増加する中、適切な情報提供や支援等により、県内の新規就農者数は前年並みとなった。

② 数値目標の達成状況：－

課題等	
-----	--

【佐賀県担い手育成総合支援協議会事業】及び【集落営農活性化プロジェクト促進事業】

① 現状と課題：集落営農組織・法人の構成員の高齢化が進む中、多くの組織では個人主体の営農形態となっており、機械や農地の集約による効率化、離農構成員の農地の引き受け等が難しい状況にある。

② 今後の事業展開：農業機械・農地の集約化や作業の共同化の図られた協業管理方式への移行を、一部協業方式などの推進により、段階的に推進していく。

【農業経営・就農サポート推進事業】及び【さが農業経営・就農支援センター事務局ス

【スタッフ設置費】

- ① 現状と課題：高い経営力を持つ農業者の育成を推進するとともに、意欲ある新規就農者を幅広く確保していく取組を進めている。このような中、40 経営体程度を重点的支援対象者として経営発展のための支援をしているが、成果を上げるためには、数年間の伴走支援が必要となっている。
- ② 今後の事業展開：多くの経営体の経営発展を支援するためにも、現在の重点支援対象者が自立するよう支援し、新たな経営体を対象として、企業的農業者を育成する。

事業費推移 単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	10,641	11,747	9,271
決算額	10,367	10,886	9,016

事業費財源 単位：千円

国庫	県	その他	合計
3,649	5,367	—	9,016

【農業経営・就農サポート推進事業】及び【集落営農活性化プロジェクト促進事業】の財源は国負担であり、【佐賀県担い手育成総合支援協議会事業】及び【さが農業経営・就農支援センター事務局スタッフ設置費】の財源は県負担である。

事業費内訳 単位：千円

費目	主な内容	決算額
委託料	農業会議への委託料（運営経費）	3,517
補助金	人件費及び物品費等	5,451
その他		48
	合計	9,016

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、以下の指摘事項が検出された。また以下の事項について意見を述べることとする。

① さが農業経営・就農支援センターの運営費について（監査結果）

県は、さが農業経営・就農支援センターの運営を一般社団法人佐賀県農業会議に委託しており、下表のA事業において、さが農業経営・就農支援センター事務局設置・運営

に係る委託契約（決算額 3,517 千円）を締結している。そして、A事業の委託契約仕様書では、「実施体制の整備」として、サポート専属スタッフとプロジェクト専属スタッフを配置することを定めているが、当該契約の積算対象経費には、専属スタッフ配置に要する人件費相当額が含まれておらず、積算対象経費は、下表の通り専門家派遣経費等のみとなっていた。

一方、A事業の実績報告書では、「専属スタッフの配置実績」として活動日数等が報告されていた。

そこで、一般社団法人佐賀県農業会議が関連する他事業を確認したところ、当該センターの事務局・経営相談窓口の専属スタッフ配置に要する人件費相当額 4,344 千円は、下表のB事業の補助金に含めて支給されていた。そして、B事業の実績報告書には専属スタッフ配置に要する人件費相当額も含めて報告されていた。

B事業の補助金に含まれている専属スタッフ配置に要する人件費相当額は、A事業の委託契約の積算対象経費に含めて契約するべきものであり、変更が必要である。

区分	形態	個別事業名	相手	事業	事業内容、委託契約積算経費 又は補助対象経費	実績報告書	R6決算 千円	
A	委託契約	さが農業経営・就農サポート推進事業	一般社団法人佐賀県農業会議	No 7	さが農業経営・就農支援センターの事務局設置・運営に関する業務を委託	さが農業経営・就農支援センターに関する以下の経費 ・専門家報償費 ・専門家旅費 ・事務等経費	さが農業経営・就農支援センター事務局設置・運営業務実績報告書	3,517
B	補助金	佐賀県農業委員会等事業（県農業委員会ネットワーク機構負担金）		No 7	農業会議における「さが農業経営・就農支援センター」の事務局・経営相談窓口に携わるスタッフ設置に要する人件費を支援	さが農業経営・就農支援センターに関する以下の人件費 ・サポート専属スタッフ ・プロジェクト専属スタッフ	県農業委員会ネットワーク機構負担金交付対象事業実績報告書	4,344
				No 6	農地法により県農業委員会ネットワーク機構が行うとされた業務に要する経費（役職員手当、職員給与費、旅費・事務等経費）		県農業委員会ネットワーク機構負担金交付対象事業実績報告書	27,186

② 集落営農組織の法人化推進について（監査意見）

＜佐賀県及び全国の集積率推移＞

佐賀県、全国及び全国上位先の過去7年間における集積率推移は、下表の通りである（農林水産省「担い手への農地集積の状況」より）。全国的には平成30年度56.2%から令和6年度61.5%まで5.3ポイント上昇したが、佐賀県は平成30年度71.3%に対

して令和6年度 71.4%とほぼ横ばいであり、伸び悩んでいる。その結果、全国順位も2位から4位に低下した。

集積率 全国上位先の推移(直近時点の集積率65%以上先)

令和6年度順位	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	7年間増減
全国	56.2%	57.1%	58.0%	58.9%	59.5%	60.4%	61.5%	5.3%
1 北海道	91.0%	91.5%	91.4%	91.4%	91.6%	91.8%	92.5%	1.5%
2 山形県	66.0%	66.4%	67.5%	69.0%	70.0%	71.1%	71.9%	5.9%
3 秋田県	68.7%	69.3%	70.0%	70.6%	71.3%	71.2%	71.6%	2.9%
4 佐賀県	71.3%	71.5%	70.8%	71.0%	70.1%	70.9%	71.4%	0.1%
全国順位	2	2	2	2	3	4	4	-
5 富山県	63.3%	65.0%	66.5%	67.8%	68.8%	69.1%	71.0%	7.7%
6 福井県	65.7%	66.7%	67.6%	68.4%	69.7%	70.0%	70.3%	4.6%
7 滋賀県	59.7%	62.1%	63.2%	64.9%	65.8%	65.8%	69.1%	9.4%
8 新潟県	62.8%	63.9%	64.8%	65.9%	66.4%	67.2%	68.3%	5.5%
9 石川県	59.9%	61.2%	62.4%	63.7%	64.2%	64.2%	65.8%	5.9%
10 宮城県	58.9%	59.2%	60.1%	61.8%	62.4%	63.9%	65.5%	6.6%

<佐賀県の集落営農への集積率は極めて高い>

佐賀県 担い手種別の集積率

単位：ha

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	7年間増減
佐賀県 耕地面積合計	51,600	51,100	50,800	50,500	50,200	49,900	49,600	▲ 2,000
担い手の耕地面積	36,816	36,553	35,971	35,875	35,194	35,391	35,405	▲ 1,411
担い手への集積率	71.3%	71.5%	70.8%	71.0%	70.1%	70.9%	71.4%	0.0%
認定農業者	22,427	23,216	22,764	23,203	22,081	22,326	22,573	146
〃 集積率	43.5%	45.4%	44.8%	45.9%	44.0%	44.7%	45.5%	2.0%
認定新規就農者	274	278	255	246	261	272	329	55
〃 集積率	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.1%
基本構想水準到達者	2,449	2,707	2,753	3,078	2,812	3,026	2,693	244
〃 集積率	4.7%	5.3%	5.4%	6.1%	5.6%	6.1%	5.4%	0.7%
集落営農組織	11,666	10,353	10,199	9,348	10,040	9,766	9,811	▲ 1,855
〃 集積率	22.6%	20.3%	20.1%	18.5%	20.0%	19.6%	19.8%	-2.8%
その他	14,784	14,547	14,829	14,625	15,006	14,509	14,195	▲ 589

佐賀県の担い手種別の集積率の推移は、上表の通りであるが、佐賀県の集積率の高さの主要因は、集落営農の存在であると言える。

佐賀県では、従来、その気候特性や水利施設整備推進により二毛作(米・麦・大豆等)が盛んであるが、平成18年に国の品目横断的経営所得安定対策(いわゆるゲタ対策(麦・大豆等)、ナラシ対策の交付金制度)が制定された際に、交付対象者が一定の要件を満たす担い手に限定されたために、それまでの小規模農家は相対的に要件が緩やかな集落営農組織への移行を図った。国が定める交付対象となる集落営農組織(法人化したものを除く)の要件は、現在においても「組織の規約の作成」、「対象作物の共同販売経理の実施」などに留まっているため、組織の持続性や生産性向上を担保できる様な実質的な組織力の向上には至っておらず、交付金・補助金の受け皿としての側面が強い傾向に

ある。

その結果、二毛作が盛んである県内では、本来は地域における効率的生産状況等の指標となるべき担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織）への集積率についても、効率化できていない集落営農組織への集積率が極めて高くなっており、担い手全体の耕地面積に占める集落営農組織の耕地面積の割合は令和6年度において全国1位の27.7%（＝9,811ha÷35,405ha、上表参照）となっている。なお、同様に二毛作が盛んである福岡県は全国5位であるが10.6%まで低下する。

<佐賀県の集落営農に占める法人割合は極めて低い>

佐賀県及び全国の集落営農数（法人、非法人）の推移は、下表の通りである（農林水産省「集落営農実態調査結果」より）。令和6年度の集落営農に占める法人の割合は、全国41.9%、九州38.1%に対して、佐賀県は17.7%と極めて低い。

全国 集落営農に占める法人の割合

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	7年間増減
佐賀県	14.7%	14.9%	16.9%	17.4%	17.4%	17.5%	17.7%	3.0%
法人	81	82	86	88	88	88	88	7
非法人	470	469	422	419	417	414	410	▲60
集落営農計	551	551	508	507	505	502	498	▲53
全国	35.5%	36.8%	38.4%	39.6%	40.4%	41.1%	41.9%	6.4%
法人	5,301	5,458	5,565	5,694	5,750	5,750	5,852	551
非法人	9,648	9,374	8,940	8,671	8,466	8,255	8,100	▲1,548
集落営農計	14,949	14,832	14,505	14,365	14,216	14,005	13,952	▲997
北海道	14.9%	16.0%	19.4%	17.3%	17.9%	18.6%	20.3%	5.4%
東北	28.0%	29.4%	31.2%	33.4%	34.2%	35.0%	36.3%	8.3%
北陸	51.9%	53.2%	55.2%	56.3%	57.0%	57.5%	58.5%	6.6%
関東・東山	34.0%	35.5%	36.2%	36.8%	37.3%	38.1%	38.5%	4.5%
東海	36.9%	37.7%	39.0%	40.2%	41.8%	43.0%	44.4%	7.5%
近畿	27.8%	29.7%	31.0%	32.8%	33.9%	34.5%	34.7%	6.9%
中国	42.7%	43.7%	44.0%	44.7%	45.6%	46.7%	47.1%	4.4%
四国	32.6%	34.9%	36.7%	37.5%	38.0%	38.3%	38.5%	5.9%
九州	33.0%	33.7%	35.7%	36.7%	37.2%	37.8%	38.1%	5.1%

佐賀県は以前から法人の割合が相対的に低かったが、近年において全国的に法人化が進んでいる中で、佐賀県では令和3年以降は法人化が全く進まず、令和3年から令和6年までは88法人に留まっている。その結果、法人割合は、過去7年間に於いて全国では35.5%から41.9%まで6.4ポイント上昇したが、佐賀県では14.7%から17.7%までの3.0ポイントの上昇に留まっており、全国平均との差異が更に拡大している。

過去7年間に於いて、集落営農（法人化したものを除く）の耕作面積は1,139ha（9.8%）減少している（1,139haは前頁の集落営農の減少面積1,855haから法人化による認定農業者への移行分の推計値716haを除外後）。それが佐賀県全体の耕地面積の減少（▲2,000ha）、そして担い手の耕地面積の減少（▲1,411ha）に繋がっており、全国的に法人化が進み、集積率が上昇している中で、佐賀県の集積率が横ばいに留まって

いる主要因になっているものと考えられる。

佐賀県 担い手種別の耕地面積 前年比

	平成30 年度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	7年間 累計
佐賀県の耕地面積	99.0%	99.0%	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%	96.1%
担い手の耕地面積	101.9%	99.3%	98.4%	99.7%	98.1%	100.6%	100.0%	96.2%
認定農業者	105.7%	103.5%	98.1%	101.9%	95.2%	101.1%	101.1%	100.7%
認定新規就農者	105.8%	101.5%	91.7%	96.5%	106.1%	104.2%	121.0%	120.1%
基本構想水準到達者	92.0%	110.5%	101.7%	111.8%	91.4%	107.6%	89.0%	110.0%
集落営農組織	97.2%	88.7%	98.5%	91.7%	107.4%	97.3%	100.5%	84.1%
その他	92.7%	98.4%	101.9%	98.6%	102.6%	96.7%	97.8%	96.0%

＜集落営農に関する成果指標の変更＞

県は、「振興計画 2019」の成果指標として、「新たに設立される集落営農法人数（累計）」を設定した。具体的には、計画の基準値を平成30年実績の84法人（経営所得安定対策加入ベースであるため上表の法人数81とは異なる）として、中間目標を令和4年に100法人、最終目標を令和10年に124法人と設定した。

しかし、令和4年実績が90法人に留まったこともあり、「振興計画 2023」の成果指標としては、「経営の協業化（プール計算等）に取り組む集落営農組織・法人数（累計）」に変更した。具体的には、基準値を令和4年実績の20組織として、中間目標を令和8年に28組織、最終目標を令和12年に40組織と設定した。

＜集落営農の法人化推進の重要性＞

上記の通り、県は、法人組織の協業化も含めた指標に変更して、組織運営の合理化・効率化を図ることとしている。これは、監査意見③に記載の通り、県内では法人化した組織においても依然として枝番管理方式が多くを占めている実態からすると、短期的な視点では、既存の法人組織を主体として協業化を推進することは合理的な変更とも言える。

しかし、集落営農の耕地面積割合が極めて高く、更に集落営農の非法人割合も極めて高い佐賀県としては、やはり法人化推進により組織の永続化を図り、そのうえで効率性を高めることも重点施策として推進する必要があると考える。非法人組織の状況下では、法的・制度的担保力（財産所有権・利用権（農地・機械等）、後継者育成・確保、構成員及び従業員の社会保障加入、税制優遇、資金調達・積立（準備金による内部留保）など）の制限があるため、当然のことながら永続性や効率性の追求には限界がある。

法人化が進まなかったために、まずは、既存の法人組織を主体として協業化を推進することは理解できるものであるが、改めて成果指標として「新たに設立される集落営農法人数（累計）」を設定するなどして、法人化の推進に積極的に注力する必要があると考える。

③ 集落営農組織の協業化推進について（監査意見）

＜法人組織においても枝番管理方式が多い現状＞

集落営農組織の運営体制（作業面、経理面）には、大きく分けて枝番管理方式、協業管理方式、ハイブリッド方式の3形態がある。

枝番管理方式とは、作業面では、構成員である個人が主に自己の機械を利用し、自己の持ち分農地を栽培管理する方式である。また、会計面では、収益は各構成員の収量・品質等の出来高等に応じて配分する方式である。一方、協業管理方式とは、作業面では、集落全体を一つの農場とみなして役割分担の下に共同作業で栽培管理し、会計面では、収益は構成員の従事時間等に応じて配分する方式である。

県内の集落営農組織の運営体制は、非法人組織はもとより、法人化した組織においても依然として枝番管理方式が多くを占めている。当該状況は、正に、法人組織も含めて集落営農組織が交付金・補助金の受け皿としての側面が強いことを示している。

そのため、県としては、「農業者が減少する中、このまま個人が主体の経営を継続しても、合理的・効率的な営農とならず、離農構成員の農地引き受けが難しく、雇用者の受入体制等も整わない」として問題視している。

＜協業管理方式への段階的な移行（ハイブリッド方式等の推進）＞

振興計画2023で掲げる「協業化（プール計算等）」は協業管理方式を指しているが、これまで法人化や協業化が想定した程には進まなかった状況を踏まえて、県は、協業管理方式への移行について、ハイブリッド方式推進等を経て段階的に推進していくことを令和7年度になってから示している。また、佐賀県担い手育成総合支援協議会も「集落営農の推進方針」（令和7年4月23日）において、ハイブリッド方式を当該協議会にて重点的に推進することを表明している。

なお、県は、法人組織か非法人組織かを問わずハイブリッド方式、協業管理方式を推進するとしているが、経営所得安定化対策（ゲタ対策、ナラシ対策）の交付金等の受け皿としての側面がより強い非法人組織において、段階的にせよ協業管理方式を進めることは、現実的には難しいのではないかと思われる。県内では、法人化の決断をした集落営農組織でさえも協業管理方式への移行の決断は出来なかった状況がある中で、非法人組織における協業管理方式への移行は更に困難を伴うものと思われる。その様な観点からは、法人組織に対しては、段階的な協業管理方式への移行を推進し、非法人組織については、まずは現状の枝番管理方式を維持したうえで法人化を推進し、その後にハイブリッド方式等への移行を促す方針の方が、施策推進としては効率的であろうと考える。

何れにしても、高齢化により就農者が減少する中で地域農業が持続できる様に、法人化と併せて、枝番管理方式からハイブリッド方式への移行、更に協業管理方式への移行が進み、県内の集落営農組織が合理的・効率的な組織へと早期に改革がなされることが望まれる。

④ 法人化が進まない要因の分析結果について（監査意見）

集落営農法人数の令和4年実績が90法人に留まったために、県は、下記の要因分析結果に基づき、「振興計画2023」の成果指標を変更している。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集落内で法人化に向けた話合いの場を設けることが難しい状況であったこと、加えて、法人化の合意形成を図るには想定していた以上に時間を要していること、などの理由から目標達成には至らなかった。

今後は、ターゲット集落営農を明確にして、協業作業や作付けの団地化など法人化することのメリット等をより丁寧に説明しながら、法人化を推進していく。

佐賀県は以前から集落営農の法人割合が低く、更には令和3年度以降では法人数が全く増えていない。一方、全国的には近年は法人割合が上昇傾向にある。その結果、法人の割合は、過去7年間において全国では35.5%から41.9%まで6.4ポイント上昇したが、佐賀県では14.7%から17.7%までの3.0ポイントの上昇に留まっており、全国平均との差異が更に拡大している。

上記の分析結果では、佐賀県の法人割合が従来から低い理由、コロナ後の令和3年度以降でも増えていない理由が分からない。全国的な上昇傾向も踏まえたうえで、佐賀県特有の事情が分かるように改めて分析を行い、その結果を明示して、今後の法人化推進に活かす必要があると考える。

⑤ 集落営農の組織力強化支援事業の予算・決算額について（監査意見）

本事業（農業経営基盤強化促進対策事業）では下記の個別事業が企画されているが、県内の集落営農の法人化や組織力強化が進まない中で、個別事業の予算確保、決算額も低調な水準となっている。

特に、佐賀県集落営農活性化プロジェクト促進事業（助成事業）では、ビジョンの実現に向けた人材の確保、収益力の向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立などに要する経費への補助が当初予算6,860千円として企画されているが、決算額は132千円と極めて低水準である。

県は、各市町・各機関等との連携を強化して、集落営農の組織力強化（法人化、協業化等）に向けて、事業の活用促進を図る必要がある。

単位：千円

財源	個別事業名	事業内容	R5年度	R6年度	
			当初予算	当初予算	決算額
県	佐賀県担い手育成総合支援協議会活動支援費	集落営農組織や認定農業者等担い手の法人化等の支援を行う佐賀県担い手育成総合支援協議会の活動費を補助	1,142	975	975
国庫	農業経営高度化支援事業	さが農業経営・就農支援センターで経営相談等を行い、雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化に対し、定額25万円を交付	1,000	750	-
国庫	佐賀県集落営農活性化プロジェクト促進事業費	<サポート事業>集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成の支援等に要する市町の活動経費を補助	-	-	-
		<助成事業>ビジョンの実現に向けた人材の確保、収益力の向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立などに要する経費への補助	10,760	6,860	132

⑥ 農業経営・就農支援センター事務局設置・運營業務の成果目標達成率について（監査意見）

当該業務の実績報告書では、成果目標 42 件（経営改善に係る取組 36 経営体他）に対して実績 43 件として、成果目標の達成率は 102.3%と算出されていた。しかし、実際の成果目標件数は 47 件であり、達成率は正しくは 91.5%であった。

業務委託先である一般社団法人佐賀県農業会議に実績報告書の訂正・再提出を求める必要がある。また、県も実績報告書の検証手続きを改善し、委託者に対しても報告体制の改善を求める必要がある。

8. 地域計画策定推進緊急対策事業

(1) 事業の概要

事業目的	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿や農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる者を位置づけた地域計画の策定に必要な取組を支援する。
事業内容等	<p>【市町推進事業費（補助金） 決算額 16,937 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>市町における地域計画の策定に向けた以下の取組に要した経費に対する助成。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 協議の実施・取りまとめ : 話し合いをコーディネートする専門家の活用、協議内容の取りまとめ等➤ 地域計画案の取りまとめ : 地域計画案の作成、関係者への説明等➤ 地域計画の周知 : 関係者、地域住民への周知等 <p>② 開始年度：令和5年度</p> <p>【農業委員会推進事業費（補助金） 決算額 225 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>市町農業委員会における地域計画の策定に向けた目標地区の素案作成の取組に要した経費に対する助成</p> <p>② 開始年度：令和5年度</p> <p>【県推進事業費（その他） 決算額 870 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>地域計画の策定・推進に向けた県の以下の取組に要した経費</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 市町等への説明会や研修会の開催等 : 市町等を対象とした説明会及び研修会の開催等➤ 市町の取組への助言・指導 : 市町等に対して地域計画の策定等に対する助言及び指導 <p>② 開始年度：令和5年度</p> <p>【事業イメージ】（農林水産省公表資料より）</p>



担当部局	農林水産部 農業経営課		
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果：令和6年度末までに県内全市町343地区において地域計画が策定された。 ・数値目標の達成状況：－ 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題：令和6年度末までに全市町343地区において地域計画が策定されたものの、10年後の目標地図が現況地図とほぼ同じ状況となっている地区がほとんどであるため、今後の見直しが必要となっている。 ・今後の事業展開：令和7年6月に定めた『「地域計画」の充実・実現に係る佐賀県取組方針』に基づき、耕作者及び地権者等の更なる意向把握による地域計画のブラッシュアップ、関係機関と連携した農地集約実践地区の選定・実行、地域内外から農地の受け手の幅広い確保等に取り組んでいく。 		
事業費推移	単位：千円		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度

最終予算額	—	8,987	18,072
決算額	—	7,873	18,032
事業費財源 単位：千円			
国庫	県	その他	合計
18,032	—	—	18,032
事業費内訳 単位：千円			
費目	主な内容		決算額
補助金	市町及び市町農業委員会への助成		17,162
使用料及び賃借料	研修会の会場使用料		591
費用弁償	研修会の講師等旅費		148
報償費	研修会の講師謝金		132
	合計		18,032

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 地域計画及び目標地図の早期充実（ブラッシュアップ）・実現について（監査意見）

<地域計画・目標地図の位置づけ>

地域計画は、平成24年以降に全国的に取り組んできた「人・農地プラン」の取組みを進展させた計画であり、その計画で農地1筆ごとの10年後の耕作者を記した「目標地図」を示し、地域の農業の在り方を明確化し、農地の集約化等の取組みを加速させる計画である。

他産業の就業者と比べて就農者の高齢化は著しい状況であり、今後は更なる高齢化、後継者不在により離農者が急速に増えることが見込まれる。そのような状況において必要となることは、守るべき農地（優良農地のゾーニング等）において、残された就農者がより効率的に生産を行うことである。効率的生産のためには、まずは集約化と大規模化が不可欠となる。

<耕作者及び地権者への意向確認及び話合いの重要性>

地域計画策定の最大のポイントは、各耕作者及び各地権者への十分な意向確認、話合いがなされることである。十分な意向確認により課題（高齢化による離農意向・規模縮

小意向、後継者不在、地域内の受け手不在、集落営農の組織力弱体化懸念、法人化及び協業管理方式移行への抵抗・懸念、農地分散による非効率、地域外企業・法人の受入への抵抗・懸念等)や要望(集約化による効率化推進、規模拡大要望等)を明確化する必要がある。その状況に応じて、地域内の十分な話し合いにより、将来の地域農業の在り方、目標(集積率、集約化等)、目標達成するための必要措置(基盤整備、農地中間管理機構の活用、多様な経営体の確保・育成の取組など)、目標地図を定めて、その計画を遂行・実現することにより、各地域の耕作面積を維持しながら、生産性向上、競争力強化を図り地域農業の持続可能性を高めようとするものである。

< 県内の地域計画の策定状況 >

法定の策定期限であった令和6年度末までに、県内全市町 343 地区において地域計画が策定された。しかし、「10年後の目標地図が現況地図とほぼ同じ状況となっている地区がほとんどであるため、今後の見直しが必要」となっている。

そのため、今後の事業展開としては、令和7年度からの3年間を重点期間として、「令和7年6月に定めた『地域計画』の充実・実現に係る佐賀県取組方針」に基づき、耕作者及び地権者等の更なる意向把握による地域計画のブラッシュアップ、関係機関と連携した農地集約実践地区の選定・実行、地域内外から農地の受け手の幅広い確保等に取り組んでいく」とされている。

< 佐賀県における早期充実(ブラッシュアップ)・実現の重要性 >

佐賀県では、従来、その気候特性や水利施設整備推進により二毛作(米・麦・大豆等)が盛んであるが、平成18年に国の品目横断的経営所得安定対策(いわゆるゲタ対策(麦・大豆等)、ナラシ対策の交付金制度)が制定された際に、交付対象者が一定の要件を満たす担い手(認定農業者(担い手の主役)及び集落営農組織(担い手の一員))に限定されたために、それまでの小規模農家は相対的に要件が緩やかな集落営農組織(非法人)への移行を図った。国が定める交付対象となる集落営農組織の要件は、現在においても「組織の規約の作成」、「対象作物の共同販売経理の実施」などに留まっているため、組織の持続性や生産性向上を担保できる様な実質的な組織力の向上には至っておらず、交付金・補助金の受け皿としての側面が強い傾向にある。

その結果、二毛作が盛んである県内では、本来は地域における効率的生産状況等の指標となるべき担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織)への集積率についても、効率化できていない集落営農組織への集積率が極めて高くなっており、担い手の耕地面積に占める集落営農組織の耕地面積の割合は令和6年度において全国1位の27.7%となっている。また、集落営農に占める非法人の割合も82.9%と極めて高い(全国58.1%、九州61.9%)。

直近の7年間において、県内の担い手の耕地面積は1,411ha減少しているが、集落営農(法人化したものを除く)の耕地面積が1,139ha減少(9.8%減少)したことが大きく影響している(1,139haは集落営農の減少面積1,855haから法人化による認定農業者

(担い手)への移行分の推計値 716ha を除外後)。今後更に高齢化が進む中で、組織力弱体化・解散が懸念され、集落営農の耕地面積縮減が更に進むことも見込まれる。従って、集落営農の耕地面積割合及び非法人割合が極めて高い佐賀県では、地域計画の早期充実・実現の重要性が他県と比べてより高いと考える。

県は、「『地域計画』の充実・実現に係る佐賀県取組方針」に定めた具体的な取組内容（計画ブラッシュアップ、農地集約実践地区の選定・実行、地域内外からの農地の受け手の幅広い確保、広域での意見交換会や勉強会の実施）に注力し、地域農業の持続可能性を高める計画に値する地域計画となる様に早期ブラッシュアップを推進する必要があると考える。

なお、全国的に集落営農の法人化が進む中で、佐賀県では法人化が進んでいない。また、既存の法人組織であっても枝番管理方式が主体である。これは、集落営農地域内の話し合いが進み難い、組織力が弱いこと等を示している。更なる高齢化の中で手遅れとならない様に、県は、市町・関係機関と連携を強化し、これまでの延長線上ではない、抜本的な改革のもとに施策を推進する必要があると考える。

② 農地集約実践事業（集約マップ）の推進について（監査意見）

<地域計画及び目標地区の早期充実に向けた課題>

県は、地域計画の充実・実現に向けた取組方針を定め、関係機関が連携し、令和7年度から3年間を重点期間とし地域計画のブラッシュアップを行い、計画に定める農地の集約化、地域内外から農地の受け手の幅広い確保等の取組を積極的に進めていくものとしている。

このうち集約化については、本来は、地域内の意向確認、話し合いにより地域計画の充実、集約化が図られること望ましい姿であるが、これまでの話し合いの状況からしても早期の地域計画の充実、集約化が難しい地区もあるものと思われる。

<農地集約実践事業（集約マップ）の必要性>

その様な状況に対しては、農地集約実践事業が重要となる。県は、江北町、白石町、嬉野市において計5地区を令和7年度に農地集約実践地区に選定した。農地集約実践地区においては、「集約マップ」を作成して事業推進を図ることとしている。

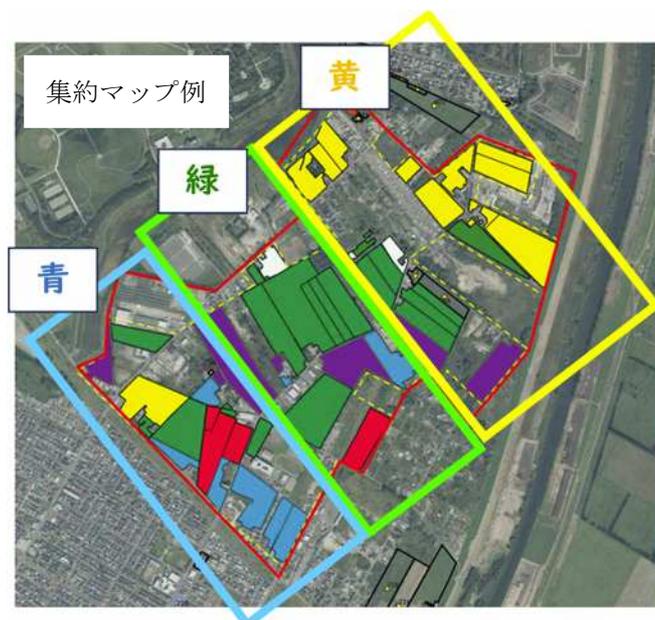
「集約マップ」（下記図表を参照）とは、将来の主要な担い手に関して、「1筆ではなく、担い手ごとの耕作エリア（集約・拡大したいエリア）を定めた地図」である。これは、地域計画の目標地区ではなく、あくまで地域の担い手、市町・農業委員会等の共通認識の将来地図を意味するものであり、将来の主要な担い手の意向を優先することで、今後の農地利用に向けた地図が描きやすいという効果を期待するものである。

<県下全域への農地集約実践事業推進>

上記の農地集約実践地区5地区に関しては、今後は、実際に離農者が出てくる度に、

集約マップに基づいて規模拡大意向の担い手に農地を優先的にあっせんして集約化を推進することになる。

実践地区においては、これから推進上の新たな課題等が生じてくると思われるが、その課題や効果を踏まえて、その他の地域においても、意向確認や話し合いによる地域計画の早期充実、集約化が難しい場合は、バックアップ策として集約マップを基にした集約化を積極的に推進することが必要と考える。



③ 農地集約化の成果指標について（監査意見）

県内では担い手への農地集積は進んでいるが、まだ多くの農地は分散しており、担い手への集約は進んでいない。

そこで、振興計画 2023 において成果指標として下記項目を設定して、集約化を推進している。

- ・「農地の集積・集約に取り組む地区数（累計）」
- ・「農地・農業水利施設の効率的な活用に取り組む地区数（累計）」
- ・「集約化した農地に新規に参入する企業等の件数（累計）」
- ・「経営の協業化（プール計算等）に取り組む集落営農組織・法人数（累計）」

しかし、これらの成果指標は集約化の状況を間接的に測定するものであり、直接的に測定できる指標ではない。より直接的な指標としては、1 担い手当りの筆数、担い手の 1 筆当り面積であろう。その他には、圃場間移動距離、大規模機械導入率、農地面積当り作業時間などと考えられる。

なお、県内の水田農業の中核的な担い手である集落営農組織は、非法人組織はもとより、法人組織であっても、枝番管理方式（構成員単位で作業・収益管理）が主体である。

枝番管理方式である以上は、組織全体の農地の集約化には繋がらない。そのため、集落営農組織における集約化の推進は、前提として枝番管理方式から協業管理方式への移行が不可欠となる。

何れにしても、他自治体の成果指標の設定状況なども参考にしながら、集約化の状況をより直接的に測定できる成果指標の設定を検討頂きたいものとする。

9. 園芸 888 農業担い手 S プラス推進事業 (2023 推進費)

(1) 事業の概要

事業目的	<p>全国農業担い手サミットを令和 6 年度に本県で開催し、高まる県内農業者の経営発展への志を実現させていくため、全国トップレベルに比肩する農業経営体が育つ環境を整備し、「さが園芸 888 運動」を力強く牽引する農業人材の育成を図る。</p>
事業内容等	<p>【「全国担い手サミット in さが」実行委員会負担金 (負担金) 決算額 25,547 千円】</p> <p>① 事業内容 令和 7 年 1 月 22 日・23 日に、佐賀県で「第 26 回全国農業担い手サミット in さが」を円滑に開催するための準備及び大会運営を行う「第 26 回全国農業担い手サミット in さが」実行委員会の負担金を負担。</p> <p>② 開始年度：令和 6 年度</p> <p>【「全国担い手サミット in さが」お成りに伴うリース業務(委託料) 決算額 275 千円】</p> <p>① 事業内容 第 26 回全国農業担い手サミット in さがに伴う寛仁親王妃信子殿下の御来県に係る業務</p> <p>※「持ち込み食品調理委託」</p> <p>② 契約期間：令和 7 年 1 月 21 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者：お泊所である宿泊施設と随意契約を行った。</p> <p>※「リースの物品設置・撤去業務」</p> <p>② 契約期間：令和 7 年 1 月 21 日～令和 7 年 1 月 22 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者：国スポにて大和産業株式会社と契約を行っており、契約不履行の恐れがないことから随意契約を行った。</p> <p>【その他 決算額 2,271 千円】</p>
担当部局	農林水産部 農業経営課
事業効果等	<p>本県担い手の経営意欲の向上につながると共に、全国への佐賀農業の PR が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業効果：1,863 名 (県外 1,092 名、県内 771 名) ・数値目標の達成状況：目標人数 1,500 名を超えた。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題：新規就農者を確保、育成する仕組みは整ってきている中、全国農業担い手サミットの開催によって、県内農業者の経営発展への意欲向上や担い手の交流を図

ることができた。今後も、新規就農者や若い農業者を、高い経営力を備えた担い手へと継続的に発展・成長させていくことが必要である。

- ・今後の事業展開：全国トップレベルに比肩する農業経営体と若い担い手の交流の場を設けるとともに、経営発展を図るために必要な経費（視察やセミナー受講料等）を補助することで、今後の佐賀県農業の担い手を育成していく。

事業費推移 単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	—	—	28,140
決算額	—	—	28,093

事業費財源 単位：千円

国庫	県	その他	合計
—	28,093	—	28,093

事業費内訳 単位：千円

費目	主な内容	決算額
補助負担金	担い手サミット実行委員会運営費等	25,547
使用料	お成りに伴う会場使用料	1,228
その他		1,318
	合計	28,093

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 営農類型別の成果目標設定の必要性について（監査意見）

＜全国農業担い手サミット開催の効果＞

佐賀県は、令和7年1月22日、23日に「第26回全国農業担い手サミット in さが」を開催している。サミット実行委員会の令和6年度収支決算によれば開催費等は106,296千円であり、佐賀県は開催県負担金等として28,093千円を負担している。

過去のサミット開催県では、サミット前後で販売額30百万円以上の農業経営体の増加率が高く、県は、全国農業担い手サミット開催を契機に、県内農家が家族主体経営（販

売額 10 百万円～30 百万円) から企業型農業経営 (30 百万円以上) へステップアップすることを目指しており、成果目標として「30 百万円以上の経営体数増」を設定している。

< 県内の企業型農業経営 (30 百万円以上) の状況 >

農林業センサス (令和 2 年度) 等のデータによれば、30 百万円以上の経営体は、戸数ベースでは県全体 10,157 戸の約 7% (671 戸) 程度にしか過ぎないが、農業産出額ベースでは県全体 1,219 億円の約半分程度を占めているものと推計されている。そのため、県は、企業型農業経営への発展を支援して大規模化・生産性向上を図ることが、県の農業算出額の向上に大きく寄与するものとしている。

< 営農類型別の成果目標設定の必要性について >

企業型農業経営への発展を支援する様々な施策が実施されているが、成果目標「30 百万円以上の経営体数増」に関しては、営農類型別に成果目標を設定する必要があると考える。これは、営農類型によって収益性 (所得÷販売額) が異なるため、家族的経営の標準的な販売額 (経営規模) の水準が大きく異なるためである。

例えば、『佐賀県『食』と『農』の振興計画 2023』推進に向けた営農類型別の農業経営モデル』(令和 6 年 3 月、農林水産部) では、営農類型別に「標準モデル」(地域の担い手として農業で自立可能な経営モデル) と「発展モデル」が設けられているが、畜産業とそれ以外 (園芸作、水田作等) では、各モデルの販売額水準が大きく異なる。具体的には、肉用牛経営 (肥育) では、標準モデル販売額は 162 百万円 (所得 5 百万円)、発展モデル販売額は 318 百万円 (所得 10 百万円) であり、また、酪農経営や養豚経営も標準モデルの段階で販売額が 30 百万円を超えている。一方、施設いちごの標準モデル販売額は 20 百万円 (所得 5 百万円)、発展モデル販売額は 34 百万円 (11 百万円) であり、また、水田作 (米・大豆+レタス) の標準モデル販売額は 18 百万円 (所得 5 百万円)、発展モデル販売額は 35 百万円 (所得 8 百万円) となっている。この様に、畜産業とそれ以外 (園芸作、水田作等) では、標準的な販売額的水準が大きく異なる。

また、都道府県別に見ても畜産業のウェイトが高い自治体は、販売額 30 百万円以上の経営体数が多い。30 百万円以上の経営体数の上位 7 都道府県 (令和 2 年度) には、北海道、熊本県、千葉県、鹿児島県、宮崎県が含まれているが、何れも畜産物産出額の上位先である。

以上より、今後は、営農類型別に成果目標を設定したうえで、各施策による事業推進を行う必要があると考える。また、他自治体と販売規模別の経営体数を比較する場合も営農類型別農家シェア等を考慮する必要がある。

10. 基金への積立金（令和6年度国補正農業構造改革支援基金）

(1) 事業の概要

事業目的	農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用効率化を図り、農業の生産性向上を図るとともに、農業構造の改革を進めるための資金を農業構造改革支援基金に積み立てる。			
事業内容等	<p>【農業構造改革支援基金積立金（積立金） 決算額 190,000 千円】</p> <p>① 事業内容 国の経済対策として、機構集積協力金交付事業に係る基金の追加配分が措置されたため、農地中間管理機構事業及び機構集積協力金交付事業の資金として農業構造改革支援基金への積み立てを行った。</p> <p>② 開始年度：令和6年度</p>			
担当部局	農林水産部 農業経営課			
事業効果等	<p>・事業効果：－</p> <p>・数値目標の達成状況：－</p>			
課題等	<p>・現状と課題：－</p> <p>・今後の事業展開：－</p>			
事業費推移	単位：千円			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
最終予算額	21,920	－	190,000	
決算額	21,920	－	190,000	
事業費財源	単位：千円			
	国庫	県	その他	合計
	190,000	－	－	190,000
事業費内訳	単位：千円			
	費目	主な内容	決算額	
	積立金	農業構造改革支援基金への積立金	190,000	
		合計	190,000	

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

【園芸農産課】

11. 米・麦・大豆競争力強化対策推進事業

(1) 事業の概要

事業目的

米・麦・大豆の生産性の向上、主食用米と需要のある麦・大豆や収益性の高い野菜等を適切に組み合わせた稼ぐ水田農業を推進。

事業内容等

【米需給調整推進事業（その他）】

① 事業内容

- ・米の需給調整の円滑な推進を図るため、会議の開催、資料作成等を行う。
- ・具体的な活動内容は、以下の通りである。
 - ✓ 全国会議やブロック会議等への参加、市町へのヒアリング等実施、県段階における「生産のめやす」を設定。
 - ✓ 米に大豆、露地野菜等の転換作物の生産を組み合わせた水田農業の振興方針「水田収益力強化ビジョン」を策定。「水田収益力強化ビジョン」等に関する説明会等の会議を開催。
 - ✓ 今後の米生産に向けて意見交換のための市町巡回を実施。米の需給に関する全国会議・九州ブロック会議への参加、米の生産めやす作成・配分、需給に対応した米生産への啓発活動。

② 米の生産調整（需給調整）

「米の生産調整」とは、主食用米の需要と供給の均衡を図るとともに価格の安定を図るため、生産量の調整を行うこと。平成 29 年産までは、国から各県への生産数量目標が配分されていたが、平成 30 年産からは、国からの情報等を基に各県で生産方針を検討することとなった。佐賀県においては、佐賀県農業再生協議会（県、JA 等が構成員）が生産数量目標に代わる「生産のめやす」を策定し、市町の農業再生協議会を経て各農業者へ提示される。なお、水田において、主食用米以外に作付けされる大豆や飼料用米、加工用米、露地野菜等の作物は転換作物と呼ばれる。

【経営所得安定対策等推進事業（補助金） 決算額 106,232 千円】

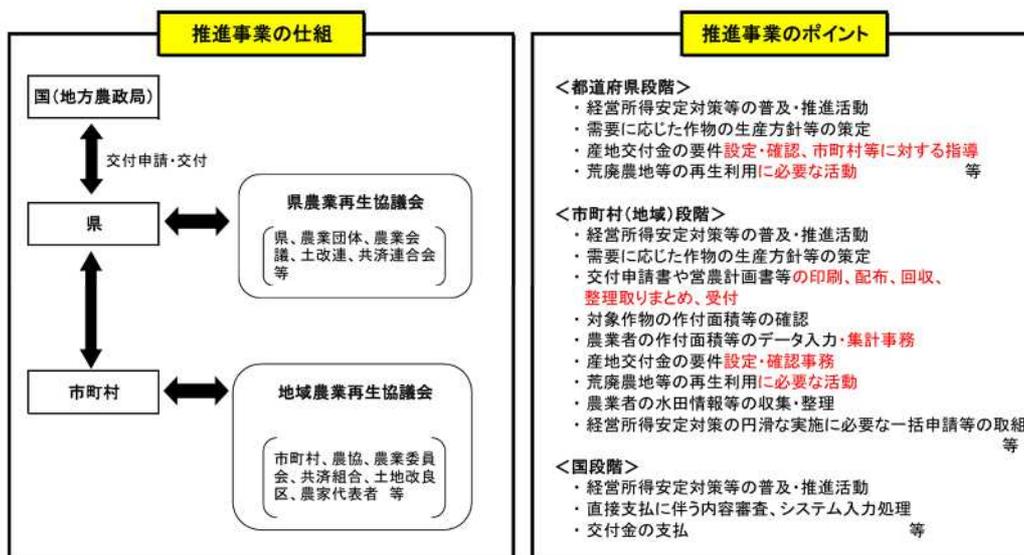
① 事業内容

- ・麦・大豆等における経営所得安定対策等の円滑な推進を図るため、佐賀県農業再生協議会や各市町の地域再生協議会が行う会議の開催、資料作成等を支援する。

- ・経営所得安定対策等実施要綱に基づく全額国庫事業。
- ・経営所得安定対策等とは、いわゆる「ゲタ対策」（諸外国との生産条件格差補正）や「ナラシ対策」（農業経営セーフティネット）などのことであり、経営所得安定対策等の交付金は、国（農業再生協議会）から農家に直接交付される。

② 開始年度：平成 23 年度

③ 仕組・ポイント



【産地づくり体制構築等支援（補助金） 決算額 524 千円】

① 事業内容

- ・畑作物の需要に応じた生産を促進するため、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援する。
- ・経営所得安定対策等実施要綱に基づく全額国庫事業。

② 開始年度：令和 5 年度

【環境に優しい米・麦づくりの推進（負担金） 決算額 300 千円】

① 事業内容

- ・環境に配慮した米・麦づくりを推進するために、①稲わら・麦わら適正処理推進会議の開催、②新聞紙面等での麦わらすき込み啓発活動を行う。
- ・稲わら・麦わら適正処理推進会議への負担金

② 開始年度：平成 16 年度

【売れる大豆づくりの推進（委託料、その他） 決算額（委託料） 146 千円】

① 事業内容

- ・大豆の実需者や消費者ニーズに応じた供給量、品質確保のために、①栽培技術検

討会の開催、②安定生産技術の確立等に取り組む。

- ・新品種や新技術の現地農家における試験栽培委託を含む。

② (委託料) 試験栽培委託 (決算額 146 千円)

(1) 契約期間 (令和6年度) : 令和6年7月2日～令和7年1月15日

(2) 契約者の選定方法、応募者数 : 随意契約、1者 (県内4地区それぞれ1農家)

【佐賀米高品質化推進 (委託料、その他) 決算額 (委託料) 402 千円】

① 事業内容

- ・水稲の食味・品質向上のため、県産米の食味ランキングの「特A」獲得や高品質生産実証等に取り組む。また、低コスト生産体制確立のための実証に取り組む。
- ・新品種や新技術の現地農家における試験栽培委託、食味コンテスト参加への負担金を含む

② (委託料) 試験栽培委託 (決算額 402 千円)

(1) 契約期間 (令和6年度) : 令和6年5月13日～令和6年12月13日

(2) 契約者の選定方法、応募者数 : 随意契約、1者 (米麦改良協会)

上記以外には、以下の事業がある。

【売れる麦づくりの推進 (委託料、その他) 決算額 (委託料) 18 千円】

【農産物検査登録事務 (その他)】

担当部局	農林水産部 園芸農産課		
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果 : 米・麦・大豆等を組み合わせた水田フル活用により、水田の耕地利用率日本一を継続。 ・数値目標の達成状況 : 水田の耕地利用率について、目標の140%以上に対し令和6年は145.4%と目標を達成。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題 : 水田農業の担い手の減少や高齢化により、担い手への農地集積・集約を進めるとともに、米・麦・大豆栽培の低コスト化や省力化を進め、効率的な経営を行えるよう経営基盤の強化が必要。 ・今後の事業展開 : 低コスト・省力技術の導入により生じた余剰労働力を活用し、露地野菜等の高収益作物を導入し、稼ぐ水田農業を推進。 		
事業費推移	単位 : 千円		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	136,762	111,528	110,765
決算額	135,932	110,011	110,108

事業費財源		単位：千円	
国庫	県	その他	合計
106,924	3,184	-	110,108

事業費内訳		単位：千円	
費目	主な内容	決算額	
委託料	展示圃設置、品質分析	1,200	
補助金	経営所得安定対策等、畑地化促進事業	106,924	
負担金	稲わら麦わら適正協議会	300	
その他	旅費、需用費	1,684	
合計			110,108

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 佐賀県の水田農業（佐賀県水田収益力強化ビジョン）について（監査意見）

< 「生産のめやす」、「佐賀県水田収益力強化ビジョン」 >

県、JA 等が構成員となる佐賀県農業再生協議会は、国が示す米の「適正生産量」に基づき、県段階における米の「生産のめやす」を設定し、最終的には、米に大豆、露地野菜等の転換作物の生産を組み合わせた水田農業の振興方針「水田収益力強化ビジョン」を毎年公表している。「生産のめやす」は、市町の農業再生協議会等を経て各農業者へ提示されている。

「令和7年度佐賀県水田収益力向上ビジョン」（令和7年9月8日）には、下表の通り、令和8年度までの「作物ごとの作付予定面積等」が示されている。作付予定面積のポイントは、「さが園芸 888 運動」の達成に向けて水田においても高収益作物（たまねぎ等）の作付面積を増やすこと、そして、水田における米転作の基幹作物と位置付けられる大豆の作付面積も増やすことである。

佐賀県では「さが園芸 888 運動」が推進されているが、現在でも県内の耕地面積の83%は水田である。また、水田における収穫量の全国順位では、二条大麦は1位、小麦は3位、大豆は3位となっており、二毛作により米・麦・大豆を組み合わせた水田農業の重要性は依然として高い。

作物ごとの作付予定面積等

単位：ha

作物等	令和6年度 作付面積等	令和7年度 作付予定面積等	令和8年度 作付目標面積等
主食用米	22,000	22,181	22,300
飼料用米	709	578	670
米粉用米	16	7	16
新市場開拓用米	10	18	10
WCS用米	2,280	2,136	2,200
加工用米	376	361	250
麦	22,040	21,846	22,000
うち二毛作	20,933	21,604	20,500
大豆	7,189	6,741	7,400
うち二毛作	734	1	1,000
飼料作物	776	735	740
うち二毛作	419	442	490
高収益作物	2,554	2,971	3,439
玉ねぎ	2,130	2,328	2,402
キャベツ	234	334	352
その他	190	309	685
畑地化	86	49	50
計	58,036	57,623	59,075

<近年の米不足・米価高騰、国の米政策>

ここ数年の米不足、米価高騰は、国が全国に示す米の「適正生産量」が需要に対して不足していたためと言われている。具体的には、猛暑等の影響で不作・品質低下（歩留り低下）等が発生したことによる供給量減少、インバウンド等の人流増加による需要量増加が主な要因と言われている。また、パン等価格上昇よりも米価格上昇が緩やかであったために、パン等から米へ一部シフトが生じていたとも言われている。

この様な状況を受けて、国の前政権は、令和7年8月に一度は米増産方針を示したが、令和7年10月に発足した新政権は増産方針を撤回し、従来の「需要に応じた生産」の推進へと軌道修正を図った。

前政権が示した米増産方針は、食料安全保障という国の農政の最重要テーマの中で、輸出も視野に入れながら、主食である米の価格高騰を回避しつつ、国内に安定供給できる様にするとの考えに基づく方針であった。

一方、新政権の「需要に応じた生産」では、気候変動が進む中での想定外の供給量減少、米価格高止まり等による消費者の米離れなどのリスクが内在しているとも考えられる。更なる米離れが生じれば、米農家の減少にも繋がり、主食を国内で調達できないという安全保障上の重大な問題が懸念される。実際に、価格高騰を受けて、家庭では麺類への移行が進んでいるとも言われており、また、外食産業等を中心に海外からの米輸入（民間輸入）が急激に増加しているとのデータもある。

なお、前政権の米増産方針に関しては、単に増産のみを進めた場合は、想定以上の米価下落により短期間で米農家の離農が生じる恐れもあるので、食料安全保障の観点か

らは、増産は状況に応じたセーフティネット導入と併せて実施することが必要と考えられる。

<水田農業における大規模化・生産性向上の必要性>

今後、団塊の世代を中心に大量の離農者が見込まれる中で、国は残された生産者の大規模化・生産性向上（農地集積・集約化、基盤整備（集約化に向けた圃場整備、水利施設整備等）、スマート農業促進、集落営農の法人化等）を推進している。

国の予算配分に関しても、前政権時には、増産方針の中で、国の農政予算が大規模農家、規模拡大意向農家を中心に配分されていくであろうとも言われていた。現在では新政権に移行して当該方向性に関する議論は後退した感があるが、今後、離農者が増加する中で、当該方向性の必要性が改めて本格的に議論されるものと考えられる。

また、米価格高騰は、生産コスト上昇に悩む生産者の収益性を改善し、必要な生産設備再投資や後継者候補の離農回避などにも繋がり、生産者サイドからは望ましい状況にも見える。しかし、極端な米価格高騰は、前述の通り、中長期的には消費者の更なる米離れをもたらすリスクも内在しているものと考えられる。日本でも物価、賃金が上昇していく中で、米価格も今回の米不足が生じる以前の水準よりも高い水準になるとは考えられるが、今後、生産者と消費者のそれぞれが求める米価格水準が折り合っていく過程においても、上記の大規模化・生産性向上による生産コストの低減が求められてくるものと思われる。

現代の主食は米・パン・麺類とされているが、食料安全保障の観点から、更なる米離れを回避して主食の国内自給率の改善を図るためには、大規模化・生産性向上を図りながら、国内の水田農業を守り、発展させていくことが必要と考えられる。

<佐賀県における水田農業の課題等>

上記の通り、佐賀県では、「さが園芸 888 運動」が推進される中でも、二毛作による米・麦・大豆を組み合わせた水田農業の重要性は依然として高い。その様な中で、佐賀県の水田農業における課題は、以下の様な項目である。

まずは、水田農業の中核的な担い手である集落営農組織（法人、非法人組織）の組織力である。佐賀県では担い手の耕作面積に占める集落営農組織の耕作面積の割合が全国で一番高い状況にあるが、集落営農組織に占める法人組織の割合は全国の中で下位である。更に、非法人組織はもとより、法人組織においても、協業管理方式（組織全体での協業、収益管理）ではなく枝番管理方式（構成員単位の農作業、収益管理）が主体であり、協業化等による効率化が図られていない。二毛作が盛んな県内の集落営農組織は、補助金・交付金（ゲタ対策、ナラシ対策等）の受け皿としての側面が強く、組織力（持続性、協業による生産性向上等）が弱い状況である。

また、各集落営農組織において、各構成員が自分の水田で作業を行う枝番管理方式を継続する中では、組織全体の農地の集約化を図る方針にはならないので、水田の集約化も進まないことになる。農地分散を解消して農地集約を図ることにより、大型機械投入

やスマート農業促進（ドローン活用（農薬散布、生育データ収集・分析等）、自動運転農機活用等）を行い、生産性向上を図ることが可能となるが、その様な状況には至っていない。

これらの課題のうち、協業化促進については、まずはハイブリッド方式（枝番管理方式＋協業管理方式）を重点的に推進する施策が令和7年度になってから掲げられている。一方、非法人組織の法人化については、令和3年度以降における県内の新たな法人化はゼロであるが、当該課題に対する有効な解決策は見出されていない。

また、農地集約については、「地域計画の充実・実現に係る佐賀県取組方針」（令和7年6月）を策定し、令和7年度から3年間を重点期間として、農地集約実践事業などが開始されている。

就農者の高齢化状況は著しく、地域の水田農業を維持するための世代交代に向けて残された時間は限られている。県は、短期間で着実に事業効果を得られるように事業を推進する必要があると考える。

② 経営所得安定等対策推進事業費補助金の配分基準について（監査意見）

経営所得安定対策等推進事業（令和6年度決算額 106,232千円）は、麦・大豆等における経営所得安定対策等（いわゆるゲタ対策、ナラシ対策等）の円滑な推進を図るために、佐賀県農業再生協議会や各市町の地域再生協議会が行う会議の開催、資料作成等を支援するために、国庫を財源として県が補助金を支給する事業である。

経営所得安定対策等推進事業の補助対象経費は、謝金、旅費、賃金及び共済費、事務等経費、委託費、助成費とされている。県は、各年度において、国からの交付額（内示額）を各農業再生協議会に配分しているが、佐賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金要綱などには配分基準が示されていないために、県に確認したところ、以下の基準に基づき配分しているとのことであった。

- 1) eMAFFに係るもの（インテックシステム利用料）を優先配分する。
- 2) 上記配分後の残額は、佐賀県農業再生協議会、各地域再生協議会への過去5年度の本補助金交付実績額について、最高額、最低額を除いた過去3年度の平均額と比較し、それぞれのシェアで按分した額で配分する。
- 3) 希望上限額（各市町の予算額等）まで達した市町の超過分を再度それぞれの市町のシェアで按分して配分する。

上記の通り配分基準が示されていないが、交付要綱又は規則等において、配分基準を明記することが必要と考える。

③ 「稼ぐ!!佐賀の大豆増収プロジェクト」について（監査意見）

<大豆の10a 当り平均収量 200 kgに向けた施策（堆肥の活用等）>

気象災害等の影響もあり、県内の大豆単収向上がこれまでには実現できていない。令和6年度の10a 当り平均収量（過去7年中、最高年・最低年を除外した5年平均）は、全国161 kgに対して佐賀県は140 kgとなっており、佐賀県は、全国平均や他の主要産地（北海道243 kg、宮城153 kg）と比較すると低い傾向にある。

県は、令和5年度以降実施している「稼ぐ!!佐賀の大豆増収プロジェクト」により、各地域での課題に応じて、地域独自の気象災害に強い安定生産を可能とする栽培技術の確立・普及推進を図ろうとしている。各地域での増収阻害要因を毎年解析し、3年間で増収技術を浸透させ、平均収量の4割アップ（10a 当り平均収量を令和4年141kgを令和7年に200kgへ増加を図る）を目指している。

「稼ぐ!!佐賀の大豆増収プロジェクト」実証ほ設置事業では、想定される大豆低収要因を抽出し、増収に向けた技術展示ほ場を多数設置している。その中の一ほ場の実績報告書（報告者は各地域農業振興センターの推薦に基づき選定された大豆生産の実証事業者）には、下記の見解が示されていた。

- 過去、長年にわたり「佐賀平野の水田は肥沃な土壌」と言われ、佐賀の大豆作は開花期以降も潤沢な地力窒素が供給され高水準の収量が続き、農試の各種施肥試験（花肥など）でも施肥効果は見られなかった。ところが、本年実施した当該実証ほで施肥による収量向上効果が確認できたことは、堆肥活用による積極的な土づくりが実施されず、稲わらは持ち出しが多く、麦わらのみの土壌還元によって、圃場の地力低下が顕著になってきたことが要因ではないかと考えられる。農試土壌肥料研究担当からも、毎年、稲わら、麦わらを全量還元しても有機体窒素の減少が報告されていることから、大豆作のみならず、水稻、麦類を含め、収量低下のひとつの要因は「長年にわたる地力低下」が疑われるところである。
- 全国の大豆作共励会で受賞される多収事例は、堆肥等を活用した積極的な土づくりに余念のない農業者や集落営農組織であることから、佐賀県は大豆の責任産地として、今後「堆肥を活用した積極的な土づくり」に取り組む必要がある。

当該実績報告に対して、県は、「大豆に施肥を行っても増収しないということが定説であった肥沃な佐賀平野でも収量が向上したことから、近年、地力の低下が顕著になってきていることが示唆された」との見解を示している。

「佐賀県水田収益力向上ビジョン」において、大豆は転作の基幹作物と位置付けられている。本件ではほ場事業により貴重な実証結果が得られたものであり、今後は、施肥による収量向上の実証事業・取組の強化等により、早期に10a 当り平均収量200kgを達成することが望まれる。

<振興計画2023の重点施策（良質な堆肥の利活用の推進）>

振興計画2023では、「施策の重点項目」の一つとして「良質な堆肥の利活用の推進」

が掲げられており、成果目標は「良質堆肥の流通量」（基準（2022年）21トン、目標（2032年）100トン）とされている。当該施策は、化学肥料の価格高騰により農業経営を圧迫していること等を発端として、価格高騰対策により堆肥利活用を推進しようとするものであるが、施肥による大豆増収という効果が定着できれば、堆肥利活用推進の積極的な事由にもなる。

良質堆肥の生産には、畜産農家への加工ノウハウの浸透等が必要となる。また、畜産農家が多い唐津から県内東部の耕種農家への広域流通の課題（ほ場近くでのストックヤード整備等）もある。良質堆肥の生産推進は畜産課の担当事業であり、広域流通や耕種農家での利活用推進は農業経営課や園芸農産課の担当事業であると思われるが、関連部署が連携を強化して、良質堆肥の流通量増加、大豆の収量増加を達成することが望まれる。

④ 稲わら・麦わらの適正処理について（監査意見）

環境問題対応の観点から、農家においては稲わら・麦わらの適正処理（焼却せず、田へのすき込みや外部利用を推進）が求められているが、県内の麦わら焼却率は、令和3年度11.8%、令和4年度13.2%、令和5年度10.6%、令和6年度12.0%と稲わらより高い水準で推移しており、また、稲わらも令和4年度2.8%、令和5年度2.5%、令和6年度2.4%の水準で焼却されている。なお、稲わらは、飼料やその柔らかさから畜舎敷料等にも利用されて外部利用率が高いため、田ですき込み対象となる割合が低く、焼却率も麦わらより低くなっている。

県は、稲わら・麦わら適正処理推進会議への負担金を毎年継続的に支出しており、推進会議では、啓発活動、看板設置、すき込み実践マニュアルの配布等を実施しているが、上記の通り、特に麦わらの焼却率は高い水準で推移している。

また、令和7年の佐賀インターナショナルバルーンフェスタの3日目（11月1日、稲わらの焼却時期）は、会場となった佐賀市の嘉瀬川河川敷における濃霧発生などの影響で競技を中止している。前日の雨のほか、佐賀平野での「焼き畑」が霧の発生しやすい条件を作っていると推察されており、バルーンフェスタ実行委員会は、「前日に降った雨で湿度が高いのに加え、空気中の煙の粒子が核となって霧が発生しやすくなっている」と説明している。当該推察の通りであれば、わらの焼却は、環境への悪影響のみならず、県内のビッグイベント開催可否にも重要な影響をもたらす可能性もある。

県は、稲わら・麦わら適正処理推進会議での活動を通じて、焼却率低下に向けたより積極的な啓発活動への取組が求められる。

12. 県産麦・大豆生産性向上事業

(1) 事業の概要

事業目的	<p>国産需要が高まっている麦・大豆について、産地での新たな営農技術や営農機械等の導入により麦及び大豆の生産性を向上させ、県産麦・大豆の供給力を強化する。</p>		
事業内容等	<p>【麦・大豆生産技術向上事業（補助金） 決算額 137,054 千円】</p> <p>① 事業内容 麦・大豆の生産性を向上させるため、新たな営農技術の導入等を支援する。また、実需と連携して国産麦・大豆の生産数量を増加させるために必要な農業機械の導入等を支援する。</p> <p>② 開始年度：令和4年度</p> <p>※令和6年度は、「麦・大豆生産技術向上事業」にて営農技術の導入（ソフト）、「産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）」にて農業機械等の導入（ハード）を実施。</p>		
担当部局	農林水産部 園芸農産課		
事業効果等	<p>・ 事業効果：二条大麦の作付面積は全国1位、小麦は3位、大豆は5位といずれも全国トップレベルを維持している。</p> <p>・ 数値目標の達成状況：該当なし</p>		
課題等	<p>・ 現状と課題：高齢化などで担い手への農地の集積が進み、作業面積が拡大することにより、作業が適期に行えない状況にある。また、災害などで収量が伸び悩んでいる。こうしたことから、作業の効率化や麦・大豆の品質及び生産性向上を図るため、産地における新たな営農技術や営農機械等の導入を推進する必要がある。</p> <p>・ 今後の事業展開：品質及び生産性向上に向け継続して実施予定。</p>		
事業費推移	単位：千円		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	5,210	200,685	145,312
決算額	5,210	185,314	137,054
事業費財源	単位：千円		
	国庫	県	その他
			合計

137,054	—	—	137,054
事業費内訳		単位：千円	
費目	主な内容	決算額	
補助金	新たな営農技術及び農業機械の導入支援	137,054	
		合計	137,054

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

13. 園芸集団産地育成事業

(1) 事業の概要

事業目的	
	園芸産地の維持、発展を図る。
事業内容等	
	<p>園芸産地の維持・発展を図るため、野菜や果樹の生産拡大に向けた推進や産地の再編、ナシの新品種の開発等に取り組む。また、JA さがによる技術研修会の開催への支援等を行う。</p> <p>【佐賀県野菜集団産地育成推進事業（補助金） 決算額 680 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸産地の維持・発展を図るために佐賀県農業協同組合が実施する、高能率生産対策の調査や生産技術研修会の開催等に係る経費の補助。 ・補助対象者：佐賀県農業協同組合 ・補助率：1/2 以内 <p>② 開始年度：平成 18 年度～</p> <p>【ナシ新品種の開発プロジェクト（委託料） 決算額 261 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県ナシ生産の特徴である早期出荷が可能な新品種を開発し、ナシ産地の維持、発展を図る。開発期間の短縮につながる育種手法を導入し、20 年以内の品種登録を目指す。 ・近年、暖冬による加温開始の遅れや関東産の出荷の早期化により、本県のナシの優位性が低下しており、気象変動に対応した新品種が望まれている。一方で、果樹は結実までに数年を要することや、樹が大きく試験圃場で栽培できる数が限られるため、従来手法では品種開発に時間がかかる。本事業では育種期間を短縮する手法の導入を中心にプロジェクト初期の取組を強化。 ・委託料は、二ホンナシの葉を用いた DNA マーカー分析。 <p>② 契約期間：令和 6 年 5 月 15 日～令和 6 年 7 月 12 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数：随意契約（見積もり合わせ）、2 者</p> <p>【その他（需用費他） 決算額 1,819 千円】</p>
担当部局	農林水産部 園芸農産課
事業効果等	
	【佐賀県野菜集団産地育成推進事業】

環境制御技術の普及と新技術導入に伴う技術開発に係る試験を実施し、安定出荷と生産技術の向上による農家所得の向上と産地拡大が図られた。各研修会では、ハウス内環境の制御技術や、省力化を目指した機械化一貫体系等についての研修を行い、農家所得の向上に繋がった。また、先進地研修や産地調査を行い、生産力拡大と安定供給体制の構築が図られた。

【ナシ新品種の開発】

- ・事業効果：ニホンナシ DNA マーカー分析では、目的遺伝子を保有する個体を選抜した。また、早生性および果皮色に関する遺伝子情報を得た。
- ・数値目標の達成状況：目標 130 個体に対し 139 個体獲得でき当年度の目標を達成できた。

課題等

【ナシ新品種の開発】

- ・現状と課題：DNA マーカー選抜により求める形質を持つ個体の選抜が可能であることが確認できた。
- ・今後の事業展開：R6 年度に得られた選抜率を参考に、将来得られる個体数の予想に活かす。また、他の交配親の組み合わせで DNA マーカー選抜を行う。

事業費推移

単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	2,918	2,976	3,555
決算額	2,381	2,408	2,760

事業費財源

単位：千円

国庫	県	その他	合計
-	2,760	-	2,760

事業費内訳

単位：千円

費目	主な内容	決算額
補助金	佐賀県野菜集団産地育成推進事業費補助金	680
委託料	DNA マーカー分析費用	261
旅費	育種情報収集他	206
需用費	育種苗木育成資材代、電気料	1,544
役務費	郵送料	5
使用料及び賃借料	会議室使用料	64

合計	2,760
----	-------

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 中長期的な気候変動を想定した果樹の研究開発について（監査意見）

近年、暖冬による加温開始の遅れにより県産ナシの出荷時期が遅れているのに対して、関東産の出荷時期が早期化しており、県産ナシの優位性が低下している。そのため、「ナシ新品種開発プロジェクト」では、気候変動に対応して、早期出荷が可能な新品種開発を図るものである。なお、果樹開発は、これまでの手法では25年～30年の期間を要したが、本プロジェクトでは新手法（DNA マーカーによる初期選抜、ジョイント樹への高接ぎによる早期選抜等）を導入し、20年以内の品種登録を目指すものである。

ナシやミカン等の果樹は、永年性作物であるため、稲や野菜等の一年生作物に比べて、一般的には気候への適応性の幅が狭く、気候変動に弱い作物とされている。その一方で、果樹は、研究開発に20年～30年の長期間を要し、更に一度栽培すると同じ樹木で30年～40年間栽培することになるため、中長期的な気候変動を想定した果樹の研究開発方針が重要となる。

県は、「佐賀県農林水産業の気候変動適応技術集」を令和7年8月に公表した。その中では、IPCC 第5次評価報告書に基づき作成された「佐賀県の気候変動」（佐賀地方気象台・福岡管区気象台、令和7年3月）のデータとして、20世紀末と比べて21世紀末は、佐賀県では約1.3℃上昇するシナリオと約4.1℃上昇するシナリオが示されている。

急激な気候変動下において長期間を要する果樹新品種開発事業は、ある意味リスクがあるとも言えるが、県内農業の持続性の観点からは不可欠な事業でもある。本事業では20年以内のナシ新品種開発を目指しているが、開発完了から更に10年～30年程を加算した期間の気候変動を想定した開発も求められる。

県は、どのような気候変動の想定の下で研究開発を行うのかを示した農林水産業の研究全般に関する基本方針を策定したうえで開発を推進する必要があると考える。そして、結果的に佐賀県産品の優位性が長期間持続することが望まれる。

14. 園芸 888 総合対策事業（投資）

(1) 事業の概要

事業目的	経営体・産地の育成や意欲ある新規就農者の確保・育成などを推進し、園芸農業産出額の向上を図る。
事業内容等	<p><委託料 計 6,218 千円></p> <p>【うれしの茶 FAN 拡大プロジェクト広報業務委託 決算額 4,480 千円】</p> <p>① 事業内容 消費者や事業者に向けた県産茶のプロモーションを実施し、県産茶の魅力の浸透や需要拡大を図る。</p> <p>② 契約期間：令和 6 年 5 月 28 日～令和 7 年 3 月 31 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数：随意契約、1 者</p> <p>【「さが園芸 888 運動」ホームページコンテンツのリニューアルに係る業務委託 決算額 968 千円】</p> <p>① 事業内容 県産茶の販路拡大による産地振興を図るため、「さが園芸 888 運動」ホームページ内の県産茶取り扱い店舗等のデジタルマップに係るコンテンツをリニューアルし、消費者の認知度向上及び消費行動の喚起を図る。</p> <p>② 契約期間：令和 7 年 1 月 7 日～令和 7 年 3 月 14 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数：随意契約（取扱店一店）、1 者</p> <p>【「さが園芸 888 運動」ホームページ保守・運用業務委託 決算額 473 千円】</p> <p>① 事業内容 「さが園芸 888 運動」をより一層推進するため、令和 4 年度に「さが園芸 888 運動」ホームページを作成した。本ホームページを活用し、「さが園芸 888 運動」の認知度を向上させ、園芸農業への関心を高めることで、農業者が新たにチャレンジするきっかけとなるような情報発信を実施する。</p> <p>② 契約期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数：随意契約（取扱店一店）、1 者</p> <p>【佐賀県産茶の PR ロゴ作成業務委託 決算額 297 千円】</p> <p>① 事業内容 佐賀県産茶のロゴを作成し、一般消費者及び小売店舗等からの認知度を高めること</p>

で県産茶の消費拡大に資する。

- ② 契約期間：令和7年2月4日～令和7年3月21日
- ③ 契約者の選定方法、応募者数：随意契約、1者

<補助金 計1,177,999千円>

【さが園芸 888 整備支援事業（県単） 決算額1,134,807千円】

- ① 事業内容
所得向上に向けた収量・品質の向上や低コスト化、規模拡大などに必要な施設・機械化等に対する助成。
- ② 開始年度：令和5年度
- ③ その他：補助対象は市町長（間接補助金）、負担割合（県1/2：市町1/5など）

【ハウス内環境「見える化」促進事業 決算額2,304千円】

- ① 事業内容
農家等が環境測定器などのICT機器活用によりハウス内環境を見える化する取組とその環境データに基づく収量向上に向けた研修等の取組に対して支援する。
- ② 開始年度：平成26年度
- ③ その他：補助対象は農業者等の事業実施主体、負担割合（県1/2）

【佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業 決算額16,219千円】

- ① 事業内容
露地野菜・花きの導入による経営安定化や、産地活性化を図るため、集落営農法人等が露地野菜・花きの作付けを開始又は拡大する際に必要となる取組に対し支援。
- ② 開始年度：令和元年度
- ③ その他：補助対象は農業者等の事業実施主体、負担割合（県1/2など）

【茶生産販売対策強化事業 決算額2,807千円】

- ① 事業内容
輸出・有機など多様なニーズに対応しながら競争力のある産地構築を図るため、茶の生産・加工・販売まで一貫した取組を支援し、県産茶ブランド力を強化。
- ② 開始年度：令和5年度
- ③ その他：補助対象は農業者等の事業実施主体、負担割合（県1/2など）

【果樹産地活性化対策事業 決算額21,461千円】

- ① 事業内容
産地での園地流動化の話し合いを契機に大規模な基盤整備や新規就農者確保に向

けた取組に発展させるため、将来に向けた産地での話し合いの促進や高品質果実生産による産地自体の活性化、就農者確保に向けた取組を支援。

② 開始年度：令和5年度

③ その他：補助対象は農業者等の事業実施主体、負担割合（県1/2など）

【果樹園地改植支援事業 決算額 401 千円】

① 事業内容

県内果樹産地における、なし園地の若返りのための改植および花粉採取樹の苗木植付に対して支援。

② 開始年度：令和4年度

③ その他：補助対象は農業者等の事業実施主体、負担割合（県定額 170 千円/10a など）

<その他 計 8,538 千円>

【888 運動の推進等 決算額 8,538 千円】

① 事業内容

令和10年の園芸農業産出額を888億円とすることを目指し、推進大会の実施や啓発資材の作成、ホームページ等を活用した情報発信等を行う。

② 開始年度：令和元年度

担当部局	農林水産部 園芸農産課
------	-------------

事業効果等	
-------	--

・事業効果：

【さが園芸 888 整備支援事業】

・事業全体で15市町の222事業実施主体において、延べ667戸を対象として事業を実施した。

【園芸団地の整備】

・まとまった農地の確保やハウスなどの施設整備に計画的に取り組むため、3市町で新たな園芸団地構想が策定され、令和6年度までの園芸団地の整備数は34地区となり、目標値16地区に対して達成率は213%となっている。

【たまねぎの作付面積】

・10市町の50事業主体で、延べ95戸、457.23haを対象として、経営規模の拡大のため、たまねぎ収穫機（186.1ha）、播種機（7.0ha）、定植機（30.2ha）、乗用管理機（39.1ha）、省力防除機械（ドローン）（13.5ha）等を整備した。

また、新規作付けや面積拡大のための取組を推進（20戸、15.3ha）した。

【平坦地等への果樹の導入】

・各地区や全体研修会で果樹団地等の整備を推進した。

- ・佐賀県基盤整備促進事業（さが園芸 888 推進型）等を活用し、みかんやブドウなどの果樹団地を 2 か所で 1.3ha 造成。
- ・数値目標の達成状況：
 - ① 園芸団地の整備数…〔目標（累計）〕 16 地区 〔実績（累計）〕 34 地区
 - ② たまねぎの作付面積…〔目標〕 2,328ha 〔実績〕 2,020ha
 - ③ 平坦地等への果樹の導入面積…〔目標（累計）〕 41ha 〔実績（累計）〕 20ha

課題等

・現状と課題：

【たまねぎの作付面積】

機械化の推進や新規作付け、面積拡大の取組に対する支援を行ったものの、農業者の高齢化等による作付面積減少が想定よりも多く、令和 5 年度から作付面積が 110ha 減少し、目標には届かなかった。

【平坦地等への果樹の導入面積】

果樹団地の整備や根域制限栽培の推進により各地で整備の検討が行われた。平坦地等の果樹園面積は 2.0ha 増加したものの、整備の実施にまで至った園地は限られ、目標には届かなかった。

・今後の事業展開：

本県園芸農業の更なる発展には、大規模経営にステップアップする経営体への支援や、新規就農者等の確保・育成していくことが重要であり、さらに施設園芸で成果が出ている取組のノウハウを露地園芸への波及させるため、引き続き、本事業による支援を図っていく。

事業費推移

単位：千円

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
最終予算額	1,137,045	1,780,025	1,714,439
決算額	1,018,356	1,361,336	1,192,755

事業費財源

単位：千円

国庫	県	その他	合計
-	1,192,755	-	1,192,755

事業費内訳

単位：千円

費目	主な内容	決算額
委託料	うれしの茶 FAN 拡大プロジェクト広報業務ほか	6,218
補助金	さが園芸 888 整備支援事業（県単）ほか	1,177,999

旅費		3,391
需用費		4,264
その他		883
	合計	1,192,755

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、以下の指摘事項が検出された。また以下の事項について意見を述べることとする。

① 随意契約における見積合わせ手続きについて（監査結果）

<押印がなく責任者等氏名・連絡先の記載もない見積書による手続き>

果樹産地活性化対策事業（産地活性化対策）補助金交付要綱の第4条1項(3)では、「補助事業を行うために契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約する様に努め、原則として2者以上による入札や見積合わせを実施して業者を決定すること。」と規定されている。

本事業の補助事業者のうち一者は、2件の見積合わせ手続きを実施し、累計4者（2件×2者）から見積書を徴求していたが、見積書の様式が4者全て同じものであり、全て社印及び代表者印等が押印されておらず、更には、代表者名、担当者名、連絡先の記載が欠ける見積書があった。

当該見積書については、押印に代わる本人確認手続きの妥当性、更には見積書自体の効力が論点となる。

<国及び他自治体の規則・取扱い等の事例>

上記は補助事業者が契約を締結する場合の見積合わせ手続きであるが、以下では、その前提となる国や自治体が契約を締結する場合の見積合わせ手続きに関して検討する。

随意契約において見積依頼先が国や自治体に提出する見積書は、押印がなく、かつ、責任者等氏名及び連絡先の記載がないものは無効とする旨規定している事例が多い。例えば、法務省随意契約心得では、「記名を欠く見積り（押印を省略する場合、「担当者」及び「連絡先」の記載がない見積り）」は「無効」と扱っている。WEB上で確認できた関東整備局随意契約見積心得、横浜市（神奈川県）、その他多くの自治体でも、押印がなく、かつ、担当者等氏名及び連絡先の記載がないものは無効とされていた。

国及び他自治体の事例では、本人確認手続きの要否以前に、当該見積書は無効としている。

<佐賀県の取扱い>

佐賀県の公表文書「請求書等への押印見直し及び請求日等の記載について」には、「押

印不要となる請求書等でも請求者等の氏名（代表者名等）は省略することはできません。」としている。

また、押印がない見積書等の本人確認手続きについては、佐賀県の「押印見直しに関する取扱い及び関係例規の改正について」（令和3年1月）、「財務規則に基づく請求書等の押印見直しについて（通知）」（令和3年12月）等において、下記趣旨の記載がある。

- ・押印が不要となる書類等（入札書、見積書等）の本人確認は、「押印に代わる本人確認方法について」等に基づき、各所属において責任を持って行うこと。
- ・「押印に代わる本人確認方法について」
 - （1） 代わりとなる確認方法
 - 本人確認書類のコピー等添付、電話による本人確認、ウェブ会議等による本人確認、実地調査等の機会における確認、既登録 e-mail アドレスからの提出等、電子認証等
 - （2） 具体的な事務への適用
 - 現行の取扱いが次の何れかに該当すれば、新たに上記（1）に掲げる方法を採らないことも考えられる。
 - ・相手方と継続的な取引がある場合で、本人確認の点で、これまでの対応で支障が生じていない
 - ・現行の書面に電話番号の記載欄があり、必要に応じて電話で問い合わせることにより、本人確認できる
 - ・（その他は記載省略）

本監査において、見積合わせ手続きを実施する際に、見積書に押印がなく、責任者等氏名及び連絡先の記載がない場合の問題点、本人確認手続きの要否、見積書の効力について質問したところ、県回答は、上記の下線部分等に基づいた以下の内容であった。

- ・記名の省略はできない。
- ・相手方と継続的な取引がある場合は、本人確認を採らないことも考えられる。
- ・見積依頼先と補助事業者の間で継続な取引が行われていたことを県として確認できており、追加の本人確認作業は県から補助事業者に対して求めている。
- ・継続的な取引がある会社であったこと等により、代表者については補助事業者も県も確認できていたため、代表者名等の追記の指示等を行っていない。
- ・当該見積書は無効ではない。

<地方公共団体における押印見直しマニュアル>

国が策定した「地方公共団体における押印見直しマニュアル(参考資料集)」(令和2年12月)には、手続き見直し事例として、随意契約での見積書徴求については、押印を省略する場合は当該文書の真正性を担保するために、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記させる」、「事業者の意思表示であることを十分に確認するため、担当

部局は本件責任者及び担当者に問合せ・在籍を確認のうえメモを残す」の2点を満たすことで認める旨記載されている。

また、本マニュアルでは、全般的に「継続的な取引がある場合」と「新規に取引に入る場合」ではその手続きが異なることも記載されており、佐賀県は、本マニュアル等に基づいて、「継続的な取引がある場合」等の手続きを定めている。

<本人確認手続きの要否、見積書の効力等>

本件見積書は、まずは、佐賀県の公表文書「請求書等への押印見直し及び請求日等の記載について」において定められている「代表者名等は省略不可」に反しており問題がある。

本人確認手続きの要否については、国や他自治体の事例では、押印がなく、かつ、責任者等氏名及び連絡先の記載がないものは例外なく無効としていることや、「地方公共団体における押印見直しマニュアル(参考資料集)」の記載内容を勘案すると、国や他自治体の事例では、随意契約の入札書や見積書に対しては、押印に代わる本人確認方法として「継続的な取引がある場合」の緩和された手続では要件を充足できないと判断しているものと考えられる。仮に充足できると判断しているのであれば、一律に無効とする必要はなく、何らかの例外規定が設けられるはずであるが、国や他自治体の規定等にはその様な例外に関する記載は確認できない。

入札書や見積書の依頼先と既存の「継続的な取引」が存在する場合であっても、随意契約の入札・見積合わせ手続きにおいては、「新たな取引」としてその価格競争性等が求められる。このため、文書の真正性を厳格に担保するとともに、当該文書が事業者の意思表示であることを十分に確認する必要性があり、押印に代わる本人確認方法が求められると考える。

今後は、まずは、国や他自治体に関して、押印に代わる本人確認方法として「継続的な取引がある場合」の緩和された手続の適用範囲(随意契約の入札書・見積書を含むか否か)を確認し、再検証する必要があると考える。そのうえで、文書の真正性を担保するために、佐賀県においても、押印がなく、かつ、責任者等氏名及び連絡先の記載がない入札書や見積書は無効とする旨を規定等に明記することが望ましいと考える。

<同一様式の見積書>

なお、前述の通り、累計4者の見積書は全く同一様式であり、押印がなく、責任者等氏名・連絡先の記載が欠ける見積書もあり(法人名は記載がある)、外観上は、当該見積書を発行名義人が実際に発行したか否かを第三者が判別できないものであった。

全く同一様式の見積書については、記載様式を統一した方が見やすいという観点から補助事業者が同一様式の見積書を見積依頼先に送付している、との県の回答であった。しかし、見積合わせの条件(品目・数量等)は別途事前に提示されており、見積書様式を統一する必要性は乏しい。県の回答では「見積依頼先が正式に発行したもので間違いはない」とのことであったが、見積合わせの手続に関する証憑類は、手続きの真正性

を第三者にも疎明できる要件を備える必要があると考える。そのためには、上記マニュアルにも記載されているような手続き（責任者及び担当者に問合せ、在籍を確認のうえメモを残す等）を実施すること、各社固有の見積書様式を使用すること等により疎明力を高めることが必要と考えられる。特に、請求書等への押印が不要となった現在においては、この様な対応の重要性が一層高まったものと考えられる。

② 補助事業者が提出した単一随意契約の理由書について（監査意見）

果樹産地活性化対策事業（産地活性化対策）補助金交付要綱の第4条1項（3）では、「補助金の交付の条件」として、以下の通り規定されている（該当部分のみ抜粋）。
「補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として2者以上による入札や見積合わせを実施して業者を決定すること。なお、単一業者との随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。

ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。」

本事業の補助事業者（県内のA農業協同組合の組合員）は、当該条項に従って、特定の資材導入に関して単独随意契約とした理由書を県に提出していた。本理由書には、県外取扱業者が本資材を「佐賀県内ではB農業協同組合のみに卸している状況である。」と記載され、取扱一店による随意契約とする方針が示されていたが、実際に補助事業者が契約した先はA農業協同組合であった。

理由書に記載されていたB農業協同組合と実際の契約先が異なる点について県に確認したところ、下記の回答であった。

- ・県内における本資材の取扱いはB農業協同組合のみであるが、B農業協同組合は他農業協同組合の組合員に対して見積書を発行することはできない。
- ・そのため、A農業協同組合がB農業協同組合を経由して資材を発注し、A農業協同組合から組合員は資材を購入。
- ・B農業協同組合の運営店舗では、他農業協同組合の組合員が資材を購入することが可能であるが、現金決済のみ（掛売不可）であり、本資材の購入額水準（586千円）を考慮すると現金購入は考えにくい。

本件については、まずは、B農業協同組合とA農業協同組合は、一般的に「JAグループ」とは称されるものの資本関係等のない別の事業体であり、単一随意契約の理由書に実際の購入先ではない「B農業協同組合」と記載することは適切ではないと考える。

そのうえで、本件ではB農業協同組合の運営店舗での現金購入が難しいとなれば、補助事業者がA農業協同組から購入することの合理性は認められるものと考えるが、単独随意契約の理由書には、上記理由（B農業協同組合は他農業協同組合の組合員に対し

て見積書を発行不可など)を明示したうえで、契約先は「A農業協同組合」と記載する必要があると考えられ、今後は補助事業者に対してその様に指導されたい。

③ プレ就農ハウスの整備について (監査意見)

さが園芸 888 整備支援事業 (県単事業) では、令和 6 年度にプレ就農ハウス整備事業が新たにメニューに加えられた。

トレーニングファームの研修生は、修了後から自身のハウスで栽培を開始するまで 1 年弱の空白期間 (ハウス建設期間) が発生するため、技術の衰退が懸念される。また、空白期間はアルバイト等で生計を立てる必要があり、就農意欲が減退する恐れもある。そこで、地域の農業協同組合が自らプレ就農ハウスを整備・運営する場合に限り、整備資金を補助するメニューが追加された。

修了後の 1 年弱もの空白期間を埋める当該事業は、研修志望者が都道府県を選択する際の誘因の一つにもなり得るものであり、必要性や効果の観点で、重要性が高い事業と考えられる。しかし、令和 6 年度、令和 7 年度の申請実績額はゼロとなっている。申請がない事由については、県によれば、地域から「事業要望がなされていたが、取組主体や地域の都合により実績がない」との回答であった。

ハウス建設費高騰などが取組主体の申請動向に影響しているのかもしれないが、地域の農業協同組合等と協議を重ねて、重要事業として積極的に推進することが望まれる。

④ 定額設定項目 (補助上限額等) の定期的な見直し等の必要性について (監査意見)

<園芸団地整備対策の補助上限額を上げた経緯>

さが園芸 888 整備支援事業 (県単事業) は、収量・品質の向上や低コスト化、規模拡大などに必要な施設・機械化等に対する助成事業である。原則的には補助率 50%、補助上限額 30 百万円であるが、園芸団地整備対策は補助率 65%、補助上限額 39 百万円と設定されている。

県単事業の園芸団地整備対策は、国庫事業対象外品目 (いちご等) の園芸団地整備を想定した事業であるが、園芸 888 億円の達成に向けて、国庫事業対象外品目についても国庫事業と同水準の補助率を設定して、各地の園芸団地整備に注力しようとするものである。

園芸団地整備対策は、以前から補助率を引上げて推進していたが、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間の取組実績は 1 件のみに留まっていた。しかし、令和 6 年度より補助上限額を従来の 30 百万円から 39 百万円に引き上げた中で、各地域の園芸団地構想策定が進んだことにより、取組件数は令和 6 年度 9 件、令和 7 年度 14 件と急激に増

加している。

補助率に加えて補助上限額も引き上げたのは、近年の資材費等高騰により実行補助率が低くなったことで、園芸団地における施設整備にかかる要望の取り下げなどが発生していたことから、実行補助率の是正を図り、園芸団地整備対策における支援を強化したものである。

<定額設定項目（補助上限額等）の定期的な見直し等の必要性>

本事業では上記の通り補助上限額が引き上げられたこと等により、取組件数が急激に増加したが、近年では物価上昇への対応が各種制度で求められている。例えば、国の令和8年度税制改正の大綱では、物価高への対応の観点から、物価上昇（消費者物価指数）に連動して所得税の基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するとされた。

デフレ経済から脱却して、今後は賃金と物価の好循環を目指す中で、断続的な物価上昇が定着することも考えられる。本事業において令和6年度以降は急激に取組み件数が増加したことからも分かるように、事業推進を図り効果を発揮するためには、補助上限額のような定額設定項目は、定期的な見直しを行うこと又は物価連動設定にすることが必要と考える。また、そのためには各種の物価関連指標等を集計できる体制を整える必要がある。

⑤ 経営環境変動（気候変動、物価高騰等）を見据えた施策推進について（監査意見）

<平坦地等への果樹の導入>

振興計画2023では、施策の重点項目として「果樹園地の新規拡大」が掲げられている。成果目標には「平坦地等への果樹の導入面積（累計）」が設定されており、実績令和4年15haに対して、中間目標は令和8年80ha、最終目標は令和14年122haとなっている。個別施策には平坦地（水田）でのみかん根域栽培推進が含まれているが、これは中山間の傾斜地から平坦地へ移行して集約化や機械化を図ることにより、生産性向上、高齢化した就農者の作業負担軽減等を図ろうとするものである。

成果目標の達成状況は、令和6年度目標41haに対して実績20haとなっており、達成率は49%と低調な水準に留まっている。現状の課題、要改善点等について質問したところ、県の回答は以下の通りであった。

- ・資材価格高騰、水源確保の困難さ、米価上昇によるコメ生産意欲の向上等の情勢変化により、平坦地での根域制限栽培を中心とした果樹導入が進んでいない。
- ・目標作成当時は高品質果実しか値がつかなかったため、高品質果実の生産が可能な栽培技術・品目へのニーズが高かったが、現在では果樹全体の価格が大幅に上昇していることもあり、農家が既存園での生産の継続を選択する傾向があるため、新たな園地を造成する動きが縮小している。
- ・今後暫くは、導入経費の掛かる園地整備は、資金力のある経営体に限って推進し

ていくこととし、既存園での栽培継続、継承を強く支援していくことで、果樹産業の産出額向上を図っていく。

- ・一方で、地域計画等、産地内の話し合いにおいて担い手に集約すべき農地、基盤整備に取り組んで永続的に生産すべき園地等が協議され、生産性の高い園地づくりに集落や産地として取り組まれるよう促していく。

<果樹園地改植支援事業>

果樹園地改植支援事業（開始年度は令和4年度）は、県内果樹産地におけるなし園地の若返りのための改植および花粉採取樹の苗木植付に対して支援する事業であるが、令和6年度決算額401千円（当初予算額5,000千円）、令和7年度申請額1,000千円と低調な推進状況となっている。現状の課題、要改善点等について質問したところ、県の回答は以下の通りであった。

- ・本事業の開始当時に課題であった老木化した園地の若返りを目的として立ち上げたが、近年はまとまった面積を気候変動の影響を受けにくい品種や台木に転換していくことが生産上の大きな課題となっているため、今後は、その取り組みを後押しするような事業へと変更していく予定である。
- ・具体的には、今後県として、①気候変動の影響を受けにくい品種や台木へのまとまった面積の改植、②未収益期間を短縮するために省力樹形を用いること、③省力樹形の導入比率を高めることで省力化を進めて規模拡大を促すこと、を狙うため、補植の支援を縮小させ、省力樹形作成に向けた大苗育成に支援を行っていく。省力樹形では必要な苗木数が慣行の4倍となるため、早期の計画作成と苗木業者との調整を求め、計画性のある改植を進めていく。

<経営環境変動（気候変動、物価高騰等）を見据えた施策推進について>

気候変動や物価高騰の進行により、農業を取り巻く経営環境は急激かつ構造的に変化しており、非常に厳しい状況になっている。気候変動については、世界の主要国のパリ協定離脱など、国際的に必ずしも対策強化の方向で足並みが揃っていない現状もあり、今後、農業経営に与える影響は一層深刻化する恐れがある。また、物価高騰については、国は賃金と物価の好循環を目指しており、人手不足もある中で今後も賃金上昇に裏付けされて農産物等の食料品価格が断続的に上昇する可能性もある。また、国内要因に加えて円安が更に進行すれば、輸入物価に影響を受けやすい資材等の仕入価格の上昇、それによる販売価格の更なる上昇となる可能性もある。

上記の県回答にもある様に、気候変動、農産物販売価格の上昇、資材等仕入価格の高騰は、既存の農業施策の申請動向、効果に重大な影響を与えている。既存施策推進の前提条件とは異なる環境にシフトしているため、期待される効果にも変化が生じ、その結果として申請が伸びないという状況にある。

気候変動はある程度は想定内の事象ではあったが、長年においてデフレ経済であった国内での急激な物価高騰は、多くの人達の想定の域を超えているものと考えられる。

従って、農業の経営環境を中長期的に高い精度で見据えることは難しいこととは考えられるが、一方で、環境変化が急激である程、農業経営者はより適時、適切な施策の見直しを求めていると思われる。

環境変化が繰返し生じている状況では、特に後手に回らない施策推進が求められ、そのためには、中長期的な経営環境を見据えた施策推進、そして、既存施策の前提条件が変化した場合における機動的な施策見直しが強く求められる。

気候変動については、別途の事業において監査意見（中長期的な視点での研究開発等の必要性）を記載しているため、そちらを参照頂きたいが、農産物販売価格の上昇や資材等仕入価格の高騰については、足元の価格動向実績のみで施策の必要性を検討するのではなく、これも中長期的な動向を見据えた施策が必要と考える。そのためには、県庁内の他部署との連携も必要と考えられるが、外部の専門的知見（大手シンクタンク等の分析情報）も積極的に活用しながら、施策を検討することが必要と考える。また、物価動向、それに対する就農者動向に関する複数のシナリオを想定することなども必要と考えられる。

施策見直しについては、まずは、その前提として農家の足元の動向や意向を早期に収集・集約できる体制が求められる。そして、監査意見③（プレ就農ハウスの整備）や監査意見④（園芸団地整備対策）、更には上記の果樹園地改植支援事業の様に低調な申請額が続いている場合には、個別事情に係らず対象事業を必ずピックアップして、改廃の可否を検証する仕組みを制度として整備する必要があると考える。こうした検証を行わずに低調な申請額に留まる施策を漫然と継続することは、施策効果の検証責任を果たしているとは言い難く、また財政資源の有効活用の観点からも問題があり、改善が求められる。

⑥ 県単事業におけるポイント制等の採用について（監査意見）

<国庫事業におけるポイント制等>

国庫事業である産地生産基盤パワーアップ事業では、各産地の事業計画案の採択に当たっては、ポイント制が採用されている。補助金交付要綱にポイント（成果目標ポイント（収量増加、労働時間低減、生産コスト低減等）、現況ポイント等）の算出方法を定めて、各年度の国庫予算額の範囲内でポイントの高い事業計画案から順次採択されるルールである。

また、計画で定める成果目標の達成率が80%に満たなかった事業計画を有する産地に対しては、厳格な審査を行うこととされている。具体的には、未達成となった要因が解消し、目標達成するまで、同一の産地、かつ同一の品目での次期事業計画の策定は認めないものとされている。

<県単事業におけるポイント制等の採用の効果>

ポイント制の採用は、事業計画案の採択基準が明確化され、採択に向けた県内の産地間、事業者間の競争促進にも繋がる。更に国庫事業のポイント制を意識した各産地の事業推進にも繋がり、国庫事業での採択率が高まる効果も期待し得るものと考えられる。また、次期計画に対する審査の厳格化ルールは、事業者が策定する事業計画案の精度向上、事業計画の遂行力向上（PDCA サイクル）の効果も期待できるものである。

<県単事業におけるポイント制等の採用状況>

県単事業であるハウス内環境「見える化」促進事業では、ポイント制が採用されていた（審査の厳格化ルールは採用なし）。補助金交付要綱において、ポイント算出方法（単収向上率、販売額向上率、秀品率等）を掲載したうえで、「ポイントの合計が高い事業実施主体から予算の範囲内で採択する。」と明示されていた。

また、さが園芸 888 整備支援事業（施設整備事業）でもポイント制が採用されていた。但し、当該事業では、ポイント制を採用していること及びポイント表は、市町が県からの要望取りまとめ依頼を受けて県に提出する書式（要望総括表（非公表））においてのみ記載されており、実施要領（公表）には記載されていなかった。なお、県によれば、各市町は、要望総括表の記載内容に基づき、各事業実施主体（就農者）へポイント制を含む事業内容の周知を行っているとのことであった。実施要領、要望総括表の具体的な記載内容は、以下の通りである。

さが園芸 888 整備支援事業（施設整備事業）では、その実施要領において、事業区分毎（ステップアップ経営者育成対策、園芸産地育成対策、他）の成果目標項目（佐賀さいこうモデルへのステップアップ、先進的施設の作付面積拡大、他）を掲載し、その「成果目標を一つ（以上）選択し、事業実施年度から2年後の具体的な目標を定めており、当該目標の実現が見込まれること。」を事業採択要件の一つとして設定している。また、ポイント制については実施要領では規定していないが、実施要領の規定外で「令和6年度 さが園芸 888 整備支援事業 要望総括表」という各市町が県に提出する書式を設けており、要望総括表の記入要領において、「限られた財源を効率的に活用するため、要望時点でのポイント付けを行います。」と記載されており、市町向けにはポイント制を採用する旨を通知している。そして、要望総括表の記入要領では、事業区分毎、成果目標項目ごとにポイントが定められていた。

この様に、さが園芸 888 整備支援事業（施設整備事業）では、事業採択に当たりポイント制を採用していることが公表資料である実施要領には記載されていないが、取組実施主体（就農者）に対して直接的にポイント制採用を明示して、ポイント制採用の効果を十分に発揮するためには、実施要領にもポイント制を採用する旨を記載する必要があると考える。

また、他の主要な県単事業についてもポイント制の取組みがなされれば理想的であり、検討頂きたいものとする。

⑦ ステルスマーケティング規制に対応した広報委託契約書・仕様書について（監査意見）

うれしの茶 FAN 拡大プロジェクト広報業務委託契約では、インフルエンサーが活用されている。

令和5年10月より、「ステルスマーケティング」が景品表示法の規制対象となっており、インフルエンサーを活用した広報についてはステルスマーケティング規制に留意する必要がある。

今回、園芸農産課で作成された広報業務委託契約書・仕様書では、ステルスマーケティング規制に対応した契約条項、仕様書条件は設けられていないが、規制に対応した契約条項等を設けることが必要と考える。

なお、契約条項等の内容としては、ステルスマーケティングの禁止（受託者は、広告が商業的なものであることを明示し、ステルスマーケティング（広告であることを隠した形での宣伝活動）を禁止すること）、広告表示の透明性（受託者は、広告が消費者等にとって誤解を招かないよう、明確かつ適切な表示を行い、広告であることを明示する義務を負うこと）などに関するものである。

15. 園芸 888 総合対策事業（投資）（令和 5 年度国補正）

(1) 事業の概要

事業目的	産出額拡大につながる経営体・産地の育成や意欲ある新規就農者の確保・育成などを推進し、園芸農業産出額の向上を図る。			
事業内容等	<p>【国庫事業（産地生産基盤パワーアップ事業）（補助金） 決算額 289,081 千円】</p> <p>① 事業内容 園芸用施設（低コスト耐候性ハウス）の整備に対する支援。</p> <p>② 開始年度：令和 5 年度</p> <p>③ その他 【事業実施主体】 農業協同組合等 【負担割合】 県 70/100（国 50/70）、市町 5/100、その他 25/100</p>			
担当部局	農林水産部 園芸農産課			
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果： 園芸産物の安定的な生産・出荷体制の確立が図られる。 ・ 数値目標の達成状況： 事業完了が年度末となり、R6 実績では事業効果が発揮されていない。目標年度である R8 年度までの達成に向けて取り組まれている。 			
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題： 担い手の減少や高齢化の進行により産地の縮小が懸念されており、より効率的な生産体制の整備や新たな担い手の確保・育成を進める必要がある。また、重油等の生産資材価格が高騰する中、収益性の高い園芸農業を確立する必要がある。 ・ 今後の事業展開： 本県園芸農業の更なる発展には、産出額拡大につながる経営体・産地の育成や意欲ある新規就農者の確保・育成が重要であるため、引き続き、本事業による支援を図っていく。 			
事業費推移	単位：千円			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
最終予算額	—	—	289,083	
決算額	—	—	289,081	
事業費財源	単位：千円			
	国庫	県	その他	合計
	224,482	64,599	—	289,081

事業費内訳		単位：千円
費目	主な内容	決算額
補助金	産地生産基盤パワーアップ事業	289,081
	合計	289,081

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 成果目標達成率 80%未満の産地パワーアップ計画について（監査意見）

＜成果目標の達成状況の点検評価＞

産地生産基盤パワーアップ事業には収益向上対策や生産基盤強化対策等のメニューがあり、基本的な補助率は国 50%、県 20%、市町 5%となっている。

本事業では、各都道府県は、産地パワーアップ計画において生産コストの削減等の成果目標を設定し、県内各産地の取組主体は、取組主体事業計画において成果目標を踏まえた取組目標を設定する。目標年度は、原則として、事業実施年度の翌々年度とされている。

都道府県知事は、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況の点検評価を実施した結果、成果目標が達成されていない場合には、各産地の地域協議会長等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせることなどとなっている。また、各産地の地域協議会長等は、上記の点検評価結果を踏まえ、必要に応じて各取組主体を指導することになる。

なお、本事業は、全国においてポイント（成果目標ポイント（収量増加、労働時間低減、生産コスト低減等）、現況ポイント）が大きい取組主体事業計画から国庫予算の範囲内で採択される。

＜成果目標達成率が 80%未満の場合＞

成果目標達成率が 80%に満たなかった産地パワーアップ計画（収益向上対策、生産基盤強化対策）を有する地域協議会に対しては、農政局、都道府県等がそれぞれ厳格な審査を行うこととされている。具体的には、「未達成となった要因が解消し、目標達成するまで、同一の産地、かつ同一の品目での次期産地パワーアップ計画の策定は認めない」とされている。

＜九州農政局管内の成果目標の達成状況との比較＞

九州農政局管内における産地パワーアップ計画（収益性対策）の成果目標の達成状況は、下表の通りである（九州農政局 HP より）。

産地生産基盤パワーアップ事業評価（収益性向上対策） 九州農政局管内

評価年度	令和元年度					令和2年度					令和3年度				
目標年度	平成30年度					令和元年度					令和2年度				
県名	事業実施地区	評価対象地区	成果目標の平均達成率	80%未満地区	80%未満割合	事業実施地区	評価対象地区	成果目標の平均達成率	80%未満地区	80%未満割合	事業実施地区	評価対象地区	成果目標の平均達成率	80%未満地区	80%未満割合
佐賀県	9	9	69.0%	5	55.6%	29	11	80.0%	3	27.3%	46	6	97.0%	0	0.0%
福岡県	9	3	46.0%	3	100.0%	24	3	96.0%	0	0.0%	23	11	88.0%	2	18.2%
長崎県	31	16	55.0%	10	62.5%	56	9	73.0%	3	33.3%	56	18	51.0%	11	61.1%
熊本県	28	17	109.0%	6	35.3%	52	11	64.0%	4	36.4%	62	25	85.0%	7	28.0%
大分県	26	20	429.0%	6	30.0%	31	7	77.0%	2	28.6%	36	6	59.0%	5	83.3%
宮崎県	45	25	146.0%	11	44.0%	73	11	63.0%	6	54.5%	69	27	55.0%	14	51.9%
鹿児島県	22	12	81.0%	5	41.7%	60	17	66.0%	6	35.3%	55	18	59.0%	8	44.4%
合計又は加重平均	170	102	163.7%	46	45.1%	325	69	70.8%	24	34.8%	347	111	67.5%	47	42.3%

評価年度	令和4年度					令和5年度					令和6年度				
目標年度	令和3年度					令和4年度					令和5年度				
県名	事業実施地区	評価対象地区	成果目標の平均達成率	80%未満地区	80%未満割合	事業実施地区	評価対象地区	成果目標の平均達成率	80%未満地区	80%未満割合	事業実施地区	評価対象地区	成果目標の平均達成率	80%未満地区	80%未満割合
佐賀県	51	7	72.2%	3	42.9%	19	7	56.7%	4	57.1%	13	11	48.5%	7	63.6%
福岡県	19	3	65.2%	1	33.3%	17	6	23.4%	6	100.0%	16	7	59.5%	3	42.9%
長崎県	70	15	22.9%	12	80.0%	41	14	63.9%	6	42.9%	30	11	65.4%	4	36.4%
熊本県	50	12	78.0%	3	25.0%	46	17	62.0%	7	41.2%	43	15	55.0%	7	46.7%
大分県	12	9	70.5%	5	55.6%	25	3	57.2%	3	100.0%	25	10	69.5%	4	40.0%
宮崎県	49	18	26.5%	15	83.3%	35	8	41.7%	5	62.5%	29	16	47.9%	9	56.3%
鹿児島県	44	16	56.3%	8	50.0%	33	14	66.8%	5	35.7%	31	10	84.2%	2	20.0%
合計又は加重平均	295	80	49.9%	47	58.8%	216	69	56.9%	36	52.2%	187	80	60.0%	36	45.0%

管内全体と佐賀県を比較すると、佐賀県の推移には以下の特徴がある。まず、成果目標の平均達成率は、管内全体（各県の地区数による加重平均）では令和4年度（評価年度、以下同様）の49.9%を底に改善傾向にあり、令和6年度は60.0%まで上昇している。一方、佐賀県では令和3年度に97.0%まで上昇したものの以降は年々低下しており、令和6年度は48.5%まで低下している。

また、評価対象地区数に占める成果目標達成率80%未満地区数の割合は、管内全体では近年は低下傾向にあり令和6年度は45.0%まで改善しているが、佐賀県では令和4年度以降は年々上昇しており、令和6年度は63.6%まで悪化している。

佐賀県では、成果目標の平均達成率、達成率80%未満割合が令和4年度以降は年々悪化している。前述の通り、達成率80%未満の産地パワーアップ計画を有する協議会に対しては、「未達成となった要因が解消し、目標達成するまで、同一の産地、かつ同一の品目での次期産地パワーアップ計画の策定は認めない」とされている。そのため、佐賀県の事業実施地区数も令和4年度51地区から令和6年度では13地区まで減

少しており、管内全体の事業実施地区数が 347 地区とピークになった令和 3 年度以降の減少率は、佐賀県が最も大きい。

当該状況についてその要因等を県に確認したところ、成果目標の平均達成率が低下していることに関しては、県下で園芸 888 運動を展開する中で、同一協議会の同一品目において継続的に収益力強化に向けた取組みを実施しているため、既存計画期間が経過した後新たな計画を策定する場合は、更なる収益力向上（更に販売額 10%以上向上など）の成果目標設定が必要となるため、成果目標が連続的に高くなり、他県産地と比較して目標達成のハードルが高くなっていること、また、近年の異常気象が影響している旨の回答であった。

当該回答をもとに他県の状況を推測すれば、他県では多様な地区（協議会）で多様な品目を取組んでいるものとも考えられる。なお、佐賀県は、園芸 888 運動（令和 6 年度実績 625 億円）の直近の方針の中で、「たまねぎの取組や新たな露地野菜の作付拡大などで産出額 100 億円UPを目指します」としている。ブロッコリー、根深ネギ、たかな、葉ニンニクなどの葉茎菜類、焼酎原材料サツマイモ等の新たな露地野菜の産地づくりの促進を図る方針である。

何れにしても、佐賀県において園芸 888 億円などの計画達成に向けて、既存の地区・品目における更なる収益力向上はもとより、より多くの地区・品目において気候変動対策も含む新たな取組が推進され、実績として成果目標が一定水準以上（80%以上）で達成されることにより、国庫財源である本事業が有効に活用されることが望まれる。

【畜産課】

16. 肥育素牛生産拡大支援事業

(1) 事業の概要

事業目的	本県農畜産物のトップブランドである「佐賀牛」の生産基盤を強化するため、繁殖雌牛の増頭や改良の取組を推進することにより、肉質や増体に優れた肥育素牛の生産拡大を図る。																																								
事業内容等	<p>【肥育素牛生産拡大支援事業（補助金） 決算額 55,317 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協が以下の(1)(2)のいずれかの取組に対し支援する場合、経費の一部を補助。 (1) 農家が高能力な繁殖雌牛を借り受け、増頭や改良に取り組む場合。 (2) 農家が繁殖雌牛に高能力な受精卵を移植する場合。 ・農協自らが高能力な繁殖雌牛を購入し、自ら飼養する場合。 <p>② 開始年度：令和元年度</p> <p>③ 令和6年度肥育素牛生産拡大支援事業費補助金 交付先一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業主体</th> <th>農家数 (実数)</th> <th>導入 頭数</th> <th>受精卵 移植頭数</th> <th>総事業費</th> <th>対象経費</th> <th>県費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県農業協同組合</td> <td>61</td> <td>2</td> <td>905</td> <td>19,107,622</td> <td>18,953,402</td> <td>17,970,000</td> </tr> <tr> <td>唐津農業協同組合</td> <td>41</td> <td>91</td> <td>423</td> <td>87,028,839</td> <td>80,210,743</td> <td>36,887,995</td> </tr> <tr> <td>伊万里市農業協同組合</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>460,000</td> <td>460,000</td> <td>460,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>108</td> <td>93</td> <td>1,350</td> <td>106,596,461</td> <td>99,624,145</td> <td>55,317,995</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総事業費、対象経費、県費の単位は円。</p>						事業主体	農家数 (実数)	導入 頭数	受精卵 移植頭数	総事業費	対象経費	県費	佐賀県農業協同組合	61	2	905	19,107,622	18,953,402	17,970,000	唐津農業協同組合	41	91	423	87,028,839	80,210,743	36,887,995	伊万里市農業協同組合	6	0	22	460,000	460,000	460,000	計	108	93	1,350	106,596,461	99,624,145	55,317,995
事業主体	農家数 (実数)	導入 頭数	受精卵 移植頭数	総事業費	対象経費	県費																																			
佐賀県農業協同組合	61	2	905	19,107,622	18,953,402	17,970,000																																			
唐津農業協同組合	41	91	423	87,028,839	80,210,743	36,887,995																																			
伊万里市農業協同組合	6	0	22	460,000	460,000	460,000																																			
計	108	93	1,350	106,596,461	99,624,145	55,317,995																																			
担当部局	農林水産部 畜産課																																								
事業効果等	<p>・事業効果：佐賀牛の生産基盤の強化。県内の繁殖雌牛の飼養戸数は高齢化等により減少しているが、本事業が若手農家を中心とした規模拡大意向のある農家への後押しとなり、肥育素牛の生産頭数は着実に増加した。しかしながら、子牛価格の下落や飼料価格の高騰による繁殖農家の経営悪化に伴い、肥育素牛の生産頭数はR4から減少に転じた。(H30:6,421頭→R3:6,638頭→R4:6,436頭→R6:6,120頭)。</p>																																								

・数値目標の達成状況：肥育素牛の県内自給率

基準(R4) 29.3%、現状(R6) 27.1%、目標(R12)34.5%

課題等

- ・現状と課題：近年の飼料価格の高騰等による生産費の上昇に加え、子牛価格の下落による繁殖経営の悪化により、農家の増頭意欲が低下したことから、肥育素牛生産頭数が減少している（R5：6,413頭→R6：6,120頭）。
- ・今後の事業展開：繁殖経営の悪化に対する緊急対策として、子牛価格下落に対する支援及び飼料価格高騰に対する支援を令和6年度2月補正予算で措置し、令和7年度に補助金を交付した。本事業では、令和6年度からは新たに低コストで優良な子牛が生産できる技術に対する支援（受精卵移植推進費）、令和7年度からは増頭に係る対策の導入方法の拡充に取り組んでいる。子牛価格も持ち直してきているため、本事業の活用を一層促進し、肥育素牛の生産拡大を図る。

事業費推移

単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	40,569	53,074	65,478
決算額	40,729	53,105	55,564

事業費財源

単位：千円

国庫	県	その他	合計
—	55,564	—	55,564

事業費内訳

単位：千円

費目	主な内容	決算額
補助金	繁殖雌牛導入経費、受精卵移植経費等	55,317
旅費	先進地調査に係る旅費	216
需用費	事務用品費	30
	合計	55,564

(2) 肥育素牛の県内自給率の向上効果

①肥育牛の安定供給と価格の安定化

県内の素牛の供給が増えることで、肥育農家が安定的に牛を導入でき、出荷計画が立てやすくなる。

素牛価格の高騰を抑え、肥育経営の収益性が向上する。

②畜産経営のコスト削減

放牧や省力的な飼養技術（例：周年親子放牧）を活用することで、飼料費や労働費を最大4割削減できるという研究成果もある。

低コストで素牛を生産できることで、繁殖農家の経営も安定する。

③肉質の向上とブランド価値の強化

改良された素牛は、脂肪交雑（霜降り）や枝肉重量などの肉質が向上し、A5ランクなど高格付けの牛肉が増加。

地域ブランド牛（佐賀牛など）の品質向上につながり、消費者の信頼を獲得できる。

(3) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 事業目標（肥育素牛の県内自給率）の達成状況について（監査意見）

肥育素牛生産拡大支援事業は、繁殖雌牛の増頭や改良に対する取組を推進することにより、肉質や増体に優れた肥育素牛の確保・拡大を目的とする事業である。

県内における肥育素牛の確保・拡大により、①肥育牛の安定供給と価格の安定化、②畜産経営のコスト削減、③地域ブランド牛（佐賀牛）の品質向上などの効果が期待できる。

佐賀県が公表している「佐賀県『食』と『農』の振興計画2023」においては、肥育素牛の県内自給率を基準年度の2022年度の29.3%から2026年度には32.3%、2032年度には34.5%へと向上させる目標が設定されている。

県の個別施策としても、令和6年度から、新たに低コストで優良な子牛が生産できる技術に対する支援（受精卵移植推進費）、令和7年度から、増頭に係る対策の導入方法の拡充などを行っている。

しかしながら、近年の飼料価格の高騰等による生産費の上昇に加え、子牛価格の下落による繁殖経営の悪化により、農家の増頭意欲が低下したことから、肥育素牛生産頭数は減少し続けており、2024年度の自給率は基準年度よりも低い27.1%に下落している状況にある。

九州の肉用牛の主要産地県における肥育素牛の県内自給率（令和4年度）は長崎県150%、大分県145.6%、熊本県121.6%、宮崎県110.4%、鹿児島県95.1%である。佐賀県の近隣県の自給率が100%を超えて供給県になっていることで、佐賀県内の肥育素牛の生産拡大が容易ではないことも考えられる。

県としては、肥育素牛の生産者と協力し、繁殖経営の悪化に対応するためにどのよう

な対策が取れるのか、さらなる検討を行うとともに、そのための対策として当該補助金が、肥育素牛生産拡大支援事業の成果を上げるのに効果的な制度であるのか、補助金内容の再検討も行われたい。

② 繁殖牛農家等の経営環境の安定化に向けた佐賀牛輸出拡大について（監査意見）

下記要因により、繁殖牛農家等の収益性は悪化している。

- ・ 物価高による消費者の節約意識の高まりで、牛肉需要低下、黒毛和種の牛枝肉価格低迷により、肥育農家の経営状況が悪化。
- ・ 繁殖牛経営は、飼料価格、資材費高騰による生産費上昇、子牛価格急落による収入低下により、収益性が悪化。

また、上記要因以外では、高齢化や健康志向により、近年では霜降り離れが進んでいるとも言われている。脂身の少ない赤身肉が好まれる状況があるということである。

肥育農家及び繁殖牛農家は、何れも厳しい経営環境におかれている。足元の子牛価格は徐々に回復傾向ではあるが、今後も国内の物価が断続的に上昇するリスク（節約意識の持続）、人口減少、更なる高齢化等を考慮した場合は、国内の消費量があまり回復できず、高級品種である黒毛和種の牛枝肉価格、子牛価格の低迷が続くことも懸念される。

黒毛和牛の国内需要の中長期的な低迷リスクを考慮した場合には、肥育素牛の県内自給率上昇や佐賀牛生産基盤維持強化の施策を推進する前提として、国内需要低迷時の仕向け先を確保するために佐賀牛輸出の更なる増加を図り、需要と価格水準の安定化を図ることが極めて重要になるものと考えられる。安定化できず子牛価格の急落等が発生して繁殖牛農家の経営リスクが高まれば、一定額の助成を継続したとしても、肥育素牛の県内自給率上昇は難しいと考えられる。

県は、佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」を令和4年に整備し、輸出量の実績は令和元年度 63.7 トンから令和6年度 94.8 トンまで増加し、振興計画 2023 の中間目標（令和8年度）74 トン、終期目標（令和14年度）86 トンを既に達成しているが、それでも近年の国内の需要低迷、価格低下はカバーできていない状況と考えられる。

今後は、黒毛和牛の国内需要の中長期的な低迷リスクも考慮して、海外における市場開拓、ブランド力向上に更に注力し、輸出量目標値の大幅な引上げ等の検討も必要と考える。

17. 畜産基盤整備事業

(1) 事業の概要

事業目的	繁殖農家の規模拡大や飼養環境改善に必要な飼養施設等の整備により県産肥育素牛の生産拡大を図る。また、飼料作物の生産拡大と生産コストの低減を図る。これらの取組を通じて、「佐賀牛」の安定生産体制の構築を図る。																																										
事業内容等	<p>【肥育素牛生産拡大施設等整備事業（補助金） 決算額 7,673 千円】</p> <p>① 事業内容 県産肥育素牛の生産拡大を図るため、規模拡大等に必要な施設・機械等の整備及び施設の改築に対し助成する。</p> <p>② 開始年度：令和元年度</p> <p>③ 補助金交付先一覧</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金交付先</th> <th>事業主体</th> <th>総事業費</th> <th>補助対象事業費</th> <th>県費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">白石町</td> <td>三番組合</td> <td>4,763,000</td> <td>4,333,000</td> <td>1,443,000</td> </tr> <tr> <td>八の割和牛繁殖組合</td> <td>25,009,075</td> <td>22,735,523</td> <td>6,230,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>29,772,075</td> <td>27,068,523</td> <td>7,673,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【佐賀県産飼料増産総合対策事業（補助金） 決算額 14,150 千円】</p> <p>① 事業内容 自給飼料の生産・利用の拡大に要する機械の導入に対し助成する。また、畜産農家における自給飼料の生産・調整に係る負担を軽減する取組に対し助成する。</p> <p>② 開始年度：令和5年度</p> <p>③ 補助金交付先一覧</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金交付先</th> <th>事業主体</th> <th>総事業費</th> <th>補助対象事業費</th> <th>県費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小城市</td> <td>第三西道免小集団</td> <td>8,767,000</td> <td>3,453,000</td> <td>2,656,000</td> </tr> <tr> <td>唐津市</td> <td>唐津稲藁利用組合</td> <td>17,588,000</td> <td>9,593,000</td> <td>7,994,000</td> </tr> <tr> <td>石山草地組合</td> <td>石山草地組合</td> <td>11,761,200</td> <td>4,550,000</td> <td>3,500,000</td> </tr> </tbody> </table>				補助金交付先	事業主体	総事業費	補助対象事業費	県費	白石町	三番組合	4,763,000	4,333,000	1,443,000	八の割和牛繁殖組合	25,009,075	22,735,523	6,230,000	計		29,772,075	27,068,523	7,673,000	補助金交付先	事業主体	総事業費	補助対象事業費	県費	小城市	第三西道免小集団	8,767,000	3,453,000	2,656,000	唐津市	唐津稲藁利用組合	17,588,000	9,593,000	7,994,000	石山草地組合	石山草地組合	11,761,200	4,550,000	3,500,000
補助金交付先	事業主体	総事業費	補助対象事業費	県費																																							
白石町	三番組合	4,763,000	4,333,000	1,443,000																																							
	八の割和牛繁殖組合	25,009,075	22,735,523	6,230,000																																							
計		29,772,075	27,068,523	7,673,000																																							
補助金交付先	事業主体	総事業費	補助対象事業費	県費																																							
小城市	第三西道免小集団	8,767,000	3,453,000	2,656,000																																							
唐津市	唐津稲藁利用組合	17,588,000	9,593,000	7,994,000																																							
石山草地組合	石山草地組合	11,761,200	4,550,000	3,500,000																																							
担当部局	農林水産部 畜産課																																										
事業効果等	<p>・事業効果：肥育素牛生産拡大施設等整備事業については、牛舎新設等による繁殖雌牛の規模拡大や、機械等の導入による繁殖雌牛の生産性向上等により、肥育素牛の</p>																																										

生産頭数は着実に増加した。しかしながら、子牛価格の下落や飼料価格の高騰による繁殖農家の経営悪化に伴い、肥育素牛の生産頭数はR4から減少に転じた。

(H30:6, 421頭→R3:6, 638頭→R4:6, 436頭→R6:6, 120頭)。

佐賀県産飼料増産総合対策事業については、飼料生産関係機械の導入が進み、飼料作物作付面積は増加した。

・数値目標の達成状況：

肥育素牛の県内自給率 基準(R4)29.3%、現状(R6)27.1%、目標(R12)34.5%

自給飼料の作付面積 R3年度3,780ha、現状(R6)4,420ha、目標(R12)4,631ha

課題等

・現状と課題：繁殖経営の悪化により、農家は規模拡大のための施設整備等に取り組みにくい状況となっている。飼料生産については、輸入飼料の価格高騰を受けて飼料を自給する動きが盛んであり飼料作付面積は増加しているものの、近年主食用米の価格高騰が続いており、飼料用稲を主食用米に切り替える動きがあることから、令和7年度は飼料作付面積が大きく減少する見込み。

・今後の事業展開：建築費等が増加する中、規模拡大のための施設整備に係る費用を抑えることができるように、令和7年度から規模拡大に伴う施設等の改築についても補助対象とした。子牛価格も持ち直してきており、規模拡大意向を持つ農家も出てきていることから、本事業の活用を一層促進し、肥育素牛の生産拡大を図る。飼料生産については、近年主食用米の価格高騰が続いており、飼料用稲を主食用米に切り替える動きがあることから、状況を注視しながら、引き続き自給飼料の増産対策に取り組む。

事業費推移

単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	23,888	8,865	22,021
決算額	16,703	8,362	21,919

事業費財源

単位：千円

国庫	県	その他	合計
—	22,201	—	22,201

事業費内訳

単位：千円

費目	主な内容	決算額
補助金	施設機械の整備への補助	21,823
職員旅費	本課及び現地機関の職員旅費	35
需用費	ヒアリング資料	45

役務費その他	電話代	15
合計		21,919

(2) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 事業目標の達成状況について（監査意見）

畜産基盤整備事業は、繁殖農家の規模拡大や飼養環境改善に必要な飼養施設等の整備により県産肥育素牛の生産拡大を図ること、飼料作物の生産拡大と生産コストの低減を図ることにより、「佐賀牛」の安定生産体制の構築を目的とする事業である。

県内における肥育素牛の確保・拡大により、①肥育牛の安定供給と価格の安定化、②畜産経営のコスト削減、③地域ブランド牛（佐賀牛）の品質向上などの効果が期待できる。

佐賀県が公表している「佐賀県『食』と『農』の振興計画 2023」においては、肥育素牛の県内自給率を基準年度の 2022 年度の 29.3%から 2026 年度には 32.3%、2032 年には 34.5%へと向上させる目標が設定されている。

しかしながら、近年の飼料価格の高騰等による生産費の上昇に加え、子牛価格の下落による繁殖経営の悪化により、農家の増頭意欲が低下したことから、肥育素牛生産頭数は減少し続けており、2024 年度の自給率は基準年度よりも低い 27.1%に下落している状況にある。

九州の肉用牛の主要産地県における肥育素牛の県内自給率（令和 4 年度）は長崎県 150%、大分県 145.6%、熊本県 121.6%、宮崎県 110.4%、鹿児島県 95.1%である。佐賀県の近隣県の自給率が 100%を超えて供給県になっていることで、佐賀県内の肥育素牛の生産拡大が容易ではないことも考えられる。なお、佐賀県の農家の肥育素牛の主な県外調達先（令和 6 年度）は、長崎県 22%、鹿児島県 12%、宮崎県 9%などである。

県としては、肥育素牛の生産者と協力し、繁殖経営の悪化に対応するためにどのような対策が取れるのか、さらなる検討を行うとともに、そのための対策として当該補助金が、事業目的の成果を上げるのに効果的な制度であるのか、補助金内容の再検討も行われたい。

② 補助対象経費の定義について（監査意見）

佐賀県産飼料増産総合対策事業の県費補助金の算定方法について検討した。

例えば、「1 自給飼料生産・利用拡大対策」の「(7)高性能飼料作物収穫機」を導入する場合、佐賀県産飼料増産総合対策事業費補助金交付要綱によれば、補助率及び補助金限度額は「対象経費の5/6以内、または間接補助事業費の1/2以内のいずれか低い額とする。なお、1事業主体あたり12,000千円を補助限度とする。」と定められている。

対象経費については「間接補助事業者が自給飼料の生産・利用拡大を図るために必要な機械の導入に要する経費に対し、補助事業者が補助する場合における当該補助に要する経費」と交付要綱に規定されているが、間接補助事業費の定義に係る規定がなかった。

そこで間接補助事業費の定義についてヒアリングしたところ、総事業費の金額、本則課税事業者にあつては総事業費から消費税等を控除した金額とのことであった。また対象経費は県費補助金と市町村費を合計した金額とのことであった。

間接補助事業費は県補助金の算定根拠となる項目であるため、交付要綱に定義を記載することが望ましい。間接補助事業費が総事業費から消費税等を控除した金額であることが第三者でも分かるような簡潔な表現が望ましい。また対象経費も「県費補助金と市町村費を合計した金額」とのことであるが、「間接補助事業者が自給飼料の生産・利用拡大を図るために必要な機械の導入に要する経費に対し、補助事業者が補助する場合における当該補助に要する経費」では表現として分かりにくいので、「県費補助金と市町村費を合計した金額」であることが分かるような表現について検討されたい。

対象経費と間接補助事業費の定義については、佐賀県産飼料増産総合対策事業の交付要綱のみではなく、畜産整備事業を構成するもう一つの補助金事業である肥育素牛生産拡大施設等整備事業の交付要綱においても同様である。

③ 財産管理台帳の提出について（監査意見）

肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金交付要綱には（様式第6号）として財産管理台帳の様式が掲示されている。

財産処分の制限の対象となる財産を管理するための台帳であり、事業の内容（工種構造設置区分、施工場所又は設置場所、事業量など）、工期（着工年月日、竣工年月日）、総事業費、負担区分、耐用年数、処分制限年月日、処分の状況などを記載する台帳である。

当該補助金は施設・機械等の整備に要する経費を補助対象経費とする補助金であり、財産管理台帳の整備は必要である。

しかしながら、補助金交付要綱や実績報告書の様式において財産管理台帳の提出は求められておらず、令和7年3月27日に補助金交付先から提出された「令和6年度肥育素牛生産拡大施設等整備事業実績報告書」にも添付されていなかった。

なお、実績報告書によると事業の内容は細霧冷房システムと繁殖牛舎建設であり、財産管理台帳の作成が必要とされる事業内容となっている。

一方、畜産整備事業を構成するもう一つの補助金事業である佐賀県産飼料増産総合対策事業費補助金であるが、その交付要綱の（別紙4）にも財産管理台帳の様式が提示されている。当該補助金交付要綱の（様式3-1号）佐賀県産飼料増産総合対策事業実績報告書には（注3）として「財産管理台帳（別紙4）を添付すること。」とされており、補助金交付先の中から提出された実績報告書には財産管理台帳が添付されていた。

いずれの財産管理台帳も、記載内容は概ね同じ台帳である。

肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金は、施設・機械等の整備に要する経費を補助対象経費とする補助金であり、財産の工種構造設置区分、施工場所又は設置場所、処分制限年月を記載した財産管理台帳の整備は必須であり、佐賀県産飼料増産総合対策事業費補助金と同様に、交付要綱に定める実績報告書の様式において財産管理台帳が添付書類であることを明示し、実績報告書の添付書類として提出を求めることを検討された。

18. 乳用牛改良促進対策事業

(1) 事業の概要

事業目的	<p>高能力な乳用牛の外部導入や後継牛の確保、性判別精液の利用推進により、乳用牛群の改良を促進するとともに、簡易妊娠判定技術や繁殖検診の導入により繁殖成績を向上することで乳用牛1頭当たりの産乳量を増加し、県内生乳生産量の維持拡大を図る。</p>																		
事業内容等	<p>【佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業（補助金） 決算額 10,739 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>(1) 牛群改良の基礎となりうる能力を持つ乳用牛（ホルスタイン種に限る）を外部導入する経費に対して助成する。</p> <p>(2) 自家育成による後継牛の確保に対して助成する。</p> <p>(3) 高能力な乳用牛の性判別精液を購入する経費に対して助成する。</p> <p>(4) 簡易妊娠判定技術（乳汁検査）による早期の妊娠判定に要する経費に対して助成する。</p> <p>(5) 繁殖検診により繁殖成績を向上させるモデル的な取組に要する経費に対して助成する。</p> <p>② 開始年度：令和5年度</p> <p>③ 補助対象経費：</p> <p>(1) 定額：乳用種を妊娠している初任牛 70,000 円/頭 交雑種、和牛を妊娠している初任牛 35,000 円/頭</p> <p>(2) 定額：20,000 円/頭</p> <p>(3) 精液1本あたり 1,500 円を超える額の1/2以内</p> <p>(4) 検査経費の1/3以内</p> <p>(5) 繁殖検診経費の1/3以内</p> <p>④ 補助金交付先一覧</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業主体</th> <th style="width: 20%;">総事業費</th> <th style="width: 20%;">対象経費</th> <th style="width: 30%;">県費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さが酪農クラスター協議会</td> <td style="text-align: right;">43,722,550</td> <td style="text-align: right;">39,946,046</td> <td style="text-align: right;">8,519,871</td> </tr> <tr> <td>からつ酪農クラスター協議会</td> <td style="text-align: right;">5,747,780</td> <td style="text-align: right;">5,301,618</td> <td style="text-align: right;">2,219,179</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">49,470,330</td> <td style="text-align: right;">45,247,664</td> <td style="text-align: right;">10,739,050</td> </tr> </tbody> </table>			事業主体	総事業費	対象経費	県費	さが酪農クラスター協議会	43,722,550	39,946,046	8,519,871	からつ酪農クラスター協議会	5,747,780	5,301,618	2,219,179	計	49,470,330	45,247,664	10,739,050
事業主体	総事業費	対象経費	県費																
さが酪農クラスター協議会	43,722,550	39,946,046	8,519,871																
からつ酪農クラスター協議会	5,747,780	5,301,618	2,219,179																
計	49,470,330	45,247,664	10,739,050																
担当部局	農林水産部 畜産課																		
事業効果等																			

- ・事業効果：高能力な乳用牛の導入を実施した酪農家においては、経産牛1頭あたりの搾乳量は微増となった。(R4：7831.8 kg→R6：7835.2 kg)
※ここで使用している「経産牛1頭あたりの搾乳量」は、「事業を活用して高能力な乳用牛の導入を実施した酪農家の経産牛1頭あたりの搾乳量」である。
- ・数値目標の達成状況：－

課題等

- ・現状と課題：近年、乳価は安定してきたものの、佐賀県における経産牛の1頭当たりの年間乳量は、都府県平均と比較して309kg（佐賀県：7,969kg、都府県平均8,278kg）少ないため、佐賀県における1頭あたりの売上は低く推移している状況であり、酪農経営の改善のためには、乳量を増やす取組が必要である。乳業メーカー等からも生乳安定供給が求められているものの、農家の高齢化や後継者不足による飼養戸数・飼養頭数が減少している。
- ・今後の事業展開：本事業による支援を引き続き実施し、乳用牛群の改良を促進するとともに、乳用牛1頭当たりの産乳量を増加させることで、県内生乳生産量の維持拡大に取り組む。

事業費推移

単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	12,065	11,960	11,269
決算額	11,994	11,720	10,739

事業費財源

単位：千円

国庫	県	その他	合計
－	10,739	－	10,739

事業費内訳

単位：千円

費目	主な内容	決算額
補助金	乳用牛確保・改良促進の取組	10,739
	合計	10,379

(2) 佐賀県酪農・肉用牛生産近代化計画の目標と実績の推移

佐賀県酪農・肉用牛生産近代化計画（令和3年3月策定）によれば、生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の現状（平成30年度）、目標（令和12年度）は以下のとおりとなっている。

なお、以下の表では、当該計画値に令和4年度から令和6年度までの実績を追記している。

ここで掲示した「経産牛1頭当たり年間搾乳量」は、農林水産省の畜産統計（頭数）、牛乳乳製品統計（生乳生産量）を基に算出したものであり、具体的には、生乳生産量/ {(当年の経産牛飼養頭数+次年の経産牛飼養頭数) /2} *1,000 として算出されている。

また、「経産牛1頭あたりの搾乳量」は、県全体数値を示しているため、(2)事業の概要における「事業を活用して高能力な乳用牛の導入を実施した酪農家の経産牛1頭あたりの搾乳量」とは数値が異なっている。

	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当り年間搾乳量	生乳生産量
平成30年度(現状)	2,240頭	1,730頭	1,640頭	8,506kg	14,715t
令和4年度(実績)	2,140頭	1,740頭	1,650頭	8,512kg	13,576t
令和5年度(実績)	1,970頭	1,640頭	1,540頭	7,969kg	11,874t
令和6年度(実績)	1,830頭	1,540頭	1,440頭	8,023kg	11,553t
令和12年度(目標)	2,600頭	2,100頭	2,000頭	8,700kg	17,400t

(3) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。また以下の事項について意見を述べることとする。

① 誓約書の入手について（監査結果）

佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業のうち、「(3) 高能力な乳用牛の性判別精液を購入する経費に対して助成する。」事業については、「独立行政法人家畜改良センターの乳用牛評価報告による総合評価指数またはアメリカの体型能力指数やカナダの生涯収益指数等が20位以内の精液」を購入する場合、精液1本あたり1,500円を超える額の2分の1以内を補助することになっている。これは、高能力な乳用牛の精液と一般的な精液の購入価格の差額に対して助成し、後継牛改良を促進することを目的とした事業である。

当該事業の実施にあたり、佐賀県では「佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施計画」（もしくは変更計画）に、添付書類として精液利用誓約書（別紙D）を提出することを求めている。精液利用誓約書は、取組主体（実際の購入者）が事業実施主体（当該補助金の交付対象者で畜産クラスター協議会）へ提出する誓約書であり、「(3) 高能力な乳用牛の性判別精液を購入する経費に対して助成する。」事業を実施し、補助金の交付を受ける取組主体からは漏れなく入手する必要がある。

誓約内容は以下のとおりである。

「1. 事業で購入した精液は、必ず自ら所有する乳用牛又は農協から貸付けられた乳用

牛の種付けに利用し、利用実績簿により管理します。

2. 事業で購入した乳用牛精液を転売することはいたしません。」

しかしながら、さが酪農クラスター協議会から県に令和7年3月31日に提出された「佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施計画」変更の承認申請において、新たに1名が当該事業を利用する計画であったにも関わらず、当該1名から誓約書が入手されていなかった。当該1名は、実績報告書によると、変更計画通り5本の高能力な乳用牛の性別別精液を購入していた。

次に佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業のうち、「(1) 牛群改良の基礎となりうる能力を持つ乳用牛（ホルスタイン種に限る）を外部導入する経費に対して助成する。」事業については、高性能な乳用牛の外部導入1頭あたり70,000円が補助されることとなっている。

佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施要領第11条（外部導入した乳用牛の管理等）では、「補助対象として外部導入した乳用牛は次のとおり適正に管理するものとする。また、事業実施主体及び取組主体が農業協同組合の場合にあっては、酪農家に対して、次のとおり適正に管理することを求めるものとする。」として以下の2点を求めている。

- (1) 酪農家は夏場の猛暑対策や乳房炎など病気の発生防止のための衛生管理に努めること。
- (2) 酪農家は万一の事故又は疾病等に備えるため、原則として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済（死亡廃用共済）に確実に加入するものとする。

そこで当該事業の実施にあたり、佐賀県では「佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施計画」（もしくは変更計画）に、添付書類として「農業共済への加入に関する誓約書」（別紙E）を提出することを求めている。

「農業共済への加入に関する誓約書」は取組主体（酪農家）が事業実施主体（畜産クラスター協議会）に提出するもので、取組主体が「事業に参加するに当たり、導入に当たって農業保険法（昭和22年堀津第185号）に基づく家畜共済に加入することを誓約」するものである。

しかしながら、からつ酪農クラスター協議会とさが酪農クラスター協議会から県に令和7年3月31日に提出された「佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施計画」変更の承認申請において、それぞれ新たに1名ずつが当該事業を利用する計画であったにも関わらず、農業共済への加入に関する誓約書が入手されていなかった。当該2名は、実績報告書によると、変更計画通りそれぞれ1頭の高能力な乳用牛の外部導入を行っていた。

県としては、佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施要領に基づいて入手すべき誓約書については、もれなく入手されたい。

② 固定資産台帳の入手について（監査結果）

佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実施要領第13条の（乳用牛及び精液の利用状況の把握等）では、「取組主体は、この事業により外部導入した乳用牛について様式第8号により、財産管理台帳を整備し管理するものとする。」とされている。

また、佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金交付要綱では、様式第3号「佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実績報告書」の添付資料として財産管理台帳の写しを提出することとされている。

しかしながら、佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業の実績報告書には財産管理台帳が添付されていなかった。

佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金交付要綱第9条には、（財産処分の制限）が規定されている。乳用牛確保・改良促進対策事業により外部導入した乳用牛について財産処分制限期間を設け（乳幼牛の場合4年）、死亡・異動がないかを管理するための規定である。

財産管理台帳は、外部導入した乳用牛について、事業費、取得年月日、処分制限年月日、処分の状況、保管場所を記録する台帳であり、外部導入した乳用牛が適切に管理されているか、交付要綱第9条が規定する財産処分の制限が順守されているか、チェックするための台帳である。

県としては、取組主体が財産管理台帳を整備し管理することを徹底し、外部導入した乳用牛の管理が適切に行われているかを確認するため、実績報告書において財産管理台帳の写しを添付するよう補助金交付先に指導されたい。

③ 事業の目標と効果について（監査意見）

佐賀県酪農・肉用牛生産近代化計画（令和3年3月策定）によれば、平成30年度の経産牛頭数は1,640頭、経産牛1頭当たり年間搾乳量は8,506kg、生乳生産量は14,715tである。近代化計画では、令和12年度までに経産牛頭数を2,000頭、経産牛1頭当たり年間搾乳量を8,700kg、生乳生産量を17,400tに増やす計画である。

しかし、令和6年度の実績では経産牛頭数が1,440頭、経産牛1頭当たり年間搾乳量が8,023kg、生乳生産量が11,553tと平成30年よりも各数値は減少しており、近代化計画の目標達成に向けて、順調であるとは言い難い状況である。

当該補助事業を活用して高能力な乳用牛の導入を実施した酪農家の経産牛1頭あたりの搾乳量は令和4年度の7831.8kgから令和6年度は7835.2kgと増加しているものの、近代化計画の目標達成にはさらなる効果の発現が望まれる。

県としては、酪農家との意見交換により、当該補助事業について、より効果の発現が

可能となる事業内容について検討を進め、近代化計画の目標達成に向けて、さらなる事業の促進に務められたい。

④ 高能力な乳用牛の外部導入について（監査意見）

佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業のうち、「(1) 牛群改良の基礎となりうる能力を持つ乳用牛（ホルスタイン種に限る）を外部導入する経費に対して助成する。」事業については、「取組主体が、経営内の牛群改良の基礎となりうる能力を持つ高能力な乳用牛を購入するのに要する経費」を補助するもので、導入した乳用牛1頭あたり70,000円を補助する事業である。当該事業は、高能力な乳用牛の外部導入に対し定額助成し、乳用牛頭数を維持・拡大することを目的としている。

そこで実績報告書の添付資料として提出されている「支払を証する領収書等」を閲覧したところ、取組主体が同じ佐賀県の実績報告書から導入したもの（県内斡旋）と、取組主体が佐賀県外から導入したものが混在していた。さが酪農クラスター協議会においては、外部導入67頭のうち、3頭が、からつ酪農クラスター協議会においては外部導入8頭のうち、3頭が県内斡旋であった。

県外からの導入は、その地域にもよるが、10%程度の運搬費等がかかっており、県内斡旋よりも費用が掛かるものの、同じ県内の取引主体からの斡旋よりも、県外からの導入のほうが、佐賀県の「乳用牛頭数を維持・拡大」する効果が高い状況となっている。

佐賀県としては、「乳用牛頭数を維持・拡大」に苦慮している状況であるので、県内斡旋と県外からの導入とを一頭当たり同じ金額で補助するのではなく、補助金額を区別し、県外からの導入については運搬費等を考慮することなどを検討されたい。

19. 肉用牛改良資源施設運営費

(1) 事業の概要

事業目的	本県で作出した種雄牛の凍結精液を製造し、畜産農家へ安定的に供給する。		
事業内容等	<p>【肉用牛改良資源施設運営費（需用費等） 決算額 14,437 千円】</p> <p>①事業内容 種雄牛の所有者である佐賀県農業協同組合から委託を受け、佐賀県畜産試験場において種雄牛を飼養管理するとともに、凍結精液を製造し安定的に供給する。</p> <p>②契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日</p>		
担当部局	農林水産部 畜産課		
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果：種雄牛 14 頭を飼養管理、凍結精液を製造し要望のあった農家に 5,051 本を供給した。 ・数値目標の達成状況：凍結精液の要望のあった農家に安定供給できた。 <p style="text-align: center;">供給実績 R4：3,222 本 R5：5,823 本 R6：5,051 本</p>		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題：近年、県外産種雄牛の能力評価が高く、農家は県外産種雄牛の凍結精液を求める傾向にあり、県産種雄牛の凍結精液の供給は伸び悩んでいる。 H25～28 は年間 6,000 本程度を供給 H29～R4 は年間 2,000～4,000 本程度まで供給数は減少 ただし、県外産種雄牛の凍結精液は、県産種雄牛と比較して価格が高い上、供給が不安定で入手が難しい。県では、H30 より、牛の DNA 情報から精度の高い能力評価ができるゲノミック評価を活用した優秀な種雄牛の生産に取り組んでいる。この取組により最初に生産した「二尺玉」は R7 年 6 月に県産種雄牛に認定され、農家の評判が良く、現在では凍結精液の要望が大変多くなっている。また、「二尺玉」以降の若い種雄牛についても能力を期待する声が多い。畜産経営の安定・向上のためには、県産種雄牛の利用促進が課題である。 ・今後の事業展開：優秀な県産種雄牛の生産により凍結精液の利用促進を図るとともに凍結精液の要望増加に対応できるよう、本事業により牛舎規模に応じた頭数（最大 16 頭）を適切に飼養管理し、凍結精液の安定供給を図る。 		
事業費推移	単位：千円		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度

最終予算額	10,809	13,687	14,847
決算額	11,369	12,696	14,437
事業費財源			
			単位：千円
国庫	県	その他	合計
—	—	14,847	14,847
事業費内訳			
			単位：千円
費目	主な内容	決算額	
需用費	種雄牛の飼養管理および凍結精液の製造・供給	14,102	
役務費		36	
委託料		299	
	合計	14,437	

(2) 運営費積算内訳

需用費	品目	内訳	金額 (円)
	乾草	チモシー	4,598,000
	濃厚飼料	濃厚飼料	355,256
	飼料管理	飼料添加剤	1,924,780
	衛生対策費	治療薬、予防薬、消毒薬	426,858
	現場管理資材	安全靴、ブラシ、ホース、針金等	557,084
	凍結精液製造経費	ストロー、人口膣、凍結試薬、シュロマット	797,366
	液体窒素	液体窒素	4,149,698
	印刷	精液証明書	78,980
	プロパンガス	5,156 円×12 月	61,872
	ガソリン、灯油	1,973 円×12 月	23,676
	水道料	26,984 円×12 月	323,808
	電気料	85,333 円×12 月	1,023,996
需用費小計 (税込)			14,321,572
修繕費	維持修理費		231,488
修繕費小計 (税込)			231,488

役務費	し尿くみとり		40,155
役務費小計（税込）			40,155

委託料	医療廃棄物等処理	注射針、注射器、薬品瓶、スライドグラス等	251,348
委託料小計（税込）			251,348

合計は 14,844,563 円。それぞれを千円単位で切り上げて合計した 14,847 千円を当初受託金額としている。また、修繕費の決算額はゼロとなっているが、別予算で部品等を購入したとのことである。運営費には会計年度任用職員の報酬額 658,560 円も計上されているが、給与費として歳出計上されている。

(3) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 人件費の請求について（監査意見）

肉用牛改良資源施設運営費事業は、佐賀県農業協同組合から委託を受け、佐賀県畜産試験場において種雄牛を飼養管理するとともに、凍結精液を製造し安定的に供給することを目的とした事業である。

財源は佐賀県農業協同組合からの委託料であり、事業費には、肉用牛改良資源施設運営にかかる費用が計上されている。令和 6 年度肉用牛改良資源施設運営費積算資料によれば、需用費、修繕費、役務費、委託料、報酬額（人件費）が歳出されている。

しかしながら、佐賀県農業協同組合との契約において、契約金額の積算対象となっているのは需用費、修繕費、役務費、委託料のみであり、報酬額（人件費）が請求できていない。

平成 8 年に締結された覚書では、人件費として研究員 1 名、技術員 2 名とあり、委託料の積算に含まれていたが、平成 10 年に見直しを行い、平成 11 年度以降の受託費は凍結精液の販売実績を踏まえて毎年度協議することとなった。

平成 20 年度以降は年間 2,000～3,000 本の供給本数で推移し、平成 25～28 年度は県内肥育農家を中心に種雄牛「豊茂国」の評価が高まり年間 6,000 本を超えていたが、平成 29 年度に豊茂国の供給終了により供給本数が激減した。

現在は、凍結精液の販売実績が当初の想定より少ないことから（R3 年度 4,841 本、R4 年度 3,222 本、R5 年度 2,874 本）、県と J A で協議を行い、研究員・技術員の人件費は含まないこととされている。

なお、飼養を行っている佐賀県畜産試験場の人員は研究員 3 名・業務技術員 2 名・

会計年度任用職員 8 名とのことであり、このうち、肉用牛改良資源施設運営費事業にかかる人件費が請求できていないことになる。

県は、受託事業である肉用牛改良資源施設運営費事業に要している人件費を把握するとともに、優秀な種雄牛を導入・飼養することで販売実績の拡大を図り、人件費も請求できるように務められたい。

② 契約書における委託料の消費税記載について（監査意見）

県は、肉用牛改良資源施設運営費事業の実施にあたり、佐賀県農業協同組合と「佐賀県肉用中改良資源施設種雄牛使用管理等受託契約書」を締結している。

受託料は 14,847,000 円であるが、受託契約書では「受託料は金 14,847,000 円とする」と記載されているのみで、消費税及び地方消費税の金額が不明である。

佐賀県農業協同組合に対する納入通知書兼領収証書を見ると、14,847,000 円は消費税等込みの金額であり、うち消費税等は 1,349,727 円であることが記載されている。

佐賀県の委託契約様式においても消費税等は委託料の下に（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）と記載することになっている。

「佐賀県肉用中改良資源施設種雄牛使用管理等受託契約書」においても消費税及び地方消費税の額を記載することが望ましい。

また、受託料の納付期限について定められていない。第 7 条の（受託料の納付方法）に、「乙は、受託料の納入については、前条に定める受託料を甲が別に発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに甲に納付しなければならない」と記載されているのみである。

令和 6 年度は令和 6 年 4 月 24 日に納入通知書を発送し、その 5 週間後の令和 6 年 5 月 29 日を納付期日としている。

受託期間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）の完了を待たずに、前払いで納入を受けているのであるから、契約書にも納付書の送付や支払の期限について記載することが望ましい。

20. 佐賀牛等輸出促進対策事業

(1) 事業の概要

事業目的	佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」からの佐賀牛等本県産牛肉の輸出を促進することにより畜産業の振興を図る。
事業内容等	<p>【佐賀牛等輸出促進対策事業（補助金） 決算額 88,921 千円】</p> <p>① 事業内容 佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」（運営者：一般社団法人佐賀県畜産公社）に対し、県が施策として進める佐賀牛等県産牛肉の輸出に対応するために必要となる取組に要する経費の一部を補助。 「技術力向上対策費」、「枝肉品質影響緩和対策費」、「検査対応費及び輸出認定取得経費」、「施設維持管理費」の4つの区分にて支援を実施。</p> <p>② 開始年度：令和4年度</p> <p>③ その他 当初予算においては、「枝肉品質影響緩和対策費」及び「施設維持管理費」については6か月分を措置。2月補正予算において、年度前半の執行状況と今後の見込を踏まえ、所要額を増額措置。</p>
担当部局	農林水産部 畜産課
事業効果等	<p>・事業効果： 令和5年12月に米国向け輸出施設に認定、令和6年7月から米国向け輸出を開始。 令和6年7月にタイ向け輸出施設に認定、同年9月からタイ向け輸出を開始。 令和7年5月にシンガポール向け輸出施設に認定、同年9月からシンガポール向け輸出を開始。 令和7年6月に台湾向け輸出施設に認定、同年同月から台湾向け輸出を開始。</p> <p>・数値目標の達成状況：佐賀牛等本県産牛肉の輸出量 現状（令和6年度）25トン、目標（令和8年度）97トン</p>
課題等	<p>・現状と課題：令和6年7月から輸出を開始し、輸出先国、輸出量ともに順調に伸びてきている。</p> <p>・今後の事業展開：本事業による支援を引き続き実施し、KAKEHASHIからの輸出拡大を図る。</p>

事業費推移		単位：千円		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
最終予算額	12,254	90,143	94,161	
決算額	7,956	87,724	88,921	

事業費財源		単位：千円		
国庫	県	その他	合計	
—	88,921	—	88,921	

事業費内訳		単位：千円	
費目	主な内容	決算額	
職員旅費	輸出認定の打合せや厚生局査察に係る出張旅費	96	
需用費	資料印刷費や厚生局査察等に要する資材購入費	100	
補助金	佐賀牛等県産牛肉の輸出に対応するために必要となる取組に要する経費の一部を補助	88,724	
	合計	88,921	

※一般社団法人佐賀県畜産公社は、佐賀県の出資団体であり、昭和56年（1981年）1月に食肉流通の合理化と良質で安全な食肉の安定供給を目的として、県、市町、農業団体等の出資により設立された。

※佐賀県高性能食肉センターKAKEHASHI（かけはし）は、一般社団法人佐賀県畜産公社が運営する高度な衛生管理体制や海外輸出機能を備えた食肉処理施設である。本格稼働は令和5年（2023年）6月。

(2) 県費補助金の内訳

(単位：円)

区分	事業費	県費補助金
技術力向上の支援に要する経費	4,316,062	4,278,000
枝肉品質への影響緩和の取組に要する経費	63,439,104	25,393,000
新たに必要となる検査実施及び輸出認定取得にかかる経費	4,570,975	4,159,000
輸出対応型牛処理施設の稼働に伴う掛かり増し経費	119,695,839	54,894,000
計	192,021,980	88,724,000

(3) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 輸出分に対する枝肉品質影響緩和対策費について（監査意見）

＜懸垂方式への変更による血斑の増加＞

「牛肉の血斑を低減する技術マニュアル [牛のと畜・解体技術の改善について]」（改訂版、令和7年3月、対米輸出牛肉血斑低減フォローアップ推進委員会編、公益財団法人日本食肉生産技術開発センター発行）には、以下の通り記載されている。

- ・米国へ牛肉を輸出すると畜場及び食肉処理施設は、「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」（以下「対米輸出要綱」という。）に基づき、とさつ・解体等を行う必要がある。対米輸出要綱では、と畜時に牛を吊り下げた状態でスティッキングすること（以下「懸垂方式」という。）が求められており、これに伴って米国向け輸出牛肉の認定食肉処理施設（以下「対米輸出施設」という。）では従来の横臥方式より血斑発生が増加した。
- ・血斑の発生はわが国だけでなく、欧米諸国においても問題視されている。しかし、欧米では食卓には焼いた塊の肉が並ぶだけで、わが国のように明るい照明の食卓に薄い精肉が並ぶことはなく、血斑は精肉の見栄えを重視するわが国で特に重要な問題であるといえよう。
- ・表2は2021年～2024年における品種別の対米輸出施設とその他の施設のシミ発生率を比較したものである。黒毛和種の血斑発生率は対米施設で3.3～2.9%となっており、それ以外の施設では0.4～0.5%となった。血斑発生率は、未だ対米施設で高いものの、2017年～2019年に比べると明らかな減少がみられる。本マニュアルの第一版の発行は2021年3月であり、その後の減少は、マニュアル第一版及び各輸出施設における血斑低減の取組みの効果とみられる。
- ・図3は、対米輸出処理施設ごとの黒毛和種における血斑発生率の違いをみたものである。依然、血斑発生率には処理場間に大きな違いが認められるが、マニュアル発行後の2024年現時点では発生率は全般に抑制されており、特に発生率の高い市場で顕著である。なお、遺伝的な違い等の生体による血斑発生要因があるにせよ、これらのデータは各処理場においてと畜処理工程は同様であるものの、と畜処理の具体的方法（牛へのストレス、スタニング（気絶）～スティッキング（喉刺し）の時間など。詳細は後述）に違いがあり、そのことが血斑発生率を大きく変化させていることをうかがわせる。

※上記の表2及び図3は、本報告書では掲載省略。

＜本事業の枝肉品質影響緩和対策費＞

米国に輸出している KAKEHASHI においても、対米輸出要綱に基づきと畜処理を懸垂方

式で行っているため、血斑が増加している。なお、輸出認定取得以前は、日本国内向けは横臥方式により処理されていたが、認定取得後は、日本国内向けも懸垂方式で処理されるため、国内向けも同様に血斑が増加している。

横臥方式から懸垂方式への変更に伴い血斑が増加すると、牛枝肉の取引価格は下落することになる。本事業の枝肉品質影響緩和対策費は、農家所得への影響緩和及び出荷頭数確保を図るために、出荷した牛の枝肉に血斑が発生した畜産農家に対して KAKEHASHI が損失額の 40%を補填するに際して、その補填費を県が KAKEHASHI に補助するものである。令和 6 年度実績額は、事業費 63 百万円（枝肉価格下落額相当）、補助金 25 百万円（補填率 40%）であり、残りの 60%相当は畜産農家の損失（畜産農家が JA との事故共済制度に加入していれば保険の対象）となっている。

<補助金による補填対象>

上記マニュアルでは、「欧米では食卓には焼いた塊の肉が並ぶだけで、わが国のように明るい照明の食卓に薄い精肉が並ぶことはなく、血斑は精肉の見栄えを重視するわが国で特に重要な問題であるといえよう。」とは記載されているが、本事業の補填対象は、血斑が発生した全ての牛枝肉の取引価格下落額相当であり、輸出分も含まれている。この点に関して、輸出分も補填対象に含める補助金制度が一般的か否かについて県に確認したところ、「食肉処理施設は公設公営から民設民営まで多種多様なことから、補填の方法は一律ではありません。輸出分を補填の対象外とされているかどうかは把握していませんが、輸出向けであっても価格への影響があるということは承知しています。」との回答であった。

何れにしても、仮に輸出先国での取引価格が血斑の有無に影響を受けないのであれば、該当国への輸出分については、基本的には補填は不要と考えられる。また、食肉処理施設から出荷する段階で輸出先国が確定している枝肉もあろうし、牛の個体識別番号等により事後的にも輸出先国を確認できると思われるため、輸出分を把握することは可能と考えられる。

以上より、まずは、輸出認定施設がある他自治体における補助金制度を調査したうえで、輸出分の補填の可否について再検討することが必要と考える。

② 血斑発生率の改善について（監査意見）

枝肉品質影響緩和対策費の令和 6 年度事業費は 63 百万円であった。これは、瑕疵である血斑が発生したことによる枝肉価格下落額の総額であるが、以下の計算要素に分解できる（県は当該計算式により当初予算額等を算出）。

枝肉価格下落額の総額

$$\begin{aligned} &= \text{と畜頭数 (頭)} \times \text{血斑発生率 (\%)} \times \text{血斑発生枝肉の平均重量 (kg/頭)} \\ &\quad \times \text{枝肉価格下落額 (円/kg)} \end{aligned}$$

計算要素の実績については、令和6年度では血斑発生率 2.96%、枝肉価格下落額は 924 円/kgであったが、令和7年4月～11月（8ヶ月）では血斑発生率 3.50%、枝肉価格下落額は 950 円/kgとなり、悪化している。このような状況を受けて、KAKEHASHI では令和7年11月に外部専門家を招聘して、と畜作業の改善に向けた指導を受けている。

血斑発生率の現状の改善目標は 2.5%とされている。KAKEHASHI は、佐賀牛の輸出拡大に向けて令和5年6月に本格稼働を開始した施設であり、まだ本格稼働開始後間もないため、試行錯誤しながら改善を重ねている状況と考えられるが、定期的な外部専門家の招聘や監査意見①で述べた「牛肉の血斑を低減する技術マニュアル」等を参考にして、先ずは早期に目標である 2.5%が達成されることが望まれる。

また、当該マニュアルのデータでは、国内の対米輸出処理施設の黒毛和種に関する令和6年度の血斑発生率は、16施設平均として 2.88%と示されているが、分布状況を見ると 1%以下が 5施設、1%～2%が 4施設、2%～4%が 4施設（KAKEHASHI を含む）、4%以上が 3施設となっており、施設間の差異が大きい。当該マニュアルにおいても、「依然、処理場間に大きな違いがみとめられ」、「遺伝的な違い等の生体による血斑発生要因があるにせよ、これらのデータは各処理場においてと畜処理工程は同様であるものの、と畜処理の具体的方法（牛へのストレス、スタンニング（気絶）～スティッキング（喉刺し）の時間など。詳細は後述）に違いがあり、そのことが血斑発生率を大きく変化させていることをうかがわせる。」と記載されている。

16施設中5施設が 1%以下の水準となっているが、仮に KAKEHASHI が令和6年度の 2.96%から 1%まで低下できれば、事業費は約 66%減少することになる。現状の目標である 2.5%を早期に達成した後は、更なる改善が図られることが望まれる。

③ 枝肉品質影響緩和対策費の実績報告書について（監査意見）

監査意見①に記載した通り、枝肉品質影響緩和対策費は、出荷した牛の枝肉に血斑が発生した畜産農家に対して KAKEHASHI が補填を行うに際して、その補填費を県が KAKEHASHI に補助するものである。

KAKEHASHI を運営している一般社団法人佐賀県畜産公社が県に提出している実績報告書には、補填額の月次発生額は記載されているが、監査意見②で示した血斑発生率や枝肉価格下落額（円/kg）は記載されていなかった。血斑はと畜処理後に判明する瑕疵の一つであり、本来は、瑕疵の発生状況として血斑発生率や枝肉価格下落額（円/kg）も実績報告がなされるべきものと考えられる。

県は、毎月開催される補填申請に係る裁定委員会に出席して審議しているため、詳細は把握しているとしているが、実績報告書においても血斑発生率や枝肉価格下落額等の重要な情報は改めて総括的に報告がなされるべきものとする。

④ 佐賀牛等輸出促進対策事業（補助金）の目標設定について（監査意見）

県は当該事業の数値目標として、佐賀牛等本県産牛肉の輸出量を設定している。現状（令和6年度）は25トン、令和8年度の目標は97トンとのことであった。

しかしながら、目標は輸出金額や経済的効果など金額でも設定することが望ましい。補助金の効果について検討、検証するためには、トン数のみでは分かりにくいためである。

金額の目標としては、輸出額が考えられるが、輸出するかどうかは民間業者の判断（すべてが輸出されるわけではない）であり、民間業者の協力が必要であるとのことであった。また、KAKEHASHIからの出荷金額などが目標になりえないか質問したが、こちらもKAKEHASHIは牛処理の受託料が主な収入であって、出荷売上などではないため出荷金額も目標とするのは難しいとのことであった。

農林水産省が公表している「2024年農林水産物・食品の輸出実績」によれば、2024年の牛肉の輸出実績は、10,826トン、643.8億円であった。1トンあたりの輸出額は5,988千円となるため、25トンであれば149,709千円、97トンであれば580,871千円の輸出額を推計することは可能である。ただし、数値が全国平均であることや加工品も含まれることから、当該事業の数値目標として適切な金額的指標の設定が望ましい。

県としては、補助金事業の目標として、トン数に加えて適切な金額的目標を設定することが出来ないか、トン数を把握すると同時に金額についても把握することが出来ないか、検討されたい。

⑤ 変更申請による人件費の補助について（監査意見）

佐賀牛等輸出促進対策事業は、KAKEHASHIを運営する佐賀県畜産公社の①技術力向上の支援に要する経費、②枝肉品質への影響緩和の取組に要する経費、③新たに必要となる検査の実施及び輸出認定の取得にかかる経費、④輸出対応型牛処理施設の稼働に伴う掛かり増し経費を補助する事業である。

そのうち、①技術力向上の支援に要する経費は、「交付決定年度期間内における技術力向上の支援に要する経費」であり、補助率は10分の10以内である。

令和6年4月18日に提出された令和6年度佐賀牛輸出促進対策事業費補助金交付申請書によれば、「各輸出先国の要件に対応するため、牛のと畜解体処理、部分肉処理、アニマルウェルフェアに沿った牛の取り扱い、輸出関連事務及び検査関連手技を学ぶため、既に輸出に取り組まれている食肉処理施設に職員を派遣し、技術を習得させる」として、4つの研修先に職員を派遣することが計画されていた。具体的には、イ)宮崎県都城市に延べ60名、ロ)熊本県菊池市に延べ70名、ハ)大分県豊後大野市に延べ20名、ニ)岐阜県高山市に延べ8名が派遣され、計画事業費は2,226千円であった。

しかし、令和7年3月18日の令和6年度佐賀牛等輸出促進対策事業費補助金変更承認申請書において、イ) 宮崎県都城市に延べ6名、ロ) 熊本県菊池市に延べ3名、ハ) 大分県豊後大野市に延べ1名、二) 岐阜県高山市に延べ1名の派遣に変更され、ハ) と二) については職員ではなく役員の派遣に変更されていた。

さらに新規事業内容として、ホ) 輸出カットに対応した指導員の雇用に関する経費が「給与手当他×12か月分」追加され、①技術向上の支援に要する経費は4,278千円に変更されていた。補助率は10/10であるため、県費補助金も同額に変更されていた。

まず、①技術向上の支援に要する経費について、大幅に事業内容が変更されているにも関わらず、その理由が変更後事業計画の概要に記載されていなかった。記載内容は先に既述した交付申請書と同じ文言であった。

「職員を派遣し、技術を習得させる」事業が、延べ158名の派遣から延べ11名の派遣に変更されているが、大幅に事業内容が変更される場合には、「変更後事業計画の概要」に変更の理由についても記載すべきである。

また、ホ) 輸出カットに対応した指導員の雇用に関する経費が「給与手当他×12か月分」追加されているが、当該補助事業の事業完了年月日は令和7年3月31日である。対象となる職員は令和6年4月より業務を開始していたとのことであったので、令和7年3月18日の変更申請で、令和6年4月から令和7年3月までの12か月分の人件費を申請するのでは変更申請を遅延していると言わざるを得ない。

県としては速やかな変更申請を行うように指導されたい。

【農山村課】

21. さが農村のよさ発掘・醸成事業

(1) 事業の概要

事業目的	農村地域に存在する棚田等の農地やクリーク等の土地改良施設の持つ県土保全機能や文化・景観としての役割を十分に発揮させ、佐賀の農村空間が持つ良さや潜在的な魅力を引き出すことで、豊かで住みよい農村づくりを行う。
事業内容等	<p>【さが農村のよさ発掘・醸成事業（補助金、その他） 決算額 15,547 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>■農村地域を対象とした事業</p> <ul style="list-style-type: none">○保全推進事業 県外の研修会への参加や推進委員会の開催等により効果的な事業推進を図る。○広報啓発事業<ul style="list-style-type: none">・ふるさと「さが」水と土探険支援事業・佐賀「農業・農村」探検隊 小学生の親子を対象に身近にある農地や土地改良施設などを活用し、さまざまな農業体験や施設見学等を行うことで、地域環境に対する理解やふるさとへの愛着を深めるための活動を支援する。（18 地区）・さが農村フォトコンテスト 農村の豊かな自然環境や景観、農地、土地改良施設等、身近な存在で日頃見過ごされている佐賀特有の農村景観や伝統文化、人の働き等を再発見し、農業・農村が持つ多面的機能に対する意識醸成を図る。・啓発推進情報整備 全国の農村振興の状況を知り、佐賀県の活動に活かしてもらうために、全国の農業・農村の情報が掲載されている情報誌を各農林事務所、ふるさと水と土指導員に配布する。 <p>■棚田地域を対象とした事業</p> <ul style="list-style-type: none">○保全ネットワーク推進事業<ul style="list-style-type: none">・広報啓発活動 棚田保全に対する県民の意識醸成を図ると共に都市住民との交流を促進するため、佐賀新聞「Fit ECRU」への掲載を実施する。・推進指導・研修 全国棚田サミットの参加や棚田保全研修会等を行い、効果的な事業推進や棚田保全支援体制づくりの検討を行う。○保全活動支援事業

- ・ 棚田ボランティア支援事業
棚田地域の活性化を目的とした棚田ボランティアにおいて、企業等ボランティアと棚田地域が共同で行う保全活動に対して支援する。(棚田ボランティア実施地区数：6 地域 6 協定)
- ・ 指定棚田地域保全活動支援事業
指定棚田地域振興法に基づく指定棚田地域において、棚田の持つ多面的機能の持続的な発揮のため、棚田保全を行う地域住民組織の活動を支援 (10 地区)

② 開始年度：平成 15 年度

担当部局 農林水産部 農山村課

事業効果等

・ 事業効果：農業・農村の持つ役割への県民意識の醸成により、地域住民活動が継続され、農地や土地改良施設の適切な維持保全が図られている。

・ 数値目標の達成状況：

成果目標	指標	目標値	R6 実績
①地域リーダーの育成	37 人	ふるさと水と土指導員の育成全市町 1 人以上	30 人
②農村地域の多面的機能の広報・啓発の実施	2 回	棚田展やさが「農業・農村」探検隊等へのアンケート調査年間 2 回	2 回
③棚田の広報・啓発の実施	4,000 回	さが棚田ネットワーク公式サイト年間アクセス数 年間 4,000 回	2,278 回
④子供たちの体験学習	15 地区	ふるさと「さが」水と土探検支援事業実施地区 15 地区	17 地区
⑤住民活動の支援	10 地区	指定棚田地域における住民組織が行う保全活動等の取組地区 年間 10 地区	10 地区
⑥棚田の保全活動	2 協定	棚田地域と企業等との新規ボランティア協定数 年間 2 協定	1 協定

課題等

・ 現状と課題：地域のリーダー（ふるさと水と土指導員）が高齢になり、代替わりの時期になっている。後任をどう確保していくのかが課題で、ふるさと水と土指導員が 1 名もいない市町（武雄市、白石町、太良町）がある。

・ 今後の事業展開：ふるさと水と土指導員の活動について、市町へも情報共有を行い、市町と連携した指導員の確保を行う。

事業費推移

単位：千円

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
最終予算額	18,350	18,380	16,578
決算額	17,796	17,134	15,547

事業費財源		単位：千円	
国庫	県	その他	合計
—	15,547	—	15,547

事業費内訳		単位：千円	
費目	主な内容	決算額	
負担補助交付金	指定棚田地域保全活動支援事業	7,343	
委託料	さが農村フォトコンテスト委託費	3,419	
需用費その他	ふるさと「さが」水と土探検支援事業資材費	1,114	
報償費	ふるさと「さが」水と土探検支援事業講師謝金	1,048	
使用料賃借料	ふるさと「さが」水と土探検支援事業バス借上げ料	1,037	
その他		1,586	
合計			15,547

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 「ふるさと水と土指導員」の育成について（監査意見）

本事業では「地域リーダーの育成」を成果目標として設定しており、目標値としては「ふるさと水と土指導員の育成、全市町1人以上、計37人」とされているが、実績値は、令和5年度36人に対して令和6年度は30人まで減少している。

指導員の高齢化等により代替わりの時期を迎えているとのことであるが、指導員が一人もいない市町（武雄市、白石町、太良町）もあり、該当地域では「ふるさと「さが」水と土探検支援事業」として開催される諸活動（農業体験、歴史探訪等）が限定されるなどの状況が生じている。

県は、各市町と連携して、早期に指導員の確保、育成を図ることが必要と考える。

② 1者応募による企画コンペについて（監査意見）

「令和6年度 写真を使った佐賀農村の魅力発見業務」（委託事業）は、企画コンペ方式により事業者を選定しているが、1者応募による契約者選定であり望ましくない。

今後は、外部ホームページ、対象事業の業界団体の情報公開ツールなども含めた周知等により、複数応募者を得ることで、企画コンペの審査基準である企画提案能力、業務遂行能力に関する競争性を確保するための改善が必要と考える。

なお、県によれば、令和6年度はSAGA2024国スポの開催により、応募者が集まらなかったとのことであった。

22. 多面的機能支払交付金事業

(1) 事業の概要

事業目的	農村地域では、高齢化や人口減少等による集落機能の低下に伴い、農地や農業用施設の保安全管理に支障を来していることから、農地や水路等の保全や施設の長寿命化に向けて、農業者等による組織が取り組む共同活動に対して支援を行うことにより、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。
事業内容等	<p>【多面的機能支払交付金事業（補助金） 決算額 1,923,221 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>○ 支援交付金（国庫 2/4、県 1/4、市町 1/4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地維持支払 〈3,000 円(田) 2,000 円(畑) 250 円(草地) 【10a 当】〉 農業者のみ又は農業者等で構成する活動組織が取り組む、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動等を支援 ・ 資源向上支払（共同） 〈2,400 円（田） 1,440 円(畑) 240 円(草地) 【10a 当】〉 農業者及び地域住民等で構成する活動組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援 ・ 資源向上支払（長寿命化） 〈4,400 円（田） 2,000 円(畑) 400 円(草地) 【10a 当】〉 農業者のみ又は農業者等で構成する活動組織が取り組む、農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動に対する支援 <p>○ 推進交付金（国庫 10/10）</p> <p>県、市町、佐賀県農地・水多面的機能推進協議会が行う活動組織等への指導、助言及び実施状況の確認など</p> <p>② 開始年度：平成 26 年度</p> <p>【さが園芸 888 推進地域支援事業（補助金） 決算額 268 千円】（県 3/4、市町 1/4）</p> <p>① 事業内容</p> <p>多面的機能支払交付金において、「園芸産地 888 計画」に基づき田に園芸団地を造成し、地目変更（田→畑）を行うことにより減額となる交付金を本事業により交付</p> <p>② 開始年度：令和 3 年度</p> <p>【田んぼダム推進事業（補助金） 決算額 52,039 千円】（県 10/10）</p> <p>① 事業内容</p> <p>令和元年及び令和 3 年の豪雨等により被災した地域の浸水被害を軽減するため、田</p>

んぼダムの拡大や定着に向けた活動組織等の取組を後押しするための協力金を交付
 ・ 田んぼダム導入協力金の交付 2,000 円/10a

② 開始年度：令和4年度

担当部局 農林水産部 農山村課

事業効果等

- ・ 事業効果：地域ぐるみの共同活動が継続され、農地や農業用施設の適切な維持保全が図られている。
- ・ 数値目標の達成状況：多面的機能支払交付金により適正に保全管理を行う取組割合（県内農用地に対する取組面積率）は、R6年度67%であり、目標を達成している。
 【基準年（R4）：67%、目標（R14）：67%】

課題等

- ・ 現状と課題：農村地域では、高齢化や人口減少等による集落機能の低下に伴い、農業水利施設等の保全管理に対する加重感が増加していることから、本制度の活用による地域ぐるみの共同活動の継続が重要である。
- ・ 今後の事業展開：活動組織へのヒヤリングを踏まえ地域の活動実態を見える化（カルテ化）し、人口減少下で活動が継続できるよう、課題把握と対策（事務の合理化、集落内での話し合いの充実など）を市町・推進組織と連携して取り組んでいく。

事業費推移 単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	2,017,440	1,999,084	1,975,639
決算額	2,015,335	1,994,936	1,975,528

事業費財源 単位：千円

国庫	県	その他	合計
1,293,904	681,624	—	1,975,528

事業費内訳 単位：千円

費目	主な内容	決算額
補助金	活動組織への支援交付金、推進交付金 等	1,975,528
	合計	1,975,528

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 農業水利施設更新等に関する成果指標について（監査意見）

<多面的機能支払交付金の区分>

多面的機能支払交付金（国2/4、県1/4、市町1/4）には、以下の区分がある。

- ・農地維持支払：水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動等を支援
- ・資源向上支払（共同活動）：水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援
- ・資源向上支払（長寿命化）：農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動に対する支援

<振興計画2023の成果指標（農地維持支払の取組面積割合）>

「佐賀県『食』と『農』の振興計画2023」では、成果指標の一つとして、「多面的機能支払制度により適正に保全管理を行う取組割合（農振農用地に対する取組面積率）」を設定しており、実績（令和4年度）67%に対して、目標（令和14年度）も同値としている。なお、成果指標は、上記区分のうち農地維持支払の取組面積割合とされている。

国の「多面的機能支払交付金の施策の評価」によれば、全国における農地維持支払の取組面積は着実に毎年増加しているが、佐賀県の10年後の目標値は実績と同値とされている。これは、県内の圃場整備実施地区の田の取組面積割合は既に95%と高く、田畑全体でも全国6位の水準にあり、今後は農村地域の高齢化、過疎化等が進行し集落機能が低下する恐れがある中で、まずは現状を維持することを目標に設定しているとのことであった。

<全国よりも施設老朽化が進んでいる状況>

県の「多面的機能支払に関する検討会」資料には、「佐賀県は全国に先駆けて圃場整備などの生産基盤の整備を行ったことにより、施設老朽化が進んでいる」ため、資源向上支払（長寿命化）の取組面積が全国平均よりも大きいことが示されている（取組面積割合ではなく、面積値の比較）。

また、振興計画2023では、現状の問題点として、農業水利施設が更新時期をむかえる一方で、就農者の高齢化・減少が進み、その結果、農業水利施設等を管理する土地改良区の経営等も弱体化しており、施設維持管理に対する負担感が増加していることが認識されている。

その様な中で、将来（就農者減少、農地集約等）を見据えた農業水利施設の効率的な再編整備や土地改良区の運営体制強化が重要課題となっている。高齢化に伴う就農者減少に歩調を合わせて、国庫等を活用した農地のゾーニング、集約化等の基盤整備が推

進されて行くことになると思われるが、そこには更に運営体制を強化した土地改良区等による農業水利施設の更新・維持が必要となる訳である。そのため、県は、土地改良区の体制強化に向けて、先ずは、令和5年度から令和6年度に掛けて、各土地改良区の施設更新費用実績、施設更新・補修計画、施設更新積立の状況を中心に経営診断及び巡回指導を実施している。

<資源向上支払（長寿命化）の取組面積（割合）>

振興計画2023では、「快適で安全・安心な農村づくり」に関する成果指標として、農地維持支払の取組面積割合が設定されているが、他自治体よりも施設老朽化が進み、施設更新の必要性が高まっている状況を考慮すれば、資源向上支払（長寿命化）の取組面積（割合）も成果指標に設定する必要があるものと考えられる。

また、「地域の営農ビジョンを実現する基盤整備の推進」に関する成果指標として、「農地・農業水利施設の効率的な活用に取組む地区数（累計）」（実績（令和4年度）19地区、目標（令和14年度）83地区）が設定されている。これは、農地集積・集約、水利施設更新・再編などを含む概念であるが、このうち施設更新に関する具体的かつ明示的な成果指標としては、資源向上支払（長寿命化）の取組面積（割合）が重視されるべきであろう。

振興計画の次回見直し時には、土地改良区の施設更新計画等に基づき、成果指標として資源向上支払（長寿命化）の取組面積（割合）も設定して、更新の遅れを防止し、効率的かつ計画的な施設更新が実施される様に事業推進が図られることが望まれる。

② 「多面的機能支払に関する検討会」の議事録公表について（監査意見）

国は、「多面的機能支払交付金の施策の評価」を令和6年8月に公表しているが、公表に際しては、以下の様に記しており、「国民の理解の増進に努めることが必要」としている。

多面的機能支払交付金の実施に当たっては、本交付金の取組状況の点検や効果の評価等を実施するなど、地域資源の適切な保全管理に資する活動に関して、国民の理解の増進に努めることが必要です。

このため、本交付金が計画的かつ効果的に実施されるように、有識者による第三者委員会を設置して取組実績や各種調整結果を同委員会に報告し、本交付金の実施に係る助言をいただいていたところでした。

本交付金は、国が取りまとめた交付状況の点検結果及び効果の評価に加え、都道府県が取りまとめた共同活動の実施状況の点検結果及び活動組織の取組の評価も踏まえ、交付状況の点検及び効果の評価を行いました。

また、「多面的機能支払交付金実施要綱」（農林水産省通知）においても、「本交付金による取組の推進に当たっては、地域の農業者を中心に、地域住民や都市住民等のでき

るだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、(中略)国民の理解の増進に努める必要がある。」と記載されている。

国の施策評価の前提として各都道府県でも第三者委員会による施策評価がなされているが、中には第三者委員会の議事録を公表している自治体もある(北海道、秋田県、新潟県、静岡県など)。

佐賀県も「多面的機能支払に関する検討会」と題した第三者委員会を公開型(傍聴者定員2人)で毎年開催しているが、議事録は公表していない。公表されている他自治体の議事録、そして本監査で提示を受けた佐賀県の議事録を閲覧したが、各自治体が抱える課題、各種取組、効果などが記載されており、本交付金事業に関する各都道府県民の理解の増進に繋がる情報が示されているものと認識した。例えば、佐賀県の議事録では、広域化のデメリット、推進組織と活動組織の関係性希薄化などの問題が示されていた。また、他自治体の議事録では、農地集約、大規模化の推進に伴い地域外の農業法人等が耕作するケースも増えるが、法人等が多面活動に非参加となればトラブルに繋がり、行政や土地改良区が仲介に入る状況もあり、周辺の草刈や施設管理を法人参入の条件にすることを提案などが記載されていた。これから法人参入推進事業に注力する佐賀県としても同様の課題を抱える可能性もあり、有用な情報と思われる。

本交付金事業の令和6年度決算額は2,552百万円(国、県、市町)であるが、県も25%を負担している。今後は、地域農業者、地域住民、都市住民も含めた佐賀県民全体の理解の更なる増進を図るために、「多面的機能支払に関する検討会」の議事録を公表することを検討して頂きたいと考える。

③ さが園芸推進地域支援事業の要否について(監査意見)

さが園芸推進地域支援事業は、「園芸産地888計画」に基づき田に園芸団地を造成して地目変更(田→畑)を行うことにより、多面的機能支払交付金(国、県、市町)が減額となる分を本事業(県単事業)により補填するものである。

多面的機能支払制度では、例えば、農地維持支払事業の交付金(国2/4、県1/4、市町1/4の合計、10ha当たり、加算単価は非考慮)は、田3,000円、畑2,000円であり、資源向上活動(共同)の交付金は、田2,400円、畑1,440円である。水田への用水施設(水路や堰など)の維持管理に係る経費を勘案して、田の補助金単価が畑よりも高く設定されている。

さが園芸推進地域支援事業は、この田と畑の差額を交付するものであり、農地維持支払事業の交付金は1,000円、資源向上活動(共同)の交付金は960円である。

佐賀県の園芸888推進運動は、米価低迷が長引いた中で、収益性の高い園芸への移行を推進する運動であり、さが園芸推進地域支援事業の差額交付金は、園芸888推進をより強化するために、推進運動の開始当初にその誘因の一つとして設定されたものと考

えられる。しかし、園芸団地を造成して収益性を高めた活動組織に対して、田と畑の交付金差額を補填する必要性は低いものと考えられる。本事業の要否について再検討頂きたい。

④ 佐賀県田んぼダム推進事業の終期設定理由について（監査意見）

国の多面的機能支払制度では、資源向上支払（共同）の加算単価の一つとして、「水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援」を行っている。「資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上」において、田んぼダムに取り組む活動組織に対して、活動組織の田面積全体について400円/10ha（国、県、市町）が支給されるものである。

一方、県単事業である佐賀県田んぼダム推進事業では、「令和元年及び令和3年の豪雨等により浸水被害を受けた住宅や公共施設等の上流部で、田んぼダムに取り組む」ことを対象として、「資源向上活動（共同）に取り組む田のうち、1/4以上の面積で田んぼダムに取り組む活動組織に対して」、活動組織の田んぼダム取組面積について2,000円/10haが支給されるものである。また、田んぼダムに取り組んだことにより被災した場合の復旧費用も補助対象となっている。

上記の通り、両事業の相違点は、過去の豪雨等で浸水被害を受けた地域の上流部か否か、田んぼダム取組面積が活動組織の田面積全体の25%以上か50%以上か、交付単価、交付対象が活動組織の田面積全体か田んぼダム取組面積のみか、復旧費用補助の有無であるが、もう一つの相違点は、補助金の終期設定の有無である。

多面的機能支払制度では終期設定はないが、佐賀県田んぼダム推進事業では終期設定がある。佐賀県田んぼダム推進事業の事業期間は、事業開始当初の実施要領では令和4年度から令和6年度までとされ、また、一部改正された令和7年3月の実施要領では令和7年度から令和9年度までとされており、現状では3年毎に見直しされている。

補助事業は、一般的には、事業の有効性を定期的に見直し、また、事業長期化による既得権化や支給先団体等の自律性阻害などを防ぐことを目的に、終期を設定することが望ましいとされている。

しかし、田んぼダム事業の終期設定の要否を検討すると、今後は更に地球温暖化が進行し集中豪雨の強度、発生頻度が増加する可能性が高く、基本的には田んぼダム推進事業は重点事業として長期的に実施されることが望ましいと考えられる。長期事業として実施されれば、被災地域の住民等の安心にも繋がる。

現状の実施要領では事業期間は3年間とされているが、短期事業とする理由を実施要領などに明示する必要があると考える。短期事業とされているのは、上流部、下流部を含めた地域全体の治水対策等の進捗状況に応じて事業内容を見直す趣旨であろうとは思われるが、そうであれば実施要領などにその趣旨を明示して、地域住民の安心に繋

げて頂きたい。

⑤ 地域活動のカルテ化について（監査意見）

県の「多面的機能支払に関する検討会」の資料によれば、国の制度改正により、平成24年以降に多面的組織が広域化されたことにより、県内の多面的組織では事務を効率化できた半面、各集落の話合いが希薄化している状況がある。また、平成27年以降に補助金交付ルートが変更されたことにより、推進組織と多面的組織の関係も希薄になり、推進組織による事業管理や指導・助言が不十分となっている。そのため、このままでは地域自らの話合い、地域ぐるみでなされるべき共同活動が実施されなくなる恐れがある。

水利施設老朽化や担い手減少により、水利施設の更新・再編整備等もこれから必要となってくる中で、県は、市町・土地改良区・多面的組織がそれぞれの役割を改めて理解し、各取組を改善しながら効果的に継続していく必要性を認識している。

県は、改善に向けた具体策としては、集落カルテ作成を計画している。多面的組織の現状把握・診断、課題洗い出しを行って集落カルテを作成し、それを活動計画へ反映し、各地域における自発的な共同活動・対策の実施を図ろうとするものである。

高齢化等による担い手減少が今後短期間に進むことも想定されており、県は、市町等と一体となって、早期に当該改善策を遂行することが望まれる。

23. 県営かんがい排水事業

(1) 事業の概要

事業目的	農業用水が不足している地域において、農業用排水路の新設、改良工事などを行うことで、水田・畑・樹園地のかんがい用水の安定的な確保を図る。		
事業内容等	<p>【県営かんがい排水事業（工事請負費他） 決算額 222,970 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>用排水路工、用水路工（パイプライン含む）、揚水機場等の整備 （採択基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用排水路の新設改良で、受益面積 200ha 以上で末端面積 100ha 以上。 （畑地にあつては、受益面積 100ha 以上で末端面積 20ha 以上） ・ 国営及び県営かんがい排水事業（基幹事業）の受益地内であつて、基幹事業の農業用排水施設と連続性を持った施設を整備するものについては、受益面積の合計が 20ha 以上。 <p>（実施地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥栖南部地区、佐賀西部高城地区、多久導水路地区、羽佐間水道地区 		
担当部局	農林水産部 農山村課		
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果：かんがい用水の安定的な確保ができています。 ・ 数値目標の達成状況：該当なし。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題：地域の農業用水は中小河川やため池等に依存しており、小規模な干ばつ時にでも農業用水が不足し、営農に支障を来している。 このため、県営事業による末端施設の整備をすることで農業用水が安定的に供給されることから、受益地域の一部でも通水が可能となるよう上流部から施工を行うことや予算の確保に努めるなど、早期に効果が発現するよう取り組んでいく必要がある。 ・ 今後の事業展開：関連事業である国営かんがい排水事業と一体となって効果発現するため、早期完了に向け引き続き事業推進する。 		
事業費推移	単位：千円		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
最終予算額	631,772	380,004	344,001
決算額	471,463	256,013	222,970

事業費財源		単位：千円	
国庫	県	その他	合計
120,824	58,210	43,936-	222,970

事業費内訳		単位：千円	
費目	主な内容	決算額	
委託料		21,366	
工事請負費		199,303	
その他	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備 品購入費、公課費	2,301	
合計			222,970

(2) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

24. 中山間地域等直接支払交付金事業

(1) 事業の概要

事業目的	
	農業生産条件の不利な中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた集落における農業生産活動の継続を支援する。
事業内容等	
	<p>【本体交付金事業（補助金） 決算額 830,323 千円】 （国：541,482 千円、県：288,841 千円、市町：288,842 千円）</p> <p>① 事業内容 集落協定に対し交付する農業生産活動等を継続するための活動を行うために必要な経費を補助。</p> <p>② 開始年度：平成 12 年度</p> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 交付金交付先：国→県→市→集落協定・ 財源：中山間地域等直接支払交付金・ 補助率：国 1/2（中山間地域等直接支払交付金）、県 1/4、市 1/4 （※特認地域の場合：国 1/3、県 1/3、市 1/3） <p>【推進交付金事業（補助金） 決算額 2,150 千円】 （国：2,043 千円、県：107 千円、市：5,704 千円）</p> <p>① 事業内容</p> <p>（1） 県推進事業【181 千円】（国：74 千円、県：107 千円） 中山間地域等直接支払制度を適正かつ円滑に実施するため、担当者会の開催や市町訪問による制度説明、現地での指導・調査等を実施。</p> <p>（2） 市町推進事業【1,969 千円】（国：1,969 千円、市町：5,704 千円） 中山間地域等直接支払制度を適正かつ円滑に実施するために、市町が行う集落や農家に対する説明会の開催、対象農用地の指定及び対象行為の確認等に要する経費を補助。</p> <p>② 開始年度：平成 12 年度</p> <p>③ その他</p> <p>（1） 県推進事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ 交付金交付先：国→県・ 財源：日本型直接支払推進交付金、地方創生推進交付金（デジタル田園都市国家構想交付金）・ 補助率：

<p>ア 国定額（日本型直接支払推進交付金）</p> <p>イ 国 1/2（地方創生推進交付金（デジタル田園都市国家構想交付金））、県 1/2</p> <p>(2) 市町推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金交付先：国→県→市 ・ 財源：日本型直接支払推進交付金 ・ 補助率：国定額（日本型直接支払推進交付金） 				
担当部局	農林水産部 農山村課			
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果：条件不利な中山間地域での農業生産維持に必要な集落での活動を支援することによって、集落での共同活動や営農が継続され、中山間地域における荒廃農地の発生防止や水路・農道の維持管理、鳥獣被害の抑制等に寄与している。 ・ 数値目標の達成状況：将来に向けた集落での話し合いや集落戦略の策定を推進し、計画していた全 417 集落で集落戦略を策定することができた。 			
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題：高齢化や後継者・人材不足の影響から集落活動の継続が困難な集落協定の増加や廃止が危惧され、これまでと同様に中山間地域の農地を耕作・維持し、集落機能を継続していくことが一層厳しい状況となっている。そのため、集落での共同活動や営農を継続できる体制づくりの強化を進めていくことが課題である。 ・ 今後の事業展開：今後さらに農業者の減少が見込まれる中、条件の厳しい中山間地域において農業生産活動が継続できるよう、中山間地域等直接支払交付金事業を有効活用しながら、集落間の連携及び多様な組織・人材の参画等による体制づくり強化や農地のゾーニングなど、各集落の現状・問題・課題に応じた支援策の対策・手法を検討し、支援を図っていく。 			
事業費推移	単位：千円			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
最終予算額	828,324	833,488	832,757	
決算額	828,012	833,314	832,473	
事業費財源	単位：千円			
	国庫	県	その他	合計
	543,525	288,948	—	832,473
事業費内訳	単位：千円			
費目	主な内容		決算額	

補助金	本体交付金事業費、市推進事業費	832, 292
その他		181
	合計	832, 473

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 次期での要改善事項について（監査意見）

< 中山間地等直接支払制度 >

中山間地等直接支払制度とは、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等単位に、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みである。

交付対象となる集落等活動は、以下の通りである。

i. 農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（8割交付）

- ・農業生産活動等（耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動など）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園など）

ii. 体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（i と ii の活動により 10割交付）

- ・集落戦略の作成（協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する集落全体の指針）

< 第5期対策の中間年評価 >

令和4年度は、中山間地域等直接支払制度の第5期対策（令和2～6年度）の中間年にあたることから、協定活動の実施状況の点検・評価、本制度の効果や課題を把握することにより、制度の趣旨を踏まえた適切な協定活動を推進するとともに、最終評価及び次期対策に向けた検討を行うために、佐賀県は中間年評価を実施し中間評価書（令和5年8月）を作成している。中間評価書には、「集落協定等の自己評価関係」と「集落協定へのアンケート関係」のセクションがある。

< 集落協定等の自己評価関係 >

「集落協定等の自己評価関係」では、協定を締結した各集落等の自己評価とそれに対する県の「所見」の記載があるが、県の「所見」の中には、以下の記載があった。

【自己評価関係】

- ・集落戦略作成の話し合いの参加者：協定役員のみで話し合いを行っている集落が19%あることから、範囲を広げて集落全体で考えていただくように推進する必要がある

る。

- ・ 廃止意向の協定に対する働きかけの方針 : 様々な要因で廃止を考えている協定があることから、各市町と連携し、廃止意向の要因分析と対策について検討し、継続に向けて働きかけを行っていく。また、解決策の一つとして、複数集落による広域化の取組を推進する。

< 集落協定等へのアンケート関係 >

「集落協定等のアンケート関係」では、各集落等へのアンケート結果とそれに対する県の「所見」の記載があるが、県の「所見」の中には、以下の記載があった。

【アンケート関係】

- ・ 集落戦略の作成の効果 : 作成したものの「特に何もしていない」という集落が23%を占めているため、話し合いを通して将来像を考えていただき、作成したから終わりではなく、実践に移すことができるように推進する必要がある。
- ・ 未実施集落（中山間地域等直接支払制度の認知度） : 制度の存在を知らない集落が38%（すべて同じ市町）もあり、改めて情報提供を行う必要がある。

< 次期での要改善事項 >

高齢化、就農者減少、過疎化が進む中で、中山間地における今後の最大の懸念事項は、荒廃農用地増加、鳥獣被害増加などであろう。上記の県の「所見」は、次期での要改善事項として特に重要と監査人が考える項目を抜粋したものであるが、次期の自己評価及びアンケート結果では十分な改善効果が生じるように、県は市町と連携して、上記で掲げる改善施策の推進に注力する必要があると考える。

特に、アンケート関係の所見の「集落戦略の作成の効果」に関しては、集落戦略は話し合いを通じて作成することで制度上は補助金が交付されることになっているとはいえ、「作成したものの「特に何もしていない」という集落が23%を占めている」状況は問題があったと考える。なお、第6期対策（令和7～11年度）においては、集落戦略に代わって新たに地域計画が要件化されることとなった。今後は、集落戦略を素地として地域計画に取り組むことにより、集落戦略で計画された取組が地域計画の取組として引き継がれて実施されることが期待される。

② 小規模協定のネットワーク化推進について（監査意見）

中山間地等直接支払制度の第6期（令和7年度～令和11年度）では、体制整備単価の取組要件として、新たにネットワーク化が設けられている。全国的に高齢化等による人材不足を理由に小規模協定を中心に協定廃止が増えている状況を踏まえて、これまで推進されてきた協定の統合（広域化）に加えて、協定間で共通する課題に対して活動を連携（事務一元化、草刈り等作業の共同化、機械・施設利用の共同化、農作業の共同化など）するネットワーク化を促進することにより、農業生産活動が継続的に行われる

ための体制づくりを進めようとするものである。

全国における廃止協定の9割は小規模協定（10ha未満）とされているが、佐賀県でも廃止協定の殆どは小規模協定となっている。また、現状存続する県内の全協定のうち小規模協定が6割も占めており、該当する集落では協定廃止により農地荒廃化、鳥獣被害増加等が進行するリスクが高いと言える。

これまで推進されてきた統合（広域化）については、状況によっては弊害（既存の集落協定が長年築き上げてきた関係性を壊す等）も大きく、統合があまり進まなかった要因の一つとも考えられている。

小規模協定のネットワーク化は、協定廃止を回避するための有効な施策になり得るものと考えられる。県は、まずはモデル市町を選定して重点的に支援する方針を示している。高齢化の更なる進展により中山間地の過疎化、小規模協定廃止が今後急速に進む恐れもあり、モデル市町におけるネットワーク化の効果等を見定めた上で、早期に県全域において推進されることが求められる。

25. 中山間地域農業ルネッサンス推進事業

(1) 事業の概要

事業目的	農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出し、中山間地域の農業・農地の維持や農業所得の向上を図る
事業内容等	<p>【中山間地域農業ルネッサンス推進事業（補助金） 決算額 14,464 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>中山間地域における収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する取組や、デジタル技術の導入・定着の取組を行う事業主体へ補助を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：定額（国庫 10/10、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）、上限 10,000 千円/年（上限 3 年間） ・補助対象経費：旅費、諸謝金、使用料、消耗品費、給与費、機械リース料等 ・事業実施主体：令和 6 年度は以下の 3 件（地域協議会） <p>② 開始年度：令和 5 年度</p> <p><u>多良岳オレンジ海道を活かす会（鹿島市・太良町）</u></p> <p>担い手の減少が深刻化している中山間地域の農業・農地の維持、農業所得の向上を図るため、省力化・軽労化が期待される以下の新技術等について調査・実証を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 果樹栽培におけるドローンによる薬剤散布 ② 農用地保全のための新技術の実証 ③ 鳥獣害対策 <p><u>白岩地区果樹試験組合（白石町）</u></p> <p>白石町で導入を進めているレモンの新品種「璃の香」の販売力強化による所得確保や、中山間地域の農地や集落機能を維持していくため、以下の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「璃の香」の販売力強化 ② 農用地保全のための省力化技術の実証 <p><u>楮原集落協定（佐賀市）</u></p> <p>高齢化が進み担い手不足が深刻化する中山間地域において、省力化・軽労化が期待されるドローンの利用拡大を図り、地域の農業・農地を維持する仕組みづくりに取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 柿の葉を使用した石鹸の試作や干柿出荷用シールを試作し、マーケティング調査実施 ② ドローンによる防除や除草剤散布及びラジコン草刈機による省力化の実証実験実施

担当部局	農林水産部 農山村課
事業効果等	<p>・事業効果： 中山間地域における収益力向上、販売力強化に関する取組や、デジタル技術の導入・定着を支援することで、モデルとなる優良事例の創出を推進できている。</p> <p>・事業実績</p> <p>【多良岳オレンジ海道を活かす会】 みかんにおける農薬散布の作業日数について、ドローンを使用した場合と通常の手散布による比較を行い、農薬散布の作業日数を通常の手散布に比べて 10%以上減少することができた。また、年間の防除を通じて病害虫の発生状況と散布効果を検証した。</p> <p>【白岩地区果樹試験組合】 [販売力強化に関する取組]：スーパー数社と検討会を行い国産レモンのニーズ、今後の販売単価を決定し試験販売のめどをたてた。また、加工品開発については、炭酸、お酒等の割り材としてシロップ、ピクルス液、「璃の香」の皮を利用したパウダー計3アイテムを開発し、試作品の試食検討会を行った。県外販売については、首都圏への販路拡大を目指して商談を行い、3業者と契約できた。 [農用地保全に関する取組]：ドローン防除については、操縦のライセンス取得やその後のドローン機体の入札などに時間を要したため、当該年度は試験飛行までにとどまり、農薬散布まではできなかったため、目標値の作業日数の比較ができなかった。ラジコン草刈機については、追加配分の交付に時間を要したことやリース機体の入札などの契約手続きに時間を要したため、雑草繁茂期を過ぎてしまい、除草の実証ができず、組合員による動作確認のみを行った。</p> <p>【楮原集落協定】 [販売力強化に関する取組]：柿の葉を使用した石鹸の試作や干柿出荷用シールを試作し、マーケティング調査を実施。試作品に対し43人を対象にアンケートを実施した。 [農用地保全に関する取組]：ドローン使用による防除・除草作業により背負動噴での防除・除草散布と比較して74%の削減ができた。ラジコン草刈機等による除草作業日数を背負草刈機と比較して54%の削減ができた。</p> <p>・数値目標の達成状況： 【多良岳オレンジ海道を活かす会】 [農用地保全に関する取組] ・目標値：果樹における農薬散布の作業日数を通常の手散布に比べて 10%減 ・達成状況：達成</p> <p>【白岩地区果樹試験組合】 [販売力強化に関する取組]</p>

・目標値：販売戦略を策定し、加工品の商品化（3品目）、直接的な売り込みを行い、県外販売の5%増

・達成状況：達成（3品目の商品開発実施、都内で商談を行い3業者と契約）

[農用地保全に関する取組]

・目標値：ドローンを活用した防除作業の実証、農薬散布の作業日数を10%減削減草刈作業の実証、人力に比べて10%の作業時間の削減

・達成状況：未達（ドローン導入済。ライセンス取得に不測の日数を要し、飛行確認のみで比較が出来なかった。ラジコン草刈機追加予算後導入済。導入時期が遅く雑草繁茂しておらず動作確認のみ）

【楮原集落協定】

[販売力強化に関する取組]

・目標値：地元農産物を活用できる商品開発のためのマーケティング調査（約30人アンケート実施）

・達成状況：達成（地元農産物を活用できる商品開発のためのマーケティング調査として43人を対象にアンケートを実施。）

[農用地保全に関する取組]

・目標値：ドローン使用による防除・除草作業日数を背負動噴での防除・除草剤散布と比べて50%削減、ラジコン草刈機等による除草作業日数を背負草刈機との作業と比べて50%削減

・達成状況：達成（ドローン使用による防除・除草作業日数を背負動噴での防除・除草剤散布と比べて74%削減。ラジコン草刈機等による除草作業日数を背負草刈機との作業と比べて54%削減。）

課題等

・現状と課題：

中山間地域においては、高齢化等による担い手不足が深刻な課題となっている。中山間地域の農業・農地を維持するためには、スマート農業などの省力化・軽労化技術の導入が必要であり、技術の実証を通して有効性や効果的な運用方法等の検討を行う必要がある。また、中山間地域の農業・農地を維持するためには、生産される農作物の収益力向上、販売力強化につとめていく必要がある。

・今後の事業展開：

【多良岳オレンジ海道を活かす会】

年間を通じたドローン防除の検証結果から、防除のタイミングや農薬の組み合わせ等で見直しが必要と思われる課題が確認できたことから、次年度の防除と散布方法について関係機関等の助言を受けながら実証試験に取り組む。また、農地保全等の今後の対策に向けて、ラジコン草刈機の耕作放棄地での実証や有害鳥獣対策の先進地視察を行った。令和6年度の取組を3年目となる令和7年度の取組に生かしていきたい。

【白岩地区果樹試験組合】

事業採択が遅れたことにより、防除用ドローンの導入が遅れ、実証試験等が出来なかったが、オペレータの資格取得やドローンの動作確認等は計画通り達成できた。農地保全に係るラジコン草刈機は追加予算交付決定後の1月に導入したため、実演が出来ず初期操作に留まったが、令和7年度からは随時稼働する予定。令和6年度での取組を活かし、令和7年度ではより一層商談や農地保全等に力を入れ、所得確保を目指す。

【楮原集落協定】

地元農産物を活用した商品開発については、農作業ボランティアの方等を対象に、目標を超える人数の方に対しアンケート調査を実施することができた。またドローンやラジコン草刈機等による省力化実証試験についても、農機具メーカーの協力により複数種類の機械による実証試験が実施できており、初年度の計画は概ね達成できた。令和6年度の取組を2年目となる令和7年度の取組に活かしていきたい。

事業費推移 単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	—	10,000	20,800
決算額	—	8,625	14,464

事業費財源 単位：千円

国庫	県	その他	合計
14,464	—	—	14,464

事業費内訳 単位：千円

費目	主な内容	決算額
補助金	地域協議会に対する活動費補助	14,464
	合計	14,464

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① ドローン及びラジコン機の実証事業の推進について（監査意見）

中山間地域の農業は、条件不利地が多く作業効率性が低く、また、生産者の高齢化に

伴い傾斜地等での重労働が大きな負担となっており、結果的に担い手不足が進んでおり、深刻な状況となっている。

国庫による中山間地農業ルネッサンス推進事業（農用地保全に対する取組）では、果樹園、水田等において、ドローンによる農薬散布やラジコン草刈り機等による省力化の実証試験を行っている。実証期間は各地域で3年間に及ぶものであり、実用化に向けては諸課題（受託システムの構築等）をクリアする必要があるが、水田等においては、除草作業日数が従来に対して50%～70%削減できるなどの実証結果が得られている。

県は、各市町等と連携し、国庫事業である本事業等を有効に活用して、県内の多くの中山間地区で作業日数削減等の効率化が推進されることが望まれる。

【農地整備課】

26. 土地改良施設維持管理適正化事業

(1) 事業の概要

事業目的

土地改良事業によって造成された各種施設の適切な維持管理を行うため、施設の機能の保持と有効利用を図るために行う定期的な施設整備補修のための資金造成に対し、その一部を拠出し、施設の機能保全と有効利用を図る。

事業内容等

【土地改良施設維持管理適正化事業費（補助金） 決算額 15,900 千円】

① 事業内容

市町、土地改良区が実施する土地改良水利施設の整備補修の資金造成に対する補助事業。R6 年度は【一般型】10 地区が補助対象である。

(1) 事業主体：土地改良施設を管理している土地改良区、市町

(2) 採択基準

(ア) 管理専門指導員による機能診断の結果、必要を認められた整備補修

(イ) 団体営規模以上の事業で造成された施設

(ウ) 1 地区あたりの事業費が 200 万円以上

(エ) 概ね 5 年間単位で行われるような内容の整備補修

(3) 負担割合：国 30%、県 30%、事業主体 40%

② 開始年度：昭和 52 年度

③ 土地改良施設維持管理適正化事業の仕組み

事業主体となる施設管理者は、まず補修対象施設と補修費用を見積りしたうえで適正化事業に加入し、向こう 5 年間における補修費用の一部（30%）について、県土地改良事業団体連合会（県土連）を通じて、全国土地改良事業団体連合会に 5 年間の均等割額として拠出する必要がある。補修は、拠出期間 5 年間のうち予め定められた年度に実施することとなり、実施年度に加入時の見積費用のうち 90%（財源は国補助 30%、県補助 30%、事業主体拠出額 30%）が県土連を通じて交付される。残り 10%は、事業実施年度に事業実施者が負担することになる。

結果として、事業主体となる施設管理者は、県土連に拠出した 30%と残り 10%の合計 40%を負担して補修を実施することになる。

土地改良施設維持管理適正化事業補助金は、県土地改良事業団体連合会（県土連）が全国土地改良事業団体連合会に対して資金造成のために拠出する場合に、その一部（県補助 30%）を補助する事業である。

④ 土地改良施設維持管理適正化事業の拠出金額

(単位：千円)

加入年度	期名	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
R 2年度	44期生	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
R 3年度	45期生		16,000	16,000	16,000	16,000
R 4年度	46期生			10,000	10,000	10,000
R 5年度	47期生				7,000	7,000
R 6年度	48期生					5,000
計						53,000
県費	30%					15,900

担当部局	農林水産部 農地整備課
------	-------------

事業効果等	
-------	--

- ・事業効果：土地改良施設の機能保持が図れている。
- ・数値目標の達成状況：該当なし

課題等	
-----	--

- ・現状と課題：古くより造成した土地改良施設は維持補修や更新が必要であり、ストックマネジメント事業により対策を行っているが、ストックマネジメント事業の対象とならない維持管理事業（浚渫等）もあることから、本事業で対応している。限られた予算で対応していることから、優先順位をつけて対応を行っていく必要がある。
- ・今後の事業展開：土地改良水利施設の長寿命化を図り、維持管理費（整備補修費用）の低減を図る。

事業費推移	
-------	--

単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	18,000	17,400	15,900
決算額	18,000	17,400	15,900

事業費財源	
-------	--

単位：千円

国庫	県	その他	合計
15,900	15,900	21,200	53,000

事業費内訳	
-------	--

単位：千円

費目	主な内容	決算額
補助金	市町・土地改良区が実施する農業用水利施設の	15,900

	整備補修	
	合計	15,900

(2) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることにする。

① 実績報告書の提出期限の規定について（監査意見）

令和6年度の土地改良施設維持管理適正化事業拠出金実績報告書を閲覧したところ、令和6年度の実績報告書は令和6年12月11日に提出され、令和6年12月24日に確定通知が出されている。

しかし、交付要綱の実績報告書の提出期限の規定は、「実績報告書の提出期限は、翌年度4月30日まで」と規定されており、事業の完了後、速やかに実績報告を行う規定となっていない。

土地改良施設維持管理適正化事業補助金は、県土地改良事業団体連合会（県土連）が全国土地改良事業団体連合会に対して資金造成のために拠出する場合に、その一部（県補助30%）を補助する事業である。

県土地改良事業団体連合会から全国土地改良事業団体連合会への資金拠出は、毎年度8月末（納付期限が8月末）までに行われており、事業は納付の時点で完了している。

よって、交付要綱において事業の実績報告書の提出期限を翌年度の4月30日までとするだけでなく、事業完了後の一定期間内に実績報告を行う旨についても規定することが望ましい。

例えば、「佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱」においては、「補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は翌年度の4月1日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事へ提出しなければならない。」とされている。

② 実績報告書の拠出金実績書について（監査意見）

佐賀県土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱第6条では、実績報告として拠出金実績書（様式第7号）を提出することが定められている。

様式第7号の表題は「土地改良施設維持管理適正化事業拠出金実績書」であるが、事業実施主体が県に拠出金実績書として提出した資料を閲覧したところ、表題は「土地改良施設維持管理適正化事業拠出金計画書」であった。

ただし、事業完了後に提出された収支精算書の金額と計画段階で提出された「土地改良施設維持管理適正化事業拠出金計画集計表（令和 6 年度分）」の金額が一致していること、当該集計表と「土地改良施設維持管理適正化事業拠出金計画書」の金額が一致していることから、「土地改良施設維持管理適正化事業拠出金計画書」に記載されている金額が計画の数値ではなく、実績の数値であると判断した。

ヒアリングしたところ、県土地改良事業団体連合会（県土連）が全国土地改良事業団体連合会に対して拠出した金額は申請書と同額であり、計画書と実績書の数値は同額であり、表題を間違えてそのまま提出したものと思われるが、県としては、拠出金実績書として「土地改良施設維持管理適正化事業拠出金実績書」を提出するよう指導されたい。

27. 基幹農業水利施設ストックマネジメント事業

(1) 事業の概要

事業目的	農業水利施設のうち施設規模が大きく公共性が高く更新時期が迫っている施設について、施設の長寿命化を図り有効活用するため、機能保全計画を策定し、対策工事を実施する。
事業内容等	<p>【県営農業水利施設ストックマネジメント事業(工事請負費他) 決算額 124,578 千円】</p> <p>(ストマネ第 5719006-002 号__下大町地区県営農業水利施設ストックマネジメント事業工事 (ポンプ設備))</p> <p>① 事業内容 下大町排水機場 主ポンプ補修 N=1 台 主原動機補修 N=1 台</p> <p>② 契約期間：令和 6 年 10 月 15 日～令和 7 年 3 月 14 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数：随意契約 (単一者)、1 者</p> <p>(ストマネ第 5415005-002 号__佐賀東部 2 期地区県営農業水利施設ストックマネジメント事業工事 (制水弁工))</p> <p>① 事業内容 制水弁補修工 N=10 箇所 流量調整弁補修工 N=9 箇所 空気弁補修工 N=6 箇所</p> <p>② 契約期間：令和 5 年 9 月 14 日～令和 6 年 5 月 31 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数：条件付一般競争入札、2 者</p> <p>(ストマネ第 5117014-002 号__新明地区県営農業水利施設ストックマネジメント事業委託 (分解・点検))</p> <p>① 事業内容 新明排水機場 No. 2 主原動機分解・点検業務 一式</p> <p>② 契約期間：令和 7 年 1 月 6 日～令和 7 年 1 月 31 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数：随意契約 (単一者)、1 者</p>
担当部局	農林水産部 農地整備課

事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果：基幹農業水利施設の補修等の対策を行い、施設の長寿命化を図る。 ・数値目標の達成状況：令和6年度までに30施設の長寿命化対策の計画策定着手目標に対し、29施設で着手 			
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題：これまでに整備した基幹農業水利施設の長寿命化対策を計画的に実施しているが、物価等の上昇により対策費用が上昇し、予算を圧迫している。 ・今後の事業展開：情勢の変化等を確認し、施設の長寿命化対策を行っていく。 			
事業費推移	単位：千円			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
最終予算額	368,830	409,530	134,275	
決算額	356,057	404,042	124,578	
事業費財源	単位：千円			
	国庫	県	その他	合計
	68,118	41,603	14,857	124,578
事業費内訳	単位：千円			
費目	主な内容	決算額		
委託料	機能保全計画策定、実施計画策定等	32,279		
工事請負費	農業水利施設の機能保全対策工事	87,010		
工事雑費	需用費、職員旅費等	523		
事務費	人件費、職員旅費、役務費等	4,767		
	合計	124,578		

(2) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 工事打合せ簿の回答について（監査意見）

ストマネ第 5415005-002 号__佐賀東部2期地区県営農業水利施設ストックマネジメント事業工事（制水弁工）は2回の変更契約が行われている。

第2回目の変更は令和6年5月7日に行われているが、その変更理由書には変更事項が3か所ある。それぞれの変更事由については発注者と受注者の打合せが行われており、その内容と結果については「工事打合せ簿」として保管されている。いずれも発議者は受注者であった。

受注者から発議された打ち合わせについては、発注者である県が承諾したのかどうか
が明確でなければならず、また承諾（もしくは却下）されたのであれば、受注者に通知
がなされなければならない。

そこで工事打合せ簿には発注者（発注者の発議であれば受注者）の処理・回答欄が設
けられている。欄には承諾、受理、指示などを記載する欄とその年月日を記載すること
になっている。

他の工事打合せ簿においては、こちらに承諾（もしくは却下）の旨と、その年月日が
記載されているが、発議年月日が令和6年4月25日（内容：工事について）の工事打
合せ簿には記載がされていなかった。

工事打合せ簿は、発注者と受注者の連絡齟齬が発生しないように作成されるものであ
るため、県としては、発注者もしくは受注者が、協議内容についてどのように対応した
のか、またその年月日を明記されたい。

28. 地域農業水利施設ストックマネジメント事業

(1) 事業の概要

事業目的	<p>国営、県営土地改良事業で造成された基幹的な施設と、これらと一体になって用排水系統を構成する団体営事業等で造成された農業水利施設は、食料生産基盤としての機能だけでなく、地下水のかん養や洪水防止などの公益的機能を担っている重要な社会資本である。これらの施設は、標準的な耐用年数を経過していくものが今後急速に増加するため、既存施設の有効活用を図り効率的な機能保全対策を推進する必要がある。このため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、診断結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の作成及び当該計画に基づく対策工事等を一貫して行い、施設の機能を効率的に保全する。</p>																																														
事業内容等	<p>【地域農業水利施設ストックマネジメント事業費 決算額 496,880 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹ストック対象施設以外の農業水利施設を対象とし、事業内容 i～iii を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> i 機能保全計画の策定 ii 機能保全計画に基づく対策工事 iii 突発的事故に対する緊急補修工事に対する、予算補助 ・ 事業実施主体：市町・土地改良区（R6 年度は 33 地区） ・ 負担割合：国 50%（55%）、県 15%、その他 35%（30%） <p>② 開始年度：平成 22 年度</p> <p>③ 補助金交付先一覧</p> <p>※令和 6 年度予算計上で補助金として交付したもの（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業費</th> <th>県費+国費</th> <th>国費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀 3 期</td> <td>21,700,000</td> <td>14,105,000</td> <td>10,850,000</td> </tr> <tr> <td>川上南部 3 期</td> <td>17,000,000</td> <td>11,900,000</td> <td>9,350,000</td> </tr> <tr> <td>川副 3 期</td> <td>65,300,000</td> <td>42,445,000</td> <td>32,650,000</td> </tr> <tr> <td>芦刈 3 期</td> <td>14,500,000</td> <td>10,150,000</td> <td>7,975,000</td> </tr> <tr> <td>三根 3 期</td> <td>30,000,000</td> <td>19,500,000</td> <td>15,000,000</td> </tr> <tr> <td>北茂安 3 期</td> <td>33,020,000</td> <td>21,463,000</td> <td>16,510,000</td> </tr> <tr> <td>三養基西部 3 期</td> <td>6,000,000</td> <td>3,900,000</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>神埼第 1 0</td> <td>1,936,000</td> <td>1,258,400</td> <td>968,000</td> </tr> <tr> <td>三養基</td> <td>5,900,000</td> <td>3,835,000</td> <td>2,950,000</td> </tr> <tr> <td>鏡久里 4 期</td> <td>4,000,000</td> <td>2,800,000</td> <td>2,200,000</td> </tr> </tbody> </table>			地区名	事業費	県費+国費	国費	佐賀 3 期	21,700,000	14,105,000	10,850,000	川上南部 3 期	17,000,000	11,900,000	9,350,000	川副 3 期	65,300,000	42,445,000	32,650,000	芦刈 3 期	14,500,000	10,150,000	7,975,000	三根 3 期	30,000,000	19,500,000	15,000,000	北茂安 3 期	33,020,000	21,463,000	16,510,000	三養基西部 3 期	6,000,000	3,900,000	3,000,000	神埼第 1 0	1,936,000	1,258,400	968,000	三養基	5,900,000	3,835,000	2,950,000	鏡久里 4 期	4,000,000	2,800,000	2,200,000
地区名	事業費	県費+国費	国費																																												
佐賀 3 期	21,700,000	14,105,000	10,850,000																																												
川上南部 3 期	17,000,000	11,900,000	9,350,000																																												
川副 3 期	65,300,000	42,445,000	32,650,000																																												
芦刈 3 期	14,500,000	10,150,000	7,975,000																																												
三根 3 期	30,000,000	19,500,000	15,000,000																																												
北茂安 3 期	33,020,000	21,463,000	16,510,000																																												
三養基西部 3 期	6,000,000	3,900,000	3,000,000																																												
神埼第 1 0	1,936,000	1,258,400	968,000																																												
三養基	5,900,000	3,835,000	2,950,000																																												
鏡久里 4 期	4,000,000	2,800,000	2,200,000																																												

浜玉 3 期	13,000,000	9,100,000	7,150,000
上場 3 期	90,360,000	63,252,000	49,698,000
長浜・木須新田 2 期	16,104,000	11,272,800	8,857,200
有田 iii	10,000,000	7,000,000	5,500,000
鹿島 3 期	7,272,000	5,090,400	3,999,600
大町 3 期	44,650,000	31,255,000	23,760,000
江北 3 期	2,200,000	1,540,000	1,210,000
多良岳 3 期	10,000,000	7,000,000	5,500,000
大浦 2 期	14,000,000	9,800,000	7,700,000
塩田東部 3 期	1,600,000	1,040,000	800,000
小城 4 期地区	10,000,000	7,000,000	5,500,000
諸富 4 期地区	10,000,000	6,500,000	5,000,000
大詫間 4 期地区	10,300,000	6,695,000	5,150,000
三日月 4 期地区	25,000,000	16,250,000	12,500,000
東与賀 3 期地区	13,500,000	8,775,000	6,750,000
伊万里 2 期地区	992,200	694,540	545,710
武雄 4 期地区	13,578,400	8,825,960	6,789,200
嬉野 3 期地区	20,000,000	14,000,000	11,000,000
吉野ヶ里 3 期地区	6,800,000	4,420,000	3,400,000
白石第 1 地区	33,000,000	23,100,000	18,150,000
白石 2 期地区	66,100,000	46,270,000	36,355,000
合計		420,237,100	

※令和 5 年度予算で令和 6 年度に繰越、補助金として交付したもの（単位：円）

地区名	事業費	県費＋国費	国費
伊万里	10,300,000	7,210,000	5,665,000
長浜・木須新田 2 期	32,637,000	22,845,900	17,950,350
鹿島 2 期	15,969,900	11,178,930	8,783,445
大浦	1,439,800	1,007,860	791,890
武雄 3 期地区	9,847,000	6,400,550	4,923,500
嬉野 3 期地区	13,200,000	9,240,000	7,260,000
多久 4 期地区	9,500,000	6,650,000	5,225,000
伊万里 2 期地区	8,800,000	6,160,000	4,840,000
鹿島第 1 地区	4,000,000	2,800,000	2,200,000
鹿島干拓地区	4,500,000	3,150,000	2,475,000

合計		76,643,240		
※予算のうち、119,462千円は令和7年度に繰越。				
担当部局	農林水産部 農地整備課			
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果：土地改良施設の機能保持が図れている。 ・数値目標の達成状況：該当なし 			
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題：古くより造成した農業水利施設の機能保全対策を実施しているが、農地や農業者等の情勢が過去より変化してきているところもあるため、単純な施設更新では無く再編等の検討が必要。 ・今後の事業展開：施設の長寿命化を図り、維持管理費（整備補修費用）の低減を図る。 			
事業費推移	単位：千円			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
最終予算額	450,406	421,006	496,880	
決算額	450,406	421,006	496,880	
事業費財源	単位：千円			
	国庫	県	その他	合計
	386,882	109,998	—	496,880
事業費内訳	単位：千円			
費目	主な内容	決算額		
補助金	市町・土地改良区が実施する農業用水利施設の機能保全対策	496,880		
	合計	496,880		

(2) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 実績報告書における文言について（監査意見）

地域農業水利施設ストックマネジメント事業の補助対象経費は、佐賀県団体営農業農

村整備事業関係補助金交付要綱で定められており、6つの事業メニューがある。具体的には、機能保全計画策定費(国の補助事業区分に基づき3つのメニューに細分類)では、①工事費(測量設計費と全体実施設計費)と②調査・調整費の補助対象経費が定められており、また、対策工事費及び緊急工事費(同様に3つのメニューに細分類)では、①工事費(純工事費、測量設計費、用地費及び補償費、全体実施設計費)と②調査・調整費の補助対象経費が定められている。

しかしながら、実績報告書として提出される「収支精算書」を閲覧したところ、支出の部に「測量及び試験費」や「委託費」といった補助対象経費として定められていない費目が記載されていた。

交付要綱に規定された補助対象経費は、補助金の目的と内容に基づいて補助金を充当するために適切に費目を定めたものであり、「収支精算書」には交付要綱に記載される補助対象経費を記載することが望ましい。

また、各契約を検査した者の職・氏名、検査年月日、支出年月日を記載する「地区別検査調書」を閲覧したところ、「揚水機」や「設計費」の費目があった。「地区別検査調書」は「収支精算書」と通常は整合する資料であり、両者を比較すると金額が同額であることで内容が判明するため、「揚水機」は収支精算書では「工事費」、「設計費」は収支精算書では「委託費」であることが分かるが、「収支精算書」と「地区別検査調書」はいずれも実績報告書の添付書類であり、添付書類において使用される費目は一致すべきである。

いずれも毎年度補助金を交付している土地改良区であり、再度、交付要綱の様式を送付するなど、補助対象経費として定められている費目を正しく記載するよう、指導されたい。

29. 基盤整備促進事業

(1) 事業の概要

事業目的	農産物の需要動向に応じた営農形態が選択できる農地にするために、地域の実情に即したきめ細かい土地基盤の整備を実施する。		
事業内容等	<p>【基盤整備促進事業（補助金） 決算額 403,964 千円】</p> <p>① 事業内容 地域の実情に即したきめ細かい土地基盤の整備に対する、市町、土地改良区等への補助。 R6 年度事業は、元気な中山間づくり型 6 地区、小規模整備型 11 地区、暗渠排水型 4 地区、さが園芸 888 推進型 6 地区を実施。</p> <p>② 開始年度 昭和 54 年度</p>		
担当部局	農林水産部 農地整備課		
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果：農地の条件を改善することで、担い手への集積・集約が図られている。 ・ 数値目標の達成状況：地域のニーズに応じた耕作条件整備地区数 R6 年度目標：46 地区 R6 年度実績：44 地区 R6 年度目標：14 R6 年度実績：12（888 推進型） 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題：R6 年度までに 9 地区の整備が完了しているが、栽培に適した水量・水質の用水確保が課題となっている。【888 推進型】 ・ 今後の事業展開：農業従事者の高齢化・減少に伴い、農作業の省力化・効率化を図る基盤整備を推進する。 		
事業費推移	単位：千円		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
最終予算額	600,819	596,427	475,308
決算額	426,321	506,021	403,964
事業費財源	単位：千円		
国庫	県	その他	合計
349,391	54,572	-	403,964

事業費内訳		単位：千円
費目	主な内容	決算額
補助金	市町・土地改良区等が実施する基盤整備	403,964
	合計	403,964

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

30. 経営体育成基盤整備事業（県営）

(1) 事業の概要

事業目的	優良農地を将来にわたり適切に維持保全するため、経営体の育成を図りながら生産基盤及び営農環境の整備を一体的に実施する。
事業内容等	<p>【経営体育成基盤整備事業（委託料・工事請負費） 決算額 1,243,957 千円】</p> <p>≪ほ場整備工事他：6 地区（鍋島本村、高木瀬、下野、半田、東山代干拓、久保田）≫</p> <p><u>ほ場整備工事他：高木瀬地区（経営体第 5213003-003 号）</u></p> <p>① 事業内容：ほ場整備工事 A=3.72ha</p> <p>② 契約期間：令和 6 年 4 月 10 日～令和 7 年 3 月 14 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数：総合評価一般競争入札（自己採点型）2 者</p> <p><u>ほ場整備工事他：久保田地区（経営体第 5213005-006 号）</u></p> <p>① 事業内容：用水路工 L=1,489.4m、揚水機場躯体工一式、推進工 φ300 L=15.0m</p> <p>② 契約期間：令和 5 年 12 月 28 日～令和 6 年 7 月 31 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数：総合評価一般競争入札（自己採点型）6 者</p> <p>（経営体第 5219015-001 号__下野地区県営経営体育成基盤整備事業工事）</p> <p>① 事業内容：揚水機場一式</p> <p>② 契約期間：令和 5 年 5 月 17 日～令和 7 年 3 月 26 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数：総合評価一般競争入札（特別簡易型 施工体制確認型）3 者</p> <p>≪換地業務委託：2 地区（鍋島本村、高木瀬）≫</p> <p><u>換地業務委託：高木瀬地区</u></p> <p>① 事業内容： 一次利用地指定、相続代位登記、非農用地現地確認、不換地・特別減歩・異種目換地同意取得、事前指定通知書作成</p> <p>② 契約期間：令和 6 年 8 月 13 日～令和 7 年 3 月 21 日</p> <p>③ 契約者の選定方法：お願い委託による単一随意契約</p> <p><u>換地業務委託：鍋島本村地区</u></p>

- ① 事業内容：換地計画決定、相続等代位登記、換地処分、換地処分登記
- ② 契約期間：令和6年7月18日～令和7年11月14日
- ③ 契約者の選定方法：お願い委託による単一随意契約

担当部局	農林水産部 農地整備課
------	-------------

事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果：事業実施地区において、農地の区画整理や老朽化した農業施設の更新が実施されたことに加え、担い手への農地の集積・集約が進んだことにより、効率的で安定的な農業経営ができる農業生産基盤が形成されている。 ・数値目標の達成状況：ほ場整備、及び農地の再整備に取り組む地区数（R6 目標 8 地区、R6 実績 7 地区）
-------	--

課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題：平坦地においても、いまだに農業生産性の低い農地が残っており、効率的で安定的な農業経営が出来ない地域があるため、整備を進める必要がある。とりわけ、人口減少・高齢化などの社会情勢の変化にともない都市計画の見直しが行われ、市街地周辺の農地の整備が取り残されているため、早急な農業生産基盤の整備が必要である。 ・今後の事業展開：引き続き、事業実施し、農業生産性の向上及び優良農地の確保に努める。
-----	---

事業費推移	単位：千円
-------	-------

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	2,262,750	1,799,546	2,260,267
決算額	1,540,351	941,595	1,243,957

事業費財源	単位：千円
-------	-------

国庫	県	その他	合計
610,720	357,266	275,971	1,243,957

事業費内訳	単位：千円
-------	-------

費目	主な内容	決算額
委託料		52,627
工事請負費		1,165,300
補償費		8,930
その他	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料他	17,100
	合計	1,243,957

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

31. 大規模水田スマート農業実証事業（投資）

(1) 事業の概要

事業目的	これからのほ場の大区画化やスマート農業などのニーズに対応するため、営農や水管理に要する時間や、大型機械導入と有明粘土との適合性など各種営農や土質力学的データを取得し、大区画ほ場整備に向けた技術的な知見を得る。
事業内容等	<p>【大規模水田スマート農業実証事業（工事請負費） 決算額 5,707 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準的なほ場（0.3～0.6ha）と大区画ほ場（1.0ha 以上）における農作業時間等を比較検討し、区画拡大による農作業の効率化の実証を行う。 ・ ほ場整備について、県内ほぼ全域整備（整備率 84.6%）されたなかで、担い手への集約、機械の大型化、スマート農業など導入による、さらなる効率的営農に対応した生産基盤の再整備が必要。 ・ 本県に適した生産基盤の再整備（区画形状等）に向けた、技術的知見を得る。 ・ これまでの実施内容は、以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> R 3：自動給水栓の実証 R 4：各種データ収集調査、区画拡大による効率化の実証（3 地区） ターン農道の効果の検証（2 地区） R 5：暗渠排水管の集合化による効果の検証（5 区画） 営農機械の大型化による暗渠排水管への影響の検証（2 区画） R 6：実証試験に伴い整備した区画の原形復旧（畦畔復旧、ターン農道撤去） <p>② 開始年度：令和 3 年度</p>
担当部局	農林水産部 農地整備課
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果：区画規模による農作業時間の変化やターン農道設置による効果・影響等のデータが得られた。 ・ 数値目標の達成状況：－
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題：各地域の営農形態や地形に応じたスマート技術の導入や基盤の必要である。 ・ 今後の事業展開：本実証事業で得られた知見等を基に、スマート農業の導入に必要な基盤整備をまとめた指針を作成し、スマート農業に対応した基盤整備の普及拡大を推進する。
事業費推移	単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	5,000	10,000	10,000
決算額	—	4,421	5,707
事業費財源 単位：千円			
国庫	県	その他	合計
—	5,707	—	5,707
事業費内訳 単位：千円			
費目	主な内容	決算額	
工事請負費	ターン農道 L=49m、暗渠排水 N=16 箇所	5,707	
	合計	5,707	

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 水田スマート農業の導入に必要な基盤整備の指針の早期策定について（監査意見）

<水田農業における重要施策>

振興計画 2023 では、佐賀県の水田農業に関する重要施策として、農地集約化、企業・法人の農業参入推進、集落営農の組織力強化（協業管理方式推進等）などが掲げられている。

また、これらの施策に関連する成果指標として、「農地の集積・集約に取り組む地区数（累計）」、「集約化した農地に新規に参入する企業等の件数（累計）」、「農地・農業水利施設の効率的な活用に取組む地区数（累計）」、「経営の協業化（プール計算等）に取り組む集落営農組織・法人数（累計）」などが設定されている。

なお、水田農業の中核的な担い手は集落営農組織であるが、現在の枝番管理方式（組織内の構成員毎に自身の農地で農作業）から協業管理方式（組織全体の農地で協業）に移行できれば、組織全体の農地集約化の必要性も高まることになる。

<大規模水田スマート農業実証事業の目的>

本事業の目的は、農地の大区画化やスマート農業などのニーズに対応するため、営農や水管理に要する時間や、大型機械導入と有明粘土との適合性など各種営農や土質力

学的データを取得し、大区画ほ場整備に向けた技術的な知見を得ることとされている。標準的なほ場（0.3～0.6ha）と、大区画ほ場（1.0ha以上）における農作業時間等を比較検討し、区画拡大による農作業の効率化の実証を行うものである。

<水田スマート農業の導入に必要な基盤整備の指針の早期策定>

本事業の今後の展開は、本実証事業で得られた知見等を基に、スマート農業の導入に必要な基盤整備をまとめた指針を作成し、スマート農業に対応した基盤整備の普及拡大を推進すること、とされている。

しかし、本来は、上記の農地集約化、企業・法人の農業参入推進、集落営農の組織力強化（協業管理方式推進）などの重要施策の推進に先行して、本実証事業や基盤整備指針の策定が必要であったのではないかと思われる。

標準的なほ場（0.3～0.6ha）と大区画ほ場（1.0ha以上）における農作業時間の比較検討結果、スマート農業に対応した基盤整備の指針等を備えたうえで、各地域の就農者に対して大区画化やスマート農業の効果をアピールすると共に、基盤整備の方向性をその指針で示す必要があったものとする。それにより集約化、協業管理方式移行等の事業は、効果的に推進できると考えられる。

そのような観点から、早期に実証結果を取り纏めて、基盤整備指針を策定することが必要と考える。

なお、県によれば、令和8年度末までにスマート農業基盤整備指針の策定を完了させる予定とのことであった。

32. 県営中山間地域農業農村総合整備事業

(1) 事業の概要

事業目的	中山間地域の農業生産性の向上や集落周辺の安全性を確保するため、農業用排水施設の改修や農道・集落道の拡幅及び舗装等の整備を実施することにより、安定した農業生産基盤及び農村生活環境基盤の実現を図る。			
事業内容等	<p>【県営中山間地域農業農村総合整備事業（工事請負費） 決算額 17,300 千円】</p> <p>伊万里東部地区（中山間総第 5714002-001 号）</p> <p>① 事業内容：防火水槽工 一式、水管橋 L=79.4m</p> <p>② 契約期間：令和 6 年 6 月 12 日～令和 7 年 3 月 25 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数：条件付一般競争入札 1 者</p>			
担当部局	農林水産部 農地整備課			
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果：農業生産基盤や農村生活環境整備を行ったことにより、地域の農業農村振興に貢献 ・数値目標の達成状況：農村の生活環境基盤の整備に取り組む地区数及び中山間地域の優良農地を保全する基盤整備に取り組む地区数（県営 R6 目標：1 地区 R6 実績：1 地区） 			
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題：中山間地域は平地農業地域と比べ、その立地条件の不利等から農業生産基盤や農村生活環境整備が遅れ、農家の担い手不足、高齢化や過疎化の進行、耕作放棄地の増加等の問題を抱えているため、早急な農業生産基盤の整備が必要である。 ・今後の事業展開：R6 年度で要望地区は全地区完了 			
事業費推移	単位：千円			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
最終予算額	201,886	35,251	17,314	
決算額	180,297	27,116	17,300	
事業費財源	単位：千円			
	国庫	県	その他	合計
	9,268	4,905	3,127	17,300
事業費内訳	単位：千円			

費目	主な内容	決算額
工事請負費		17,300
	合計	17,300

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

33. 県営農地中間管理機構関連農地整備事業

(1) 事業の概要

事業目的	高齢化等が進むなか、担い手農家への農地集積・集約の障害となる未整備農地を区画整理し、担い手農家への集積・集約と農業所得の向上を図る。
事業内容等	<p>【県営農地中間管理機構関連農地整備事業(委託料・工事請負費)決算額 296,842 千円】</p> <p>《換地業務委託：音成地区、瀬戸新田地区》</p> <p><u>換地業務委託：音成地区 1</u></p> <p>① 事業内容　：換地業務、工事後の土地評価、一次利用地の指定、確定測量</p> <p>② 契約期間　：令和 6 年 5 月 29 日～令和 6 年 8 月 30 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数　：お願い委託による単一随意契約</p> <p><u>換地業務委託：音成地区 2</u></p> <p>① 事業内容　：換地業務、工事後の土地評価、一次利用地の指定、確定測量</p> <p>② 契約期間　：令和 6 年 9 月 20 日～令和 7 年 3 月 21 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数　：お願い委託による単一随意契約</p> <p><u>換地業務委託：瀬戸新田地区</u></p> <p>① 事業内容　：従前図調整（1 工区、2 工区）、従前地再調査（1 工区、2 工区）、換地設計基準確定（1 工区、2 工区）</p> <p>② 契約期間　：令和 6 年 11 月 7 日～令和 7 年 3 月 21 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数　：お願い委託による単一随意契約</p> <p>《基盤造成工・畑面工他：音成・嘉瀬の浦地区、瀬戸新田地区）</p> <p><u>基盤造成工・畑面工他：音成・嘉瀬の浦地区 1（機構関連第 5213007-004 号）</u></p> <p>① 事業内容　：基盤造成工 A=1.46ha、畑面工 A=0.96ha、支線道路工 L=197.9m、排水路工 L=691.0m</p> <p>② 契約期間　：令和 6 年 2 月 6 日～令和 6 年 12 月 20 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数　：総合評価一般競争入札（自己採点型）2 者</p> <p><u>基盤造成工・畑面工他：音成・嘉瀬の浦地区 2（機構関連第 5213007-005 号）</u></p> <p>① 事業内容　：基盤造成工 A=0.48ha、畑面工 A=0.24ha、支線道路工 L=111.2m</p> <p>② 契約期間　：令和 6 年 3 月 25 日～令和 6 年 11 月 29 日</p>

③ 契約者の選定方法、応募者数 : 総合評価一般競争入札 (自己採点型) 2 者

基盤造成工・畑面工他 : 音成・嘉瀬の浦地区 3 (機構関連第 5213007-006 号)

① 事業内容 : 基盤造成工 A=2.17ha、畑面工 A=1.14ha、支線道路工 L=498.2m

② 契約期間 : 令和 6 年 5 月 15 日～令和 7 年 3 月 21 日

③ 契約者の選定方法、応募者数 : 総合評価一般競争入札 (自己採点型) 2 者

担当部局 農林水産部 農地整備課

事業効果等

- ・事業効果 : 未整備農地において、担い手農家への農地中間管理機構を活用した農地貸借と併せて、区画整理を行う
- ・数値目標の達成状況 : 担い手へ集約された農地で高収益作物の導入や作付拡大を目指す基盤整備地区数 R6 目標 : 3 地区 R6 実績 2 地区

課題等

- ・現状と課題 : 中山間地域及び山間部の樹園地帯は、急峻で農作業も重労働で高齢化、後継者不足により、耕作放棄地が増加傾向にある。将来の地域農業の継続のため、営農しやすい農地の基盤整備や、高収益作物の導入による農業所得の向上を図る必要がある。
- ・今後の事業展開 : 引き続き、事業実施し、担い手農家への集積・集約及び農業所得の向上を図る。

事業費推移

単位 : 千円

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
最終予算額	85,806	494,373	485,013
決算額	1,015	60,900	296,842

事業費財源

単位 : 千円

国庫	県	その他	合計
181,693	85,810	29,339	296,842

事業費内訳

単位 : 千円

費目	主な内容	決算額
委託料		17,421
補償費		4,455
工事請負費		271,896

その他	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料他	3,070
合計		296,842

(2) 基盤整備の各種事業

< 基盤整備の各種事業の周知 >

基盤整備事業の中には多様な事業があり、それぞれ事業主体、補助率、事業内容、採択要件等の相違があるため、県は関連資料の公表等を通じて、各種事業の周知を行っている。

県のHPでは、『佐賀県の農業農村整備は、佐賀県農業・農村の持続的発展に向け、「磨き、稼ぎ、つながる農業の確立（農業の振興）」と「活力ある農村の実現（農村の振興）」を柱として、各種施策を推進していくこととしています。農業農村整備事業の取り組みや各種事業制度の概要等は、下記の添付ファイルをご覧ください。佐賀県の主要な農業農村整備事業について、事業の内容、採択要件などをわかりやすく簡易的に記載しております。』として、下記を公表している（令和7年12月12日最終更新）。

- ・さが県の農業農村整備 2024
- ・佐賀県農業農村整備事業「がいどぶっく」（令和7年度版）
- ・佐賀県農業農村整備事業「はんどぶっく」（令和7年度版）

< 基盤整備事業の目的 >

このうち「がいどぶっく」では、基盤整備事業の目的として、以下の通り記載されている。

【農地中間管理機構関連農地整備事業】

今後、高齢化の進行等に伴い、農地中間管理機構への農地の貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けられないおそれがある。一方、機構に貸し付けた所有者は、基盤整備のための費用を負担する用意がなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

このため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現に資する。

【経営体育成基盤整備事業】

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯等の地域農業の展開方向及び生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する。

【法人経営農地整備事業】

農家の高齢化による地域の担い手不足が進むなか、将来にわたり農業・農村を永続的に発展させていくためには、新たな担い手として、地域外から意欲ある農業法人を呼び込み、農業が地域の産業となる仕組みづくりが必要である。農業法人を呼び込むため、本事業により農地や農業水利施設等の基盤整備を実施することにより、農業参入や規模拡大する農業法人が県内に増加し、園芸振興が図られ、農業産出額の向上を図る。

【基盤整備促進事業】

農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等により、農村地域の活性化を促進するため、きめの細かい生産基盤の整備及び農用地の利用集積等の推進を支援する。

< 基盤整備事業の補助率、採択要件等 >

また、「はんどぶっく」に記載されている事業主体、補助率、主な事業内容、主な採択要件は、次頁の一覧表の通りである。（「はんどぶっく」における簡易的な記載内容を監査人が一覧表に集約表示したものである）。

基盤整備補助事業

※補助率の()内は5法指定地域等

事業名	農地中間管理機構 関連農地整備事業	経営体育成基盤 整備事業	法人経営農地 整備事業	基盤整備促進事業 (さが園芸888推進型)
事業主体	県営	県営	県営	市町営
補助率 計	100%	77.5%	77.5%~100%	80%以上
国	62.5%	50%(55%)	50%(55%)	50%(55%)
県	25%(27.5%)	27.5%	27.5%	15%
市町	12.5%(10%)	22.5%(17.5%)	22.5%(17.5%)	35%(30%)
農家負担	-	-	-	-
主な 事業 内容	区画整理	○	○	○
	農用地造成	○	○	-
	農業用排水施設	○	○	○
	農業用道路	○	○	○
	暗渠排水等	○	○	○
	土壌改良	-	-	-
主な採 択要件	受益面積	10ha以上、中山間地 域5ha以上	20ha以上	-
	農地中間 管理権	①事業対象農地すべ てについて農地中間 管理権が設定 ②農地中間管理権の 設定期間が、事業計 画の公告日から15年 間以上	-	農地中間管理権を15 年以上設定
	担い手への 集団化 集積等	事業対象農地の8割 を事業完了後5年以 内に担い手へ集団化	①事業完了時に、担 い手農地利用集積率 が、定められる値を 超えることが見込ま れる ②事業完了時に、受 益面積に占める担い 手の経営等農用地の うち、集約化された 農地面積割合が、定 められる値を超える ことが見込まれる	-
	収益性 販売額 の向上	事業実施地域の収益 性が事業完了後5年 以内(果樹は10年以 内)に20%以上向上	-	新たな基盤整備の実 施地区にて販売額2 千万円向上の見込み
	園芸団地 構想	さが園芸888運動園 芸団地構想における 整備計画に定めてい る	-	-
	農業生産 法人等	-	受益面積に占める農 業生産法人等の経営 等農用地面積の割合 が50%以上となるこ とが見込まれる	基盤整備実施区域に おいて農業経営する 者は農業法人であ り、役員又は重要 な使用人の2人以上 が農作業に従事す ること

(3) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 農地中間管理機構関連農地整備事業の活用推進について（監査意見）

< 基盤整備の各種事業の決算額・補助率 >

基盤整備の各種事業の過去3年間における決算額（国、県、市町の合計）、補助率は、下表の通りである。

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業	経営体育成基盤整備事業	法人経営農地整備事業	基盤整備促進事業(さが園芸888推進型)
決算額3年間計(国+県+市町)	358,757	3,725,341	110,367	1,336,306
令和4年度	1,015	1,540,350	18,601	426,321
令和5年度	60,900	941,594	56,847	506,021
令和6年度	296,842	1,243,397	34,919	403,964
事業主体	県営	県営	県営	市町営
補助率 計	100%	77.5%	77.5%~100%	80%以上
国	62.5%	50%(55%)	50%(55%)	50%(55%)
県	25%(27.5%)	27.5%	27.5%	15%
市町	12.5%(10%)	22.5%(17.5%)	22.5%(17.5%)	35%(30%)
農家負担	-			

※基盤整備促進事業には、(さが園芸888推進型)以外に、(元気な中山間づくり型)、(小規模整備型)などがあり、上表の決算額には、(さが園芸888推進型)以外も含まれている。

なお、「農地中間管理機構関連農地整備事業」は、以下では「機構関連事業」という。

< 機構関連事業の目的 >

機構関連事業の目的は、以下の通りとされている。

今後、高齢化の進行等に伴い、農地中間管理機構への農地の貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けられないおそれがある。一方、機構に貸し付けた所有者は、基盤整備のための費用を負担する用意がなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

このため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現に資する。

機構関連事業では、当該目的を達成するために、国の補助率が62.5%と高く設定さ

れており、農家負担がゼロとなっている。また、市町負担も 12.5%（5 法指定地域等は 10%）と相対的に低い。

<機構関連事業の活用状況>

機構関連事業は農家負担がゼロという大きなメリットがあるものの、決算額推移が示している通り、活用が進んでいない。当該状況には、下記の二つの理由が考えられる。

一つ目の理由は、佐賀県独自の採択要件と考えられる。佐賀県では、国の採択要件に加えて、「さが園芸 888 運動園芸団地構想における整備計画に定めていること」が要件として追加されている。

佐賀県では「さが園芸 888 運動」により高収益の園芸作物への移行が推進されている。しかし、現在でも県内の耕地面積の 83%は水田であり、当該整備計画を定めずに米・麦・大豆の水田農業を継続する限りは、機構関連事業を活用できないことになる。

二つ目の理由は、現状では、佐賀県内の農地中間管理機構の利用率が低いことである。

下表は、担い手への集積率 65%以上（令和 6 年度）の都道府県に関して、耕地面積に占める担い手の農地中間管理機構活用率を示したものである（農林水産省「担い手への農地集積の状況」（令和 7 年 6 月）より）。活用率は、集積率の上位先（北海道以外）が 7.5%～11.0%の水準にあり、全国平均も 5.3%であるのに対して、佐賀県は 1.0%と極めて低い状況にある。これは、農地中間管理機構が制定された平成 25 年度以前に、市町農業委員会への申し出による相対の農地貸借契約を行ったケースが多いためである。二毛作が盛んな佐賀県では、平成 18 年に国の品目横断的経営所得安定対策（いわゆるゲタ対策（麦・大豆等）、ナラシ対策の交付金制度）が制定された際に、交付対象要件を満たすために個人農家が集落営農組織を組成するに当たり、相対の農地貸借契約を行ったものと考えられる。そして、その後には仮に水田の畑地化等を実施したとしても、相対の貸借契約が継続しているものと推測される。

耕地面積に占める担い手の農地バンク活用率(集積率65%以上先)

令和 6 年度順位	令和 6 年度	農地バンクによる集積面積 ha	全耕地面積 ha	活用率
全国	61.5%	224,946	4,272,000	5.3%
1 北海道	92.5%	29,578	1,138,000	2.6%
2 山形県	71.9%	9,589	113,200	8.5%
3 秋田県	71.6%	15,510	145,600	10.7%
4 佐賀県	71.4%	499	49,600	1.0%
5 富山県	71.0%	4,425	57,400	7.7%
6 福井県	70.3%	3,922	39,500	9.9%
7 滋賀県	69.1%	3,727	49,600	7.5%
8 新潟県	68.3%	18,290	166,500	11.0%
9 石川県	65.8%	3,570	39,500	9.0%
10 宮城県	65.5%	11,448	123,900	9.2%

<機構経由の農地貸借契約に一本化>

平成7年度以降の農地貸借契約は、制度上、農地中間管理機構を経由した貸借契約に一本化され、既存の相對契約の更新は不可となった。既存の相對契約は、今後は契約期間満了時点で随時、機構経由の貸借契約に移行することになる。そのため、令和7年度以降は、全国的に機構経由の貸借契約が増加することになるが、相對契約が中心であった佐賀県では、他自治体よりもその増加率が高くなることを見込まれている。

<機構関連事業の活用推進>

前述の通り、佐賀県では「さが園芸 888 運動」により高収益の園芸作物への移行が推進されている。平成7年度以降は機構経由の農地貸借契約に一本化される中で、機構関連事業の農家負担ゼロという大きなメリットを活かして、「さが園芸 888 運動 園芸団地構想における整備計画に定めている」基盤整備については、県は、市町、農地中間管理機構（佐賀県農業公社）と連携して、機構関連事業の活用を積極的に推進することが望まれる。

② 水田における「大区画化等加速化支援事業」の活用推進について（監査意見）

県によれば、県内水田の区画整理率は 85.9%（令和6年度）と既に高水準にあることや、国の事業要件を考慮すると、機構関連事業における佐賀県独自の採択要件「さが園芸 888 運動園芸団地構想における整備計画に定めていること」の設定がないとしても、水田における機構関連事業を活用した区画整理等は、収益性の大幅な向上を目指す地域に限られてくるとのことであった。

水田における今後の基盤整備の課題は、農地集約の推進と併せた農地大区画化の推進とのことであり、そのためには、畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化事業が重要となる。

現在では、水田農業においても、高齢化による就農者の減少に伴い生産性向上や大規模化が求められており、水田農業の改革の必要性が高まっている。そのため、県は、水田農業の中核的担い手である集落営農組織の協業化推進事業や農地集約化実践事業を令和7年度より重点的に推進する方針を掲げている。

また、県は、「大規模水田スマート農業実証事業」を実施している。当該実証事業で得られた知見等を基に、スマート農業の導入に必要な基盤整備をまとめた指針を令和8年度までに作成して、大規模水田スマート農業に対応した基盤整備の普及拡大を推進する方針を掲げている。

そして、協業化推進事業、農地集約化実践事業、大規模水田スマート農業に対応した畦畔除去、大区画化については、「大区画化等加速化支援事業」の活用が有効であるとのことであった。「大区画化等加速化支援事業」は、令和7年12月に新たに開始された国庫による定額助成事業であり、区画拡大、畦畔除去、暗渠排水等の事業種類別に、通

常、集約化、大区画化のケース別助成単価が定められている。

県内の水田農業の改革、発展に向けて、協業化推進事業、農地集約化実践地区事業、大規模水田スマート農業が推進される中で、「大区画化等加速化支援事業」が積極的に活用されることを期待したい。

34. 県営法人経営農地整備事業

(1) 事業の概要

事業目的	さが園芸 888 運動を着実に進めるため、これまでの延長線上にない新たな取り組みが必要であることから、農業産出額の向上（稼げる農業の実現）につながる有効な農地整備事業を実施する。			
事業内容等	<p>【県営法人経営農地整備事業（委託料・工事請負費） 決算額 34,919 千円】</p> <p>園部地区（法人経営第 7118055-001 号）</p> <p>① 事業内容：基盤整備工 A=1,036 m²、さく井工 N=1 箇所</p> <p>② 契約期間：令和 6 年 11 月 13 日～令和 7 年 3 月 31 日</p> <p>③ 契約者の選定方法、応募者数：総合評価一般競争入札（自己採点型）2 者</p>			
担当部局	農林水産部 農地整備課			
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果：新たな担い手として農業法人が参入したことにより、農地を守り、雇用の促進など地域の活性化に繋がる。 ・数値目標の達成状況：法人参入の基盤整備に取り組む地区数（R6 目標：2 地区 R6 実績：2 地区） 			
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題：農家の高齢化による地域の担い手不足が進むなか、将来にわたり農業・農村を永続的に発展させていくためには、新たな担い手として意欲ある農業法人が地域に参入し、新たな産業となる仕組み作りが必要である。 ・今後の事業展開：経営拡大や農業参入の意欲が高く、経営感覚に優れた法人が目指す農業を機動的に実現できるよう、集約農地の準備から導入作物に適したオーダーメイドの農地整備を県営事業で実施する。 			
事業費推移	単位：千円			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
最終予算額	35,843	82,724	34,976	
決算額	18,601	56,847	34,919	
事業費財源	単位：千円			
	国庫	県	その他	合計
	17,670	9,950	7,299	34,919

事業費内訳		単位：千円
費目	主な内容	決算額
委託料		121
工事請負費		34,499
その他	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料他	299
	合計	34,919

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

35. 団体営農道整備事業（保全対策型）

(1) 事業の概要

事業目的	農村インフラ施設の状況や地域における役割を点検、施設の再編・集約、優先順位を付けた計画的な保全対策、地震等の災害対策等の強靱化・維持管理の効率化、農業生産性の向上等のための高度化を実施することで、農村に安心して住み続けられる条件を整備し、農村の持続性の向上を図る。			
事業内容等	<p>【農村整備事業（補助金等） 決算額 77,115 千円】</p> <p>① 事業内容 既設の広域農道、農免農道、一般農道、ふるさと農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備を実施する。 法面補修 1 地区、舗装補修 1 地区、点検診断・計画策定 2 地区</p> <p>② 開始年度：令和 3 年度</p>			
担当部局	農林水産部 農地整備課			
事業効果等	<p>・事業効果：舗装補修等の適切な保全対策の実施により、農産物の運搬コスト低減や快適性の向上等、農村環境の改善が図られた。</p> <p>・数値目標の達成状況：－</p>			
課題等	<p>・現状と課題：造成から 30 年近く経過し、橋梁・トンネル等の施設の老朽化が進むなかで、国庫補助金が十分に確保できず、計画に則った点検・補修が困難となっている。</p> <p>・今後の事業展開：点検・診断により策定した個別施設計画に基づき、補修・更新等を実施し、施設の長寿命化を図る。</p>			
事業費推移	単位：千円			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
最終予算額	44,286	47,112	77,115	
決算額	44,260	47,050	77,115	
事業費財源	単位：千円			
	国庫	県	その他	合計
	76,815	300	－	77,115
事業費内訳	単位：千円			

費目	主な内容	決算額
補助金	市町が実施する農道の点検・補修	76,815
事務費		300
	合計	77,115

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

36. 団体営集落基盤整備事業

(1) 事業の概要

事業目的	農村集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施する。			
事業内容等	<p>【団体営集落基盤整備事業（補助金） 決算額 38,506 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産基盤 <ul style="list-style-type: none"> ① 農業用排水施設整備 ② 農道整備 ③ ほ場整備 ④ 農用地開発 ⑤ 農地防災 ⑥ 客土 ⑦ 暗渠排水 ⑧ 農用地の改良又は保全 ・ 農村環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 農業集落道整備 ② 営農飲雑用水施設整備 ③ 農業集落排水施設整備 ④ 農業集落防災安全施設整備 ⑤ 用地整備 ⑥ 活性化施設整備 ⑦ 地域農業活動拠点施設整備 ⑧ 集落環境管理施設整備 ⑨ 交流施設整備 ⑩ 情報基盤施設整備 ⑪ 市民農園等整備 ⑫ 生態系保全施設等整備 等 <p>② 開始年度：昭和 49 年度</p>			
担当部局	農林水産部 農地整備課			
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果：農村生活環境の整備により農村集落環境が改善される ・ 数値目標の達成状況：農村の生活環境基盤の整備に取り組む地区数（1 事業実施中、R7 年度完了） 			
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題：S49～H22 まで農村振興総合整備事業として 42 地区の整備が完了 H24 からは集落基盤整備事業として農村環境整備（集落道・集落排水）を実施 ・ 今後の事業展開：R6 年度予算で実施中の 1 地区が完了（R7 繰越） 			
事業費推移	単位：千円			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
最終予算額	132,725	89,186	115,537	
決算額	110,813	73,099	38,506	
事業費財源	単位：千円			
	国庫	県	その他	合計
	29,620	8,886	—	38,506

事業費内訳		単位：千円
費目	主な内容	決算額
補助金	市町・土地改良区等が実施	38,506
	合計	38,506

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

37. 農地等再編加速化事業（最適土地利用総合対策）

(1) 事業の概要

事業目的	<p>農業従事者の減少や高齢化による担い手不足や耕作放棄地の拡大に伴い、地域で考える再編計画の実現に向けた取組を更に加速させ、将来の農業経営や施設管理の安定化を図る。</p>			
事業内容等	<p>【農地等再編加速化事業（補助金） 決算額 45,565 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>地域の土地利用構想の策定に係る費用 農用地を保全するための実証に関する取組に係る費用 粗放的利用な農地利用に係る費用 R6 年度 野田地区、天ヶ瀬地区、野田地区、万才地区</p> <p>② 開始年度：令和5年度</p>			
担当部局	農林水産部 農地整備課			
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果： 地域の話合いにより、営農を続けていく農地のゾーニングを行い、施設の統廃合を行うことで施設管理の負担が軽減される。 ・ 数値目標の達成状況： － 			
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題： 施設の統廃合等を行うにあたって、整備に要する費用が市町・土地改良区にとって負担となっている。 ・ 今後の事業展開： 策定した土地利用構想に基づき、営農継続に必要となる施設整備を行い、別事業による施設の再編整備に繋げていく。 			
事業費推移	単位：千円			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
最終予算額	－	10,000	50,000	
決算額	－	－	45,565	
事業費財源	単位：千円			
	国庫	県	その他	合計
	45,565	－	－	45,565
事業費内訳	単位：千円			

費目	主な内容	決算額
補助金	市町・土地改良区が実施する土地利用構想の策定及び実証事業	45,565
	合計	45,565

(2) 監査の結果及び意見

監査手続きを実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

【農山村課、農地整備課の両課が関与する事業】

38. 国営土地改良事業負担金

(1) 事業の概要

事業目的	
国営土地改良事業及び水資源開発事業に対する負担金	
事業内容等	
<p>【国営土地改良事業及び水資源開発事業（負担金） 決算額 1,273,658 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>国営土地改良事業及び水資源開発事業に対する負担金であり、支払義務のある償還等に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国営かんがい排水事業 <ul style="list-style-type: none"> ・筑後川下流地区（S51～H30 県及び地元償還） ・筑後川下流白石地区（S54～H12 地元償還） ・負担金：212,242 千円 ○国営総合農地防災事業 <ul style="list-style-type: none"> ・筑後川下流右岸地区（H24～R12 県負担直入方式） ・負担金：590,152 千円と国補正 185,715 千円 ○国営造成土地改良施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀中部地区（R5～R7 県負担直入方式） ・筑後川下流佐賀地区（R6～R7 県負担直入方式） ・負担金：佐賀中部地区 60,565 千円、筑後川下流佐賀地区 16,309 千円、国補正 7,153 千円 ○水資源機構営かんがい排水事業 <ul style="list-style-type: none"> ・筑後川下流用水地区（R5～R19 県負担直入方式） ・負担金：100,432 千円と国補正 22,722 千円 ※別途維持管理負担金が 77,320 千円 ○土地改良施設突発事故復旧事業 <ul style="list-style-type: none"> ・上場地区（R5～R6 県負担直入方式） ・負担金：1,053 千円 <p>② 開始年度：昭和 52 年度</p>	
担当部局	農林水産部 農山村課、農地整備課
事業効果等	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果：国営及び水資源機構営土地改良事業の円滑な執行が図られている。 ・数値目標の達成状況：該当なし 	

課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題：国営事業の予定していた新規地区への着手の遅れや現行地区の事業進捗の遅れ等が発生している。 ・今後の事業展開：現行地区の事業推進及び国営事業の新規地区の着手に向けた調査を進められている。 			
事業費推移	単位：千円			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
最終予算額	1,424,465	1,213,100	1,273,667	
決算額	1,424,462	1,213,096	1,273,658	
事業費財源	単位：千円			
	国庫	県	その他	合計
	—	1,165,908	107,750	1,273,658
事業費内訳	単位：千円			
	費目	主な内容	決算額	
	負担金	国営、水資源機構営土地改良事業への負担金	1,273,658	
		合計	1,273,658	

(概要)

①国営かんがい排水事業

農業の生産性の向上、農業構造の改善等に資することを目的として行われる、農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備事業で、国営で行われる事業。

②国営総合農地防災事業

地盤沈下や流域開発等による湛水被害を防ぐための排水施設等の整備、農業用水の水質や土壌の保全、農業水利施設の耐震化対策や豪雨災害対策、ため池の整備などを行うことにより、農地や農業用施設に対する災害を未然に防止する事業で、国営で行われる事業。

③国営造成土地改良施設整備事業

国営事業により造成された、ダム、頭首工、揚排水機場、幹線用排水路等の施設における改修事業

④水資源機構営かんがい排水事業

農業の生産性の向上、農業構造の改善等に資することを目的として行われる、農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備事業で、独立行政法人水資源機構が実施する事業。

⑤ 土地改良施設突発事故復旧事業

土地改良施設で発生した突発事故の現地仮復旧並びに機能回復を行う復旧工事及び類似の被害を防止する事業

(2) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

39. 基幹水利施設管理事業

(1) 事業の概要

事業目的				
大規模で公共性の高い基幹水利施設（ダム、揚水機場等）については、広域に亘って効用を発揮しており、地域の農業情勢および社会情勢の変化に対応した適正な管理が必要であるが、その維持管理費は市町財政へかなりの負担を及ぼしていることから、本事業への取組みにより施設の適正管理と負担軽減を図るもの。				
事業内容等				
【基幹水利施設管理事業費（補助金） 決算額 330,046 千円 農地整備課】				
① 事業内容				
・ 上場地区の唐津市及び玄海町が管理する松浦川揚水機場、打上ダム、後川内ダム、赤坂ダム、上倉ダム及び藤ノ平ダムの維持管理費に対する補助金交付				
② 補助金交付先 : 唐津市				
③ 負担割合 : 国 30%、県 30%（上場 1 地区は 35%）、市町 40%（上場 1 地区は 35%）。なお、治水協定を締結したダム（上場 2～6 地区）については、国 33.33%、県 35%、市 31.67%				
④ 開始年度 : 平成 8 年度				
⑤ 事業費内訳（単位：千円） : R6 年現年決算額 282,845 千円（国及び県）				
地区名	国負担	県負担	市町負担	事業費計
上場 1	65,318	87,251	82,154	234,723
上場 2	4,254	4,467	4,042	12,763
上場 3	4,915	5,161	4,670	14,746
上場 4	4,515	4,740	4,290	13,545
上場 5	2,771	2,910	2,634	8,315
上場 6	47,094	49,449	44,740	141,283
補助金計	128,867	153,978	142,530	425,375
⑥ 事業費内訳（単位：千円） : R6 年明許決算額 47,201 千円（国及び県）				
地区名	国負担	県負担	市町負担	事業費計
上場 3	3,869	4,062	3,674	11,605
上場 4	7,818	8,209	7,427	23,454
上場 5	8,019	8,420	7,618	24,057
上場 6	3,319	3,485	3,151	9,955
補助金計	23,025	24,176	21,870	69,071

【基幹水利施設管理事業費（補助金） 決算額 126,230 千円 農山村課】

① 事業内容

- ・ 筑後川下流白石地区の白石町が管理する有明 1 号～ 3 号排水機場および有明水路の維持管理費に対する補助
- ・ 筑後川下流地区の佐賀市が管理する朝日排水樋門及び幸搦排水樋門並びにそれぞれに付随する幹線水路（徳永線、南里線）、また、神崎市及び佐賀市が管理する城原金立揚水機場の維持管理費に対する補助
- ・ 佐賀中部地区の佐賀市が管理する嘉瀬排水機場、城西排水機場、東与賀戊申第 2 排水機場、また、小城市が管理する芦刈第 1 排水機場の維持管理に対する補助
- ・ 佐賀西部地区の佐賀市、多久市、小城市、武雄市、大町町、江北町及び白石町が管理する白石平野揚水機場、多久揚水機場、佐賀西部導水路、佐賀西部導水路白石線、白石導水路、山脚導水路、白石東調圧水槽及び山脚調圧水槽、また、佐賀市及び小城市が管理する佐賀西部高域揚水機場及び佐賀西部高域吐水槽の維持管理に対する補助

② 補助金交付先 : 佐賀市、小城市、神崎市、白石町

③ 負担割合 : 国 30%、県 30%、市町 40%

④ 開始年度 : 平成 8 年度

⑤ 事業費内訳（単位：千円） : R 6 年現年決算額 126,230 千円（国及び県）

地区名	国負担	県負担	市町負担	事業費計
白石	10,205	10,205	13,611	34,021
筑後川下流	10,188	10,188	13,591	33,967
佐賀中部	17,816	17,816	23,761	59,393
佐賀西部	24,906	24,096	33,213	83,025
補助金計	63,115	63,115	84,176	210,406

【基幹水利施設管理事業費（R 6 省エネ化推進分）（補助金） 決算額 6,376 千円】

① 事業内容

- ・ 省エネルギー化推進計画に基づき、エネルギー使用量の削減に向け、農業水利施設の省エネ化及びコスト削減に取り組む施設管理者に対し、支援金を交付する。

② 交付要件等

- ・ 支援対象施設 : 市町が管理する国営造成農業水利施設
- ・ 事業実施要件 : 省エネルギー化推進計画（事業採択申請年度の翌年度から 3 年間）の策定、省エネルギー化・コスト削減の取組メニューの中から 2 つ以上を実施
- ・ 補助対象経費 : 省エネルギー化・コスト削減の取組に係る経費、省エネルギー化・コスト削減の取組を行う施設の維持管理費（電力料・油脂費含む）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付額 : (R6 年度のエネルギー価格高騰分-従来の国庫補助) × 0.7 高騰分は統計調査等により別途農村振興局長が定める高騰率を基に算出 				
③ 開始年度 : 令和 5 年度				
④ 事業費内訳 : 上場 1 地区 5,333 千円、上場 2 地区 1,043 千円 (何れも国負担)				
担当部局	農林水産部 農山村課、農地整備課			
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果 : 基幹水利施設の適正管理と負担軽減が図れている。 ・ 数値目標の達成状況 : 該当なし 			
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題 : 基幹水利施設にかかる電気料金・燃料の高騰や施設の老朽化により、管理経費が増高している。 ・ 今後の事業展開 : 基幹水利施設の適正管理と負担軽減のため、引き続き維持管理費に対する補助を行う。 			
事業費推移	単位 : 千円			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
最終予算額	326,241	403,059	509,678	
決算額	320,330	355,833	463,631	
事業費財源	単位 : 千円			
	国庫	県	その他	合計
	221,383	242,248	-	463,631
事業費内訳	単位 : 千円			
	費目	主な内容	決算額	
	補助金	基幹水利施設の維持管理費に対する補助	462,652	
	事務費	職員旅費、需用費、使用料	979	
		合計	463,631	

(2) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 変更申請書の理由について（監査意見） [農地整備課]

佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱第 6 条(補助金の交付の条件) の第 1 項第 2 号には「補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。」との規定がある。

そこで、令和 6 年度基幹水利施設管理事業補助金変更承認申請書を閲覧した。変更申請書の関係書類には、収支予算書、経費の配分、事業計画の概要、市町別財源内訳書、市町別収支予算書、変更理由書がある。

令和 7 年 3 月 10 日に唐津市から提出された令和 6 年度基幹水利施設管理事業補助金変更承認申請書の変更理由書を閲覧したところ、それぞれの費用の変更について、以下のような理由が記載されていた。

地区名	変更理由	変更
上場 3	放流バルブの点検等を見送ったため、減額となったもの	整備費 4,739,000 円減額
上場 4	ポンプの点検等を見送ったため、減額となったもの	整備費 3,313,000 円減額
上場 5	ポンプの点検等を見送ったため、減額となったもの	整備費 2,369,000 円減額

いずれも点検等の見送りであるが、基幹水利施設の適切な運用のためには定期的な点検等は必要不可欠である。その理由を見送ったためとするのでは、その判断が合理的で法令に準拠したものであったのか、変更理由書では判断することが出来なかった。

なお、見送りに問題はないのかヒアリングしたところ、放流バルブ及びポンプの点検等は法的に義務となっているものではなく、任意のものであり、見送っても問題はないと判断したとのことであった。

補助金の変更申請における変更理由書には、その変更理由を具体的に記載する必要がある。

佐賀県としては、変更理由について不明な点は市町にヒアリングを行い、変更が適切であるか判断したうえで、市町が変更申請書を提出する場合には、変更理由書に具体的な理由を記載するよう指導されたい。

② 変更申請書の予算議決日について（監査意見） [農山村課]

佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱第 6 条には、「補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、別表 3 に規定する変更以外の変更については、この限りでない。」と変更承認申請についての記載がある。

基幹水利施設管理事業変更承認申請書は、事業計画の概要、経費の配分、収支予算書、

変更理由書、市町別収支予算書が添付資料として提出されている。

そのうち、収支予算書は当該事業についての収支予算について、前年度予算額と比較し、当年度予算額を記載する書類である。この収支予算書は、当初申請書類と変更申請書類は同じ様式（収支予算書別紙1-4）であり、収入の部と支出の部に区分して予算を記載し、当該予算の各市町の予算議決（又は予算議決予定）日を記載することとなっている。

しかしながら、佐賀市より令和6年4月1日に提出された補助金交付申請書（交付申請額は22,178,000円）、令和6年7月18日に提出された変更承認申請書（追加交付申請額は63,626,000円）、令和7年3月4日に提出された変更承認申請書（追加交付申請額はなし）に添付されていた収支予算書には議決日の記載がなかった。

収支予算書様式には予算議決（又は予算議決予定）日を記載することとなっているので、記載するように指導されたい。

また、白石町より令和7年1月8日に提出された変更承認申請書は、追加交付申請額が21,490,000円であり、多額の予算額の変更が認められるが、白石町の予算議決日は前年度中に当る令和6年3月14日であった。

多額の予算額の変更の場合、当年度中の補正予算で議決されている可能性が高いと考えられるので、県としては本件の予算議決日に誤りがないか確認し、誤りがあれば修正するよう指導されたい。

市町負担も発生する補助金は、補助対象経費が市町の予算で議決された（もしくは議決される）ことを前提として県から交付される。補助対象経費が予算で議決されなければ、補助金交付申請書に記載された事業を実施することが出来ないためである。

県としては、収支予算書の予算が議決された（される）かどうかは重要な情報であるため、正確な日時を記載するように市町に指導されたい。

40. 水利施設管理強化事業

(1) 事業の概要

事業目的					
農業水利施設の公的な役割に応じた管理費への支援を恒久的に行い、施設の有する多面的機能（農業用水の供給や農地配水だけでなく、洪水防止や防火用水、水質浄化などの様々な機能）を適正に発揮させる。					
事業内容等					
【水利施設管理強化事業 決算額 65,381 千円】					
① 事業内容					
土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設の維持管理費に対する支援（補助対象経費）					
<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「37.5%」相当）への支援 ・施設の整備補修に要する費用への支援 					
（実施地区別の補助金交付額 単位：円）					
申請者	地区名	事業費	補助金交付額		
			補助金	うち国費	うち県費
佐賀市	嘉瀬川	34,347,000	24,042,900	17,173,500	6,869,400
小城市	嘉瀬川	9,153,000	6,407,100	4,576,500	1,830,600
嘉瀬川計 佐賀土地改良区		43,500,000	30,450,000	21,750,000	8,700,000
唐津市	上場	24,819,000	17,373,300	12,409,500	4,963,800
玄海町	上場	8,181,000	5,726,700	4,090,500	1,636,200
上場計 上場土地改良区		33,000,000	23,100,000	16,500,000	6,600,000
鹿島市	多良岳	3,852,000	2,696,400	1,926,000	770,400
多良岳計 鹿島市多良岳土地改良区		3,852,000	2,696,400	1,926,000	770,400
吉野ヶ里町	佐賀東部	1,918,000	1,342,600	959,000	383,600
神埼市	佐賀東部	6,724,000	4,706,800	3,362,000	1,344,800
佐賀市	佐賀東部	3,970,000	2,779,000	1,985,000	794,000
上峰町	佐賀東部	56,000	39,200	28,000	11,200
みやき町	佐賀東部	310,000	217,000	155,000	62,000
佐賀東部計 佐賀東部土地改良区		12,978,000	9,084,600	6,489,000	2,595,600
佐賀市	嘉瀬川	34,347,000	24,042,900	17,173,500	6,869,400
	佐賀東部	3,970,000	2,779,000	1,985,000	794,000
佐賀市計		38,317,000	26,821,900	19,158,500	7,663,400
合 計		93,330,000	65,331,000	46,665,000	18,666,000

② 開始年度：令和4年度				
担当部局	農林水産部 農山村課、農地整備課			
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果：農業水利施設の多面的機能が適正に発揮できている。 ・数値目標の達成状況：該当なし 			
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題：農家の減少・高齢化による労働力不足や都市化・混住化による管理作業が増大していることに加えて、近年頻発化・激甚化している豪雨等によって、土地改良区等は複雑かつ高度な操作・管理を求められており、維持管理費も年々増加するなど、施設管理者の負担が増大している。こうした状況で、管理水準の低下や職員の削減等により、施設の老朽化対策が不十分になるとともに農業水利施設の有する農業生産のための機能にも支障が生じる恐れがあることから、適正な維持管理が実施されるよう、土地改良区等への管理費支援が必要。 ・今後の事業展開：農業水利施設の多面的機能を適正に発揮させるため、引き続き維持管理費に対する支援を行う。 			
事業費推移	単位：千円			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
最終予算額	56,777	65,215	65,415	
決算額	56,766	65,132	65,381	
事業費財源	単位：千円			
	国庫	県	その他	合計
	46,665	18,716	-	65,381
事業費内訳	単位：千円			
費目	主な内容	決算額		
補助金	土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設の維持管理費に対する支援	65,331		
事務費	人件費、職員旅費、需用費、使用料	50		
	合計	65,381		

(2) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 収支予算書と収支精算書の記載について（監査意見） [農山村課]

当該補助金の補助金申請者は補助金交付申請書に別紙1～5収支予算書を提出している。収支予算書は事業費を記載する書類となっており、区分には①多面的機能の発揮に対応した費用、②治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、③その他、の3つの費用を記載することとなっている。さらに、例えば①多面的機能の発揮に対応した費用には操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設費、調査費、諸油脂費、電力料の費用を内訳として記載することとなっている。

収支予算書では、それぞれの費用について、土地改良区の予算額と事業対象経費を記載することになっている。この記載は実績報告書における収支精算書も同様の様式となっている。

そこで、補助金申請書の収支予算書と補助金実績報告書の収支精算書を閲覧したところ、唐津市が提出する上場地区と佐賀市が提出する佐賀東部地区の収支予算書と収支精算書には事業対象経費が記載されていたが、佐賀市と小城市が提出する嘉瀬川地区の収支予算書と収支精算書には事業対象経費が記載されていなかった。

土地改良区の予算額とその決算額は、直接的に補助金額と直結するわけではなく、そのうちの事業対象経費のみが補助金額の算定根拠（事業費については、補助対象経費の7/10以内）となる。

操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設費、調査費、諸油脂費、電力料について申請書で予算額を記載し、実績報告書で決算額を記載することとなっているにも関わらず、それが土地改良区の予算額と決算額のみで、補助金額に直結する事業対象経費が空欄では、内訳を記載する意義がない。なぜなら、土地改良区の予算額と決算額を比較して増減を把握しても、補助金額に直結する事業対象経費の増減を把握することが出来ないためである。

よって、土地改良区の予算額と決算額のみを記載するのではなく、事業対象経費の予算額と決算額を記載することが望ましい。

(参考)

収支予算書の様式

収支予算書

市町村名：
2. 支出の部

地区区分 () 市区町村 () 市区町村 () 市区町村	区分	土地改良区 予算額	事業対象経費②	事業対象経費②の市町村配分の率										備考
				() 市		() 町		() 村		() 支庁		() 国		
				レ	ノ	レ	ノ	レ	ノ	レ	ノ	レ	ノ	
多 区 的 地 区 に 対 し た 支 出	操作運搬費													上段に關係 市町村を全 記入し、 ()は 市町村配分 部を記入す ること。
	点検整備費													
	施設管理費													
	施設費													
	調査費													
	経費助費													
	電力料													
	小計													
治 水 施 設 等 の 地 区 に 対 し た 支 出	操作運搬費													
	点検整備費													
	施設管理費													
	施設費													
	調査費													
	経費助費													
	電力料													
	小計													
そ の 他	設備補修費													
小計														
合計														

41. 水利施設維持管理省力化対策費

(1) 事業の概要

事業目的	<p>社会情勢等の変化により、農業水利施設の維持管理省力化による管理者の負担軽減を図る必要があるため、施設機能の追加整備や施設の統廃合・再編を推進することにより、農業水利施設の管理体制強化を図る。</p>
事業内容等	<p>【水利施設維持管理省力化対策費 決算額 22,842 千円】</p> <p>① 事業内容</p> <p>水利施設の再編による維持管理省力化を図るため、施設計画検討に係る費用を助成する。</p> <p>【農業用ダム通信設備整備費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ダム通信設備整備事業として水利用調査を実施した。令和5年度に予算計上し、繰越により令和6年度に執行した。 ・測量及び試験費として水利用調査を実施【決算額：委託費 22,842 千円】 <p>【水利用実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の営農ビジョンに沿った農業水利施設の再編を進めるため、その地域に必要な用水量等の調査を実施することにより、施設のスリム化を図り、維持管理費の軽減を図る。 ・令和6年度に予算計上【予算額：補助金 45,000 千円】、繰越により令和7年度に執行。 ・国の水利施設等保全高度化事業を活用し、県の団体営調査設計事業補助金として交付。 <p>【畑かん施設再編検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の営農ビジョンに沿った畑地かんがい施設の再編を進めるため、施設の統廃合検討と一体的に必要な用水量等の調査を実施することにより、施設の維持管理省力化による維持管理費の軽減を図る。 ・令和6年度は予算計上、執行ともに該当なし。 <p>② 開始年度：令和3年度</p>
担当部局	農林水産部 農山村課、農地整備課
事業効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果：水利施設の統廃合・再編により維持管理費や水利用の最適化が図られる。 ・数値目標の達成状況：該当なし
課題等	

- ・現状と課題：取水施設の老朽化による破損等の不具合が発生。また、地域の高齢化等により日常的な維持管理が困難な状況。
- ・今後の事業展開：水利施設の統廃合・再編に向けた検討を進める。

事業費推移 単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	197,396	172,049	70,068
決算額	79,184	146,044	22,842

※令和6年度最終予算額70,068千円の内訳

- ・【農業用ダム通信設備整備費】25,068千円（令和5年度予算で令和6年度への繰越額）⇒このうち決算額が22,842千円（不用額2,226千円）
- ・【水利用実態調査】45,000千円（繰越により令和7年度に執行）

事業費財源 単位：千円

国庫	県	その他	合計
22,342	500	—	22,842

事業費内訳 単位：千円

費目	主な内容	決算額
委託費	水利用調査等	22,342
事務費		500
	合計	22,842

(2) 監査の結果及び意見

監査手続を実施した結果、指摘事項は検出されなかったが、次の事項について意見を述べることとする。

① 速やかな繰越承認について（監査意見） [農山村課]

令和6年度に予算計上された45,000千円は、神崎市に交付される団体営調査設計事業補助金であるが、繰越により令和7年度に執行されている。

神崎市城原川地区に設置されている35箇所の取水樋管について、適正な取水を行うための施設やその管理方法の改善に向けた統廃合（合口）を検討するための費用を補助するもので、令和6年4月3日に神崎市より「令和6年度調査設計事業補助金交付申請書」が佐賀県に提出され、令和6年5月13日に「令和6年度佐賀県団体営調査設計事

業補助金の交付決定について（通知）」が通知されている。

補助事業の完了予定は令和 7 年 3 月 31 日であったが、事業開始後に予定の期間内に完了することができないと見込まれた。佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱第 7 条には、「補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合」のうち、「歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、繰越承認申請書の提出」が求められている。また、令和 6 年 5 月 13 日に通知された「令和 6 年度佐賀県団体営調査設計事業補助金の交付決定について（通知）」には、「補助事業が予定期間内に完了しない場合」においては、速やかに知事に報告してその指示を受けることとされている。

そこで、神崎市からは令和 6 年 9 月 20 日に「令和 6 年度団体営調査設計事業の繰越承認について（申請）」が提出されている。

「令和 6 年度団体営調査設計事業の繰越承認について（申請）」の繰越理由によれば、「設計検討に必要な基礎資料について、当該業務契約前に国から提供される予定であったが、国における取りまとめ業務に遅れが生じ、令和 6 年 11 月頃に提供される見込みである。そのため、当該委託業務に遅れが生じ、業務終了が令和 7 年 8 月下旬となることから、年度内の完了が困難なため、やむを得ず繰り越すものである。」とのことであった。

佐賀県では神崎市の承認申請に基づき、福岡財務支局からの承認（令和 6 年 11 月 27 日）を受け、県予算の 11 月補正で議会の承認を受けたが、繰越承認が神崎市に対して行われたのは、令和 7 年 3 月 10 日であった。

繰越承認の遅れは神崎市の繰越手続の遅れにも繋がるので、福岡財務支局と県議会の承認後は、可及的速やかに申請者に対して承認通知を行うことが望ましい。

（参考）

佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱

（事業遅延の提出）

第 7 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式 11 号による遅延届出書を知事に提出し、指示を受けなければいけない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書に代えることができる。